

杉並区職員措置請求監査結果

(政務調査費に関する住民監査請求)

(平成23年2月)

杉並区監査委員

目 次

[1]	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の主たる内容	1
4	請求の受理	1
[2]	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述	1
2	監査項目	2
3	対象部局	2
4	関係人	2
[3]	監査の結果と判断	
1	監査結果	2
2	判断	2
2 - 1	主要項目別判断	2
2 - 1 - 1	政務調査費の計上年度について	2
2 - 1 - 2	交付される政務調査費を超える収支報告書の取り扱いについて	3
2 - 1 - 3	按分比について	4
2 - 1 - 4	領収書について	5
2 - 1 - 5	会費について	7
2 - 1 - 6	交通費について	8
2 - 1 - 6 - 1	スイカ・パスモについて	8
2 - 1 - 6 - 2	自動車・バイクの使用について	9
2 - 1 - 6 - 3	タクシー代について	10
2 - 1 - 7	視察費及び研修費について	11
2 - 1 - 8	会議費について	13
2 - 1 - 9	資料購入費について	13
2 - 1 - 9 - 1	新聞・雑誌の購読について	14
2 - 1 - 9 - 2	書籍の購入について	14
2 - 1 - 10	広報費について	15
2 - 1 - 10 - 1	区政報告について	15
2 - 1 - 10 - 2	ホームページについて	17
2 - 1 - 11	事務費について	17
2 - 1 - 11 - 1	事務用品について	18
2 - 1 - 11 - 2	固定電話・FAXについて	19
2 - 1 - 11 - 3	携帯電話について	19
2 - 1 - 11 - 4	パソコン、インターネットについて	20
2 - 1 - 11 - 5	ケーブルテレビについて	21
2 - 1 - 12	備品の購入について	21
2 - 1 - 13	事務所費について	22
2 - 1 - 14	人件費について	23
2 - 2	会派・議員別判断	26

表 - 1	要返還額	56
表 - 2	誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額	56
[4] 措置請求書		
1	措置請求書	57
[5] 抗弁書		
1	政策経営部区長室	189
2	区議会事務局	195
[6] 政務調査費に係る調査について（回答）		
1	平成 23 年 1 月 13 日付け	215
2	平成 23 年 1 月 19 日付け	292
3	平成 23 年 2 月 4 日付け	304
資料		
1	政務調査費条例	331
2	政務調査費条例施行規則	334
3	政務調査費の取扱いに関する規程	336
4	事務処理の手引き	339

【注】

- ・ 「措置請求書」は、請求人の提出した措置請求書原文のうち、議員・会派名称等については仮名としたものである。
- ・ 「抗弁書」及び「政務調査費に係る調査について（回答）」における議員、会派名称等については、原本に記載されたものを仮名にしたものである。
- ・ 資料の政務調査費条例、政務調査費条例施行規則及び政務調査費の取扱いに関する規程は、それぞれ平成 21 年 4 月 1 日現在のものである。

ホームページ掲載にあたり、請求人名は仮名とし、住所は省略して掲載しています。また、資料 1「政務調査費条例」、資料 2「政務調査費条例施行規則」、資料 3「政務調査費の取扱いに関する規程」及び資料 4「事務処理の手引き」（331～374 ページ）の掲載は省略しました。なお、省略した資料については、区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

杉並区職員措置請求監査結果(平成21年度政務調査費に関する住民監査請求)

平成23年2月10日 杉並区監査委員

平成22年12月13日付けで「 団体 S O 」(杉並区高井戸東4-19-23)を請求人として提出された「杉並区議会の会派および議員に対する平成21年度政務調査費に関する措置請求書」に関する監査結果は、下記のとおりである。なお、本件監査に当たっては、杉並区監査委員のうち、小野清人、齋藤常男の2名を除斥とし、四居誠、茂木信の2名により監査を実施した。

[1] 請求の概要と受理

1 請求人

団体 S O

2 請求書の提出

平成22年12月13日

3 請求の主たる内容

「杉並区の被った損害額に関し、平成21年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、53,362,580 円である。」(原文のまま)

請求の全文は、57頁から188頁に記載したとおりである。

なお、「措置請求書」等の記載も含めて、本監査結果では、議員並びに会派の名称等については、特に必要とする場合を除き、原則として仮名による表記に修正した。仮名の付番は、議員個人についてはアルファベットの小文字の a から順に表示し、z より後は大文字の A から順に表示し、会派については、アルファベットの太文字の N から順に表示した。それ以外の名称については、必要に応じて記号等で表示した。

4 請求の受理

請求人の住民資格、監査請求期間など、地方自治法第242条所定の要件を充足していることを確認し、平成22年12月16日の監査委員会議により、受理することを決定した。なお、受理の決定に先立ち、監査委員のうち、小野清人、齋藤常男の2名を除斥した。

[2] 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年12月22日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人のうちから5人が請求の要旨を補足する陳述を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査項目

本件措置請求にかかる監査にあたっては、法令違反の有無ならびに事務手続き上の適否を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

3 対象部局

政策経営部区長室及び区議会事務局を監査の対象とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成23年1月14日に説明聴取を行い、また、適宜関係書類を調査した。

4 関係人

区議会議長を、本件措置請求にかかる監査に必要な関係人と位置づけ、文書により調査を依頼した。

[3] 監査の結果と判断

1 監査結果

本件措置請求については、監査を担当した2名の監査委員の合議により、次のように決定した。

請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。認容部分にかかる該当会派名、要返還額は、56頁の表 - 1 のとおりであり、区長は、該当する1会派に対して、要返還額とした合計452,439円の返還に必要な措置を、平成23年3月31日までに講じられるよう、勧告する。

なお、監査期間中に、多くの誤記控除・誤記更正の手続きがとられているが、誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額の一覧は、56頁の表 - 2 のとおりである。

2 判断

2 - 1 主要項目別判断

請求人は、60頁から67頁にあるとおり、14項目にわたって〈検証の基準〉を掲げ、主要項目に対する基本的な考え方を整理し、個別の会派・議員に対する返還請求を行う上での包括的な基準としている。したがって、本件監査においては、まず、この〈検証の基準〉について検討し、判断した。

2 - 1 - 1 政務調査費の計上年度について（〈検証の基準〉 60頁）

請求人は、政務調査費として計上される経費について、「当該年度内（4月1日から翌年の3月末日まで）に実施された活動を対象とし、かつ、当該年度内に、実際に支出された費用のみ」を対象とし、これに該当しないものはすべて認められない、としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（200頁）は、「政務調査費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている」とした上で、ただし、通算で「支出の範囲を1年分に留める」こと、また、1年以内であっても任期を超える部分の計上はできないこと、としている旨を述べている。

（判断）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）は、政務調査費収支報告書等の提出や政務調査費の返還について、年度を基

準として行うことを定めている。しかしまた、一部の自治体の同条例に定められているような、区政に関する調査研究に資する、という政務調査費の目的に関して「当該年度の」といった限定を設けていない。

政務調査費で支出する費用の中には社会慣習上、家賃等のように当該月に係る費用を前月に支払わなければならないもの、光熱水費等のように使用量に応じた料金が確定してから支払うため支出が翌月以降になるもの、雑誌の購読などのように年間購読契約の方が割安になるものなど、受益と支払いの関係について様々なケースが想定される。請求人の主張は、これらの実態を無視し、行政上の会計処理基準の一つである年度主義によってすべてを律しようとするものであって、社会的な実態を考慮しないものと言わざるを得ない。

したがって、受益と支払いの関係が同一年度内に完結すべきことを求める趣旨と思われる明示の規定がある場合は別として、当区のように特段の定めがない場合には、社会慣習などに即して柔軟に対応することを直ちに否定することは出来ないものであって、請求人の主張は採用できない。

なお、例えば資料としてバックナンバーを購入するような場合を除き、一般的な購読契約において、一年（12ヶ月）分を超えた契約を行い、そのすべてを政務調査費に計上することは、政務調査費の返還を、年度を基準として行うこととしている「政務調査費条例」の趣旨などから見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年（12ヶ月）分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年（12ヶ月）分を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である。

また、政務調査費の支出時に議員の身分を有していたとしても、その効果の発生時期に議員の身分を有しない期間が含まれている場合には、その期間については政務調査費の対象とならないことは言うまでもない。いうまでもなく、議員任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切ではなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了日までの月数に限定されるべきである。

2 - 1 - 2 交付される政務調査費を超える収支報告書の取り扱いについて

（＜検証の基準＞ 60頁）

請求人は、政務調査費として交付される年額192万円を超える額を計上した収支報告書について、訂正・再提出がなされなければならない、とし、また、192万円を超える支出を計上した収支報告書を監査することは、個人資金の支出を公的立場の監査委員が監査・判断するものであって、監査そのものに疑義が生じる、としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（201頁）は、「条例・規則等において、調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究に要した経費をどの程度収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが妥当である」としている。

（判断）

政務調査費条例第10条や杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費条例施行規則」という。）第7条は、政務調査費収支報告書を定められた期限までに提出することや政務調査費出納簿の様式を定めているが、記載方法などについての定めはない。そのため、政務調査活動に要した経費として政務調査費収支報告書等の支出に計上されている額が、政務調査費交付額の上限である192万円を超えている

ことが少なからずある。

もとより、交付される年額 192 万円は、交付額の上限として定められているものであって、会派・議員の政務調査活動がこの金額の範囲内に抑えられなければならないものではない。したがって、会派・議員が、この交付額の上限を超えて収支報告書等に記載したとしても、それをもって直ちに不実を記載したものとはいえず、また、当然ながら交付額の上限を超えて政務調査費が交付されるものでもない。したがって、交付額の上限を超えて収支報告書等の支出が記載されていたとしても、それをもって違法・不当とすることは出来ず、請求人の主張は採用できない。

ただし、こうしたことの結果として、請求人も指摘するように、支出額のどの部分が政務調査費による支出かが不明確な事態が生じる。公費として交付を受けた政務調査費をどの支出に充てたのかを明確にすることが望ましいことは言うまでもないことであり、収支報告書の記載のあり方については、そうした面も考慮して、今後、検討されることを期待する。

なお、上限額を超えた部分について監査することが「監査そのものに疑義が生じる」としている点については、請求人の感想に過ぎない。

2 - 1 - 3 按分比について（＜検証の基準＞ 60 頁）

請求人は、会派・議員の活動が、政務調査活動以外にも多様であることを指摘し、政務調査費を計上する場合には、多様な活動における政務調査活動の按分比について明確に根拠を開示すること、また、政務調査研究活動が、二次的、三次的である支出については、按分の対象とすべきでない、と主張する。

これに対して**対象部局**の抗弁書（201頁）は、按分上限を明示した杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「政務調査費の取扱いに関する規程」という。）第 2 条第 3 項別表に定める政務調査費使途基準細目（以下「使途基準細目」という。）を定めた経緯などを述べた上で、上限が定められていない支出については「会派・議員によって経費の区分の必要性和区分する場合の按分割合が多種多様であると認識しており、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している」のであって、この判断が「明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない」と認められる場合を除き、支出を認めるのが妥当である」としている。

（判断）

請求人も対象部局もともに、会派・議員の活動は多岐にわたり、政務調査活動とそれ以外の活動が混在することが多いことを認めている。

さて、政務調査活動とそれ以外の活動が混在することが多い以上、公費の対象となる政務調査活動と、公費対象外の他の活動との区別を出来る限り明確にし、公費負担分が過分にならないように留意すべきことは当然である。

しかし、按分を行うすべての政務調査活動について、採用した按分比の妥当性を個々に説明し、証明することは、仮に出来たとしても多大な労力を要するし、様々な状況のすべてを説明しきることは困難であり、実際上不可能である。むしろ、それが不可能だからこそ、現実的な妥当性を支える仕組みとして、支出内容に応じた標準的な按分割合ないしその上限を定める按分比の制度が生まれてきたと見るべきである。

さて、杉並区は「政務調査費の支出に関する事務処理について（平成21年12月）」（以下「事務処理の手引き」という。）の中で、基本的考え方の一つとして「按分の原則」を掲げ、政務調査費支出全般に通じる原則とするとともに、他の活動と混在しがちな主要な政務調査活動については、活動内容の区分けに応じた按分割合の上限を個別に定めている。これは、

上述の視点から言っても、また、判例の傾向などから言っても妥当な方向であり、評価すべきものと判断する。

問題を挙げるとすれば、按分比の上限の設定や、按分比の上限が定められていないケースにおける会派・議員の按分割合の設定が妥当かどうかである。

まず、前者、定められている按分比設定の妥当性についてであるが、これについては、議会内に設置された政務調査費検討会の検討結果などを踏まえて設定されたものであり、第一義的には、議長を軸とした議会の自律的な判断が尊重されるべきものである。ただし、最近の判例では、按分割合の設定にあたり、個人的使用が可能なものは、個人的使用を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査分を4分の1として按分割合を認定するものが増える傾向にあることなど、流動的な要素も多い。したがって、こうした動向なども参考に、設定根拠等の明示なども含めて、不断に見直しを進めることを期待したい。

後者については、標準化が困難で個別に生じてくるケースであるだけに、第三者が基準を示し、また、設定された按分割合の妥当性を判断することは難しい。したがって、第一義的には、会派・議員の自律性を尊重することを基本に据えざるを得ず、対象部局の抗弁書が述べているように、「明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き」妥当なものとして尊重すべきと判断する。

なお、請求人が「政務調査研究活動が、二次的、三次的である支出については、按分の対象とすべきでない」と主張する点については、これまで述べてきた点に加えて、思想信条の自由の保障などの要請を踏まえて、二次的、三次的活動であるか否か、という価値判断に及ぶ要素を行政側が一方的に判断することの不適切さがあり、したがって、第一義的には、会派・議員の自律性を尊重することを基本に置かざるを得ないことを、併せて指摘する。

2 - 1 - 4 領収書について（＜検証の基準＞ 60頁）

請求人は、収支報告書に添えて提出すべきものとされている領収書について、「額の大小に係わらず、その支出目的等の内容が明記され、関連の情報が開示されていること」を基本原則とし、「政調費の支出の目的、内容及び内訳等の明記がなく、その合理性・妥当性について明確な判断が出来ない場合は、政調費への計上はできない」とする。また、「正式な領収書として効力をもつ条件は、受取人が、会派・議員であること、日付が記載され、領収証の発行先が、実際に購入し、支払いが行われた企業・個人等であり、その企業名・個人名と共に、その所在住所、電話番号等が明示されていること等である」とした上で、こうした「内容が記載されていない場合、及び、それらが、隠ぺいされている場合には、領収証として認められない」こと、「判読不能、計算間違いのある領収書、及び、ポイント還元等を示す部分を、切り取り、隠ぺいしている領収書や銀行通帳の関係部分のみを切り取り、貼り付けて領収書とし、銀行名もなく、支出内容の明示がなく、使途内容の判別ができない場合は、領収証としての必要条件を満たしていない」こと、などを主張している。

これに対して**対象部局**の抗弁書（202頁）は、領収書が、あて名、金額、日付、発行者、使途特定に必要な但し書き、必要に応じた収入印紙の貼付などの必要条件を満たすべきことを前提としつつ、それらの条件の一部が欠ける場合について、「当該議員から合理的な説明があり、その理由や支出内容等がやむを得ない事情であると判断できる場合は」当該の事情を説明できる「書類の写しをそれぞれ補完資料として提出するという方法をとる」こと、「一般的に領収書が発行されないネット関連経費は、通帳コピーやカード利用明細で確認する」が、通常は領収書が発行されるにも関わらず支払口座の通帳コピーで代用することについては、「別途領収書が発行される場合は、領収書を提出するという原則としたうえで、紛失

等、やむを得ない事情がある場合の代替方法とし、この場合には、議員本人が支払ったことを立証できるよう、振替口座の通帳の原本を会派・議員が各自で5年間保存」とともに、「通帳のコピーと原本は事務局で照合している」といった主張をしている。

(判断)

政務調査費が適正に使用されていることを証明する基本の書類が領収書であり、あて名、日付、金額、購入品名、領収書発行者名・所在地等が記載されていることが原則であることは言うまでもない。

問題は、社会の進展とともに一般化した、レジスターなどによる簡易な領収書、自動引き落としなどによる金融機関の通帳への記載、一部不備の領収書などの取り扱いについてである。

これを考える前提として確認しておかなければならないのは、領収書の添付を義務付けている政務調査費条例第10条第1項が「領収書その他の証拠書類(以下、『領収書等』という。)を添えて」と規定し、「その他の証拠書類」も認めていることである。対象部局の抗弁書は、これを明示して主張してはいないものの、様々な抗弁の背景には、「その他の証拠書類」として認められる範囲を合理的に設定しようとする意図があるものと思われる。

さて、領収書に関して具体的に問題になることの第1は、あて名が記載されていないものの扱いについてである。これについては、手書きをはじめとした通常の領収書の場合には、領収書に必要な最低限の記載事項を欠くものといわざるを得ず、特段の事情がない限り不適切なものと判断する。一方で最近、小売店やコンビニエンスストアなどでレジスターから出力したものが領収書とされるケースが増えている。これについては、あて名が未記載であってもそのまま受領するのが社会的に一般的であり、こうした領収書についてまで、あて名の記載を求めることは、現実的な妥当性に欠ける。また、区の会計処理においても、前渡金の清算等ではこのタイプの領収書を認めている。したがって、レジスター出力の領収書については、印字されている取引内容や領収書等貼付用紙への補記説明などから、政務調査活動に関するものと推認できる場合は、適正な領収書の一つとして取り扱うことが妥当である。

第2は、他人名義の領収書についてである。もとより、会派・議員以外の氏名等があて名として記載されている領収書が不適切であることは、原則的には当然である。

しかしまた、事務所の設置形態などによって、公共料金の契約者が配偶者であったり、議員自身が代表を務める会社であったりするケースも否定できない。このため、「事務処理の手引き」では、あて名が配偶者名義の場合にはその説明と、議員本人から、按分割合に基づく経費が配偶者に支払われている旨の証明書類の提出、会社の場合には、会社が議員に発行した領収書の提出などを併せて義務付けている。

もとより、政務調査費として計上する以上、公費からの支出になるものであり、早期に本人名義の契約に変更することが望ましいことは言うまでもないが、現在の取り扱い方法においても、相当程度、議員本人の支払い証明を補強する工夫がなされているものと評価できる。したがって、これをもって直ちに違法・不当ということは出来ないものと判断する。

第3は、通帳の写しやクレジットカード利用明細書の写し等の取り扱いについてである。現金以外によるこうした様々な支払い方法が一般化していることを受けて、「事務処理の手引き」では、通帳の写し等による代替を認めた上で、併せて、支払い内容が確認できるような説明や資料の提出を求めている。

もとより、請求人が主張するように、別途領収書の発行を求め、その提出を必須とする、とする取り扱いも考えられないことはないが、実際には、かなり煩雑な対応を会派・議員に求めることになりかねない。口座引き落とし、金融機関からの払い込み、クレジットカード

の使用をした場合は、通帳の写し、利用明細書などの領収書に代わる書類が提出され、必要に応じて補記説明等を求める、とする現在の取り扱い方法は、相当程度に支払い内容を特定する工夫がなされていると評価できるのであって、今後、なお一層透明性を向上させる工夫を続けることが望ましいものの、直ちに違法・不当ということは出来ないものと判断する。

なお、請求人の主張の背景には、請求人が点検活動を行うために実施した収支報告書等の閲覧において、通帳の写し等の多くの部分が黒塗りされ、判読不能になっていたことがあるのではないかと推測される。これらは、会派・議員から区議会事務局に提出された段階では、支出内容の特定にかかわる情報が豊富だったにもかかわらず、個人情報保護の観点から、閲覧時に、区議会事務局で多くの部分を黒塗りしたものである。もとより、個人情報の保護も重要であり、直ちに現在の方法を問題と断じることは出来ないものの、適切な閲覧の保証、それによる透明性の確保といった観点も含めて、あらためて取り扱い方法が検討されることを期待したい。

以上のほか、劣化により印字が薄くなった領収書については、議員本人に責めない限り、判読困難等により直ちに違法・不当な領収書とすべきものではない。ただし今後は、劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するなどの工夫を検討されることを期待する。また、物品の購入先が仲介業者・人であるからといって、特別な取り扱いをしなければならないとする理由は認められない。なお、改ざんされた領収書が認められないことは言うまでもないが、但し書きの誤記載や収入印紙の貼付漏れなどがあっても、領収書の有効性は変わりないと一般的に解されている。また、値引きに相当すると判断できるポイントが発生している場合は、発生ポイント相当分の金額を支出額から控除することが必要である。

2 - 1 - 5 会費について（＜検証の基準＞ 61頁）

請求人は、「会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、「それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しない」とする。

これに対して**対象部局**の抗弁書（203頁）は、「団体・会等の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は支出できるものと考え。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとは言えないため、支出の際は按分が必要である。」「講演会・研修等の参加費については、その催しの内容が政務調査費の制度趣旨に合致しているかどうかを支出の判断基準としているため、当該議員が所属する政党・団体等が主催する会の場合でも、区政に関する調査研究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、経費を区分して支出を可としている。」とした上で、平成22年4月からは、政治資金規正法で定める政治資金パーティに該当する催しへの参加に伴う経費については、内容の如何を問わず一律支出を禁止することにした旨を述べている。

（判断）

団体といっても様々であり、その会費の性格も様々である。例えば政治団体の会員になるための会費であれば、請求人の主張するとおりであり、政務調査費の支出が不適切なことはいうまでもない。しかしまた、区政に関する調査研究を行うために会を立ち上げ、調査研究費に充てるための費用を会費として支払ったとすれば、これを不適切な支出と見ることは困難である。したがって、政務調査費による会費の支出については、団体の性格や活動内容、会費の位置づけ、さらには当該会派・議員からの説明などを総合的に勘案して判断することが必要であり、会費の支払を、一律に政務調査費に該当しない、とする請求人の主張には首

肯できない。

会派・議員は、様々な機会を利用して、区政に関連する情報収集等をし、政務調査活動として活かすことが可能である。ただし、多くの場合は、会費支払の主たる目的は別にあり、政務調査活動は副次的に行われることが一般的であろう。したがって、特段の事情等の説明がある場合などは別として、一般的には、当該団体の活動の中に区政に関する調査研究に資する有益な活動があることが説明されるなどし、説明等の妥当性が推認できる場合には、一定割合を限度として政務調査費からの支出を認める余地がある、と判断する。今回の監査にあたっては、それが副次的効果であること等を勘案して、こうした場合の按分割合を最大2分の1として取り扱うこととした。

なお、加入団体が、政治団体である場合や当該団体の活動の中に区政に関連するものがない場合等は、政務調査費からの支出が不適切であることは言うまでもない。また逆に、講演会等一時的な参加費を会費という名称で支払っている場合など、会の性格・内容によっては、すべてを政務調査費として認めることがありうることも同様である。

2 - 1 - 6 交通費について（＜検証の基準＞ 61頁）

2 - 1 - 6 - 1 スイカ・パスモについて

請求人は、スイカ・パスモについて、「換金が可能な金券であることに加えて、それらを購入し、あるいは、チャージをした時点では、交通費等としての具体的な支払がされていない」ことから、「実際に、交通費として支出された内容を確認できる領収書等の明示がなければ、政調費に計上できない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（203頁）は、「交通機関の利用の際、利便性のあるスイカ・パスモの利用が一般化してきたことを踏まえ、平成19年度の政務調査費検討会で外部の有識者の意見も聴き、交通費について、交通費記録簿又はチャージ料の計上によるものとして、使途基準細目を改正した」こと、「しかし、スイカ・パスモのチャージ料は、直接的支出ではない点において、他の支出項目とは性格を異にするものであり」「今年度の調査検討委員会での検討を進めた結果、平成23年度分からスイカ・パスモのチャージ料計上は一切認めないこととし、使途基準細目を改正」し、「これと併せて、平成22年度分についても、こうした議会内での議論を踏まえたうえ、全議員に対し、スイカ・パスモのチャージ料について適切な対応を求めることとした」としている。

（判断）

政務調査費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に支出されるべきものである。したがって、適切な政務調査費の支出には、そこに具体的な政務調査に関わる行為が存在することが前提になることは言うまでもない。この点で、スイカやパスモのチャージという行為は、政務調査の準備行為という性格はあるにしても、政務調査として認めるには抵抗がある。

この点は、平成22年6月の杉並区職員措置請求監査結果（以下「平成22年6月監査結果」という。）でも、政務調査費条例に違反する可能性がある、として強く指摘したところであり、使途基準細目で認められていることも踏まえて、早急な対応を求めたものである。

今回、対象部局の抗弁書は、平成23年度分からは使途基準を改正し、平成22年度分についても、全議員に対して適切な対応を求める、としている。また、このことは、区議会議長による調査回答においても同様に述べられ、強い決意がうかがわれるところである。

今回は平成21年度分の政務調査費に関する職員措置請求であり、当該年度においては、使途基準細目がこれを認めていたこと、「平成22年6月監査結果」公表の時点では、すでに当

該年度の政務調査費の支出も、収支報告書等の提出なども終了していたこと、今後の対応として、平成 22 年度分からは現実的に、また平成 23 年度からは制度面からも解決が図られることが明らかになっていること、などを勘案し、スイカ・パスモによるチャージでの政務調査費の支出については、政務調査費条例への違反が疑われるところではあるが、返還の勧告は控えるものとする。

2 - 1 - 6 - 2 自動車・バイクの使用について

請求人は、自動車・バイクの利用について、「一般常識上からも、交通手段として、公共の交通機関を利用することが原則であり」「公共の交通機関等の利用が難しく、自動車・バイク利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべき」とする。また、ガソリン代については、本来的には、目的地への走行距離を計上、積算すべき、としつつ、按分による場合には「自動車・バイクを利用せざるを得ない理由に加え、政調費への按分比に合理性・妥当性があることが最低条件」とする。さらに、月極の駐車場賃料については「政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理費に含まれると解すべきである」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（204 頁）は、「自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を用途基準の範囲内の支出として認めている。」とした上で、「月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、明らかに調査研究活動以外の用途も含まれ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であると判断できるため、経費の 2 分の 1 の額を上限として政務調査費で支出することを用途基準細目で規定し、特段支出目的や利用せざるを得ない理由の説明は求めていない。」とし、平成 19 年 2 月 9 日の札幌高裁判決が「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と述べていることを挙げて、「個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範にわたり認めることが望ましいと考えられる。」と主張する。また、月極駐車場賃料については、「規程により政務調査費で支出できないものとして規定している自動車の維持管理に関する経費は、自動車本体の維持管理に係る費用」であり、月極駐車場賃料は含まない、としている。

（判断）

請求人は「一般常識上からも、交通手段として、公共の交通機関を利用することが原則」とするが、それは請求人の独自の見解であり、政務調査活動を行うにあたり、自動車・バイクを使用すること、また、そのガソリン代を政務調査費から支出することを不適切とする根拠はない。ガソリン代の算出については、請求人が本来のあり方として主張するような方法があり得るとしても、だからといって按分による方法が否定されるものでないことは、請求人も、条件付ながら認めているところである。ただし、按分割合の上限の設定については、平成 20 年度から、「実態に則し」という説明だけで、それまでの 4 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられたところであり、「平成 22 年 6 月監査結果」でも、判例の動向なども踏まえて慎重な検討を望む、としたところである。今回の監査においても、2 分の 1 上限を直ちに不適切とするものではないが、政務調査費の支出について透明性の向上が強く求められている中、按分割合の設定根拠について具体的な説明がされることを望みたい。

次に、月極駐車場代についてであるが、用途基準細目で明確に認めているものであり、按分割合の上限が設定されていることも加味すると、政務調査費で支出することを直ちに不適

切とすることは出来ない。ただし、請求人も指摘するように、政務調査費の取扱いに関する規程で該当しないとされている「自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確でない。対象部局の抗弁書は「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば「保険」を考えた場合、対人賠償保険が「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい。

2 - 1 - 6 - 3 タクシー代について

請求人は、「議長名で会派・議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされ」ていることを挙げながら、「特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として」「公共の交通手段ではなく、タクシーを使う理由が明示され、それが正当・妥当である場合を除いて、タクシーの使用は認められない」とする。また、その場合でも、迎車代を計上することは認められない、としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（204頁）は、「移動手段については、公共の交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、議員の調査方法の多様性も考慮すると、その頻度や適正な支出上限について基準を設けること自体が困難であり、現状では会派・議員ごとの判断に委ねざるを得ない」とし、これを、平成21年度に調査検討委員会で確認した、としている。

（判断）

請求人も対象部局も、タクシーを公共交通機関とは異なるものとして論じているが、料金や台数が規制され、営業許可を要するタクシーは、一般的には公共交通機関の一種として区分されるものであろう。ただ、電車やバスなどと較べると、少量・個別輸送機関であり、相対的に料金が高いという特徴がある。

ところで、公費により政務調査活動経費を支出する以上、効率的な執行が求められることは当然である。「事務処理の手引き」が支出にあたっての留意事項の一つとして「タクシーの利用も可だが、公共交通機関の利用が原則という点に留意」としたのは、こうした効率性の観点から述べられたものと考えられる。

しかし、個々具体的な政務調査活動の現場において行われる行動について、それを後日、第三者が、効率的であったか否かを判断することは、事実上不可能である。このため、請求人は、料金の高いタクシーを使う理由が個別に説明されない限り、原則としてタクシー利用は認めるべきではない、と主張するし、反面、対象部局の抗弁書は、さまざまなケースが考えられる中で基準を設けること自体が困難であり、会派・議員の判断に委ねざるを得ない、という主張になり、相反する結論になっているものと思われる。

さて、タクシーは、相対的に料金が高い反面、利便性という点では高い評価を与えられる。したがって、効率性を考える場合に、費用面と、この利便性が生み出す効果面とを勘案し、総合的に考えることが必要である。この点で、請求人の主張は、利便性の評価を非常に限定し、しかもその証明を会派・議員に求めるものであって、社会的に認知された移動手段の一つであるタクシーの利用を、事実上禁じるに近いものになっている。

確かに、社会一般には、タクシー利用を、いわば贅沢と見る向きが無いわけではない。また、会派・議員の政務調査費によるタクシー代支出の状況を見ると、いささか安易な利用

になっているのではないかと感じるものが無いわけでもない。したがって今後、区民に疑義を抱かれないように交通費記録簿に理由を補記するなど、タクシー利用の透明性の向上に努められることや、利用額の上限を設定することなどが検討されることを期待しつつ、今回の監査にあたっては、定められた手続きなどの要件を充たす限りにおいて、迎車代も含めて会派・議員の自律的判断を尊重するものとする。

2 - 1 - 7 視察費及び研修費について（＜検証の基準＞ 61頁）

請求人は、「議員・会派が所属する党・団体・会等の主催する視察については、当該会の一員としての活動であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から、政調費に該当せず、費用計上は認められない」とした上で、その他の視察等についても、視察・研修目的と区政との関係の明示、選定基準・理由の明示と事前調査の情報の開示、結果・成果を区政にどの様に反映させるかなどについての議員本人の考察・提言の明示、宿泊費を含め支出費用が妥当で華美でないこと、などを求め、これらに該当しない場合は認められない、とする。また、「大学等に入学し、学ぶことは、各個人の能力向上に寄与することはありえるが、それに、関連した授業料等の学費の支出は、個人資産で賄うべきであり、一般常識上からみても、政務調査研究活動に該当するとはいえない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（204頁）は、平成19年2月9日の札幌高裁判決を示しながら、「調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明により区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかではない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであると認識しており、政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかによって判断すべきである」として、会派・議員の裁量によることを強調している。なお、「講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分し支出する必要がある」としている。

視察・研修の成果等については、それを「どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されなければならないと考える」としている。

また、視察報告書については、「様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出というべきであり、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである」とする。

関連して、報告書の提出が義務付けられていない宿泊を伴わない視察・研修の場合には、「領収書や交通費記録簿等から明らかに合理性ないし必要性を欠いていると認められない限り、区政に関する調査研究であることが類推される説明があれば、基準に基づく適正な支出として認めている」としている。

更に、大学院等の学費の支出については、「その学習内容が政務調査費制度の趣旨に合致し、区政との関連性が認められるものであれば支出は可能である」とし、「より高い政策立案能力や高度な知識が必要となっている今般の区政の様々な事象を鑑みると、大学院等で学び議員としての能力を高めることは、区政への還元につながるものと認めることができる」としている。

（判断）

視察・研修について、請求人はまず、目的、選定理由、成果の反映方法などについて明示されることが、政務調査費として認めるための最低条件である、とする。しかし、対象部局

の抗弁書が援用する札幌高裁判決でも指摘されているとおり、会派・議員には幅広い裁量が認められるべきであり、会派・議員の自律性を否定するかのごとき請求人の主張は採用することができない。

言うまでもなく、議員は選挙で選ばれた区民の代表であり、それぞれに多様な思想信条、社会認識、政治的立場などを有している。区政に対する関心事項や問題意識も千差万別であり、基本的にその全てを尊重することが、民主主義の出発点であるともいえる。

政務調査費条例第1条は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものとしているが、なにをもって「調査研究に資する」か否かの判断は、第一義的には議員本人に委ねられていると見るべきである。目的や選定理由などの内容について、第三者ないしは政治的に対立する可能性すらある区長がチェックし、その当否を判定し、公費支出の是非を決定できるとすれば、そこには議員の自主性・自律性の保証がなく、民主主義の根幹を揺るがすことになりかねない。

請求人は、内容のチェックや当否の判定ではなく、具体的に明示することを求めているに過ぎない、と反論するかもしれない。しかし、議員の調査研究活動は、議員が多様であるのと同様に多様であり、たとえ外形的にであるとしても、具体的に、詳細に明示することを求めることは、内容や実質に影響を与える可能性を排除できない。

繰り返すが、議員は選挙で選ばれた区民の代表である。確かに、全国的に見れば、過去、視察に名を借りた不適切な観光旅行などが問題になったケースもあるが、だからといって、議員の自主性・自律性を否定することは正しくない。政務調査費、なかでも議員の思想信条や社会認識などと密接に関連する研修費などについては、出来る限り議員の自主性・自律性を尊重しつつ、手続き面などで適正さを担保するような仕組みを考えていくべきである。

したがって、まず視察については、「調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明により区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかではない場合には」政務調査費としての支出を認める、とする現在の取り扱い方を、直ちに不適切なものと判断することはできない。

次に、視察や研修の主催団体の会員の場合についてであるが、基本的には、当該視察や研修が、区政の調査研究に資するものか否かが問題であり、主催団体の会員かどうかによって左右されるものではないと判断する。ただし、議員が当該団体の長や役員である場合には、区政の調査研究に資するというよりも、当該団体の長や役員としてその設立目的のために当該視察又は研修を実施し、参加するものとするのが自然であり、政務調査費からの支出が不適切と言わざるを得ない場合もあるものと思われる。なお、政務調査費から支出できる視察又は研修に、政治活動、後援会活動など区政に関する調査研究には当たらない内容が含まれている場合は、当該部分に相当する経費を按分除外する必要があることは言うまでもない。

また、研修については、参加の主たる目的が「区政に関する調査研究に資する」場合に支出できるものとし、研修名等の明示は求めない取扱となっている。しかし、説明責任の強化、透明性の確保を図る観点からは、書籍の場合に書籍名の明示を求めているのと同様に、今後は研修名等の明示を求めることを検討されたい。

最後に、大学等の学費であるが、大学等で学ぶことは個人の能力向上に寄与し、区政に有益な調査研究に資する点があることは否定できない。しかし、大学等で学ぶ内容は多種多様であり、また、学識・能力の向上のためだけではなく、個人としての学歴・資格の取得などの意味もある。区政に関する調査研究として妥当なテーマに特化した社会人講座を受講する、などといった行為は当然認められるところであるが、多くの区民が汗を流して学費を工面し、大学等で学んでいる中で、多額の学費を政務調査費から支出することは、よほど特別の理由

があれば別として、原則的には適切さを欠くものと判断する。

2 - 1 - 8 会議費について（＜検証の基準＞ 62頁）

請求人は、政務調査費として支出できる会議費について、「当該会議等の開催目的、区政との関係等を含めたその会議の内容、開催場所や参加人数等の情報の開示が必要」であり、「講師が招かれている場合は、その理由、講師代等について、明確な説明が必要である」としている。また「みやげ物の購入費を計上することは、社会常識上も認められ」ない、としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書(205頁)は、まず、茶菓代についての考え方を述べた上で、「会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましい」としつつ、その説明については、研修費に関して述べたところと同様に、「区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものであれば、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである」としている。

（判断）

まず、一般的な会議費についてであるが、結局これも、「2 - 1 - 7 視察費及び研修費について」で述べたことと同様に、会派・議員の自主性・自律性をどこまで尊重すべきか、という問題に関わっている。基本的には、会議をどのようなかたちで行うかは会派・議員の自律性に委ねられるものであり、区政との関連を厳しく捉え、会議の内容等にまで踏み込もうとする請求人の主張は、自由な政務調査活動を阻害する恐れもあって、首肯できない。会場代や講師代などの会議開催に伴う必要な経費が適正に支出されていることを領収書等で確認しようとする現在の制度をもって、直ちに不適切とすることはできないと判断する。

次に、会議における茶菓代であるが、使途基準細目で、1人あたり500円という限度額を設け、会議の目的・参加人数も記載すべきものとされており、一般的な会議費の支出よりも要件を厳しくしているのであって、直ちに不適切とすることはできない。ただし、会議参加者に対するみやげ物の購入費まで認める趣旨でないことは言うまでもない。

2 - 1 - 9 資料購入費について（＜検証の基準＞ 62頁）

請求人は、「通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習であり、政務調査研究活動のために、資料、特に新聞、雑誌等を購入する際は、「その購入の具体的な目的・理由を明示し、それに、合理性・妥当性があることが条件である」とし、更に、会派で事務所を共有している場合等に「原則として、同一資料を2つ以上購入することは認められない」としている。

また、「金券である図書券による書籍等の購入については」原則として「政調費に計上することは認められない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書(206頁)は、まず、新聞・雑誌の購読について、平成19年4月26日の仙台高裁判決を援用し、「政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかという点に着目して判断すべき」であり、「議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する支出であり、会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、その購読場所や部数制限は規定」すべきではない、としている。

（判断）

区政に関する調査研究のために必要な資料を購入することは、新聞、週刊誌、月刊誌等を含めて当然認められるべきものである。また、どのような資料を購入するかは、会派・議員

の思想信条や社会認識などによって独自に選択されるものであり、「2-1-7 視察費及び研修費について」の項で述べたと同様の理由により、会派・議員の自律性に委ねられるべきものである。したがって、資料名が明らかにされていれば、購入の理由・目的等を具体的に問わない現在の仕組みを、直ちに不適切と判断することはできない。また、事務所を共有する等の理由で、資料の購入部数が制限されるものではない。

次に、図書券の関係であるが、政務調査費で図書券を購入することは不適切であるが、図書券で図書を購入し、その費用を政務調査費に計上するのは特に問題はないと判断する。

2-1-9-1 新聞・雑誌の購読について

請求人は、「少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない」とする。また、「所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められず、又、議員本人が経営・営業する営利事業との共用は、按分も認められない」とする。更に、「業界紙、特殊な新聞・雑誌等の購入については、特に、それらの購入目的が、いかに政務調査研究に寄与しているかを明示し、それに、合理性・妥当性があることが必要である」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書(206頁)は、先に述べたとおり、部数制限は規定すべきではないとし、また、所属政党発行の機関紙の購読については、使途基準細目で、1人1部のみとすることを規定していることを述べた上で、これは、「所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言いきれないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に判断した結果、一定の制限を設けたうえで支出を認めたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準である」としている。また、関連して「ただし、議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要であり、その支出の妥当性を判断する際には留意する必要がある」としている。

(判断)

請求人は、新聞の1紙は購読していることが通常であり、この1紙分については不適切な支出である、と指摘するが、請求人の主張が成立するためには、少なくとも、政務調査費に計上したものの以外の新聞を購読してはいない、ということが証明されなければならないし、仮に証明されたとしても、按分すべきかどうかという論議をすれば足りるのであって、直ちに不適切とすべきものではない。

所属政党機関紙の購読については、会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本にして判断されるべきであり、対象部局の抗弁書の内容、すなわち現在の事務処理の仕方について、直ちに不適切と判断するものはない。業界紙については、区政に関する調査研究との関連性についての説明が求められることは言うまでもない。

2-1-9-2 書籍の購入について

請求人は、書籍の購入については「議員用として備えられている図書の施設及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが前提」とあり、これらによることが「困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない」としている。また、「それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、政調費への計上を認めない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（206頁）は、「議会図書室を活用して調査研究を進めるのか、自己が選定し購入した書籍等を活用するのか、あるいは双方を活用するのかは、調査内容・方法により、各議員の裁量に委ねられるべきものである」としている。

また、書籍の書名と区政に関する調査研究との関わりについては、平成19年4月26日と、同年12月20日の仙台高裁判決を援用しながら、「政務調査費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、用途基準で定める資料購入費として支出できる」としている。

（判断）

議会図書室等の利用、書籍名と区政、については、いずれも、会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本にして判断されるべきであり、対象部局の抗弁書の内容、すなわち現在の事務処理の仕方について、直ちに不適切と判断するものではない。

2 - 1 - 10 広報費について（＜検証の基準＞ 63頁）

請求人は、会派・議員の活動が多岐にわたることを踏まえ、区政に関する調査研究以外の「活動と混在し、明確な区分けができない場合には、政調費に計上すべきでない」と解され、「調査研究に基づく政策立案のために、区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取することを主体とすべき」だ、と主張する。また、区の広報やホームページで新しい区の施策等、数多くの区の出来事が報告されていることから、「政調費の趣旨に照らし、合理性・妥当性のある按分比の根拠を明示す」べきである、といった趣旨の主張をしている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（206頁）は、平成21年9月17日の名古屋高裁判決を援用しつつ、「政務調査費の用途基準として広報費を規定することが適正」であり、「区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民の意思を収集、把握することは会派・議員から新たな陳情または意見等のフィードバックが予想される、などとして、区の広報やホームページと重複しても問題がない、といった趣旨を述べている。

（判断）

平成16年4月14日の東京高裁判決は「『議員の調査研究に資するため必要な経費』とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、上記政務調査費交付制度の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるというべきである。」と述べて間接的な経費も認める趣旨を明確にしている。地方議会議員の活動が多岐にわたり、様々な要素が渾然としている実態を考えると妥当な判断というべきである。

会派・議員が、区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布することは、自らが関心を持つ区政の施策や考え方を区民に周知することを通じて、それらの課題に対する区民の意見等を収集し、区政に関する調査研究の一助にしようとする試みとして理解されるのであって、少なくとも「議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させる」ものとして見ることができる。したがってそれは、区の広報などによるお知らせとはまったく目的や性格が異なるものであって、請求人の主張は首肯できない。

2 - 1 - 10 - 1 区政報告について

請求人は、「議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等の掲載を、主たる内容とする報告書は、議員の審議能力を強化し議会の活性化を図るという政調費の趣旨に該当しない」とし、また、区政報告の製作・印刷費用等に添付された領収証等の条件、費用の妥当性、製作・印刷の依頼先の電話番号等の記載、依頼先が仲介業者である場合は、その発注先の明示

と領収書、内訳書の添付など、政務調査費への経費計上のために必要だとする様々な条件を提示している。また、郵送費用については、同一地域の送付料の値引きなどを活用して、コスト削減がなされているか、按分がされている場合には、その根拠が明示され、それに、合理性・妥当性があるか、更に、「臨時職員等を雇用し、各家庭等に配布を行う場合には、その配布の枚数、配布地域を含め、配布時間等配布業務の実態の情報開示を求め、その合理性・妥当性の有無を検証した」などとしている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（206頁）は、平成21年9月17日の名古屋高裁判決などを挙げながら活動状況を写した写真等の掲載も否定されるものではない、とする。また、按分については平成20年9月5日の東京地裁判決を援用して、「紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などについては、当該紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものと解する」としている。

また、配布先や配布枚数等を領収書等に付記すべき、とする主張については、「他の会派・議員からの干渉等を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している」としている。

郵送費用については、「一定の通数以上の場合、区内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が合理的なケースが多いが、管轄局への持ち込みやバーコードの貼付などの様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは好ましいとは言えない。」とした上で、切手の購入については、「切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、留意が必要である。大量に購入することを可能な限り避けることを前提として、やむを得ず大量に購入する場合には、その理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要があると判断する」とし、また、「平成22年度からは、切手の購入はその用途にかかわらず、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定」した旨を述べている。

（判 断）

区政に関する情報を区民に伝えるために、区政報告にどのような内容を記載するかは、会派・議員の自律性に委ねられるものである。したがって、区政報告の中に、選挙・政党・後援会活動に該当する記載や明らかに区政に関する調査研究と関連のない記載等があれば、当該部分に要する経費は当然除かれるものの、写真や区議会報告が中心であっても、区政の調査研究との関係が推認できる内容を記載した区政報告に要する経費を政務調査費から支出することは問題ない。

次に、区政報告作成費の計上にあたっては、作成枚数、単価などがわかる明細の提出や補記等がされていることが望ましいことは言うまでもないが、作成枚数、単価等が明記されていないからといって、直ちに違法・不当となるものではない。また、区政報告作成に要する経費は、物品購入と異なって定価というものではなく、請求人が主張する適正・妥当な水準というものを一概に設定することは困難である。世間一般で相当と思われる相場と比べて著しく高額な費用がかかっている場合には不適切とみなされる場合が生じ得るが、それらは、個別具体的に検討すべき事柄である。

次に、郵送費用であるが、区政報告等の郵送には、安価な「区内特別郵便」（同時に100通以上出す場合）を利用するなど、経費の削減に努めることが望ましいことは当然である。しかし、対象部局の抗弁書にもあるとおり、「区内特別郵便」でなければならない、と断定することも適切ではない。したがって、通常の郵送料で大量の郵送物を発送する場合は、区内特別郵便等を利用できない理由を説明することが望ましい。なお、郵送する区政報告に政

務調査にあたらぬ記載があれば、按分が必要である。

最後に、臨時職員の職務内容は、「臨時職員勤務報告書」の記載に不合理な点等がなく、政務調査に関連する職務に従事したことが推認できれば、特段の問題はない。請求人の主張は、会派・議員の政務調査活動の内容にまで踏み込むものであり、首肯することはできない。なお、配布する区政報告に政務調査にあたらぬ記載があれば、按分が必要である。

2 - 1 - 10 - 2 ホームページについて

請求人は、「区政報告等の印刷物の内容と同一のものを、ホームページを用いて、広報として流すことは、公金である政調費の二重払いとなり、認めることはできない」とする。また、ホームページによる広告収入がある場合は、政調費に計上はできないとしている。

また、「現時点では、ホームページを政調費の支出に計上することの合理性・妥当性には、多くの疑念が生じ、否定的にならざるを得ない面がある」としつつ、「議会等において、ホームページ費用を計上する会派・議員に対して、ホームページの使用状況の基礎データの提出を義務付けること等、政調費から支出するホームページ経費に関連した具体的な指針を策定すべきである」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（207頁）は、「紙媒体と併せて自身の公式サイト等のWEB媒体でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法」であり、「政務調査費の二重払いになるという請求人の主張は、一般的なWEB利用の概念から外れており認めることはできない」としている。また、「広告・宣伝のパナー等のリンク設定は、自身が意図的に行っているものと見なすことが妥当であると考えため、表示面積等の割合により経費を区分して支出することが必要である」としている。

なお、「平成22年度からは使途基準細目で実態に即して按分支出する旨明示したが、経費の区分方法やその他取り扱い等については、今後検討する課題として認識している」としている。

(判断)

ホームページにどのような内容を掲載するかは、紙媒体の区政報告書と同様に、基本的には会派・議員の自律性に委ねられるものであり、紙媒体と同じ内容だからといって二重払いとすべきものではないし、また、ホームページの有り方に関する主張も、請求人の私見であって、その私見にそぐわないからと言って不適切とすべきでないことは明らかである。

次に、パナー広告についてであるが、公費で支出されるものである、という一事をもって広告掲載を不適切と断じることはできない。しかしまた、対象部局の抗弁書が述べるように、「表示面積等の割合により経費を区分して支出」すれば良い、とするのも安易に過ぎる。面積按分だけでなく、最低でも、政務調査費として支出される按分割合に即してパナー広告収入をホームページ関連経費から控除すべきものであろう。

ホームページのあり方が議会内部で十分に検討されていない現段階においては、政務調査にあたらぬ内容、パナー広告の占める割合等を除外して計上されている限り、直ちに違法・不当ということはできない。しかし今後、紙媒体と異なって随時更新されるがゆえに客観的に適切な按分割合を算出することが困難なホームページの按分割合の上限設定などについても、パナー広告の扱いと合わせて、速やかに議会内で検討されることを期待する。

2 - 1 - 11 事務費について（＜検証の基準＞ 64頁）

請求人は、按分比についての項で述べたのと同様に「事務費を、政調費として経費を計上する場合は、会派・議員の多様な活動における、政務調査活動の割合について、明確に根拠

を開示することが必須」とし、また、「政務調査研究活動が、二次的、三次的である支出については、按分の対象とすべきでない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書は、あらためては触れていない。

(判断)

「2-1-3 按分について」で述べたとおりである。会派・議員の活動は多岐にわたるものであり、その活動内容が政務調査を主にしたものであるか、副次的なものであるかを問わず、政務調査活動にあたる部分のために要する事務費は、按分等を行い、政務調査費から支出することは妥当である。

2-1-11-1 事務用品について

請求人は、「事務用品の多くは、それらの用途を、特定の活動に結びつけることは、意味を持たないため、会派・議員の多岐にわたる活動内容の概括的割合に応じて、経費を計上すべき」であり、「会派・議員の提示する按分比の根拠の明示を求め、その合理性・妥当性の検証を行った」としている。

同時に、「OAティッシュ等特殊な用途に使われる事務用品については、政調費に経費を計上する特定の理由がない限り、政調費に該当しない」とし、また、「切手は、金券の一つであり、その購入は、区政報告郵送・関係者との事務連絡等に結びついた形でなされるべきであり、その具体的使用目的が明示されていることが必要である」、更に、「葉書、封書については、添付された現物のコピー等の内容から、単なる時候挨拶を目的にしたものであるかどうか等の検証を行った」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書(208頁)は、「原則一定の按分が必要であるが、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が難しい支出」があり、「同じ支出であっても会派・議員の使用形態によって、按分の有無やその割合が異なることは現在の基準の範囲内の支出と考える」とし、同時に、「ただし、ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会で、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定である」としている。

また、切手の購入及び封書・ハガキの購入または作成費については、「2-1-10-1 区政報告について」で述べたとおり、としている。

(判断)

事務用品についても、一つひとつ政務調査活動に関して使用する割合を算出し、その割合に相当する金額を計上することが望ましいことは言うまでもないが、個々に按分割合を算出することは、現実問題として不可能に近い。そこで、便宜的に、あらかじめ平均的な按分割合を設定し、その按分割合に基づき計上する限りにおいては、具体的な使用状況などの説明を省略することを認めるのが、按分比の制度である。しかし、用途基準細目では、事務用品は一定の按分が必要としているだけで、按分割合を示していない。

これは、用途基準細目が、会派・議員の自律性に委ねたものと考えられるところであり、様々な使用形態が考えられる事務用品については、直ちに不適切ということはできない。したがって、会派・議員が自律的に設定した按分割合が、社会通念から見て著しく乖離している場合を除き、適切なものとして取り扱うことが妥当である。なお、按分していない場合についても、その理由が合理的に説明されていれば不適切とは言い切れない。ただし今後は、議会の中で、事務用品についてもひとつの目安として、最近の司法判断等を踏まえた按分割

合の上限を設定されることが望ましい。

次に、政務調査費からの支出が認められる事務用品の範囲であるが、OAティッシュなど政務調査活動との関連が推認できるものを政務調査費から支出することは特に問題はないものの、政務調査との関連性の判断は主観的になりがちである。したがって、出来る限り、政務調査活動との関係が合理的に説明されることが望ましく、それらがまったくなされていない場合には、不適切な支出と言わざるを得ない場合もあり得る。

また、記念切手を購入すること自体は、その切手が政務調査活動に使われる限り特に問題はない。政務調査費として支出することが認められるのは、切手の額面が限度とされることは当然であり、収集家を対象に販売される切手帳など切手額面を超える経費や、寄付金付き切手の寄付金相当額は不適切な支出と判断する。

最後に、区政報告に記載されている時候の挨拶についてであるが、公職選挙法に反しない限りにおいて、葉書等に社会一般的な時候の挨拶が書かれていたとしても、直ちに不適切とはいえないものと判断する。

2 - 1 - 11 - 2 固定電話・FAXについて

請求人は、「事務所が、自宅あるいは親族所有の場合は、公私混同（稼業との混同を含め）を避けるため、当該電話・ファックスの使用した回数等から事務所としての活動分を按分し、更に、その活動の中における政調活動の按分根拠を明示することを求めた。又、事務所単独使用の場合には、会派・議員の活動における政調活動の按分比の明示が必須条件であるとしたい」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（208頁）は、平成19年の仙台高裁と大阪高裁の判決を援用し、これらの「判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなし、特段按分根拠を求めることは必要ない」とし、「なお、電話・FAX料金だけでなく、物品購入やガソリン代など、合理的に経費を区分することが困難な支出についての取り扱い全般については、今後の社会情勢や判例等先に述べたとおり、調査検討委員会で継続的に検討を要する課題の一つとして認識している」としている。

（判断）

他の用途との併用が考えられるものに係る経費について、事前に按分割合を設定し、その按分割合の範囲内の支出については詳細な説明を不要とするのが按分比の制度であることは、すでに述べたとおりである。したがって、請求人の、具体的な按分の根拠を求める主張を首肯することはできない。もとより、按分割合の上限は、司法判断の変化等を踏まえて、適宜見直すことが望ましいが、現在の基準を直ちに不適切と判断することはできない。

次に、固定電話・FAXの台数であるが、通常、政務調査活動は議員本人が、必要に応じて少数の補助者の協力を得ながら行うものであり、同一事務所内に複数の電話回線が必要となることは考え難い。したがって、複数の電話回線を使用する場合は、その理由が明確に説明されることが必要であるが、使途基準細目が「必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出る」として基準を定めていることを勘案し、この手続きに則っている限りにおいては、直ちに不適切とは言えないものと判断する。

2 - 1 - 11 - 3 携帯電話について

請求人は、「調査研究のため、携帯電話を使用する必要性は乏しく、それを多用することは、社会通念上、それらの大半が調査研究以外のものであると推測され」るなどとし、また、

「携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件である」などと主張している。

これに対して**対象部局**の抗弁書（209頁）は、平成19年の仙台高裁判決と同年の大阪高裁判決とで結論が異なっていることを示しながら、「政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる」とし、「携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている」使途基準の取扱いを適切としている。

また、「携帯端末の現在の利用目的は電話機本来の通話のほか、メール、ネット接続、電子マネー機能、カメラ機能と多岐に渡るが、請求人が主張するスイカやカメラ機能については月額利用料が発生しない。携帯端末を所有し使用することで発生する月々の利用料金は通話料（割込通話等オプション含む）とWEBの定額利用料（メール利用を含む）である。そして、この支出内容については使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであるのと同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出に該当するため、使途基準で定める範囲内の支出であり、特段不自然な点等が見受けられなければ、按分割合を算出するための通話記録等、詳細な根拠の開示は不要である」としている。

（判断）

今日、携帯電話は、一般的な通信手段であり、政務調査活動に使用されるのは必然であり、その経費を政務調査費から支出すること自体は問題ないと判断する。問題は按分のあり方についてであるが、すでに繰返し述べてきたところであり、現在の取扱い方を直ちに不適切とする理由はないものと判断する。なお、今後も適宜、必要に応じた見直しを進められたい。

次に台数についてであるが、固定電話・FAXについて述べたところと同様の理由により、1台を超える部分の政務調査費からの支出は不適切と判断する。

2-1-11-4 パソコン、インターネットについて

請求人は、「パソコンは、文書整理を始め、メール通信、HPの開設等、会派・議員の活動を支える機器として基本的なものである。従って、パソコンは、その修理や各種用品の費用を含め、議員の主たる政治活動の”必要備品”と捉えるべきであり、政調費への按分比を主たるものすることは、社会常識上も認められない」とし、プロバイダー契約の経費も含めて、「按分比の根拠の明確な情報開示が必須である」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（209頁）は、「パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品」であり、「活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な手法である」と考えること、近年では「調査研究用として購入するケースも一般化しつつあるのが現状である」こと、などを述べている。

なお、今後の方向については、「ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要であると認識しており、専門委員会でも今後、弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、取り扱い方法を規程等に反映していく所存である」としている。

（判断）

パソコン、インターネットは、政務調査活動を行う中で一般的に使われるものであり、そ

の経費を政務調査費から支出することは何ら問題ない。按分についての考え方はすでに述べてきたとおりであり、用途基準細目が、実態に則して按分するようにと定め、按分割合は会派・議員の自律性に委ねていることについて、直ちに不適切とする理由はなく、会派・議員が自律的に設定した按分割合が、社会通念から見て著しく乖離している場合を除き、特に問題とすべきものはない。

2 - 1 - 11 - 5 ケーブルテレビについて

請求人は、「ケーブルテレビは、ほとんどの家庭、事務所に常備されているのが現状である。政務調査研究活動のために、ケーブルテレビのチャンネルへの接続契約をし、その経費を政調費に計上することは、その契約の理由に合理性・妥当性がなければ、一般社会常識上からも認められない」としている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（209頁）は、「用途基準では、事務所費の内容の例示としてCATV・電話回線敷設料を」挙げており、「ケーブルテレビの利用料金を政務調査費で支出すること自体に問題はない」としつつ、「ケーブルテレビで放映するチャンネルすべてが、区政に関する調査研究に資するために必要とまでは言えないため「区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分して支出しなければならない」としている。按分割合の上限については、同じ通信費である電話料金と同様に、「2分の1として支出することが妥当である」と考えるが、今後の社会情勢等に注視しながら、調査検討委員会での検討課題の一つとして取り扱うことも考えられる」としている。また、「特定の有料チャンネルの視聴料は、当該チャンネルの放送内容が区政に関する調査研究に資すると認められる場合には、書籍購入費の支出と同様の考え方により、政務調査費で支出することに問題はない」としている。

(判断)

ケーブルテレビについては、例えばすぎなみチャンネルの視聴など、区政の調査研究に資する情報を得るものとしての独自性があり、一般のテレビ番組等を放映しているからといって、直ちに不適切とする理由はない。用途基準細目では、按分割合について特段定められていないが、最近の司法判断等を踏まえて、早急に按分割合の上限を設定されることが望ましい。

有料チャンネルに関する経費は、対象部局の抗弁書からは比較的広く認める印象があるが、百歩譲っても、一般的な書籍の購入よりは雑誌の定期購読に近いもの、というべきである。有料チャンネルの多くが娯楽を目的としたものである実態も踏まえて、原則的には不適切としつつ、ただし、政務調査活動との関連が合理的に説明されている場合は、直ちに違法・不当とまでは言うことはできないものとして取り扱うことが妥当であろう。

2 - 1 - 12 備品の購入について（＜検証の基準＞ 65頁）

請求人は、「政調費による備品の購入は、備品の耐用年数が、特に、議員の任期（最大4年）を超える場合は、一般常識上からも、個人の資産の購入とみなされるべきであり、政調費として計上ができるものに該当しないと。又、備品の耐用年数に達する前に、同一品あるいは類似品を購入する場合には、合理的理由の明示がなければ、認められない」としている。

また、「事務所用の家具類の購入は、一般的に、その耐用年数が、議員の任期期間を超えるだけでなく、政務調査研究の経費として計上することは、一般常識上も論外であり、認められない」とし、更に、「備品購入に関する事項の透明性をあげるためには、備品台帳の提出を義務付け、閲覧可能とすることが必須であり、その規定を設けることを要請する」としてい

る。

これに対して**対象部局**の抗弁書(210頁)は、平成19年の大阪高裁判決や同年の仙台高裁判決を援用し、書棚・いす、備品の購入を事務所費として認めることは問題はない、としている。ただし、平成22年3月23日の最高裁判決で、任期満了直前のパソコン購入について「さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められない」とされたことを受けて「耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要すると考える」としている。

また、「使途基準細目で5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し自身で管理することを規定している」ことなどの説明をしたうえで、「按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会で、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定である」などとしている。

(判断)

備品等の購入について、使途基準細目は、実態に則して按分するように定め、按分割合自体は会派・議員の自律性に委ねているが、これまで述べてきたところと同様、直ちに不適切と判断する理由はない。会派・議員が自律的に設定した按分割合が、社会通念から見て著しく乖離している場合を除き、特に問題はないものと判断する。

ただし、備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出とみなされるものではないとしても、議員の任期を越えて使用できる備品の購入経費を購入年度の政務調査費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含めて、早急に検討されることを期待したい。

なお、当該備品の所得税法上の耐用年数内に同一品(類似品)を購入したとしても、購入理由が合理的に説明される限り、直ちに不当な支出とまで言うことはできない。また、備品台帳については、透明性の確保の面などから、今後、一定の様式を定めて、議長への提出、公開を義務付けることなども検討されることを期待したい。

2-1-13 事務所費について(＜検証の基準＞ 66頁)

請求人は、「事務所は、会派・議員の後援会活動、選挙活動等の拠点としての役割が出発点であり、主体であると考えられる」のであって、「事務所費を、政調費から支出することは、政調活動の意義からもなじまない」とした上で、「事務所費を、政調費に按分する根拠が明示されている場合には、その根拠について、厳格な検証を行った」とし、また、人件費の科目とも関係して、「事務所が、自宅あるいは親族所有である場合は、公私混同の温床になる可能性が大きく、その使用実態を厳格に検証する必要がある」として、次の4つの検証基準を提示している。

イ) 自宅、賃借、あるいは、会派・党の事務所の賃借かを明確に、その所在地を明示すること

ロ) 特に、自宅を事務所として使用している場合は、事務所として機能している時間帯等の実態の情報を開示をすること

ハ) 賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること

ニ) 水道・光熱費を請求する場合は、その理由を明示すること

関連して、議会事務局が「議員の事務所の現状を把握することは、一般常識上からも、事

務局の重要な職責・機能の範囲内であり、早急の対応を要求する」ことや、現在の会派毎の控え室を、「議員の活動の拠点として見直す法改正により、事務所に係る”問題”をより明確にすることを検討課題として要請する」ことなどを述べている。

これに対して**対象部局**の抗弁書（210頁）は、平成21年9月29日の東京高裁判決を援用し、「議員活動の基盤となる事務所の賃料は、使途基準で定めるとおり適正な支出とすることができる」とし、「賃借料を計上する場合には透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を規程により義務付けている」こと、自宅兼用事務所の場合、「事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、明らかに調査研究活動以外の議員活動にも使用されると認められるため、さらに2分の1を乗じた額と定めている」ことなどを述べている。また、こうした「算出基準は、平成19年度の検討会で第三者の意見も反映したものであり、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものと言える」としている。

なお、「議員控室は議会開会中の使用が原則だが、議会休会中や議長の承認のもとに時間外も使用できることを杉並区議会議員控室使用規程で定めているが、請求人からいただいたご意見は今後の検討材料としたい」としている。

（判断）

議会では、事務所経費の計上に当たっては、賃貸借契約書の写し又は間取り図の提出を義務付けるとともに、事務所が自己所有の場合は事務所費の計上を認めないものとするなどの見直しをしてきている。光熱水費については、政務調査活動に伴い生じた額を個々に算出することは事実上不可能であることから、按分割合の上限を定めている。こうしたことから、使途基準細目に示す要件を満たし、必要な書類等が提出されていれば、事務所費の支出として直ちに不適切とする理由はない。なお、賃貸借物件であれば自宅であっても、その一部を面積割合に応じ事務所費の計上を認めているが、事務所としての実態を反映しているのか、いささかの疑問が残る点等もあるので、今後とも透明性を高める努力を期待したい。

なお、提示された4つの検証基準や議員控室に関する記述は、請求人の意見・提言である。

2 - 1 - 14 人件費について（＜検証の基準＞ 66頁）

請求人は、「人件費の支出の合理性・妥当性については、事務所や広報活動等の政務調査研究活動としての位置づけと密接に関連しており、同一の基準で判断する必要がある」として、以下の4点を、検証基準として提示している。

イ) 常勤か臨時か、その仕事の内容及び政調以外に従事している割合を明示すること

例えば、ピラ配りの場合は、配布地域、配布数、具体的な勤務実体（時期、年末か、正月か等を含め）

ロ) 生計を一にする親族の雇用は、認められていないが、その規定に沿い、雇用する職員・臨時職員について、親族の有無を含めた情報を開示すること

ハ) 常勤の職員及び臨時・アルバイトとしながら、実際は一時的でなく長期間に亘って雇用している場合は、契約書の添付が政調費への計上の必要条件であること

ニ) 雇用した職員の勤務場所を含め勤務実態の情報の開示をすること

これに対して**対象部局**の抗弁書（211頁）は、「使途基準細目では、職員の賃金を支出する際、雇用形態が日常的か臨時かによって分け、日常的の場合には2分の1を上限として経費を按分して支出すること、臨時の場合には議員1人当たりの支出額を月5万円までとすることを規定している」こと、「前者は政務調査活動に限定せず、会派・議員活動全般の補助を目的とした常勤雇用を想定」しており、「後者は政務調査活動に補助を必要とする場合の雇用の

ため経費を按分しないが、支出額が社会通念上不適切とみなされることを予防するために月当たりの制限を設けるといふ考え方を基にしたものであり、「勤務ごとにその内容を明らかにし、政務調査活動の補助であることを示す必要がある」としている旨の説明をしている。

また、「ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、明示の有無は会派・議員の政策的判断を尊重すべきであると考えている」としている。

なお、日常的か臨時かの判断基準は、会派・議員の判断に委ねてきたところであるが、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、「平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額を支出すること」とした旨を述べている。

更に、「政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば、その人件費を政務調査費で支出できると考える。また、勤務の実情を示す書類に記載する勤務内容については、前述のとおり、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止するという側面もあることに留意する必要があるため、区政との関連性が推認できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の政治的判断に委ねることが好ましいと考える」としている。

また、「最後に、親族の雇用については、親族であるか否かを当該会派・議員に事務局が確認しており、基準の範囲内であると認められる。使途基準細目では、日常的の場合には生計を一にする親族の雇用を禁止し、臨時の場合には特に制限をかけていない。これは、急きょ政務調査活動を行わなければならない場合に補助する者が必要となることが多いこと等を勘案すると、親族の雇用という選択肢も残すことが好ましいという考え方の基に規定したものである。実績では一部の議員が臨時に勤務する補助職員として親族を雇用しているが、使途基準細目で定める規定に基づいた支出であり、不当なものとは言えない。しかし、家族雇用は妥当ではないとする平成19年の仙台高裁判決の内容に留意し、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、使途基準細目を改正し、平成22年4月からは、雇用形態の如何は問わず、一律議員と生計を一にする者を補助職員として雇うことはできないことを規定している」としている。

(判断)

議員の政務調査活動は広範にわたるため、必要に応じて事務職員を雇用することは当然認められる。したがって、使途基準細目に則って「領収書」、「雇用契約書の写し」、「臨時職員勤務報告書」等の必要な書類が提出されていれば、直ちに不適切とする理由はない。

なお、職務内容の記載については、政治活動の自由の保障との均衡などを勘案し、詳細にわたる必要はなく、政務調査活動に関する業務と推認できる程度に記載されていれば足りるものと判断する。また、政務調査活動に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に則した按分が必要であることは言うまでもない。

次に、職員の雇用形態であるが、臨時職員とは特定の仕事のために短期間、雇用される職員である。したがって、一日の勤務時間は短くても定期的に職務に就く職員や議員の日常的な職務を補助する職員は、日常的に雇用する職員として、雇用契約を結ぶのが望ましいと考

えられるところであるが、平成22年度からの新しい使途基準細目の運用を注視したい。

また、議員と生計を一にする親族の雇用については、透明性の確保などの観点から問題なしとはしないものの、平成21年度の使用基準細目では生計を一にする親族を臨時に勤務する職員として雇うことについては規制されていなかったこと、平成22年度からは使途基準細目を改正し生計を一にする親族の雇用を全面的に禁じるなどの改善を図っていること等を踏まえ、平成21年度については、直ちに不適切な支出と断じることが避けるものとする。

なお、提示された4つの検証基準に関する記述は、請求人の意見・提言である。

2 2 会派・議員別判断

請求人が、67頁から155頁にかけて述べている、個別の会派・議員に対する返還請求理由等について検討し、判断した。

<留意事項>

- 1 「根拠の明示を求める」「内容(目的)の開示を求める」など、本来、住民監査請求の対象とならない請求人の主張については、除外した。
- 2 請求人が個々に指摘した金額や計算の一部に誤りがあることが判明したが、判断に影響を及ぼさない誤りについては記載を省略した。
- 3 A～Jは、請求人が用いた表記 A.調査研究費、B.研修費、C.会議費、D.資料作成費、E.資料購入費、F.広報費、G.事務費、H.事務所費、I.人件費、J.その他 をそのまま記載した。

2 - 2 - 1 a 議員 (<請求人の主張>67頁、<会派・議員からの説明>226頁)

請求人主張A - - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、4月に行う視察の費用を3月に支出した今回のようなケースでは年度をまたぐことになっても、やむを得ないものであり、かつ、視察報告書も提出されているので指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは迎車利用も含めて議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、また、政務調査活動に印鑑を用いることも想定されるので、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 2 b 議員 (<請求人の主張>69頁、<会派・議員からの説明>227頁)

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金については、目的が補記されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、「平成 22 年 6 月監査結果」でも述べたとおり、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、条例の趣旨に反するものではなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 4 で述べたところであるが、政務調査費から支出するものの契約は、本人名義であることが望ましいことは言うまでもない。しかし、配偶者からの「確認書」で、議員本人が支出したことが確認できることから、指摘はあたらないものと判断する。なお、より透明性を高めるため、速やかに議員本人名による契約に切り替えられたい。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、政務調査活動に使用されることが推認でき、議員も政務調査活動に使用すると説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、また、調査研究費に固定電話と記載しているのは、インターネット接続料の誤記載と説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 3 c 議員（＜請求人の主張＞72頁、＜会派・議員からの説明＞229頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - 及び については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、また、駐車料金は目的が明らかにされているので、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 4 d 議員（＜請求人の主張＞73頁、＜会派・議員からの説明＞229頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、「平成 22 年 6 月監査結果」でも述べたとおり、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、条例の趣旨に反するものではなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - 及び については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金についても目的が説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは迎車利用も含めて議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらない。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 5 e 議員（＜請求人の主張＞76頁、＜会派・議員からの説明＞231頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、また、駐車料金については、目的が補記されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、目的が補記されており、政務調査の一環であることが推認できることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 5 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 50% 按分に誤記控除・誤記更正しており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない記載等はないことから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - 及び については、2 - 1 - 12で述べたところであるが、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1及び2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、面積割合を示す図面は、区民への説明責任を果たすものでもあるので、より丁寧な図面を提出されたい。

請求人主張H - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 6 f 議員（＜請求人の主張＞78頁、＜会派・議員からの説明＞232頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 2で述べたところであり、また、駐車料金については、政務調査のためと説明されており、指摘はあたらないものと判断するが、今後は、より透明性を高めるため、領収書貼付用紙に目的を記載されたい。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、現時点では封筒の見本が提出され、特に問題はないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 4及び2 - 1 - 1で述べたところであるが、政務調査費から支出するものの契約は、本人名義であることが望ましいことは言うまでもない。しかし、配偶者からの「確認書」で、議員本人が支出したことが確認できるため、指摘はあたらないものと判断する。なお、より透明性を高めるため、速やかに議員本人名による契約に切り替えられたい。

2 - 2 - 7 g 議員（＜請求人の主張＞80頁、＜会派・議員からの説明＞233頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 1で述べたところであるが、4月に行う視察の費用を3月に支出した今回のようなケースでは、年度をまたぐことになっても、やむを得ないもの

であり、かつ、視察報告書も提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を利用するかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、政務調査活動に使用されることが推認でき、議員も区政報告作成のため等と説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - 、及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、平成 21 年 10 月からの 6 ヶ月購読で、支払が 1 月となったものであると説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、7 月に購入したのは「次世代育成支援対策ハンドブック追録」であると補記の訂正がされており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい。

請求人主張 F - については、街頭区政報告を行うためのと説明されており、政務調査費からの支出が不適切とまでは言えないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 8 h 議員（＜請求人の主張＞82頁、＜会派・議員からの説明＞234頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - 及び については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金についても出張内容が説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであるが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであるが、当該区政報告には

明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。また、葉書についても、意見聴取の回答用と説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 12 で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

2 - 2 - 9 N会派（＜請求人の主張＞83頁、＜会派・議員からの説明＞235頁）

請求人主張 C - については、2 - 1 - 8 で述べたところであり、また、按分割合については会派が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、議員控室の本来目的などを踏まえ、より透明性の高い按分割合を検討されることを期待する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、按分については当該資料には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、按分割合については、会派が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。また、請求人が指摘する領収書の日付は、正しくは納品書の日付であり、代金の支払いは平成 21 年 6 月 2 日付であることが、振込明細書によって確認できる。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

2 - 2 - 10 i 議員（＜請求人の主張＞84頁、＜会派・議員からの説明＞236頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、また、出張先が区役所となっているものも政務調査活動のためと政務調査交通費記録簿の記載で確認できることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、区民相談のためと目的が記載されており、政務調査活動のための交通費と推認できることから、指摘はあたらないものと判断する。なお、遠方への区民相談は透明性を高めるため、より具体的に内容を説明されることが望ましい。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、また、平成 22 年 11 月にキャンセル料を除いた額に誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、政務調査以外の記載については議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、平成 22 年 9 月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 1 回線分を誤記控除しており、議員が自律的にした判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、正しくインターネット接続料が計上されており、NHK受信料であるというのは請求人の誤認であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、また、平成 23 年 2 月に日常的に勤務する職員として雇用契約書の写しが提出され、50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 11 j 議員（＜請求人の主張＞86頁、＜会派・議員からの説明＞237頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、また、区民からの個別の相談事項は政務調査とはみなしにくい場合もあるが、一概に不適切な支出とは言い切れないことから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、目的が明らかにされており、指摘はあたらないものと判断する。なお、政務調査費として何を計上するかは議員の自律性に委ねられるものであり、ガソリン代の計上がないことを理由とする主張は失当である。

請求人主張A - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、また、政務調査費からの支出額は、平成 22 年 11 月にキャンセル料を除いたものに誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、平成 22 年 11 月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、また、「天皇陛下御即位二十周年記念切手帳」(2,000 円)は平成 23 年 2 月に切手額面額(960 円)に誤記控除・誤記更正されているので、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、また、平成 23 年 1 月に文具代は 90% に誤記控除・誤記更正されており、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘

はあたらないものと判断する。また、品名が不明とされた文具類については、「バインダー」及び「バインダー用紙」と説明されているので、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 12 k 議員（＜請求人の主張＞88 頁、＜会派・議員からの説明＞238 頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、また、50% 按分も議員の自律的判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 4 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、9 月 20 日の P C 消耗品も 50% 按分で計上されている。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、1 年分を超える 2 年分は平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、政務調査に使用することが推認できる。また、平成 22 年 9 月及び平成 23 年 1 月に 50～80% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 5 で述べたところであるが、区政の調査研究に資するための限定された 2 チャンネルの視聴料であるとの説明がされており、直ちに違法・不当とまでは言えないものと判断する。なお、今後、実態に則した按分を検討されることを望む。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 12 で述べたところであり、また、平成 22 年 9 月にポイント分を控除した上で 50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 12 で述べたところであり、また、領収書で見限りポイントは発生しておらず、議員からもポイントは発生していないと説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、また、平成 23 年 2 月に、家業と兼務している時間について除外する内容の誤記控除・誤記更正がされたことから、現時

点では指摘はあたらないものと判断する。なお、今後は、透明性を高めるため、「労働契約書」の中に、勤務内容を具体的に記載するなどの工夫をされたい。

2 - 2 - 13 1 議員（＜請求人の主張＞90頁、＜会派・議員からの説明＞239頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3で述べたところであるが、移動にどのような交通機関を使うかは迎車利用も含めて議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、平成 22 年 12 月に交通費記録簿が一部提出され、平成 23 年 2 月に交通費記録簿に記載のないもの及び 10 月 16 日 990 円、11 月 15 日 890 円の支出については誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。なお、領収書がないもの及び按分がされていないものについては、平成 23 年 2 月に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、原動機付自転車は道路運送車両法上の自動車には含まれないので、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、また、政務調査費からの支出額は、平成 23 年 2 月にキャンセル料を除いたものに誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金については平成 23 年 1 月に目的が領収書等貼付用紙に追記されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - 、及び については、2 - 1 - 7で述べたところであるが、研修会の会費である旨の説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 5で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 C - については、2 - 1 - 11で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、平成 23 年 2 月に誤記控除・誤記更正及び収支報告書の訂正がされており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、平成 23 年 2 月に一契約分が誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、今後は、透明性を高めるため、より明確に説明されることが望ましい。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 4で述べたところであるが、平成 23 年 1 月に実際の支払いは議員である旨を証する書面が提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 4及び2 - 1 - 13で述べたところであるが、平成 23 年 1 月に賃貸借契約書の写し、図面等が提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13で述べたところであるが、平成 23 年 1 月に実際の支払いは議員である旨を証する書面、図面が提出されており、現時点では指摘はあたらない

ものと判断する。

請求人主張 I - については、支出科目の誤りはあるが、政務調査費からの支出として問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであるが、平成 22 年 12 月に政務調査事務補助臨時職員勤務報告書が提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 14 m議員（＜請求人の主張＞93頁、＜会派・議員からの説明＞241頁）

請求人主張 A - については、「平成 22 年 6 月監査結果」でも述べたとおり、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、条例の趣旨に反するものではなく、指摘はあたらないものと判断する。また、同一日にタクシーと地下鉄で往復していることについては、その理由について説明がされており、妥当なものと判断する。

請求人主張 A - () 及び () については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、議員が役員又は会長をしている団体主催ではあるが、視察報告で、政務調査との関連が推認され、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - () 及び () については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、区外での区民相談・調査であっても、政務調査交通費記録簿に目的が記載されており、指摘はあたらないものと判断する。なお、区外での政務調査活動については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、また、政務調査交通費記録簿に必要事項が記載されており、指摘はあたらないものと判断する。なお、今後は、政務調査交通費記録簿の備考欄に研修等のテーマを記載するなど、より透明性を高めることが望ましい。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、また、内容に応じて按分され、説明もされていることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、2 - 1 - 4 で述べたところであり、領収書として問題はなく、指摘はあたらないと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 4 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであるが、区政報告等に使用する物品等であると説明されており、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - のうち名刺用紙については、平成 22 年 10 月に名札・受付カード作成のために使用したとされる 20% に誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。また、杉並バッグは、区民に紹介するために購入したと説明しており、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、平成23年1月に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、按分計算の誤りの金額は、500円である。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1及び2 - 1 - 11 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、はがきの購入自体は、問題はないものと判断する。なお、今後は、より透明性を高めた購入をされたい。

請求人主張 - については、2 - 1 - 14で述べたところであるが、ボランティアに対する謝礼との説明があり、指摘はあたらないものと判断する。なお、12月30日の人件費については、平成23年1月に誤記控除されている。

2 - 2 - 15 n議員（＜請求人の主張＞96頁）、＜会派・議員からの説明＞242頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3で述べたとおり、移動にどのような交通機関を使うかは迎車利用も含めて議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、4月10日の高円寺から憲政記念館までのタクシー代及び8月1日の新宿駅から杉並区役所までのタクシー代は、平成23年2月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、平成23年2月に誤記控除されており、現段階では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、区政に関する調査研究との関連は推認できるので、指摘はあたらないものと判断する。なお、平成20年度にも同様の購入があるが、透明性を高めるため、政務調査との関連をより具体的に説明されることが望ましい。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、また、同じテーマの資料でも内容は常に更新されているとの説明があり、指摘はあたらないものと判断する。なお、同様の名称の資料を購入する場合には、透明性を高めるため、今後より具体的に説明されることが望ましい。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、一部が判読しにくい領収書については、2 - 1 - 4で述べたとおりである。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、また、文房具用品などは明確に使い分けできる旨の説明をしており、議員の自律的な按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、品名が不明とされた文具類などは、領収書等貼付用紙の補記

や出納簿の記載で品名がわかるため、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、領収書の日付が訂正されたため、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、勤務内容の一部に政務調査との関連がわかりづらいものがあるので、より透明性を高めるため、勤務内容を明確にわかりやすく記載されることが望ましい。

請求人主張J - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、また、平成22年9月にキャンセル料を除いた金額に誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張J - 及び については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 16 ○議員（＜請求人の主張＞99頁、＜会派・議員からの説明＞245頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 7に述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであるが、前段の区政報告は、平成22年9月に70%按分に誤記控除・誤記更正されており、また後段の区政報告は提出されていることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、購入したCDの中には政務調査活動以外の活動のためとみられるものが含まれているが、平成23年2月に50%按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、また、政務調査活動専用と説明されているので、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、勤務内容については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい。

請求人主張 - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 17 p議員（＜請求人の主張＞101頁、＜会派・議員からの説明＞247頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3で述べたところであり、タクシー利用は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは、議員の自律的な判断を尊重するところである。な

お、4月21日～27日の出張内容は交通費記録簿に追記されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。また、区民からの個別の相談事項は政務調査とはみなしにくい場合もあるが、一概に不適切な支出とは言い切れない。次に出張先が区役所である場合については、「22年6月監査結果」でも述べたとおり、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、条例の趣旨に反するものではなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。なお、7月20日の1,000円については、平成23年1月に誤記控除・誤記更正され750円とされており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、書名が「政治家失格」及び「日本よい国」と説明されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであるが、すべて政務調査活動で使用していると説明されており、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1及び2 - 1 - 11 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、保育園の一部を事務所として使用することは、施設の性格からみて適切か否か疑問があり、検討されることが望ましい。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであるが、臨時職員勤務報告書も追加提出されており、指摘はあたらないものと判断する。なお、勤務内容については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 18 q 議員（＜請求人の主張＞102頁、＜会派・議員からの説明＞247頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10で述べたところであるが、はがき印刷代について

は、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 4 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、現時点では封筒の見本が提出され、特に問題はないと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、区政報告 3 号は「杉並区議会区政報告、安心・安全・活力あるまち 穏やかな区民生活を目指して」であることは、議員からの説明で確認している。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであるが、携帯電話 1 台分の通話料金については、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - 、及び については、2 - 1 - 11 - 4 で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい。

請求人主張 I - 及び については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 11 - 1、2 - 1 - 11 - 2 及び 2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 19 r 議員（＜請求人の主張＞104頁、＜会派・議員からの説明＞250頁）

請求人主張 A - については、平成 22 年 9 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、また、オイル代は平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 C - については、2 - 1 - 8 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については 2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであるが、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、一枚あたりの印刷単価は、高額であるが、直ちに違法、不適切とまでは言えないものと判断する。なお、今後は、政務調査費が公金であることを踏まえて、複数の印刷会社から見積もりを取るなど、経費削減に努められたい。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであるが、寄付金付切手は平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであるが、12 月分を超える 1 月分は平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3及び2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、面積割合を示す図面は、区民への説明責任を果たすものでもあり、より丁寧な図面を提出されたい。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 20 s 議員（＜請求人の主張＞106頁、＜会派・議員からの説明＞252頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、同じ題名の書籍2冊と指摘された書籍のうち1冊は、平成23年1月に別の題名の書籍に訂正されている。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであるが、後援会などに関する記載などは按分されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1及び2 - 1 - 11 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - のうち賃借料については、平成22年7月に誤記控除されており、指摘はあたらない。また、光熱水費については、2 - 1 - 13で述べたところであるが、平成23年2月に、より低い按分で算出した金額に誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - 及び については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらない

ものと判断する。

2 - 2 - 21 t 議員（＜請求人の主張＞108 頁、＜会派・議員からの説明＞255 頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、議会活動のための登庁費を政務調査費から支出することが不適切であることは言うまでもない。しかし、同日に区役所の中で政務調査活動を行った場合は、政務調査活動のための交通費と見ることができ、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであるが、区政の調査研究に資するための研修と見ることができ、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、一定の按分がされており、また、参加者にアンケート調査を行い、区政に関する意識を知る政務調査活動を展開できたとの説明もあることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、平成 22 年 9 月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。また、当該事務椅子は、区の取扱いでも備品にあたる金額のものではない。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 及び 2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13 及び 2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 22 u 議員（＜請求人の主張＞111 頁、＜会派・議員からの説明＞259 頁）

請求人主張 A - 及び については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、政務調査活動に使用されることが推認でき、また政務調査活動に使用するとの説明もあり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - 、 及び F - 、 については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、

当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、9月1日領収書は、区政報告用封筒代であることが説明等からも推認でき、指摘はあたらないものと判断する。また、9月18日領収書は、2 - 1 - 4で述べたところであり、領収書としての効力には問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - 及びF - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、領収書については、2 - 1 - 4で述べたところであり、領収書としての効力には問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 12で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、また、全て政務調査活動に使用していると説明されていることから、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、品名が不明との指摘を受けたものについては、品名、単価、数量等の説明がされており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - 及び については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - 及び については、2 - 1 - 11 - 2及び2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 23 v 議員（＜請求人の主張＞113頁、＜会派・議員からの説明＞263頁）

請求人が繰り返し主張しているものに、まず計上支出科目があるが、政務調査費の支出について、どのような使途科目を設定しどのように仕訳するかは、それぞれの事業の目的等に基づいて議会が自律的に定めるべきものである。したがって、監査にあたっては使途科目は議会の定めた基準をもとに判断するのを基本とし、科目に誤りがあった場合でも直ちに違法・不当とはせず、支出された内容や金額等が政務調査費に適合するかどうかを判断基準とするものである。次に、政務調査費の収支報告書等の書類は会派の行ったすべての政務調査活動を計上しているわけではなく、政務調査費として交付を受けた範囲内での計上であるため、当然のことながら、この書類だけからでは議員・会派の政務調査活動の全体を評価することはできない。

請求人主張 - 1 - (1)及び(2)については、「使途基準」・「使途基準細目」において調査研

究費として支出することとされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 1 - (3)については、及び は平成 22 年 9 月、 は平成 23 年 2 月に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 2 については、前述したように政務調査活動に要した経費のうち何を政務調査費から支出するかは、議員の自律性に委ねられているものであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 3 については、2 - 1 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 4 については、2 - 1 - 4 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 1 - (1)については、2 - 1 - 4 及び 2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 2 については、2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 4 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 3 については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、政務調査以外の記載は按分されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 - 4 - (1)については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、平成 21 年度に支出されている賃借料は全て当該年度のものであり、請求人が主張する翌年度の賃借料にあたるものはない。

請求人主張 - 4 - (2)については、2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 24 w議員（＜請求人の主張＞122頁、＜会派・議員からの説明＞265頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは迎車利用も含めて議員の自律的な判断を尊重するところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、7月20日の四ツ谷三丁目から市ヶ谷までのタクシー代は、平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - のうち、駐輪料金については、領収書貼付用紙に目的が補記されており、指摘はあたらないものと判断する。また、茶菓代については、2 - 1 - 8 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 C - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、記載内容に明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 D - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、また、12月分を超える購読料が計上されていた日経ヴェリタスは、平成 23 年 2 月に 12 月分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - 及び については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、また、 は同じ内容のものを、1月に発送したという旨の説明がされており、若干疑問はあるものの特に問題とするには至らないものと判断する。今後は、透明性を高めるため、より明確でわかりやすく説明されることが望ましい。

請求人主張E - については、区民からの要望や意見に封書で応える際に使用している旨の説明がされており、疑問はあるものの特に問題とするには至らないものと判断する。なお、切手については、ある程度の買い置きは必要と思われるが、一度に大量購入することは、区民に疑義を抱かれかねないので慎重にされたい。

請求人主張F - については、2 - 1 - 11 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、事務費として計上されていたものについては、平成22年9月に事務所費に誤記控除・誤記更正されている。

請求人主張F - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、また、プリンター用カバー代は平成23年2月に90%按分に誤記控除・誤記更正されており、議員が自律的に定めた按分を尊重し、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、これらの事務用品は、区の取り扱いでは備品にあたる金額のものではない。

請求人主張F - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、政務調査に使用することが推認できるため、指摘はあたらないものと判断する。なお、インクと写真用紙については、平成23年2月に90%按分に誤記控除・誤記更正されている。

請求人主張G - については、2 - 1 - 13で述べたところであるが、契約書が添付され、平成23年2月に図面が提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 12で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい。

請求人主張H - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、勤務内容については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい。

2 - 2 - 25 ×議員（＜請求人の主張＞125頁、＜会派・議員からの説明＞267頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金についても目的が補記されており、指摘はあたらないものと判断する。なお、印字の劣化により判読しにくい領収証については、2 - 1 - 4で述べたとおりである。

請求人主張A - については、2 - 1 - 1で述べたところであるが、4月に行う視察の費用を3月に支出した今回のようなケースでは年度をまたぐことになっても、やむを得ないものであり、かつ、視察報告書も提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - 及び については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであるが、按分した理由について説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。また、区政報告案内印刷費

は、平成 23 年 2 月に 90%按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、現時点では区政報告開催案内通知等の見本が提出され、特に問題はないと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - 及び については、2 - 1 - 11 - 3 及び 2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、議員の自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、携帯電話については、区の取り扱いでも備品にあたる金額のものではなく、指摘はあたらない。また、ポイントが生じたものについては、ポイント相当分の金額が控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、平成 23 年 1 月に誤記控除・誤記更正されており、現時点では、指摘はあたらないと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - 及び については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、勤務内容については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい。

請求人主張 J - については、公文書である以上、鉛筆書きは不適切であることは言うまでもないが、ただちに違法・不当とまでは言えない。今後は、ペン等で適切に記載されたい。

請求人主張 J - については、支出が特定されていないが、客観的に政務調査活動のために使用されたことが推認できれば、違法・不当とまでは言えない。なお、必要に応じてより丁寧に使途を説明するなど、一層の透明性を図られることが望ましい。

2 - 2 - 26 y 議員（＜請求人の主張＞128頁、＜会派・議員からの説明＞269頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - 及び については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金についても、目的が補記されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 1 で述べたところであるが、4 月に行う視察の費用を 3 月に支出した今回のようなケースでは年度をまたぐことになっても、やむを得ないものであり、かつ、視察報告書も提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、営業に関しない受取書については、印紙税は非課税であり、領収証に不備があるという請求人の主張は失当である。

請求人主張 C - については、2 - 1 - 8 で述べたところであり、また、会場や参加人数について説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、平成 22 年 9 月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、直接、政務調査活動にあたるものとはみなしにくい、一概に不適切とまでは言えない。なお、議員の自律的に定めた按分を尊重するところであるが、今後は按分割合の根拠をより明確にされることが望ましい。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - 及び I - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 12 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 27 z 議員（＜請求人の主張＞130 頁、＜会派・議員からの説明＞271 頁）

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、領収書は、2 - 1 - 4 で述べたあて名、日付、購入品目等が記載され要件を満たしており、また、委託事業者等についても説明されている。

2 - 2 - 28 A 議員（＜請求人の主張＞131 頁、＜会派・議員からの説明＞271 頁）

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、また、研修内容を具体的に説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、住宅地図については、各々別の用途で使用する旨の説明もされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - 及び については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 29 B 議員（＜請求人の主張＞131頁、＜会派・議員からの説明＞272頁）

請求人主張については、2 - 1 - 7で述べたところであるが、法政大学大学院政策創造研究科は、行政に関する研究を主としていること、また、議員も平成23年1月に50%按分に誤記控除・誤記更正していることなどから、直ちに不適切とまでは言えないものと判断する。

2 - 2 - 30 O 会派（＜請求人の主張＞137頁）、＜会派・議員からの説明＞273頁）

請求人主張 A - については、広く議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるものと推認できることから、指摘はあたらないものと判断する。なお、営業に関しない受取書については、印紙税は非課税であり、領収証に不備があるという請求人の主張は失当である。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - 及び については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、平成23年1月に政務調査費からの支出額は1冊分を除いたものに誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については政務調査との関わりが説明され、「減税自治体構想アンケート幟旗」は平成23年1月に、「核兵器のない世界を幟旗」は、平成22年9月にそれぞれ80%按分に誤記控除・誤記更正されているので、会派が自律的に定めた按分を尊重し、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、「核兵器のない世界を幟旗」は政治活動とみなす要素がより大きいと思われるので、今後は按分割合の根拠をより明確にされることが望ましい。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであるが、平成23年1月に80%按分に誤記控除・誤記更正されているので、会派が自律的に定めた按分を尊重し、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、平成23年2月に日常的に勤務する職員として2分の1按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 31 C 議員（＜請求人の主張＞138頁）、＜会派・議員からの説明＞273頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 E - については、当該書店の領収書はポイントの有無にかかわらず領収書金額欄に「ポイント利用額を含む」と記載されるものであり、また、実際にポイントは発生していない旨の説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、3月に発行した区政報告関連経費と推認でき、指摘はあたらないものと判断する。

ない。また、領収書は収入印紙に消印がない場合でも効力に問題はないものと解され、また、配布代の領収書の文字についても判読が可能であることから、いずれも領収書としては問題はないものと判断する。なお、3月の臨時職員人件費の支出計上額は使途基準細目の上限の50,000円であり、80,000円計上されているとの指摘は請求人の誤認である。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 4で述べたところであり、また、50%按分で計上されており、按分されていないとの指摘は請求人の誤認である。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、請求人は光熱水費として月額40,942円を計上していると指摘しているが、月額40,942円の誤りである。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張J - の通帳コピーについては、2 - 1 - 4で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、請求人が他人名義であると指摘している領収書のあて先については、議員本人であることが推認でき、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 32 D議員（＜請求人の主張＞140頁、＜会派・議員からの説明＞274頁）

請求人主張A - については、題名及び鑑賞理由が説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、「平成22年6月監査結果」でも述べたとおり、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、条例の趣旨に反するものではなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 5で述べたところであり、50%按分で計上しているので、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1で述べたところであるが、『Japanist』No. 5～No. 8の年間購読料については、平成23年2月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 5で述べたところであるが、「学士会会報」年間購読については、平成23年2月に50%按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - 及び については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであり、当該区政報告には、明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらない

ものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 1 及び 2 - 1 - 4 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 4 で述べたところであり、また、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 33 E 議員（＜請求人の主張＞142頁、＜会派・議員からの説明＞276頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。また、駐車料金については、目的が説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 6 - 3 で述べたところであり、タクシー利用回数は多いが、移動にどのような交通機関を使うかは議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、政務調査との関連で若干疑問が残るものの、研修内容や参加人数等について説明があり資料も提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、題名が記載されていないとされた研修（10,000 円）は平成 23 年 1 月に誤記控除されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであるが、「家庭教育研修（実践倫理）」（12,000 円）については、平成 22 年 9 月に誤記控除されており、「未来を創るワールドシフト」及び「首都大学東京」主催の会については、内容の説明がされていることから、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張C - については、2 - 1 - 8 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、政務調査との関連が推認でき、また、議員も具体的に説明しており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 11 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - 及び については、2 - 1 - 9 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないも

のと判断する。

請求人主張F - のうち区政報告については、2 - 1 - 10 - 1で述べたところであるが、政務調査以外を按分除外しており、指摘はあたらないものと判断する。ホームページについては、2 - 1 - 10 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 3で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 3で述べたところであり、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい。

2 - 2 - 34 P会派（＜請求人の主張＞146頁）、＜会派・議員からの説明＞279頁）

請求人主張A - については、2 - 1 - 7で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張B - については、2 - 1 - 5で述べたところであり、また、「市民がつくる政策調査会」及び「市民と議員の条例づくり交流会議」の会費は、平成23年2月に50%按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張C - については、2 - 1 - 9で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、1部については平成23年1月に誤記控除されている。

請求人主張C - については、2 - 1 - 1及び2 - 1 - 9で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張C - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張C - 及び については、平成23年1月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張C - については、2 - 1 - 9 - 2で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張D - については、2 - 1 - 4でも述べたところであるが、請求人の主張は容れられないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 12で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 11 - 1で述べたところであり、会派が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 13で述べたところであり、また、当該会派は法人格をもたない任意団体であるため、建物賃貸借契約を団体名ではできないこと、賃借料は賃料に共益費を加えた額の2分の1であることなどが説明されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張H - については、2 - 1 - 1で述べたところであり、指摘はあたらないものと

判断する。

請求人主張 I - 及び については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 35 F 議員（＜請求人の主張＞147 頁、＜会派・議員からの説明＞280 頁）

請求人主張 B - については、2 - 1 - 5 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 C - については、2 - 1 - 8 で述べたところであるが、会議の目的等についての説明もされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、「戦争責任資料 2010 年分会報 No.68-71」及び「月刊ガバナンス」は、平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 1 で述べたところであるが、平成 23 年 1 月に 70～95% 按分に誤記控除・誤記更正されており、議員が自律的に定めた按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 3 で述べたところであるが、議員による説明もあり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 I - 及び については、2 - 1 - 14 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 36 G 議員（＜請求人の主張＞148 頁、＜会派・議員からの説明＞284 頁）

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、2 - 1 - 1 で述べたところであるが、12 月分を超える 6 月分は平成 23 年 2 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、利用明細の金額欄に黒テープが貼られていたのは区議会事務局のミスであり、既に是正されており問題はない。また、事務所費の算定に当たっては「みどりの未来」から受領している 5 万円を賃料から差し引いた額を用途基準細目に則って按分しており、問題はないと判断する。

2 - 2 - 37 V 会派（＜請求人の主張＞149 頁、＜会派・議員からの説明＞285 頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたパスモのチャージ料であり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 2 で述べたガソリン代であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 A - i 及び -) については、2 - 1 - 7 で述べた視察であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - -)については、2 - 1 - 7で述べた視察であるが、自治労定期全国大会の主目的は、自治労という労働組合の組織運動方針を定めることなどであり、その場で区政の調査研究に資する有益な情報が得られたとしても、それは副次的効果と見るのが妥当である。したがって、主たる目的が別にある以上、政務調査費の対象たる部分が2分の1を超えることはあり得ないと判断されるところから、上限を2分の1とすることが妥当であり、16,400円を不適切な支出と認定する。なお、領収書名義については、2 - 1 - 4で述べたところであり、平成23年1月に議員本人が支払ったことを証する領収書が提出されたことから、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張A - -)については、2 - 1 - 7で述べた視察であるが、原水爆禁止大会の主目的は、原水爆禁止の運動であり、その場で区政の調査研究に資する有益な情報を得られたとしても、それは副次的な効果と見るのが妥当である。したがって、請求人主張A - -)と同様の判断により、18,635円を不適切な支出と認定する。なお、交通費として新岩国までの回数券利用票が添付されているが議員が実際に計上している交通費は広島往復の金額を下回る金額であり、政務調査費による過払いは生じていない。

請求人主張A - - iv)については、2 - 1 - 7で述べた視察であるが、宜野湾市で行われた県民大会の主目的は、沖縄基地移設問題であり、その場で区政の調査研究に資する有益な情報を得られたとしても、それは副次的効果と見るのが妥当である。したがって、請求人主張A - -)と同様の判断により、18,600円を不適切な支出と認定する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 4で述べたレジスター出力の領収書であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張E - については、2 - 1 - 9で述べた図書券による書籍の購入であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張F - については、2 - 1 - 10 - 1で述べた区政報告である。まず、すぎなみ未来BOXは区政報告にあたるものではあるが、明らかに区政に関する調査研究に関連しないとみなすべき記載があるにも関わらず適切な按分がされていない。したがって、当該区政報告の中で区政に関する調査研究と関連のない記載の占める面積割合に応じた金額を不適切な支出と認定する。なお、すぎなみ未来BOX124号は平成23年1月に提出されている。次に、都政を革新する会のレポート・ピラは、代表者名として[H - 4]氏の名前が明記されており、区議会における会派としての区政報告と見ることはできず、全額を不適切な支出と認定する。同じく、ともに歩む会のパンフ・ピラについては、後援会活動としてのパンフ・ピラと見るのが妥当であり、全額を不適切な支出と認定する。

不適切な支出と認定した額(221,024円)の詳細は次のとおりである。

日付	名 称	支出額	減額 する 割合	不適切な支 出と認定し た金額
H21.5.7	「すぎなみ未来BOX」119号 6000部	24,200円	30%	7,260円
H21.5.8	都革新レポート「拉致被害者家族支援」6000部	18,200円	100%	18,200円
H21.6.2	「すぎなみ未来BOX」6月号外 10000部	40,200円	60%	24,120円
H21.6.20	「すぎなみ未来BOX」6月号外改訂 10000部	40,200円	60%	24,120円
H21.7.25	「すぎなみ未来BOX」120号 6000部	24,200円	30%	7,260円
H21.9.11	「ともに歩む会通信」9/15付 2000部	8,200円	100%	8,200円

H21.9.18	「すぎなみ未来BOX」10月号外 10000部	40,200円	30%	12,060円
H21.10.12	「すぎなみ未来BOX」121号 6000部	24,200円	30%	7,260円
H21.10.15	都政を革新する会ピラ 3000部	9,200円	100%	9,200円
H21.10.19	Hとともに歩む会ピラ 10/19付 3000部	15,000円	100%	15,000円
H21.10.29	Hとともに歩む会パンフ 3000部	43,600円	100%	43,600円
H21.11.4	都革新レポート 11/4付 4000枚	12,200円	100%	12,200円
H21.12.4	「すぎなみ未来BOX」122号 6000部	19,440円	30%	5,832円
H21.12.10	「すぎなみ未来BOX」12月号外 10000部	36,000円	40%	14,400円
H22.2.10	「すぎなみ未来BOX」123号 6000部	21,600円	30%	6,480円
H22.3.25	「すぎなみ未来BOX」124号 6000部	19,440円	30%	5,832円
計	16件	396,080円	-	221,024円

請求人主張F - については、[H - 4]氏を代表とする都政を革新する会のホームページサーバー料であり、議員の政務調査活動にはあたらず、35,280円を不適切な支出と認定する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 4で述べた他人名義の領収書であるが、政務調査費から支出するものの契約は、本人名義であることが望ましいとは言うまでもない。しかし、平成23年1月に配偶者からの「確認書」が提出されたので、現時点では指摘はあたらないものと判断する。なお、透明性を高めるため、速やかに議員本人名による契約に切り替えられたい。

請求人主張G - については、2 - 1 - 11 - 1で述べた事務用品であるが、政務調査のためだけに使用しているとの説明がされており、議員の自律的な判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、レジスターから出力された領収書には「インシキッテ」と記載されているが、領収書貼付用紙に切手と補記されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張G - については、2 - 1 - 4で述べたレジスターから出力された領収書であり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張I - については、2 - 1 - 14で述べた人件費であり、臨時職員勤務報告書及び領収書は提出されている。しかし、人件費計上額(450,000円)のうち285,000円は区政報告配布が勤務内容となっている。議員が区政報告としたものには、請求人主張F - で述べたように政務調査活動にあたらぬ記載のある区政報告や区政報告にあたらぬチラシがあるが、いつどのチラシを配布したのか特定できない。したがって、議員が作成したチラシ毎に政務調査にあたらぬ割合に作成枚数を加重平均した割合(50%)を按分除外するのが妥当であろうと判断し、区政報告配布に要した人件費285,000円の50%にあたる142,500円を不適切な支出と判断する。

請求人主張J - については、2 - 1 - 4で述べた他人名義の領収書であるが、平成23年1月に議員本人が支払ったことを証する領収書が提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

○不適切な支出と認定した金額合計

452,439円

2 - 2 - 38 I 議員 (<請求人の主張> 151頁、<会派・議員からの説明> 287頁)

請求人主張A - については、ごみ問題の調査回収に利用し、1通95円であると説明されて

おり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 B - については、2 - 1 - 7 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - ~ 及び については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - については、平成 23 年 1 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 39 X 会派（＜請求人の主張＞152頁、＜会派・議員からの説明＞288頁）

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであるが、議員の自律的按分を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、但書き欄の年号に誤記のある領収書については、平成 23 年 2 月に正しい記載の領収書が再提出されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、マスキングの際の単純なミスであり、金額は判読できるため、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - 及び については、区政報告に関連する領収書と推認できるため、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - 及び については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - 、 及び については、2 - 1 - 1 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、G - については、透明性を高めるため、請求書到着後、速やかに支払われることが望ましい。

請求人主張 G - については、平成 22 年 11 月に誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

2 - 2 - 40 Y 会派（＜請求人の主張＞153頁、＜会派・議員からの説明＞289頁）

請求人主張 A - については、平成 23 年 2 月に 50% 按分に誤記控除・誤記更正がされ、また、政務調査との関連が説明されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 E - のうち沖縄タイムスの購読料については、2 - 1 - 1 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 12 月相当分を超える 1 月相当分は誤記控除されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。また、書籍については、2 - 1 - 9 - 2 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 2 で述べたところであり、また、HP 運営サポート料は平成 22 年 11 月に、振り込み手数料は平成 23 年 2 月に、50% 按分に誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、7 月に発送した区政報告には明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。また、8 月、12 月の郵送料は、封筒等が [K - 1] 氏との連名であり 50% に按分しているとの説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 3 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 90% 按分で誤記控除・誤記更正されており、会派の自律的判断を尊重し、指摘はあたらないものと判

断する。

請求人主張 F - 政務調査活動に使用することが推認でき、また、50%に按分計上している議員の自律的判断を尊重し、指摘はあたらないものと判断する。なお、修理代についても、平成23年2月に50%按分に誤記控除、誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 1 で述べたところであるが、平成 23 年 2 月に 12 月分を超える 1 月分は誤記控除・誤記更正されており、現時点では指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 4 で述べたところであるが、平成22年10月にポイント相当分は誤記控除・誤記更正されており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 H - については、2 - 1 - 13 で述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、契約名義については、2 - 1 - 4 で述べたところであるが、政務調査費から支出するものの契約は、本人名義であることが望ましいことは言うまでもない。しかし、名義人から本人あてに発行されている領収書で、議員本人が支出したことが確認できるため、指摘はあたらないものと判断する。なお、より透明性を高めるため、速やかに議員本人名による契約に切り替えられたい。

2 - 2 - 41 L 議員（＜請求人の主張＞154頁、＜会派・議員からの説明＞291頁）

請求人主張 A - については、2 - 1 - 6 - 1 で述べたところであり、返還の勧告は控えるものとする。

請求人主張 E - については、区議在職中の平成20年7月～平成21年6月の年間購読料であり、後払いであるとの説明がされており、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、当該区政報告には明らかに区政に関する調査研究に関連しない、とみなすべき記載等はなく、指摘はあたらないものと判断する。

請求人主張 F - については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであるが、公金である政務調査費から支出する以上、経費の削減に努めることは当然である。しかし、管轄局への持ち込みなどいくつかの制約条件もあることから切手貼付による大量郵送が直ちに不当な支出とまでは言い切れないものと判断する。今後は、極力、区内特別郵便を利用するなど経費削減に努められることを強く望む。

2 - 2 - 42 M 議員（＜請求人の主張＞154頁）

請求人主張 F - 及び については、2 - 1 - 10 - 1 で述べたところであり、前年度と同じであっても特に問題はない。また、一枚あたりの印刷単価、梱包運送費は、非常に高額ではあるが、直ちに違法・不当にあたるまでには言い切れないものと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 12 で述べたところであるが、本人からの説明もなく問題なしとはしないが、返還を求めるまでには至らないと判断する。

請求人主張 G - については、2 - 1 - 11 - 3 述べたところであり、指摘はあたらないものと判断する。

表 - 1 要返還額

仮名	会派・議員	要返還額
V会派（H議員）	都政を革新する会	452,439円

要返還額合計 452,439円

表 - 2 誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額

仮名	自主返還額 (誤記控除 - 誤記更正)
N会派	7,600円
i 議員	420,637円
j 議員	4,829円
k 議員	168,374円
l 議員	221,810円
m 議員	29,496円
n 議員	8,180円
o 議員	4,110円
p 議員	250円
q 議員	45,815円
r 議員	50,961円
s 議員	6,651円
t 議員	6,300円
w 議員	17,883円
x 議員	5,548円
y 議員	9,953円
B 議員	512,500円
O会派	284,398円
D 議員	5,561円
E 議員	18,750円
P会派	30,330円
F 議員	36,733円
G 議員	15,300円
議員	23,000円
Y会派	54,470円
合計	1,989,439円

(平成 22 年 12 月 13 日 杉監査第 2208 号収受)

2010 年 12 月 13 日

杉並区監査委員 (宛)

杉並区議会の会派および議員に対する平成 21 年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容

別紙の通り

2. 請求人

団体 S O

＜請求の趣旨＞

- (1) 政務調査費は、杉並区議会の会派及び議員に対する「政務調査費の交付に関する条例」第1条の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」の規定に基づいて、交付され、更に、条例施行規則及び規定（議長訓令）に、政務調査費の使途基準等が規定されている。それによると、政務調査費（政調費と略す）は、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費とされ、その調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費、調査研究に基づく政策立案のための会議や区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取する為の会議の開催に要する経費等への支出とされている。このことから、政務調査・研究活動とは、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した区政の活性化に寄与する活動に限定されると解すべきである。

一方、当該条例第12条に、「その年度内に交付を受けた政務調査費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されており、政調費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解され、会派・議員には、その公金である政調費の使途について、情報を開示し、その内容を明確に説明する責任がある。

一般市民・区民の立場から行う政調費の検証は、政調費の収支報告書及び添付された領収書等の証明証、政務調査活動の成果等について報告された区政報告書、視察・研修報告書等を基に行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政調費の収支報告書が提出されていることが前提である。

- (2) 上述の様な趣旨の下に交付されている政調費の平成21年度分について、その個別の会派・議員の支出状況を精査・検証したが、その使途の合理性・妥当性に疑問のあるものが多々あることが判明した。又、議員の一部には、政調費への支出計上が、一科目のみの場合や、一科目への計上が、多額をなしているケースがあり、政調費交付の本来の趣旨から見ても、一般常識上からも、極めて不自然な収支報告書が提出されている。従って、個々の会派・議員からの更なる情報の開示とより明確な説明を求めると共に、このような使途内容についての公的な観点からの判断を求めて、監査請求することとした。この監査請求の結果として、更に、政調費のより明確な使途基準が確立され、公金が会派・議員の政務調査本来の活動に、より合理性・妥当性のある形で投入され、区政がより活性化することを求めるものである。

なお、団体SOは、条例等の関係法令に準拠し、判例等を参照すると共に、一般区民としての視点を加えて政調費の精査・検証を行ってきたが、その基本的考え方を、請求の趣旨に続いて、＜検証の基準＞として記載した。

- (3) 団体SOとして、平成18年度、19年度、20年度の各政務調査費の使途について、監査請求を求めてきた。それらの監査結果のすべてにおいて、監査請求人の氏名がすべてあるいは一部が明示される一方、会派・議員については、政調費の返還勧告がなされた会派・議員を除いて、すべてアルファベットの仮名表示が用いられ、実名が公表されてこなかった。この監査請求人の氏名を明示することは、区民のプライバシー権を含めた人権侵害にあたり、第三者である日弁連に訴えを提出しているところである。従って、今回の監査請求に対する監査結果を公表する際には、人権保護の点からも、請求人の氏名を明示すべきでないことを強く要請する。又、会派・議員名が、返還勧告がなされた場合に限って、明示されているが、公金の交付の対象者である会派・議員は、公的組織・公人とみなされ、社会通念上からも、その名称・氏名の公開は、当然のことであり、会派・議員の名称・氏名の明示を強く要請する。

一方、平成19年度の政調費の監査請求に対する監査結果においては、アルファベット表記

ではあるが、各会派・議員について、監査委員の判断が明示された。しかし、平成20年度の政調費の監査請求に対する監査結果においては、政務調査費科目・項目毎についてのみの判断がされただけであり、監査を請求した会派・議員の各々の政調費の用途についての判断は一切公開されなかった。これは、住民監査請求の趣旨に反し、区民の知る権利を阻害するものであり、今回の平成21年度の政調費の監査請求においては、会派・議員毎の監査請求内容に応じて、監査委員の判断が開示されることを要請する。

- (4) 平成18年度、19年度、20年度の各政務調査費の監査請求において、地方自治法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、監査委員に代えて、個別外部契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求めてきた。しかし、監査委員は、法第九十八条の三に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査を行うことを義務付けられ、これを遵守しているのであり、請求人の要請は相当とは認められずとして、棄却されてきた。この様な監査委員の見解のもとに行われてきた過去3回の監査請求に対する監査結果の内容が、回を重ねるたびに、後退した判断・内容になってきており、公正不偏の監査のあり方に、強い危惧を抱かざるを得ない状況にある。この様な状況をもたらしている主たる要因の一つが、監査委員が、社会通念上に基づいて判断すると言及する一方、最終的には、会派・議員の自立・自律ある判断に任せるとして、会派・議員の収支報告内容を、ほとんどの場合、そのまま認める立場を保持してきていることにあると言える。このような点からも、監査の機能の果たす役割、それを遂行する監査委員の責任の在り方に、失望を超えて、疑義を持たざるを得ない。

今回提出する平成21年度の政務調査費についての監査請求においては、団体SO、「一区民」の集まりとして、既述のように、その立場・捉え方としての検証基準を明示しており、監査委員が、そこに述べられている生活感に根ざした、一つの常識と対比させ、更に一般区民の立場にも目を向けた視点から、厳格な監査を実施されることを期待している。従って、個別外部監査ではなく、区政を熟知し、公金の監視役の重責にある監査委員に、真摯な監査を要請することとした。当然の事ながら、公開される監査結果に対して、監査委員がその責任を負っており、それに関連して、自治法を含め各法令に規定された、区民としての権利の行使を留保するものである。

- (5) なお、団体SOが行った過去の監査請求に対して、政策経営部区長室総務課及び区議会事務局が監査対象とされ、抗弁書が提出された。更に、区議会議長が関係人として位置付けられ、各会派・議員の調査依頼がなされ、請求人の主張に対して、各議員から、政調費用途の説明がなされてきた。更に、条例により、平成21年6月に、議会内に、政務調査費検討委員会が設置され、又、議長の諮問機関と推測される外部有識者による政務調査費専門委員会が置かれている。このように、公式に設定された枠組から見ても、政調費の監査請求すること自体が、一般区民が表明した意見を、区政の中枢部で議論し、場合によっては、区政の改善に結びついていく制度が整えられていると捉えることができる。しかし、上述の各委員会等で、どのような内容の議論がなされ、それらの結果が、具体的にどんな形で、法令化あるいは議長指針と明示されているか、公開されていない。従って、それらの情報開示を進めることと併せ、当該委員会等において、政務調査費のあるべき姿や政調費の3ヵ月毎に前渡しで交付する現在の方式を見直し、例えば、会派・議員からの事後請求に応じて、公金を交付する等により透明性のある政調費枠組の構築の審議がなされることを求める。更に、その審議過程で、一般の区民の意見を聴取する機会を設けること等を、開かれた区政とするための重要な課題の一つとして、区の執行機関に、その実現を要請するものである。

< 検証の基準 >

① 政務調査費の計上年度について

政務調査費として計上される経費は、当該年度内（4月1日から翌年の3月末日まで）に実施された活動を対象とし、かつ、当該年度内に、実際に支出された費用のみとした。 条例第3、4条は、各月1日に在籍する議員に対して、政調費を交付するとし、その政調費は、区の会計年度毎の予算で計上されており、前年度及び次年度に実施される会派・議員の活動を対象としていないと解すべきである。 更に、雑誌・新聞等の定期刊行物の購入契約やパソコン、インターネットのプロバイダー、備品の保守・補修等の契約を、年度を越えて長期に亘って結ぶことは認められない。 特に、区議の選挙・改選が予定されている時期を越えて契約を結ぶことは、一般常識上からも認められない。

② 交付される政調費額（年間192万円）を超える収支報告書の取扱いについて

条例第1条は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政調費を交付すると規定し、更に、当該第4条で、議員に係る政調費は月額16万円とされている。従って、条例で規定される政調費額は、月額16万円、年額192万円を限度とすると解される。 このことから、各議員が、交付される年額192万円を超えて調査研究に支出した金額は、条例で規定される政調費でなく、議員個人の資金による支出となる。平成18年度以降平成20年度までの政調費の監査請求において、議員から提出された収支報告書のうち、年額192万円を超える支出を記載した収支報告書についても、監査委員が監査を実施しているが、それは、個人資金の支出を、公的立場にある監査委員が監査・判断をしたことにあたり、監査そのものに疑義が生じる。 しかし、現在まで、会派・議員の半数以上が、年額192万円を超えた収支報告書を提出しており、それらが、収支報告の訂正・再提出が要請されることなく、監査対象とされ、監査が実施されてきている。 この様な状況を勘案して、年額192万円を超える収支報告書についても検証・精査し、監査請求を行った。 しかし、法令上から、交付額を超える額を計上した収支報告書は、監査対象とならず、訂正・再提出がなされなければならないとの請求人の立場に変更はない。

③ 按分比について

会派・議員の活動は、会派・議員としての区政に直結した議会内外の活動に加え、選挙活動、後援会活動や政党活動等、広範に亘っており、政務調査研究活動は、その一部を構成するのみである。 従って、政調費として経費を計上する場合は、多様な活動における、政務調査活動の按分比について、明確に根拠を開示がすることが必須となる。 明示された按分比の根拠について、添付された領収書等の証明書類や区政報告書、視察・研修報告書等の内容を基に、その合理性・妥当性を精査・検証した。 議員の活動が多岐に亘っていること、各々の活動を明確に区分けすることが容易でない場合は、どの活動が主体であるかを判別し、政務調査研究活動が、二次的、三次的である支出については、按分の対象とすべきでないとした。

④ 領収書について

政調費が、公金の支出である点から、その支出を証明する領収書は、一般常識上も、その額の大小に係わらず、その支出目的等の内容が明記され、関連の情報が開示されていることが、基本原則である。 従って、政調費の支出の目的、内容及び内訳等の明記がなく、その合理性・妥当性について、明確な判断が出来ない場合は、政調費への計上はできないとした。 正式な領収書として効力をもつ条件は、受取人が、会派・議員であること、日付が記載され、領収証の発行先が、実際に購入し、支払いが行われた企業・個人等であり、その企業名・個人名と共に、その所在住所、電話番号等が明示されていること等である。 その領収証の原本の添付が義務づけられているが、上述の内容が記載されていない場合、及び、それらが、隠ぺいされている場合には、領収証として認められないとした。 更に、物品の購入先が、仲介業者・人である場合は、その旨を明記することを要請した。

判読不能、計算間違いのある領収書、及び、ポイント還元等を示す部分を、切り取り、隠ぺいしている領収書や銀行通帳の関係部分のみを切り取り、貼り付けて領収書とし、銀行名もなく、支出内容の明示がなく、使途内容の判別ができない場合は、領収証としての必要条件を満たしていないとした。又、銀行の引落としやクレジットカードでの引き落としにより、支払がなされている場合は、別途、領収証の発行を求め、添付することが、政調費への計上の最低条件とした。

⑤ 会費について

会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義である。従って、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しないとした。会費を払うことにより、あるいは、会員として、当該誌等を購入することや当該の会・団体が主催するセミナー等の催し・パーティに参加することは、公金ではなく、個人的資金で賄うべきである。

⑥ 交通費について

i) スイカ・パスモについて

スイカ・パスモは、換金が可能な金券であることに加えて、それらを購入し、あるいは、チャージをした時点では、交通費等としての具体的な支払がされていない。従って、一般常識上からも、実際に、交通費として支出された内容を確認できる領収書等の明示がなければ、政調費に計上できないとした。

ii) 自動車・バイクの使用について

一般常識上からも、交通手段として、公共の交通機関を利用することが原則であり、自動車・バイクの利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車・バイク利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきとした。又、自動車・バイクを利用する場合は、使用する自動車・バイクの種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車・バイクの推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その使途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。しかし、走行距離を記録することが慣例化していなかった平成21年度については、自動車・バイクを利用せざるを得ない理由を明示し、給油したガソリンの費用の中で、政務調査活動に該当する分について按分し、経費計上することを受け入れることとした。従って、自動車・バイクを利用せざるを得ない理由に加え、政調費への按分比に合理性・妥当性があることが最低条件とした。

更に、自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理費に含まれると解すべきであるとした。

iii) タクシー代について

議長名で会派・議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も、公共交通機関を利用すべきである。従って、公共の交通手段ではなく、タクシーを使う理由が明示され、それが正当・妥当である場合を除いて、タクシーの使用は認められないとした。タクシー利用に、合理性・妥当性がある場合においても、迎車代を計上することは認められない。

⑦ 視察費及び研修費について

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費を、政調費に計上することが、原則認められているが、一般常識上からも、以下の点についての情報の明示が、最低条件である。ただし、議員・会派が所属する党・団体・会等の主催する視察については、当該会の一員

としての活動であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から、政調費に該当せず、費用計上は認められないとした。

イ) 視察・研修目的及びその目的と区政との関係を明示すること

ロ) 視察・研修先の選定基準・理由を明示し、それに関連した事前調査の情報を開示すること

ハ) 視察・研修の結果・成果として、当初の目的が達成されたか、区政にどの様に反映させるかなどについて、議員本人の考察・提言が明示されていること

ニ) 宿泊費を含め支出費用が妥当であり、華美でないこと

区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条に規定に準拠すること（費用弁償額は、副区長と同額、議長又は副議長が議会を代表する場合は、区長と同額）

一方、大学等に入学し、学ぶことは、各個人の能力向上に寄与することはありえるが、それに、関連した授業料等の学費の支出は、個人資産で賄うべきであり、一般常識上からみても、政務調査研究活動に該当するとはいえないとした。

⑧ 会議費について

政務調査研究に関連して、政策立案のための会議や区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取する為の会議の開催に要する経費等を、政調費に計上しうるとされているが、当該会議等の開催目的、区政との関係等を含めたその会議の内容、開催場所や参加人数等の情報の開示が必要である。講師が招かれている場合は、その理由、講師代等について、明確な説明が必要であるとした。更に、その会では、茶菓のみが提供されることとし、公金である政調費に、みやげ物の購入費を計上することは、社会常識上も認められず、個人資金で賄うべきであるとした。

⑨ 資料購入費について

政務調査研究とは関係なく、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習である。従って、政務調査研究活動のために、資料購入をする場合は、特に新聞、雑誌等を購入する際は、社会常識上、その購入の具体的な目的・理由を明示し、それに、合理性・妥当性があることが条件であるとした。会派で、事務所を共有している場合等に、資料を購入する場合は、会派の構成人数によるが、原則として、同一資料を2つ以上購入することは認められないとした。

又、金券である図書券による書籍等の購入については、当該図書券に入手等の情報の開示がなされ、それに合理性・妥当性がある場合を除いて、その購入費を、政調費に計上することは認められないとした。

i) 新聞・雑誌の購読について

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められないとした。

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められず、又、議員本人が経営・営業する営利事業との共用は、按分も認められないとした。

更に、業界紙、特殊な新聞・雑誌等の購入については、特に、それらの購入目的が、いかに政務調査研究に寄与しているかを明示し、それに、合理性・妥当性があることが必要であるとした。

ii) 書籍の購入について

議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購入ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められ

ない。なお、議員用図書施設には蔵書が、約6,000冊以上あり、主要紙の縮刷版も備えられている。このような公金で運用されている図書制度を活用することは、各党派・議員の当然の責務である。この制度の活用の有無の明示のない場合は、図書購入の合理的・妥当な理由の有無とは無関係に、一般常識上からも、政調費支出の対象に該当しないとした。

書籍の購入は、各議員の思想信条に、直接関わる面もあり、特に、娯楽性が高い等、政務調査研究とは相容れないことが一般常識上明らかな場合を除いて、その使途の検証はほとんど不可能に近いともいえる。又、書籍を閲覧・借入れすることに比べて、書籍を個人所有とすることに多くの利点があることも一方の事実であるが、一般常識上は、後者の場合は、個人資金で購入するべきである。従って、購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、政調費への計上を認めないこととした。

⑩ 広報費について

党派・議員の活動は、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多岐にわたっており、それらの活動が、政務調査研究活動を含め、渾然一体となっていることが多い。又、党派・議員の行う広報活動も、上述の活動の広報が入り混じり、どの場合も、党派・議員の宣伝活動の要素を、大なり小なり有している。一方、政務調査研究活動における広報として、区民の意思を収集、把握するための手段としての広報と調査研究活動の結果として得られた区政の改革の状況報告を行う広報が挙げられるが、特に後者の広報は、他の活動のその一部をなしており、その区分けをすることは、実質的に困難である。政調費に関する区の規定（議長訓令）には、選挙・政党・後援会活動に関する経費は、政調費に該当しないと明示されており、この規定の趣旨からも、それらの活動と混在し、明確な区分けができない場合には、政調費に計上すべきでないと解される。従って、政調費として支出・計上できる広報の範囲は、会議の科目の規定と同様に、調査研究に基づく政策立案のために、区民からの区政又は党派の政策等に対する要望、意見を聴取することを主体とすべきとした。なお、区が毎月3回定期的に、広報を発行しており、それを公共施設・駅で、自由に入手することが出来ると共に、各家庭にも、新聞の折込み等で配布されており、又、区がホームページを開設している。それらの広報や区のホームページには、党派・議員の活動の結果・成果だとして、明示されているわけではないが、新しい区の施策等、数多くの区の出来事が報告されており、又、ホームページからは、議会・委員会の開催毎に、各議員の質問、それに対する区の執行部の答弁の録画を見ることが出来る。

上述の点から、党派・議員の広報誌やホームページの作成に要した経費を、政務調査研究としての広報費として計上するためには、政調費の趣旨に照らし、合理性・妥当性のある按分比の根拠を明示することが、必須条件であるとした。

i) 区政報告について

政党活動、選挙活動、後援会活動等との関係、又、単なる議会報告であるか等に加えて、提示された按分比の根拠について、その合理性・妥当性の有無を検証した。

議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等の掲載を、主たる内容とする報告書は、議員の審議能力を強化し議会の活性化を図るという政調費の趣旨に該当しないとした。

区政報告の製作・印刷費用等については、添付された領収証等に、印刷枚数・単価を含め、制作・印刷費用の内訳が明記されていることが最低必要条件であるとし、また、その検証に加え、それらの費用が適正・妥当な水準であるかについても検証を行った。更に、製作・印刷の依頼先の内容（製作・制作・印刷会社名、住所、電話番号等）が記載されていること、又、依頼先が、単なる仲介業者である場合は、その発注先（会社名、住所、電話番号等）が明示され、その領収書、製作・制作・印刷等の内訳書が添付されていることが、政調費への経費計上の必要条件であるとした。

更に郵送費用については、同一地域の送付料の値引きなどを活用して、コスト削減がなされているかに加え、政務調査研究以外の活動に関する資料等が混在して、按分なしで郵送費が計上されているかの検証を行なった。又、按分がされている場合には、その根拠が明示され、それに、合理性・妥当性があることを必要条件とした。

臨時職員等を雇用し、各家庭等に配布を行う場合には、その配布の枚数、配布地域を含め、配布時間等配布業務の実態の情報開示を求め、その合理性・妥当性の有無を検証した。

ii) ホームページ（HPと略す）について

政務調査研究の方向付けを得るために、HPの機能を活用して、区民に区政に対する要望事項の書き込みを要請し、区民の意見を集め、更に、その成果等を還元して、更に意見を聴取するという形で、政務調査活動を進めることが、上述した様に、政調費の条例の趣旨に適合すると解すべきである。単に、別途作成され、配布されている区政報告等の印刷物の内容と同一のものを、HPを用いて、広報として流すことは、公金である政調費の二重払いとなり、認めることはできない。又、HPの設定の手法によっては、「広告」が、HPに自動的に導入され、それをクリックすることにより、”誰かに”その広告収入が支払われている場合は、政調費に計上はできないとした。

この様な状況から、そのHPの内容、その使用・更新頻度を検証して、政調費の支出として妥当かどうか厳密に判断する必要があるが、その検証作業は、容易ではない。多くの会派・議員が、HPに関わる経費を政調費に計上しており、現在の区議会議員のHPの現状を検証したが、本来の意味において、政務調査研究活動の手段として、HPを活用している区議は、極めて少数であった。又、一部の議員は、HPを活用しているが、その経費を自己資金で賄い、政調費に計上していなかった。このような点から、現時点では、HPを政調費の支出に計上することの合理性・妥当性には、多くの疑念が生じ、否定的にならざるを得ない面がある。一方、HPのもつ機能が、世上で喧伝され、HPを持つこと自体が一つの流れとなり、それが会派・議員のHPを開設する主たる動機になっている面があることは否めない。又、限られた数の区民に、区政報告等を配布することと、多数の人々に、ある意味では、不特定多数に、配信されるHPとの間には、政務調査研究のための情報取得・伝達の点で、基本的な違いがある。従って、議会等において、HP費用を計上する会派・議員に対して、HPの使用状況の基礎データの提出を義務付けること等、政調費から支出するHP経費に関連した具体的な指針を策定すべきである。

⑩ 事務費について

按分比の項で述べた様に、会派・議員の活動は、会派・議員としての区政に直結した議会内外の活動に加え、選挙活動、後援会活動や政党活動等、広範に亘っており、政務調査研究活動は、その一部を構成するのみである。従って、事務費を、政調費として経費を計上する場合は、会派・議員の多様な活動における、政務調査活動の割合について、明確に根拠を開示がすることが必須となる。従って、明示された按分比の根拠について、添付された領収書等の証明書類や区政報告書、視察・研修報告書等の内容を基に、その合理性・妥当性を精査・検証した。議員の活動が多岐に亘っていること、各々の活動を明確に区分けすることが容易でない場合は、どの活動が主体であるかを判別し、政務調査研究活動が、二次的、三次的である支出については、按分の対象とすべきでないとした。

i) 事務用品について

事務用品の多くは、それらの用途を、特定の活動に結びつけることは、意味を持たないため、会派・議員の多岐にわたる活動内容の概括的割合に応じて、経費を計上すべきであるとした。従って、会派・議員の提示する按分比の根拠の明示を求め、その合理性・妥当性の検証を行った。

一方、OAティッシュ等特殊な用途に使われる事務用品については、政調費に経費を計上する特定の理由がない限り、政調費に該当しないとされた。又、記念切手を含め、多量の切手の購入

費が、政調費に計上されている場合があるが、切手は、金券の一つであり、その購入は、区政報告郵送・関係者との事務連絡等に結びついた形でなされるべきであり、その具体的使用目的が明示されていることが必要であるとした。

葉書、封書については、添付された現物のコピー等の内容から、単なる時候挨拶を目的にしたものであるかどうか等の検証を行った。

ii) 固定電話・Faxについて

事務所が、自宅あるいは親族所有の場合は、公私混同（稼業との混同を含め）を避けるため、当該電話・ファックスの使用した回数等から事務所としての活動分を按分し、更に、その活動の中における政調活動の按分根拠を明示することを求めた。又、事務所単独使用の場合には、会派・議員の活動における政調活動の按分比の明示が必須条件であるとした。

iii) 携帯電話について

調査研究のため、携帯電話を使用する必要性は乏しく、それを多用することは、社会通念上、それらの大半が調査研究以外のものであると推測され、特に、2台以上携帯電話を保有する場合は、特別な合理性・妥当性のある理由が明示されなければ、認められないとした。

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

上述のような点から、政調費から支出する携帯電話の経費について、議会等において、具体的な指針の策定、例えば、携帯電話を、公費で購入し、議員に貸与すること等により、その使途の透明性を図る方策の検討を要請する。

iv) パソコン、インターネットについて

パソコンは、文書整理を始め、メール通信、HPの開設等、各派・議員の活動を支える機器として基本的なものである。従って、パソコンは、その修理や各種用品の費用を含め、議員の主たる政治活動の”必要備品”と捉えるべきであり、政調費への按分比を主たるものすることは、社会常識上も認められない。政調費に経費を計上する場合は、その按分比の根拠の明確な情報開示が必須であるとした。

プロバイダー契約によるインターネットへの接続は、メール通信、HPに加えて、政務調査研究のための情報検索上必須であるが、その政調費への按分比については、パソコンのそれと同様に、明確な根拠の明示が必要であるとした。

v) ケーブルテレビについて

一般のテレビ及び各種の番組を提供するケーブルテレビは、ほとんどの家庭、事務所に常備されているのが現状である。政務調査研究活動のために、ケーブルテレビのチャンネルへの接続契約をし、その経費を政調費に計上することは、その契約の理由に合理性・妥当性がなければ、一般社会常識上からも認められないとした。

⑫ 備品の購入について

政調費による備品の購入は、備品の耐用年数が、特に、議員の任期（最大4年）を超える場合は、一般常識上からも、個人の資産の購入とみなされるべきであり、政調費として計上ができるものに該当しないとされた。又、備品の耐用年数に達する前に、同一品あるいは類似品を購入する場

合には、合理的理由の明示がなければ、認められないとした。

事務所用の家具類の購入は、一般的に、その耐用年数が、議員の任期期間を超えるだけでなく、政務調査研究の経費として計上することは、一般常識上も論外であり、認められないとした。

備品購入に関する事項の透明性をあげるためには、備品台帳の提出を義務付け、閲覧可能とすることが必須であり、その規定を設けることを要請する。

⑬ 事務所費について

会派・議員の活動は、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等多岐にわたっており、これらの活動が、調査研究活動を含め、渾然一体となっていることが多く、事務所は、各派・議員の後援会活動、選挙活動等の拠点としての役割が出発点であり、主体であると考えられる。一方、政務調査研究活動は、議会活動等を充実させ、ひいては、区民の意思を具現化させる基盤の構築に寄与する活動と位置づけられ、事務所費を、政調費から支出することは、政調活動の意義からもなじまないものである。従って、事務所費を、政調費に按分する根拠が明示されている場合には、その根拠について、厳格な検証を行った。更に、次記する人件費の科目と関係し、事務所は、雇用された職員・臨時職員の主たる勤務場所であり、その使用実態の情報開示は必須条件であり、特に、事務所が、自宅あるいは親族所有である場合は、公私混同の温床になる可能性が大きく、その使用実態を厳格に検証する必要がある。

以下点を、検証基準とした。

- イ) 自宅、賃借、あるいは、会派・党の事務所の賃借かを明確に、その所在地を明示すること
- ロ) 特に、自宅を事務所としている使用している場合は、事務所として機能している時間帯等の実態の情報を開示すること
- ハ) 賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること
- ニ) 水道・光熱費を請求する場合は、その理由を明示すること

議会事務局が議員の事務所の住所等を把握していないとの説明を受けているが、多くの議員が、事務所費あるいは、事務所の光熱費等を、政調費に計上しており、議員の事務所の現状を把握することは、一般常識上からも、事務局の重要な職責・機能の範囲内であり、早急の対応を要求する。なお、領収書等に記載されている事務所に、その事務所であることを示す「表札」等が掲げられていることは、今までに検証した限り非常に少なかった。

現在、区役所にある会派毎の控え室は、法令上、原則として議会開会中の使用となっているが、現実には、議会閉会中も、各派・議員が使用しており、区民からの陳情を受けるなど、実質的に事務室としての機能を果たしていると推測される。このことから、当該控え室を、議員の活動の拠点として見直す法改正により、事務所に係る”問題”をより明確にすることを検討課題として要請する。

⑭ 人件費について

人件費の支出の合理性・妥当性については、事務所や広報活動等の政務調査研究活動としての位置づけと密接に関連しており、同一の基準で判断する必要がある。

以下の点を、検証基準とした。

- イ) 常勤か臨時か、その仕事の内容及び政調以外に従事している割合を明示すること
例えば、ピラ配りの場合は、配布地域、配布数、具体的な勤務実体（時期、年末か、正月か等を含め）
- ロ) 生計を一にする親族の雇用は、認められていないが、その規定に沿い、雇用する職員・臨時職員について、親族の有無を含めた情報を開示すること
- ハ) 常勤の職員及び臨時・アルバイトとしながら、実際は一時的でなく長期間に亘って雇用している場合は、契約書の添付が政調費への計上の必要条件であること

二) 雇用した職員の勤務場所を含め勤務実態の情報の開示をすること

<措置請求>

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成21年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。 要返還額の合計は、53,362,580円である。

平成21年度の政務調査費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記の順に記述した(所属会派名は、平成22年3月31日時点とし、同一会派の議員については、あいうえお順とした)。

N会派(a議員、b議員、c議員、d議員、e議員、f議員、g議員、h議員)、Q会派(i議員、j議員、k議員、l議員、m議員、n議員)、R会派(o議員、p議員、q議員、r議員、s議員、t議員、u議員)、S会派(v議員、w議員、x議員、y議員、z議員、A議員、B議員)、O会派(O-1議員、O-2議員、O-3議員、O-4議員、O-5議員、O-6議員)、T会派(C議員、D議員、E議員)、P会派(P-1議員、P-2議員)、U会派(F議員、G議員)、V会派(H議員)、W会派(I議員)、X会派(J議員)、Y会派(K議員)、L議員、M議員

なお、請求の原因を、政務調査費収支報告書の支出科目毎に、アルファベット順に記したが、原則として、下記の表記を用いた。

A. 調査研究費、B. 研修費、C. 会議費、D. 資料作成費、E. 資料購入費、F. 広報費、G. 事務費、H. 事務所費、H. 人件費、J. その他

又、各会派・議員の請求の原因の文中に、コピー参照と明示した領収証等の資料(会派・議員が提出した書類のコピー)を、最後部に纏めて添付した。

1. a議員 (N会派)

<u>政調費交付金</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>返還要求額</u>	<u>1,114,340円</u>

A. 調査研究費

① 視察行

i) Nの会派として視察

期日 平成21年10月21日～23日
参加者 b議員、d議員、a議員
視察先 佐渡市、山形市
目的 佐渡市 EV・pHVタウンの取り組みについて
山形市 仕事の検証システムを活用した行政運営システム

杉並区とのつながり

- ・ EVタウンの取組みが、環境先進自治体をめざす区・区民のニーズに合致
- ・ 仕事の検証システムによる職員の意識改革

視察報告書によると、佐渡市が、経産省・県のEV・pHVの実施地域に指定され、その状況視察が目的になっているが、区の抱えるゴミ問題を含めた環境・CO2排出課題の中で、自動車の排ガスが、どのような位置づけにあるか等の基本的課題との関係づけがなく、視察の目的が明確にされていない。所感で、EV車に試乗した感想が述べられているが、佐渡に視察に行く前に、東京近郊で、EV車やpH車に試乗し、事前調査をすべきである。一方、山形市の行政運営システムの調査の報告内容は、視察の事前調査が行われていれば判明する事柄が記載されているが、

会派として、どのような情報を事前収集した上で、山形市を視察先として選択したか等について明示されていない。従って、視察の事前調査と視察のよって得られたことを、区の政策にどの様に反映させていくかについての会派の考察の情報開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額71,786円の返還を求める

ii) 複数有志での視察行

期日	平成22年4月11日～13日
参加者	a 議員、g 議員、y 議員、x 議員、t 議員
視察先	豊後高田市、八女市、佐賀市
目的	豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について 八女市 議会基本条例 佐賀市 健康広げ隊事業について

当該視察は、政調費の交付年度外に実施されており、返還を求める。要返還額は、76,249円である。

② タクシーの利用：

政調交通費記録簿によると、区内における区民からの意見聴取・式典参加・保育祭り視察・研究会参加・区政報告等の目的のためにタクシーを利用し、その合計回数は、200回で、計227,622円の経費が計上され、その内、迎車代として6,300円を含む。議長名で会派・議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関を利用すべきである。提出された政務調査交通費記録簿の備考欄には、8回が福祉意見聴取、それ以外は、すべて区民意見聴取と記載されているのみであり、タクシーを使用せざるを得なかった理由の明記がない。従って、その合理性・妥当性のある理由の開示がない場合は、全額227,622円の返還を求める。

D. 資料作成費

- ① 平成22年2月に、ホームページの更新料を、80%の按分比で100,800円を、同3月に、ホームページ管理料（H21.4～H22.3）として、同じ按分比で、事務費科目に67,200円を計上し、ホームページ関連費の合計は、168,000円である。平成22年1～3月の間、ホームページに、後述する区政報告の〇〇の風を掲載しており、文書による報告とホームページが、ほぼ同一の内容となっている。一般常識上、費用対効果の点から、どのような特徴を、ホームページに持たせることとするかについて明確な方針を持つべきであり、その点に関して、議員の考えの情報開示を求める。合理性・妥当性の理由開示がなされない場合は、168,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞を4月から5ヶ月間、朝日新聞を11月より4ヶ月間の購読料を、合計で33,480円を計上している。少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、読売、朝日を購読する合理性・妥当性のある理由の明示を求めるが、明示がなされない場合は、購読料全額33,480円の返還を求める。
- ② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料11ヶ月分として計上した20,185円の返還を求める。
- ③ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認めら

れない。今回、書籍購入費として、18,927円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有として購入する前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。費用計上した書籍の購入理由が領収書の備考欄に記載されているものがあるが、多くは、それらの情報の開示がされていない。従って、それらを、政調費として、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、書籍費として計上された18,927円の返還を求める（地域防災とまちづくり、スウェーデン高い税金と豊かな生活、地域自立の産業政策、まちづくりと新しい市民参加、実践自治誌、地図、小学生ドリル、初めてのブログ入門、PCビジネス、初めてのホームページ、驚異の視力回復、女性の医学大全科・この全科は、他のN会派所属議員によっても、同じ時期に購入されている）。

F. 広報費

- ① 区政報告〇〇の風を、平成22年1月（葉書）と3月（No27の2010年春号）に発行し、按分なしで、各々139,090円（印刷代、葉書代 1,850枚）、229,875円（印刷代・郵送費 3,000枚）を経費として合計368,965円を計上している。1月発行の葉書印刷による報告は、新春の挨拶とN会派として推進したとされる区の施策・事業項目が列挙がされ、後者のNo27号では、1月発行の報告書に記載された一部の項目の説明と、プロゴルファーとの新春対談、座・高円寺のオープン式、銅像の除幕式、青梅市との交流協定締結式等の写真に、説明文がついた内容のものが、報告書スペースの半分以上を占める構成となっている。一般常識上からも、政務調査活動の成果等を伝える広報誌とは認められない。従って、議員の自立性ある按分比についての考えを求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上された経費全額368,965円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成21年4月と5月に計上されている携帯電話料金2月分2,861円、インターネットIP電話代2月と3月分7,782円は、政調費交付年度外であり、全額10,643円の返還を求める
- ② 平成22年2月に、シュレッダーを、80%の按分比で、3,585円を計上しているが、その耐用年数が、議員の任期を超える点からも、政調費からではなく、個人資産として購入すべきものである。3,585円の返還を求める。
- ③ 平成21年7月に、区政書類用の印鑑購入費として、50%の按分比で、2,898円を計上している。一般常識上、印鑑は、政調費で購入し得る物品に該当しないとすべきであり、2,898円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 臨時職員として、同一人を年間で26日間、その内、土日の休日に19日間、主に夕方から夜間の勤務時間で雇用し、112,000円の費用計上がされている。又、子宮頸がんワクチン承認や介護総点検のアンケート調査や区政報告書事務作業等が勤務内容として記載されているが、勤務場所を含め具体的な勤務態様の情報が明示されていない。月に2-5日の雇用で、日常的に勤務する職員とは異なるが、年間を通して、同一人を夜間勤務のある形で、雇用する形態であり、一般常識上からも、雇用契約を結ぶべきである。議員から、当該雇用者の勤務態様について、情報の開示を求めるが、それがなされない場合は、計上された112,000円の返還を求める。

2. b 議員（N会派）

政調費交付額	1,920,000円
返還要求額	<u>750,858円</u>

A. 調査研究費

- ① ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%に按分した額合計43,015円が計上されている。しかし、一般常識の視点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用す

る場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、自動車を利用せざるをえない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、ガソリン代の全額43,015円の返還を求める。又、同上の理由で、駐車場代として計上された全額21,280円の返還を求める。

- ② 政務調査交通費記録簿によると、調査研究を目的とした区役所への出張が、90日に亘って行われ、その往復鉄道費として79,200円が計上されている。平成18年に、区議の本会議、委員会等への出席の為の区役所への交通費の弁償が条例から除かれており、上述の区役所への出張の日が、議会・委員会の開催日である場合は、区政調査・区民広聴等の目的が同時にあったとしても、条例変更の趣旨から見て、交通費が支払されるべきでない場合に該当するといえる。従って、議員の区役所への出張日と議会・委員会との開催日が重なっている場合は、条例の趣旨に反するため、当該出張日の区役所への交通費の返還を求める。

③ 視察

i) Nの会派として視察

期日 平成21年10月21日～23日
参加者 b議員、d議員、a議員
視察先 佐渡市、山形市
目的 佐渡市 EV・pHVタウンの取り組みについて
山形市 仕事の検証システムを活用した行政運営システム

杉並区とのつながり

- ・ EVタウンの取り組みが、環境先進自治体をめざす区・区民のニーズに合致
- ・ 仕事の検証システムによる職員の意識改革

視察報告書によると、佐渡市が、経産省・県のEV・pHVの実施地域に指定され、その状況視察が目的になっているが、区の抱えるゴミ問題を含めた環境・CO2排出課題の中で、自動車の排ガスが、どのような位置づけにあるか等の基本的課題との関係づけがなく、視察の目的が明確にされていない。所感で、EV車に試乗した感想が述べられているが、佐渡に視察に行く前に、東京近郊で、EV車やpH車に試乗し、事前調査をすべきである。一方、山形市の行政運営システムの調査の報告内容は、視察の事前調査が行われていれば判明する事柄が記載されているが、会派として、どのような情報を事前収集した上で、山形市を視察先として選択したか等について明示されていない。従って、視察の事前調査と視察のよって得られたことを、区の政策にどの様に反映させていくかについての会派の考察の情報開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額71,786円の返還を求める

ii) 会派としての視察

平成22年1月 南伊豆
期日 平成22年1月26日～27日
参加者 b議員、d議員
視察先 区立南伊豆健康学園、湯の里 杉菜
目的 南伊豆健康学園 子どもの心と体の健康づくりについて
湯の里 杉菜 保養施設の民営化に実態について

杉並区とのつながり

- ・ 健康学園は、区立の教育施設、杉菜は、民営化された区の保養施設

報告書によると、当該施設の現状を見ることが、主たる目的となっており、所感として、施設の印象や一般的な問題点が記述されているのみである。視察の本来的な目的である今後の区の

施策にどう反映させるか等についての説明を求める。その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額17,310円の返還を求める。

iii) 平成21年8月に、単独で、大阪の水之都プロジェクトを、視察し、宿泊代として、6,000円を費用計上している。杉並区の神田川・玉川上水に連なる高井戸公園の計画の参考とすることを目的として、水都大阪プロジェクトの関係者より情報収集を行っている。又、近隣の視察として、8月に江戸東京博物館（観覧料と駐車場代で2,720円を計上）、12月に江戸東京たてもの園（観覧料として、400円を形状）を視察している。これらの視察によって、杉並区の将来の町づくりの情報収集を行うとされているが、社会通念上は、個人の費用で賄うべきものであり、計上されている全額9,120円の返還を求める。

④ 議員の配偶者のクレジットカードから、自宅の固定電話、インターネット接続料、携帯電話（5月分より議員名義に変更）、日経新聞の購読料（10月分より議員名義に変更）の経費が引落とされ、政調費として費用計上がなされている。一般常識上からも、公金から支出される政調費の趣旨からも、認められず、可及的速やかに、議員名義への変更がなされるべきである。この状況に対して、議員の配偶者名での文書が添付され、その中で、当該の費用が、議員から配偶者に支払われていることに相違ない旨のことが述べられている。しかし、政調費の収支報告は、会派・議員の責任においてなされ、提出されるべきであり、本件の様な弁明についても、議員自身による文書の提出によってなされるべきである。配偶者名義のままである自宅の固定電話代・インターネット接続料（ヤフージャパン）62,316円の返還を求める。

E. 資料購入費

① 日本経済新聞を毎月、読売新聞を6月から9ヶ月間購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読の理由の説明を求めるが、それに、合理性・妥当性のない場合は、日経新聞の購読料 52,596円の返還を求める。

② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

③ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、16,377円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、16,377円の返還を求める（会計天国、玉川上水散策絵図内、吉田松陰の志、戦後世界経済史、日本の国債・地方債と公的金融、現代朝鮮の歴史、政務調査費ハンドブック）。

F. 広報費

① 区政報告 *B r i d g e*（発行日は、2010年4月）の発行に関して、平成22年3月に、印刷、封筒代を、按分なしで、政調費の経費として、306,600円を計上している。当該報告誌の内容は、議員の政策課題について、議会等での質問等により、施策として実現したことを中心に報告するものとなっている。しかし、それは、安心・安全やまちづくりと題しているが、地域住民の地域に限定された要望が予算措置により達成されたことを報告するものである。又、当該報告の郵送費の計上はないが、年間を通して（4,5,6,7,8,12,3月）、郵送代・切手代の計12,030円の計

上があるが、その内容等の明示がなく、その目的の開示を求める。従って、区政報告の印刷代等や年間をとして計上されている郵送代・切手の政調費への按分の根拠の明示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、合計額318,630円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 写真プリント代として、合計1,756円の経費が計上されているが、その内容の明示がなく、その開示を求める。その開示がない場合は、その全額1,756円の返還を求める。
- ② 固定電話の経費として、調査研究費と事務費の科目に各々1台ずつの費用を、按分比50%で計上しているが、その設置場所を含め、使用目的・内容の明示がない。それらの情報開示を求めるが、その明示がない場合は、2台の経費77,553円（ただし、政調費年度外である調査研究費に経費計上された31,486円を除いた）の返還を求める。
- ③ 平成21年4月と5月に計上されている携帯電話の経費2月分と3月分の計5,613円及び固定電話（調査研究費科目）の経費2月分と3月分の計31,486円は、政調費交付年度外であり、合計37,099円の返還を求める。

3. c 議員（N会派）

政調費交付金	<u>1,920,000円</u>
返還要求額	<u>1,312,659円</u>

A. 調査研究費

- ① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、48,750円の返還を求める。
- ② 自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額180,000円の返還を求める。
- ③ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%に按分した額合計50,560円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、ガソリン代の全額50,560円の返還を求める。更に、同上の理由で、駐車場代として計上された全額54,325円の返還を求める。
- ④ タクシーの利用：
議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。提出された政務調査交通費記録簿によると、合計で37回のタクシーの乗車があり、2回（大宮一阿佐谷北と阿佐ヶ谷南一JR阿佐ヶ谷駅）を除いて、自宅からあるいは自宅への乗

車となっているが、備考欄に区民意見聴取と記載されているだけで、タクシーを利用せざるを得なかった理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、53,360円である。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞を毎月、朝日新聞を不定期に購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を要請するが、それがない場合は、読売新聞の購読料 44,640円の返還を求める。
- ② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した 22,020円の返還を求める。
- ③ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、6,819円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、計上した経費6,819円の返還を求める（沈まぬ太陽、いつだって心は生きている、歴史の使い方）。

F. 広報費

- ① 区政報告を、7月、11月、1月に発行し、それらの制作費及び郵送費の合計は、各々274,577円、346,400円、153,857円とされ、按分なしで計上されている。7月（vol.9）、11月（vol.10）のA4で4ページの報告となっているが、それらの内容は、どちらも写真が紙面の多くを占め、報告内容についても、その多くが、区の広報等で、区民に知らされているものからなっており、議員の実質的な政務調査研究活動の報告とはなっていない。1月（vol.11）には、郵便はがきが用いられ、新春の候の挨拶に加え、過去1年間の区政の10大ニュースが記載されているだけであり、実質的な政務調査研究活動の結果に関連した報告となっていない。従って、議員の自立的判断に基づく按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、経費計上された全額774,834円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 携帯電話代として年間費用の50%72,922円（平成21年4月に計上されている3月分4,429円は、政調費交付年度外であり、要返還である）を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのものが、特に、その使用頻度・使用料が多額になる場合は、政務調査研究活動の趣旨から逸脱しており、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比について、合理性・妥当性のある理由の説明を求めるが、それがない場合は、77,351円（72,922円+4,429円）の全額返還を求める。

4. d 議員（N会派）

政調費交付額	1,920,000円
返還要求額	998,353円

A. 調査研究費

- ① 視察行

i) Nの会派として視察

期日 平成21年10月21日～23日

参加者 b議員、d議員、a議員

視察先 佐渡市、山形市

目的 佐渡市 EV・pHVタウンの取り組みについて

山形市 仕事の検証システムを活用した行政運営システム

杉並区とのつながり

- ・ EVタウンの取組みが、環境先進自治体をめざす区・区民のニーズに合致
- ・ 仕事の検証システムによる職員の意識改革

視察報告書によると、佐渡市が、経産省・県のEV・pHVの実施地域に指定され、その状況視察が目的になっているが、区の抱えるゴミ問題を含めた環境・CO2排出課題の中で、自動車の排ガスが、どのような位置づけにあるか等の基本的課題との関係づけがなく、視察の目的が明確にされていない。所感で、EV車に試乗した感想が述べられているが、佐渡に視察に行く前に、東京近郊で、EV車やpH車に試乗し、事前調査をすべきである。一方、山形市の行政運営システムの調査の報告内容は、視察の事前調査が行われていれば判明する事柄が記載されているのみで、会派として、どのような情報を事前収集した上で、山形市を視察先として選択したか等について明示されていない。従って、視察の事前調査と視察のよって得られたことを、区の政策にどの様に反映させていくかについての会派の考察の情報開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額71,787円の返還を求める

ii) 会派としての視察

平成22年1月 南伊豆

期日 平成22年1月26日～27日

参加者 b議員、d議員

視察先 区立南伊豆健康学園、湯の里 杉菜

目的 南伊豆健康学園 子どもの心と体の健康づくりについて

湯の里 杉菜 保養施設の民営化に実態について

杉並区とのつながり

- ・ 健康学園は、区立の教育施設、杉菜は、民営化された区の保養施設

報告書によると、当該施設の現状を見ることが、主たる目的となっており、所感として、施設の印象や一般的な問題点が記述されているのみである。視察の本来の目的である今後の区の施策にどう反映させるか等についての説明を求める。その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額17,310円の返還を求める。

② 政務調査交通費記録簿によると、区民意見聴取を目的とする出張が、154回に亘って行われており、その中で、出張先が区役所と記載されている場合が、77回に及んでいる（ただし、平成22年2,3月には、荻窪・南阿佐ヶ谷間の交通費が11回計上されているが、出張先として区役所の記載が無い為除外した）。平成18年に、区議の本会議、委員会等への出席の為の区役所への交通費の弁償が条例から除かれており、上述の区役所への出張の日が、議会・委員会の開催日である場合は、区政調査・区民広聴等の目的が同時にあったとしても、条例変更の趣旨から見て、交通費の支払は認められない。従って、議員の区役所への出張日と議会・委員会との開催日が重なっている場合は、条例の趣旨に反するため、当該出張日の区役所への交通費の返還を求める。

③ 自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額120,000円の返還を求め

る。

- ④ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであると推測されるが、ガソリン代として、50%に按分した額計41,982円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。従って、今回のガソリン代の経費計上に、自動車を利用せざるを得なかった理由の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、全額41,982円の返還を求める。更に、同上の理由で、駐車場代として計上された全額31,855円の返還を求める。

- ⑤ タクシーの利用：

議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。提出された政務調査交通費記録簿には、タクシーを利用せざるを得なかった理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、70,370円（迎車代3,900円を含む）である。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞を毎月、日本経済新聞を不定期に購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読の理由の説明を求めるが、それに、合理性・妥当性のない場合は、読売新聞の購読料 44,640円の返還を求める。
- ② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した 18,350円の返還を求める。
- ③ 平成21年11月に計上しているガバナンスの購読料は、政調費交付の年度外平成22年4-8月の5か月分を含んでおり、合計3,600円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 区政報告を平成21年4月（6号）、平成22年1月（7号、はがき、年初挨拶を含む）、3月（8号）に発行し、それらの制作費及び郵送費の合計は、各々77,625円（郵送料のみ）、156,150円、156,710円（印刷代のみ）とされ、按分なしで計上されている。3回の報告内容は、どれにおいても、写真が紙面の多くを占め、報告内容も、その多くが、区の広報等で、区民に知らされているものからなり、委員会での質問要旨が掲載されているが、議員の実質的な政務調査研究活動の報告とはなっていない。政務調査研究の結果・成果の広報として政調費に計上するためには、一般常識上からも、按分すべきである。従って、按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上分390,485円の返還を求める。
- ② ホームページ関連経費として、7月にリニューアル作業費100,000円、12月にホームページプロパイダーの継続費用18,000円を、按分なしで計上している。しかし、ホームページの内容は、上記区政報告と重複した内容になっており、按分なしの根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額118,000円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 携帯電話代として年間費用の50%63,394円（平成21年4月に計上されている3月分4,008円は、政調費交付の年度外であり、要返還である）を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのも

のが、特に、その使用頻度・使用料が多額になる場合は、政務調査研究活動の趣旨から逸脱しており、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、携帯電話代の按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額67,402円（政調費交付年度外である4,008円も含む）の全額返還を求める。

- ② 平成21年4月に計上されているインターネット接続料は、利用期間が、平成21年3月1－31日であり、政調費交付年度外となり、2,572円の返還を求める。

5. e 議員（N会派）

政調費交付額 1,920,000円

返還要求額 1,398,332円

A. 調査研究費

- ① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。交通費の領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、3,750円の返還を求める。
- ② 自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額120,000円の返還を求める。
- ③ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%に按分した額計38,330円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、ガソリン代の全額42,984円の返還を求める。又、同上の理由で、駐車場代として計上された全額36,450円の返還を求める。更に、ガソリン代として、政調費交付年度外である平成21年2月と3月に支出・計上されている合計額13,359円の返還を求める。
- ④ 視察の際に、支出された高速料金として、6月の土地と光の里の視察（練馬－藤岡）、10月の富士見市運動公園（練馬－所沢）と夕やけ小やけふれあいの里の視察（調布－八王子）及び11月の今様・草加宿の視察（大泉－郷西）における合計4,950円が計上されている。上述の視察の目的を含めた内容の開示を求める。開示がない場合は、全額4,950円の返還を求める。
- #### E. 資料購入費
- ① 読売新聞を毎月購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 47,100円の返還を求める。
- ② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

- ③ 平成21年5月に、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の年会費として12,000円を計上しているが、会費の支払は、特定の会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しない。従って、会費を払うことにより、当該誌等を購入することは、公金ではなく、個人的資金で賄うべきであり、12,000円の返還を求める。
- ④ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として10,969円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有として購入する前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。費用計上した書籍の購入理由が領収書の備考欄に記載されているものがあるが、多くは、それらの情報の開示がされていない。従って、それらを、政調費として、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、書籍費として計上された10,969円の返還を求める（痴呆老人は何を見ているか、世界遺産ベスト100、元刑務官が明かす死刑のすべて、東京都副知事ノート・首都の長の権力と責務、喪失の国、教科書検定一沖縄戦集団自決問題から考える、教育を子どもたちのために、パール判事の日本無罪論、巨悪vs言論、シリーズ日本国憲法・検証第一巻憲法制定史、外交敗戦-130億ドルは砂に消えた、日本の統治構造、ハーバード流交渉術、あなたの話はなぜ通じないの、独身手当-公務員のトンデモ給与明細）。

F. 広報費

- ① 区政報告を、平成22年1月(23号)と3月(24号)を作成・配布し、その経費として、按分なしで、各々270,570円と222,250円を計上し、その合計額は、492,820円である。23号では、議員の公約としてきた新会計制度が実現したこと、議員の実績として、経済対策融資制度やその他の区の施策の紹介がされているが、24号では、減税基金条例の可決が大きく報告されると共に、区の施策である長寿応援ポイントと子育て応援券の申請・購入方法を説明する内容が主体となっており、これらの多くは、区の広報誌等で、既に、区民に報告されており、議員の政務調査研究活動の結果の報告とはいえない。従って、関連経費に対して按分なしで計上されている根拠を明示することを求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額492,820円の返還を求める。
- ② HP管理料として、毎月31,500円、年合計378,000円を経費として計上している。しかし、HP掲載の記事について、平成21年度には、更新がされていない。区政報告関連経費計上の場合と同様、按分なしで、経費を計上している理由及びHPの使用状況について情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された全額378,000円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成22年3月に、パソコン・無線LANの購入経費として、75%の按分比で123,472円を計上している。購入品の耐用年数は、議員の任期年限を超え、一般常識上、個人の資産の購入とされるべきであり、計上額123,472円の返還を求める。
- ② 平成22年2月に携帯電話を購入し、50%の按分比で計上しているが、購入品の耐用年数は、議員の任期年限を越え、一般常識上、個人資産の購入とされるべきであり、計上額9,912円の返還を求める。
- ③ 携帯電話の経費を50%の按分比で、年間合計39,053円を計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比について、合理性・妥当性のある

理由の説明を求めるが、それが無い場合は、39,053円（政調費交付年度外の2月、3月分を除く）の全額返還を求める。

- ④ 平成21年4月と5月に計上している政調費交付年度外であるインターネット接続料の2月分と3月分計4,356円、携帯電話代の2月分と3月分計6,793円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① <自宅とその事務所部分>と題して、家屋の形状図が添付され、事務所部分に斜線が引かれ、面積按分が1/5と記載されている。この添付図は、間取りの概要を示すものでなく、具体的に、事務所がどの様に使用されているかなど、事務所の実態を明示する資料となっていない。この図に記載された按分比を基に、更に、電気・ガス・下水道料の経費の政調費への按分比を1/2とし、実際の請求額の1/10が計上され、その年間計上額は、電気代7,677円、ガス代10,150円、下水道代8,238円である。従って、政調費への按分比を1/2とした理由を含め、自宅を事務所として使用している実態の合理性・妥当性のある情報の開示を求める。その様な開示がない場合は、電気・ガス・下水道代の合計額26,065円の返還を求める。
- ② 上述の点とは、無関係に、平成21年4月に計上されている政調費交付年度外となる2,3月の経費、電気代844円、ガス代1,502円、下水道代1,933円の合計4,279円の返還を求める。

6. f 議員（N会派）

政調費交付額	1,920,000円
返還要求額	<u>628,213円</u>

A. 調査研究費

- ① ガソリンを政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%を按分した額合計53,290円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回のガソリン代の経費計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、全額53,290円の返還を求める。更に、同上の理由で、駐車場代として計上された全額51,200円の返還を求める。

- ② タクシーの利用：

議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。提出された政務調査交通記録簿には、タクシーを利用せざるを得ない理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、6,040円（迎車代200円を含む）である。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞を定期的に購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、読売新聞の購読について、合理性・妥当性のある説明を要請するが、それが無い場合は、読売新聞の購読料 43,200円の返還を求める。
- ② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した

22,020円の返還を求める。

- ③ 平成22年2月に計上している地方財務誌の1年購読料(平成21年9月から平成22年8月)の内、平成22年4月以降の購読は、政調費交付年度外であり、返還を求める。要返還額は、9,650円である。
- ④ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。従って、対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、61,658円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。従って、今回、計上された書籍費について、その購入せざるを得ない理由についての説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、その購入費の全額の返還を求める。要返還額は、61,658円(最強国ニッポンの設計、オバマのすごさ、日本の難点、未納が増えると年金が破綻すると誰が言った、企業のための新型インフルエンザ対策マニュアル、クラウドビジネス入門、ITガバナンス・マネジメントガイド、情報セキュリティマネジメント、IT統制の基本と仕組みがよくわかる本、地方自治体行政情報システム再構築のための最適化マニュアル、マッキンゼーITの本質、二代表制と議員・議会—活力創造の方策、議会基本条例の考え方、議会基本条例の展開、議会改革白書2009年版、自治を担う議会改革、地方議員、障害者自立支援法とは、都内区市町村障害者相談支援事業白書、地域に活かす私たちの生涯福祉計画、障害者自立支援法—実践、障害者自立支援の課題、凄惨な時代、資本主義はなぜ自壊したのか、民主党政権の招待、貧困を救うのは社会保障かベーシックインカムか、改革はどこへいった、国債は買ってはいけない、自分ごとだと人は動く、素人以上プロ未満のための経済・金融入門、現代の金融入門、日本経済ひとり負け、国債大暴落の恐怖、クラウド時代とクール革命)である。

F. 広報費

- ① 区政報告に関連して、その制作費及び郵送費として、4月(vol11)に、19,887円、11月(vol12)に、202,556円、平成22年3月に、40,950円(封筒作製代のみ)が、按分なしで計上されている。添付資料のない3月の内容は不明であるが、4月、11月の報告内容は、その多くが、議員の議会等での質問内容や区の広報等で、既に区民に知らされているものからなっており、一般の常識から見ても、それが議員の実質的な政務調査研究活動の結果の報告と捉えることはできない。従って、議員の自立的判断に基づく按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、経費計上された全額263,393円を求める。

G. 事務費

- ① 政調費として計上されている携帯電話、インターネット接続料、固定電話が、年間を通じて、議員の配偶者名義での契約あるいは配偶者名義のクレジットカードからの引落とし、配偶者あての領収書となっている。政務調査費が公金からの交付であることから見て、即刻、議員名義に変更すべきであるにも係わらず、何らの手続もとられていないことは、一般常識上、公私混同であり、政調費に該当しないとすべきである。議員本人名義にできない理由の開示を求めるが、計上された経費全額の返還を求める。要返還額は、携帯電話代として計上されている61,798円(平成21年4月に計上されている3月分3,405円は、政調費交付年度外である)、インターネット接続料21,816円(平成21年4月に計上されている3月分1,818円は、政調費交付年度外である)、固定電話料34,148円(平成21年4月に計上されている3月分2,582円は、政調費交付年度外である)の合計117,762円である。

7. g 議員 (N会派)

政調費交付額 1,920,000円

返還要求額 1,015,663円

A. 調査研究費

① 複数有志での視察行

期日 平成22年4月11日～13日

参加者 a 議員、g 議員、y 議員、x 議員、t 議員

視察先 豊後高田市、八女市、佐賀市

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康広げ隊事業について

当該視察は、政調費の交付年度外に実施されており、返還を求める。 要返還額は、76,249円である。

② タクシーの利用：

政調交通費記録簿によると、区内における区民からの意見聴取・式典参加・保育祭り視察・研究会参加・区政報告等の目的のためにタクシーを利用し、その合計回数は、120回で、そのうち117回については、自宅あるいは自宅のある方南町から、あるいは、までの乗車と記載され、合計25,580円の経費が計上されている。 議長名で会派・議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関を利用すべきである。 提出された政務調査交通費記録簿には、平成22年3月31日の区政報告・区民意見聴取のための出張の備考欄に、資料など荷物が多い為に、自宅からタクシーを利用すると明記されている以外、タクシーを使用せざるを得なかった理由の明記が無い。 従って、その合理性・妥当性のある理由の開示がない場合は、3月31日の分2,350円を除くタクシー利用料金の返還を求める。 返還要求額は、249,230円である。

D. 資料作成費

① デジカメプリント代として、21,400円を経費として計上しているが、具体的な使用内容の明記がない。政調費へ計上した理由等の情報の開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性のない場合は、全額21,400円の返還を求める。

E. 資料購入費

① 日本経済新聞を毎月購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、日経新聞購入の合理性・妥当性のある理由の開示がない場合は、日経新聞の購読料52,596円の返還を求める。

② 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。従って、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

③ 平成21年8月に、日本教育新聞の3か月分の購読料として、7,825円を計上している。一方、議員の所属するN会派が、同一新聞の1年間の購読料計上しており、議会会派の控室に置かれていると推測されるが、それにも係らず、議員個人として、別途同一新聞を購読することは、一般常識上認められない。従って、議員個人として購読する合理性・妥当性のある理由の明示を求めるが、それが無い場合は、7,825円の返還を求める。

④ 平成22年1月に、教育公論社に、週刊教育資料6か月分の購読料、20,790円(=3,465円x6ヶ月)を支払い、政調費として計上しているが、その内、3か月分は、政調費交付年度外であり、10,395円の返還を求める。

⑤ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、20,144円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有として購入する前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。従って、購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、書籍費として計上された20,144円の返還を求める(裁判員制度、次世代育成支援ハンドブック、実践高齢者介護、地方行政改革の論点、女性の医学大全科・この全科は、他のN会派所属議員によっても、同じ時期に購入されている)。

⑥ ガバナンスの購入について、平成21年5月に、9,600円を費用計上し、領収書に手書きで、21/4~22/3との記載があり、年間の雑誌購読料支払と推定されるが、同7月に、受取人を(株)ぎょうせいとする領収書に、手書きで、ガバナンスと記載があり、8,100円の費用計上がされている。後者について、購入した書籍の内容の開示を求める。開示がされなければ、計上された8,100円の返還を求める。

F. 広報費

① 区政報告を、平成21年4月(2009春号No.28)と平成22年1月(2010No.29)に作成・発送し、按分なしで、その諸経費全額、各々121,175円(増刷代10,000円と発送用切手代111,175円)、256,480円(編集代43,600円、印刷代82,845円、あて名シール21,000円、郵送代109,035円)を費用計上している。No.28号では、その記事の多くが、区の広報で、既に、広く区民に連絡されている区の施策の説明であり、又、29号は、議員が活動に参加した際の各種の写真に簡単な説明文をつけた記事が、紙面の半分以上を占めている。従って、按分なしで、全額を、政務調査研究に資する経費として計上することの根拠の明示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、関連費用の全額377,655円の返還を求める。

② ホームページ関連費用について、平成22年1月に、ホームページ作成費として、按分なしで、21,000円を、更に、インターネットサーバー管理費として、平成21年12月より翌年の3月まで、按分比90%の月額9,450円を、4ヶ月分37,800円を計上している。しかし、ホームページの内容は、上述の区政報告と同様の写真が主体となっており、ホームページ開設による広報の目的・意図が不明である。議員の明確な説明を求めるが、それが得られない場合は、計上された経費の全額57,800円の返還を求める。

③ 平成22年1月に、街頭区政報告に経費として、ホカロンの購入費を政調費に計上しているが、一般常識からも、個人の資金で購入すべき性質のものであり、678円の返還を求める。

G. 事務費

① 携帯電話代として年間費用の50%48,571円を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、携帯電話代の按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額48,571円の全額返還を求める。

I. 人件費

① 平成21年4、10、12月に、広報誌郵送・配布等の手伝いのため、臨時職員を雇用し、合計額63,000円を、按分なしで、費用計上している。広報費で計上されている区政報告関連経費と同様に、按分の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、人件費として計上した63,000円の返還を求める。

8. h 議員 (N会派)

政調費交付額	1,920,000円
返還要求額	1,234,937円

A. 調査研究費

- ① 平成21年7月に、大阪社会福祉法人「アトリエインカーブ」（障害者自立支援施設）と岡山市役所（Web利用による電子町内会での地域コミュニティの活性化状況）を視察し、その経費として、39,240円（現地でのタクシー代3,300円を含む）を計上している。政務調査研究を目的とした視察の成果として、区政の改革にどの様に結びつけていくかについての提言等の情報開示を要請する。
- ② スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、交通費の支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、27,750円の返還を求める。
- ③ 自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額138,000円の返還を求める。
- ④ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%を按分した額合計38,330円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、ガソリン代の全額38,330円の返還を求める。更に、同上の理由で、駐車場代として計上された全額15,400円の返還を求める。
- ⑤ タクシーの利用：
議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。提出された政務調査交通費記録簿によると、合計で10回のタクシーの乗車があり、備考欄に区民意見聴取と記載されているだけで、タクシーを利用せざるを得なかった理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、22,490円である。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞を毎月購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、読売新聞購読料を費用計上する合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、読売新聞の購読料47,100円の返還を求める。
- ② 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設の（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区

民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、87,138円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、計上した経費87,138円の返還を求める（陸上競技クリニック、幼児の潜在能力、障害者自立支援用語辞典、社会福祉用語辞典、少子化社会白書、環境問題のウソのウソ、クラウド化する社会、イノベーションのジレンマ、統計学入門、デジタルコンテンツをめぐる現状報告、雇用の常識、課題先進国、民力2009、児童福祉六法、多文化共生キーワード辞典、フランスの友、情報通信白書、環境思想とは何か、政治学、ライブ・合理的選択論、比較歴史制度分析、民間防衛・防災マニュアル、租税法、HTML&API入門、わかりやすい不動産登記簿の見方・読み方、法律学小事典、雑誌M a c F a n 2冊）。

F. 広報費

- ① 区政報告として、vol122（2009夏号）、vol123（2009年11月）、vol124（2010年春号）に加え、平成22年1月に、通信が発行されている。それらの報告に関連して、平成21年6月、10月、平成22年3月に、印刷代等として各々126,000円、平成22年1月に、100,500円（＝印刷代63,000円＋切手代37,500円）、及び、12月に、意見聴取の回答等用として、葉書代5,000円が、按分なしで、計上され、それらの合計額は、483,500円である。区政報告のvol122とvol123は、その大部分が、区の広報で、区民に広報されている区の施策、例えば、ワクチンの公費助成、なみすけ商品券、座・高円寺のオープン、すぎなみ詩歌館の開園等のお知らせであり、新春の通信は、議員の議会質問等の項目が列挙されているのみである。政務調査研究の結果・成果の広報として政調費に計上するためには、一般常識上からも、按分すべきである。従って、按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額483,500円の返還を求める。
- ② HP管理費として、平成21年4月より、翌年3月まで、毎月28,350円、合計340,200円が、按分比90%後の経費として計上されている。HPの内容は、区政報告等で報告されていることが多く、HPによる広報で、紙による区政報告とどの様に区別し、費用の二重の計上とならない様になっているかについて、情報の開示することに加え、按分比を90%としている根拠の説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上されている全額340,200円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成21年4月に計上されているインターネット接続料2月分3,622円、携帯電話料3月分8,471円及び5月に計上されているインターネット接続料3,622円は、政調費交付年度外であり、合計15,715円返還を求める。
- ② 平成21年12月に、デジタルカメラの購入費として、90%の按分比で、19,314円が計上されている。その使用目的が、明示されていないため、政務調査研究活動との関係は不明であるが、カメラの耐用年数から見ても、議員の任期年数を超えており、個人の資産の購入に該当し、全額19,314円の返還を求める。

9. N会派

政調費交付金	<u>15,360,000円</u> （残額 3,684,229円）
要返還要求額	<u>9,254,947円</u>

C. 会議費

- ① 区役所会派控室で、合計12回、区民から意見聴取をおこなった際のお茶代の経費を、80%の按分比で、75,328円が政調費に計上されている。一般的に、区役所の会派控室は、区民が、陳情

を目的として来訪する等の場所とされ、多様な活動を行う会派としての有用な活動拠点としての位置づけにあると推測される。従って、按分比を80%とした明確な根拠の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性のない場合は、計上された経費全額75,328円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 平成22年3月に、区政の会派の定例報告会の討議資料作成費として、按分なしに、703,500円の経費計上している。当該資料の内容は、平成22年の会派として重要課題テーマを挙げ、それに関連して会派の要望で成立したとされる平成22年度の予算に盛り込まれた区の施策を列挙しているのみである。これらの内容は、一般常識上の観点から見ても、政務調査研究活動というより、会派としての存在を主張し、宣伝するものとみなされる。従って、按分なしとした明確な根拠を提示することを要請するが、その内容に、合理性・妥当性が認められない場合は、計上した全額703,500円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成21年6月に、会派控室にあるカラープリンターインクの購入経費として、按分比約80%で、22,764円を政調費に計上している。その領収証は、平成21年3月27日となっており、当該政調費交付の前年度のものである。更に、上述の会議費の場合と同様に、会派控室という性格からも、按分比の明確な根拠の開示を求めるが、経費は、政調費交付年度外であることから、計上された全額22,764円の返還を求める。

10. i 議員 (Q会派)

政調費交付額	1,920,000円 (残額なし)
要返還額	1,920,000円

A. 調査研究費

- ① タクシー料金計78,400円について。使途基準細目で「公共交通機関の利用が原則」としていながら、タクシーを多く利用している。タクシー利用回数40回のうち37回は出張先が区役所、あと残りの3回は区役所から〇〇へととなっている。これは費用弁償廃止の趣旨に反する。特に以下のタクシーの利用は一般の市民感覚からして認めがたい。5月13日、井荻～練馬区役所～杉並区役所で7,130円(迎車料金300円含む)、5月17日 井荻～練馬区役所～杉並区役所で4,940円、12月17日井荻駅～都庁～杉並区役所で6,290円、3月18日上井草駅～杉並区役所～上井草3丁目で4,670円。用件はすべて区民相談で、上記の料金の支払いは各々すべて1枚の領収書なので、区役所にいる間もタクシーを待たせ、待ち料金を支払っていると推定される。区役所の前ではすぐタクシーに乗ることが出来るのに無駄な支出をしている。78,400円の返還を求める。
- ② 区民相談に伴う調査旅費について。2月4日荻窪～豊橋を新幹線利用で16,380円支出している。平成20年2月8日にも同額の支出があり、団体SOの指摘で返還している。目的が不明なので今年度も16,380円の返還を求める。
- ③ Q会派視察経費を3月31日に79,315円支出している。

Q会派(j議員、i議員、m議員、l議員、n議員が参加。k議員、Q-1議員キャンセル)

12月9日から11日、沖縄視察

視察目的・男女共同参画の取組みについて視察

・沖縄県が抱える固有の歴史と諸問題について現地視察

この会派は20年度には、旭山動物園、21年度には沖縄と遠隔地を視察目的地に選定するが、どのような選択基準で、沖縄を視察先として判断したか根拠の説明はない。視察後、考察で「沖縄は、異文化との交流のあり方、そして、日本の歩んできた歴史を我々に教えてくれる。叶うのならば、友好都市協定などを結び、杉並区の多くの子供たちに沖縄の歴史・文化を肌で感じてほしい。そして、平和の有難さ、歴史の重み、異文化とのあり方を学んで欲しい。」(原文のママ)

と結んでいるが、区議として視察したことをどのように区政に生かしたか、説明を求める。報告されている内容の多くは、インターネットでの検索等によって知りえる情報であり、視察前の情報収集の内容及び視察後の会派としての協議内容について情報の開示を求める。昨年度の旭山動物園の視察についても区政にどのように反映されているか、議会の傍聴、区政便り等を見ても不明のままである。

会派視察費用合計396,574円（k議員キャンセル料16,390円、Q-1議員キャンセル料21,350円を含む）を参加議員5人で割り、一人当たり79,315円である。キャンセルしたk・Q-1区議の分を参加者の5議員が、公金である政調費に計上する根拠の説明を求める。以上の理由から、視察費79,315円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 11月26日に区政報告はがき代15,000円を支出。添付はがきは普通はがきだが領収書は年賀はがきである。書かれた内容は「平成21年第4回杉並区議会定例会議事日程第五号」の議案のみで、政務調査とは認められない。15,000円の返還を求める。
- ② 区政報告、12月7日に新聞折込代計64,968円、12月10日に投函代18,703円、印刷代368,727円を16分の15の按分で計上しているが、その按分の根拠は何か、説明を求める。i区議は「新春 成田山初詣の後援会」のお知らせの部分を除き、16分の15に按分したと思われるが、他にも区議の井荻駅前の街宣写真、なみすけグッズの絵など政調費とは認められない部分が多々あるので、按分比を見直すべきである。按分比の変更がなければ全額452,398円の返還を求める。

G. 事務費

- ① デジタルカメラ購入について。平成19、20、21年度と3年連続して購入している。19年度は83,600円（監査後に半額返還）、20年度は2分の1の按分で33,000円、21年度は一眼レフカメラを2分の1の按分で43,461円で購入。区議会事務局、議長から出された「政務調査費の支出に関する事務処理について」でカメラの耐用年数は5年と書いてある。20年度分でも団体S Oがデジカメの連続購入を指摘したが、四居・茂木両監査委員は適切な支出と判断し、返還を求めなかった。何故ゆえに適切な支出と判断したのか、監査委員に説明を求めたい。さらにi議員は3年連続で購入しているののでいつどのカメラを購入したのか混乱していて「20年度の抗弁のなかで『今年度は領収書にも一眼レフと明記…用途により使い分けを必要とし…』と書いた」が一眼レフを購入したのは21年度である。毎年の購入は認められないので2年分の返還を求めたい。21年度の購入はカメラの耐用年数からして議員の任期年数を超えており、個人資産の購入に該当する。デジカメ代43,461円は絶対返還を求める（添付コピー1参照）。
- ② Q会派事務用品費が3月31日に計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額6,038円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 事務所費月50,000円×12ヶ月計600,000円について。i区議自身の経営する会社に家賃を払うことは認められない。20年度は全額自主返還したので今年度も全額600,000円の返還を求める。
- ② 電話代について。22.40㎡の事務所に3本の電話は社会通念上必要ではない。使途基準細目でも「電話について必要最小限の台数」と明記している。さらにこの電話代の領収書には住所が書かれていないので、電話の所在地を特定できない。事務所の電話と特定できない3本の電話代計77,771円の返還を求める。
- ③ 事務所水道光熱費・清掃費に月9,000円×12ヶ月計108,000円の支出について。自身の経営するi-1KKに清掃費も含め、毎月9,000円ずつ払っている。東京電力、東京ガス、水道局の領収書が1枚も提出されていないので月9,000円という根拠も不明である。その上、清掃費まで政務調査としているのは、一般常識からして認められない。全額108,000円の返還を求める。
- ④ インターネット接続料について。4月分3,499円は領収書がNHKの受信料なので認められない。

3,499円の返還を求める。

- ⑤ 3月31日計上されたQ会派電話通信費は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額2,797円の返還を求める。

I. 人件費

- ① ほぼ定期的に月一金、朝8時から10時まで2時間の勤務であるにもかかわらず、雇用契約書は提出されていない。「使途基準細目に『勤務日数が定期的な場合は、政務調査活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です』と明記されている」。ということはこのような事実があるからだろう。勤務内容に区民相談に関することが多々あり、その他「区政報告前年度再整備」など意味不明のものがああり、朝2時間の勤務実態の明確な説明を求める。人件費についての明確な説明がない場合は、476,000円の返還を求める（添付コピー2参照）。

11. j議員（Q会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額359,015円）

要返還額 1,474,178円

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料は4分の3の按分で計17,250円支出している。しかし按分したからといってもチャージの段階では公金である政務調査費が投入されただけで具体的な支出が証明されているわけではない。チャージ料については20年度分の監査で「利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。」と指摘している。一般常識として、利用明細で支出を確認することが当たり前であり、チャージ料だけで支出を認める区議の感覚は民間の会社では通用しない。ましてや政調費は税金である。利用明細の提出がなければ17,250円の返還を求める。
- ② タクシー代計118,340円について。杉並区の政調費の支出にあたっての留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあるにもかかわらずタクシーを多く利用している。例えば4月10日、j区議の事務所は永福駅前にあるにもかかわらず、建築相談のため永福－新宿間をタクシーに乗り、2,330円、4月23日は福祉相談のため藤沢－鶴沼海岸往復7,000円、10月17日は区政相談のため本天沼－渋谷6,200円、11月18日福祉相談のため永福－桃井往復5,390円、12月4日福祉相談のため下高井戸－井草往復6,110円、12月11日区政相談のため上井草－和泉4,400円など公共交通機関が発達している地域でタクシーを多く利用している。タクシー利用の理由を明確に説明すべきである。説明がなければ118,340円の返還を求める。
- ③ 駐車料金を14回計9,700円支出している。ガソリンの請求は一切なく、利用している車の説明もない。特に6月11日建築相談のため小田急・第一生命ビル1,200円、8月25日区政相談のため新国立劇場の750円 8月26日区政相談のため麻布のユアパーキングの2,000円の支出は説明を求める。説明がなければ3,950円の返還を求める
- ④ Q会派事務用品費が3月31日に計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額6,038円の返還を求める。
- ⑤ 3月31日計上されたQ会派電話通信費は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額2,797円の返還を求める。
- ⑥ Q会派視察経費を3月31日に79,315円支出している。
Q会派（j議員、i議員、m議員、l議員、n議員が参加。k議員、Q-1議員キャンセル）
12月9日から11日、沖縄視察
視察目的・男女共同参画の取組みについて視察
・沖縄県が抱える固有の歴史と諸問題について現地視察
この会派は20年度には、旭山動物園、21年度には、沖縄と遠隔地を視察目的地に選定するが、

どのような選択基準で、沖縄を視察先として判断したか根拠の説明はない。視察後、考察で「沖縄は、異文化との交流のあり方、そして、日本の歩んできた歴史を我々に教えてくれる。叶うのならば、友好都市協定などを結び、杉並区の多くの子供たちに沖縄の歴史・文化を肌で感じてほしい。そして、平和の有難さ、歴史の重み、異文化とのあり方を学んで欲しい。」(原文のママ)と結んでいるが、区議として視察したことをどのように区政に生かしたか、説明を求める。報告されている内容の多くは、インターネットでの検索等によって知りえる情報であり、視察前の情報収集の内容及び視察後の会派としての協議内容について情報の開示を求める。昨年度の旭山動物園の視察についても区政にどのように反映されているか、議会の傍聴、区政便り等を見ても不明のままである。

会派視察費用合計396,574円(k議員キャンセル料16,390円、Q-1議員キャンセル料21,350円を含む)を参加議員5人で割り、一人当たり79,315円である。キャンセルしたk・Q-1区議の分を参加者の5議員が、公金である政調費に計上する根拠の説明を求める。以上の理由から、視察費79,315円の返還を求める。

B. 研修費

- ① 12月17日の研修会の主催は「一般社団法人 日本よい国構想研究会」で講師は当時の杉並区長 山田宏氏である。「『減税自治体』実現への道」をテーマに当時の区長の講演を聴くことが政務調査研究に資する研修とは一般常識の上から疑義が生ずる。5,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 5月15日の999円 5月19日の2,365円、両日とも書名が不明である。3,364円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 切手代について。収支報告書では「郵便切手」などと書かれているが領収書はほとんどが記念切手である。5月30日「旅風景、地方自治、裁判員スタート等」80円切手×300枚計24,000円、11月12日は「天皇陛下御即位20年記念、80円×300枚計24,000円、切手帳・天皇陛下御即位2,000円を1枚」、11月18日は「天皇陛下御即位20年記念80円×10枚計800円、21年ふみの日百人一首50円×10枚計500円」などである。切手帳・天皇陛下御即位2,000円はどのように使用したかの説明を求める。広報紙の印刷代ははがき印刷しかないので使用目的が不明である。切手代53,700円の返還を求める。

- ② まちかど34号について。3月29日にはがき50円×4,500枚計225,000円を購入。3月30日に印刷代24,675円を支出しているが、内容は「佼成病院の移転のお知らせ」であり、議員の実質的な政務調査研究活動の報告とは認められない。また、印刷代の領収書は「挨拶状印刷代」になっていて区政報告とは認められない。はがき代、印刷代の計249,675円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 按分無しの文具代は按分して返還を求める。按分が無いときは13,040円の返還を求める。11月14日の文具代682円、11月19日の文具代693円は品名が不明なので返還を求める。

H. 事務所費

- ① 区議自身の経営するj-1と契約してj事務所として使用している。区議自身が「j-1」と「区議」の二つの肩書きで契約を交わすことは社会通念上客観性に欠け、認められない。契約金は月53,390円の按分2分の1で毎月26,695円×12ヶ月計320,340円である。電気ガス水道料は36,32%の按分でそれぞれ25,079円、8,355円、2,560円を支払っているが、按分比の明確な説明を求める。「j-1」と「区議」との契約、按分比の問題があるので総合計356,334円の返還を求める。(添付コピー3参照)

I. 人件費

- ① j-2氏に払った564,000円について。j-2氏の全労働時間572時間のうち、約42%にあたる240時間を新聞のスクラップに費やしている(時給が1,000円なので240,000円分に相当する)。例

例えば4月の勤務日数は13日、そのうち6日間の全時間24時間を新聞のスクラップに費やしている。今日これだけIT産業が発達した中で、新聞のスクラップに多量な労働時間を費やした理由、また、このスクラップが区政にどう生かされているか、j区議は政調費で新聞は購入していないので、何紙の新聞を対象にしたのかなど、具体的な説明を求める。明確な説明がなければ臨時補助職員の労働実態が明確でないので、564,000円の返還を求める。

12. k議員（Q会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 798,054円）

返還要求額 1,121,354円

A 調査研究費

① スイカ

5/8、10/15、1/21に、東京地下鉄でのチャージ代を、75%の按分で、合計7,500円×3=22,500円を経費として計上している。スイカのチャージ段階では、具体的な交通費としての支出が実行されておらず、単に資金の投入であり、一般常識上から見ても政調費からの支出が出来ない。交通費として使用した領収書、証明書の添付も無い為、22,500円の返還をもとめる。

- ② ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、バイク、自動車のガソリン代として支出されていると推定され、50%を按分した額合計37,690円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、バイク、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、バイク、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、バイク、自動車を利用する場合は、使用するバイク、自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車、バイクの推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、バイク、自動車利用の合理性・妥当性の理由の明示が無く、ガソリン代の全額37,690円の返還を求める。

E 資料購入費

- ① 新聞三紙（日経、朝日、読売）を、購読し、50%の按分で、73,730円を計上をしている。しかし、どういう根拠に基づき、按分したのか理由が明示されておらず、73,730円の計上が政調費からの支出として妥当か不明である。従って、上記三誌を購読する理由の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、73,730円の返還を求める。

F 広報費

- ① 平成21年12月に、区政報告として、葉書に印刷したものを発行し、それに関連した費用として、12/21に、葉書代180,000円（3,600枚×50円）、12/26に、その印刷代29,000円を計上している。葉書の内容は、監査委員、保健福祉委員、清掃リサイクル委員として、区政に携わっていることを報告しているのみであり、一般常識上からも、政務調査研究活動とは言えず、政調費に該当しない。従って、209,000円の返還を求める。

G 事務費

- ① 4/10 NECビッグローブ利用料1年分 50%按分 4,252×12=51,024円
 4/21 PC周辺機器 50%按分 1,375円
 PC周辺機器 SDC 50%按分 490円
 4/23 PC周辺機器 VGP-AC19V10 50%按分 6,400円
 9/20 PC消耗品 1,050円

上記4件の支出は、PC、インターネット関連で、通常のメールやインターネット検索で使用したものと推定されるが、50%按分の根拠の明示がなされていない。従って、按分について

の情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上合計額60,399円の返還を求める。

- ② 6/10 レンタルサーバーの経費として、計上された9,450円の返還を求める。
カード会社からの領収書のみでサーバー契約会社の明細がなく、使用目的が不明であり、更に、支払額が36ヶ月分となっており、その内の、24か月分は、政調費交付年度外であり、要返還である。
- ③ 6/10 修正ペン284円、6/18 事務用品他1,134円、7/23 レポート用紙3,672円、
7/31 アルカリ電池1,458円、8/9ステンレスハサミ1,470円、8/23 用紙700円、
10/31 コピー代880円、11/26 インクトナー、電池 6,970円、
12/13 アルカリ電池他634円、12/14 コピー代250円、
12/27 レポート用紙他4,476円
合計21,928円について、使用目的及びその按分の明示されていない。それらの按分の明示を求めるが、それがない場合は、全額21,928円の返還を求める。
- ④ スカパーフェクトTV
スカパーは娯楽的なものであり、政務調査費に使用しているとの主張は根拠が希薄であり、平成19年度、20年度の政調費の監査においても請求したが、全額の返還を求める。
1ヶ月 1,880円x6ヶ月=11,280円（4月から9月まで）
1ヶ月 2,105円x6ヶ月=12,630円（10月から3月まで）
要返還額は、23,910円である。
- ⑤ 携帯電話代として、その年間経費の50%を按分し、30,364円を計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比につて、合理性・妥当性のある理由の説明がない場合は、30,364円の全額返還を求める。
- ⑥ 固定電話として、50%の按分で、55,656円の1/2=27,828円を計上している。固定電話が設置されている事務所の所在場所を含め、事務所の運用実態が何ら開示されていない。従って、事務所の実態について、情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額27,828円の返還を求める。
- ⑦ 12/23に、プリンターの購入の経費として、50%の按分で、39,940円（ポイントが引かれていない）が計上されている。耐用年数からも、議員の任期を越えており、一般常識上も、個人資産の購入とみなされる。従って39,940円の返還を求める。
- ⑧ 3/31ファクシミリの購入の経費として、50%の按分で、15,840円（ポイントが引かれていない）が計上されている。耐用年数からも、議員の任期を越えており、一般常識上も、個人資産の購入とみなされる。従って15,840円の返還を求める。
- ⑨ Q会派事務用品（H21.4-H22.3）として、8,835円が計上されているが、その用途についての明示がなく、政党としての活動との区別の不明であり、政調費としての計上は認められない。従って8,835円の返還を求める。

I 人件費

- ① k-1名の90,000円の領収書が12か月分あり、1/2按分して、45,000円x12ヶ月=540,000円が、経費計上されているが、雇用契約書、勤務報告書の添付が無い為、勤務実態が不明である。関連情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額54,000円の返還を求める。なお、平成20年度の政調費収支報告書でも、同一人を雇用していたが、その勤務日数、勤務時間、勤務内容の明細が一切提出されず、添付された雇用契約書に記載された就業時間（始業時刻午前8時30分～終業時刻午後6時30分及び休憩時間等）の情報のみであった。従って、監査請求において、当時雇用人の長時間勤務の実態や議員の家業の補助との混同について明確な情

報の開示とその監査を求めた。しかし、監査委員からは、その請求に対して、何らの判断も示されなかった。

13. 1 議員 (Q会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残額なし)

要返還額 1,920,000円

1 議員は区議会事務局から出された「政務調査費の支出に関する事務処理について」、議長から出された「政務調査費の取り扱いにあたって」の文書を読んでいるだろうか。または平成20年度分の監査のとき、1 議員については領収書がなくても支出を適正と判断されたという実績（一例としてあげると、団体SO が領収書が無いと指摘したにもかかわらず、監査では21年3月31日に事務所費として支出した351,000円を適正な支出と認めている。）から21年度も特別だろうか。平成20年度分の監査のとき、四居・茂木両監査委員は参考人として弁護士伊東健次氏の意見を聴取し、領収書が無くても適正な支出と判断したが、その明確な根拠の説明を求めたい。領収書の提出が無くても四居・茂木両監査委員が適切な支出と認めたので、21年度分も、1 議員はそれでも監査は適正と判断されると理解したのか、本来提出しなければならない書類を添付することも無く、収支報告書を提出最終期日の平成22年4月30日に議会事務局に提出している。以下のように平成22年12月7日現在でも提出書類が不備のままになっている。

例えば、

*27万円以上のタクシー代があるのに交通費記録簿の提出は一切無く、タクシー利用目的は不明のままである。

*スイカチャージ料は一切按分していない。その上、収支報告書で101,000円計上しているが領収書は99,000円分しか無い。

*事務所費については按分が45%×1/2になっているが、議員事務所として「面積割合を示す書類(図面)」も提出せず、勝手に割合を議員自身で決め、家賃を支出している。賃貸契約の書類が出されていないので、自己所有か、賃貸かは不明である。

*人件費については、契約書、政務調査事務補助臨時職員勤務報告書の提出は無く、市販のコクヨの領収書に職員の名前を書き、印鑑を押しただけである。

上記の例だけを見ても、1 議員の政務調査費の領収書綴りは、正式のものとは認めがたい。さらに収支報告書を調査してみると、支出合計額が2,039,391円になっているが、団体SOが何度も収支報告書・出納簿を基に、計算したが支出は2,039,391円より少ない。資料作成費が41,563円計上されているが、出納簿には6,913円しか記載が無い。人件費が634,344円で計上されているがスイカ5,000円、賃貸料29,344円も含まれている。この収支報告書が適切と判断できない。1 議員の収支はどのように判断するのか。192万円(母子家庭の平均年収が約204万円からすれば、区民にとっては大金である)の収支報告書にこれほど不正確な記載をする区議が、年間1,500億円の杉並の財政をチェックしているのが現状である。議会事務局の話では諸々の書類を提出するように催促しているようだが、締め切り日の平成22年4月30日以降、12月7日現在でも提出されていない。(議会事務局で確認済み)

政務調査費に領収書が添付されるようになってから3年。団体SOでは3年分の全議員の領収書綴りを見てきたが、これほどひどいものを見たことは無い。以上からして全額の1,920,000円の返還を求める。あまりにも不明なことがありすぎ、すべてを列挙できないが、例をあげると次のようなものがある。

A. 調査研究費

- ① タクシー料金270,590円について。収支報告書では(交通費記録簿参照)と必ず書いてあるが提出は一切無い。ただタクシーの領収書が添付してあるだけで、出張内容は一切不明である。領収

書から、6月6日に1,070円(23時55分)、10月16日に金沢市で迎車代を含め990円、12月23日は3回利用、980円、3,050円、1,250円(23時22分)、2月24日に6,830円など説明を要する必要が多々ある。1議員はタクシーの領収書をべたべたと貼って提出すれば調査研究費と認められると考えているのだろうか。杉並区では「公共交通機関の利用が原則である」としている。交通費記録簿の提出がないので使用目的も不明である。タクシー代全額270,590円の返還を求める。

② スイカチャージ料101,000円について。まず領収書は99,000円分しかないので2,000円分の返還を求める。次に一切按分が無いことと、チャージ料については20年度分の監査で「利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。」と指摘している。一般常識として、利用明細で支出を確認することが当たり前であり、チャージ料だけで支出を認める区議の感覚は民間の会社では通用しない。ましてや政調費は税金である。按分も無く、利用明細の提出もないので101,000円の返還を求める。

③ 4月2日の自転車修理代について。「原動機付自転車修理代」を2分の1の按分で3,900円支出している。ガソリン代を少なくとも2台分支出しているが、自転車の修理代まで支出している。1議員は今までに冷蔵庫、棚、車両点検など生活費と混同している例を団体SOが指摘しているにもかかわらず、四居代表監査委員が監査で認めてきたのでまたもやこのような支出がなされている。3,900円の返還を求める。

④ Q会派視察経費を3月31日に79,315円支出している。

Q会派(j議員、i議員、m議員、l議員、n議員が参加。k議員、Q-1議員キャンセル)

12月9日から11日、沖縄視察

視察目的・男女共同参画の取組みについて視察

・沖縄県が抱える固有の歴史と諸問題について現地視察

この会派は20年度には、旭山動物園、21年度には、沖縄と遠隔地を視察目的地に選定するが、どのような選択基準で、沖縄を視察先として判断したか根拠の説明はない。視察後、考察で「沖縄は、異文化との交流のあり方、そして、日本の歩んできた歴史を我々に教えてくれる。叶うのならば、友好都市協定などを結び、杉並区の多くの子供たちに沖縄の歴史・文化を肌で感じてほしい。そして、平和の有難さ、歴史の重み、異文化とのあり方を学んで欲しい。」(原文のママ)と結んでいるが、区議として視察したことをどのように区政に生かしたか、説明を求める。報告されている内容の多くは、インターネットでの検索等によって知りえる情報であり、視察前の情報収集の内容及び視察後の会派としての協議内容について情報の開示を求める。昨年度の旭山動物園の視察についても区政にどのように反映されているか、議会の傍聴、区政便り等を見ても不明のままである。

会派視察費用合計396,574円(k議員キャンセル料16,390円、Q-1議員キャンセル料21,350円を含む)を参加議員5人で割り、一人当たり79,315円である。キャンセルしたk・Q-1区議の分を参加者の5議員で負担する根拠の説明を求める。以上の理由から、視察費79,315円の返還を求める。

⑤ ガソリン代は2分の1の按分で36,671円購入しているがガソリンの使用目的が記載されず、不明である。駐車場利用回数は8回で、利用料金は計8,900円あるが、1月4日新橋駅前駐車場3,200円、1月13日新橋駅前駐車場1,800円など領収書等添付用紙の備考欄に記載が無いので使用目的が不明である。ガソリン、駐車場代計45,571円の返還を求める。

B. 研修費

以下の支出はすべて会費として記載されている。所属する会への政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても認められない。従って参加のための会費は公金ではなく、個人的資金でまかなうべきである

① 5月12日環境(エコカー)研究会と収支報告書に記載されているが、領収書は「臨時会費」と

して東京都自動車整備振興会が発行しているので、会費のため認められない。

5,000円の返還を求める。

- ② 6月1日ボーイスカウト杉並第13団事務局に支払った21年度育成会費5,000円は認められない。5,000円の返還を求める。
- ③ 6月13日モラロジー研究所に支払った5,000円は「個人維持費として領収しました」と記載されているので認められない。5,000円の返還を求める。
- ④ 11月12日と12月4日に政治団体とされている杉並区歯科医師連盟に各10,000円ずつ支払っているが、領収書はそれぞれ「勉強会費」「会費として」となっている（添付コピー4参照）。20,000円の返還を求める。

C. 会議費

- ① 3月31日の会派分担金8,835円は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額8,835円の返還を求める

D. 資料作成費

- ① 資料作成費として収支報告書表紙に「写真の現像費等」として41,563円が計上されているが、月ごとの支出には以下の支出しかない。4月6日2,296円、9月28日2,128円、2月22日2,280円、3月22日209円合計6,913円しか記載されていない。41,563円と6,913円の差は何か。説明を求める。支出金額が不明なので41,563円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 東京新聞の購読料39,000円(3,250円×12ヶ月分)を計上し、朝日新聞の購読料を、3月4日に、47,100円払っている。朝日新聞の領収書は「平成21年3月～平成22年2月」となっており、社会通念上、新聞代は毎月末に支払うものである。
少なくとも1紙の新聞購読は通常の生活を維持する上で一般的なことであり、2紙を購読し、政調費に計上する理由の開示を求める。従って、その理由に合理性・妥当性がない場合は、2紙の購読料86,100円の返還を求める。

G. 事務費

- ① インターネット接続料・ケーブルTV料が2分の1の按分で146,019円計上されているが、ケーブルTV料は日常生活で必要なもので、政務調査とは認めがたい。146,019円の返還を求める。
- ② 電話代が2分の1の按分で26,189円計上されているが、1区議の名義でないので認められない。26,189円の返還を求める。
- ③ 携帯電話代が2分の1の按分で64,204円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は64,204円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 事務所費については按分が45%×1/2になっているが、議員事務所として「面積割合を示す書類(図面)」を提出せず、また賃貸契約の書類の提出もないので、自己所有か、賃貸かは不明である。

家賃の毎月の支払いはたった1行だけの「振込 *130,420 ヤチン」(添付コピー5参照)と書いたコピーが領収書代わりに提出されているが銀行の通帳と示す証拠は無い。また誰が誰に支払ったか不明であり、社会常識上領収書とは認められない。振込みの場合、振込先は表示されるが、ヤチンという項目は今までに見たことは無い。このような振込の記録を出す金融機関を1議員は利用しているのだから、金融機関名を明示すべきである。(「インターネット接続料・ケーブルTV料」は通帳のコピーが領収書代わりになっているが、通帳1ページ分がコピーされ「インターネット接続料・ケーブルTV料」以外は黒塗りされているが、支払い先が明記してある。) 29,345円×12ヶ月計352,140円の返還を求める。

- ② ガス・電気・水道代は45%×1/2の按分としているが図面が出ていないので按分は不明であり、さらに「1-1」氏名義で認められない。ガス・電気・水道代の106,863円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 収支報告書の表紙には634,344円と記載されているが、7月31日のスイカチャージ5,000円、9月30日賃借料29,344円が含まれている。これらは、1区議にとっては人件費に当たるのか。
- ② 1-2氏に支払われた月50,000円×12ヶ月については、「政務調査事務補助臨時職員勤務報告書」が提出されていないので、勤務内容、勤務時間は不明である。領収書は、市販のコクヨの領収書に職員の名前が書かれ、印鑑を押しただけである（添付コピー6参照）。勤務実態が不明なので600,000円の返還を求める。前年度も書類が提出されないまま、四居・茂木両監査委員は適切な支出と判断した。四居・茂木両監査委員が適切と判断した理由は何か、明確な説明を求める。まだまだ不明な支出について列挙することは出来るが、それは監査委員の仕事なのでお任せしたい。全体を見て、192万円という多額な区民の納めた税金である政務調査費を使い、どのように区政に反映させたのか、説明を求める。自宅の家賃・光熱水費、電話・携帯電話料金、新聞代、利用明細を提出しないスイカチャージ料、使用目的を説明しないタクシー料金、雇用実態の不明な人件費など、1区議から何ら説明（書類提出）がないので区議の第2の報酬かと疑念が湧く。政調費は使ったからではなく、区政への反映が認められた上で、政調費の支出が適切であったかが判断されるのである。

14. m議員（Q会派）

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> （残額なし）
返還要求額	<u>1,790,600円</u>

A. 調査研究費

- ① 政務調査交通費記録簿によると、出張先が区役所となっている場合が、101回あり、その交通費として計上されている40,690円の返還を求める。その理由は、平成18年に、区議の本会議、委員会等への出席の為に区役所への交通費の弁償が条例から除かれており、上述の区役所への出張の日が、議会・委員会の開催日である場合は、区政調査・区民相談等の目的が同時にあったとしても、条例変更の趣旨から見て、交通費が支払されるべきでない場合に該当するからである。従って、交通費を計上した日と議会・委員会開催日との関係について確認することを求める。又、平成22年3月4日と8日には、出張先を区役所として、タクシー乗車と地下鉄の往復乗車の両方が記載されており、二重に計上されていると推定されるが、議員に確認を求める。

② 視察

i) 平成21年7月31日～8月3日 対馬と韓国との友好文化交流

旅費97,000円を70%の按分比で67,900円を費用計上しているが、その按分の根拠の明示を求める。m議員は、日本会議地方議員連盟の役員であり、会員と共に、平成20年に続いて、対馬に行き、政務調査費に計上している。視察報告書からは、視察が区政に反映されておらず、又、自身が役員をしている団体の主催の視察は、その会の一員としての活動であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見て、政調費に計上できない。従って、計上された67,900円の返還を求める。

ii) 平成21年10月29日～30日 伊勢市・桜井市役所への視察

○区議と共に、伊勢市、桜井市を訪問し、万葉発祥の地等を視察し、交通費・宿泊費として、28,410円を計上している。その視察について、なぜその視察先を選び、区政に結ぶ付けるために、具体的にどんな情報を得てきたかについて、情報の開示がなされていない。古事記を知ることが、子どもたちの感性教育に有益であるとの認識のもとに、行われたとされているが、その視察により、具体的に、どのような情報を取得し、成果を得たかについての情報の開示がされてい

ない。従って、議員の明確な説明を求めるが、合理性・妥当性のある視察であることが明示されなければ、これらの視察のために計上した費用全額28,410円の返還を求める。

iii) 平成21年12月9日～11日 沖縄県

視察目的 男女共同企画の取組みについての視察及び沖縄県が抱える固有の歴史と諸問題について、現地視察

Q会派として行われた視察であり、79,315円の費用を計上している。視察報告書には、上記目的に対して、どのような選択基準で、沖縄を視察先として選択した判断根拠の説明がなく、視察の結果として、例えば、沖縄の男女共同参画センター「ているる」のDV対策啓発に特色があったと記述されているが、具体的にどんな点で特色があり、杉並区区政にどのような形で反映していくか等について、何ら記載されていない。報告されている内容の多くは、インターネットでの検索等によって、知るえる情報である。従って、視察前の情報収集の内容及び視察後の会派としての協議内容について、情報の開示を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上した費用全額79,315円の返還を求める。

iv) 平成22年2月9日～10日 甲府市日本航空学園

目的 道徳教育授業視察

草莽全国地方議員の会主催であり、m議員は、その会長でもある。公開されている情報によると、同行したn議員も会員であり、その他の同行者8名は、当該会の役員を務めている。自身が役員をしている団体の主催の視察は、その会の一員としての活動であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に計上できない。従って、12,110円の返還を求める。

③ タクシー利用の目的として、政務調査交通費記録簿によると、区役所への登庁、杉並区外での区民相談、調査が多く、その乗車回数は、年に50回になり、77,590円を費用計上している。議長名で会派・議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関を利用すべきである。従って、タクシーを使用せざるを得なかった理由の明記が無く、その合理性・妥当性のある理由の開示がない場合は、全額77,590円の返還を求める。

④ 公共交通機関の利用について、政務調査交通費記録簿によると、杉並区外での区民相談・調査が多くなされ、59,570円が費用計上されている。例えば、4月には、九段下、市谷、新宿、日本青年会館に行き、2,240円を、5月には、九段下、渋谷、代々木、信濃町、新宿、池袋に行き、3,840円を、6月には、町村会館、渋谷、池袋、東京、代々木、市谷に行き、4,220円を費用計上している。以上のように、毎月、区外での区民相談等になっており、それらの明確な理由の開示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、59,570円の返還を求める。なお、平成20年度政務調査費収支報告書でも、同様の経費計上があり、監査を請求した。

⑤ 更に、政務調査交通記録簿によると、以下の交通費が、研修等の名目で費用計上されている。しかし、その目的が明示されてなく、その開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、全額4,180円の返還を求める。

4/7 研修 杉並公会堂320円、4/25 論語講座 京王プラザ320円、5/7 研修 商工会館320円、5/10 研修 公会堂320円、5/15 研修 憲政会館380円、7/15 打合せ 靖国会館580円、9/17 学習会 阿佐ヶ谷320円、12/18 学習会 阿佐ヶ谷320円、2/21 講演会 タウンセブン380円、3/21 而今 明治神宮会館540円、3/26 視察 につしょホール380円 以上計4,180円

又、日本会議主催の研修会に参加の交通費として、8回分の計7,440円が計上されている。この研修についての目的が明示されていないが、m議員は、当該会の執行部を務めており、自身が、その会の一員としての活動である場合は、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支

援となり、政調費に計上できない。従って、当該研修の内容の開示を求めるが、会の活動であれば、議上した交通費7,440円の返還を求める。

B. 研修費

- ① 以下の研修費として、合計44,970円が費用計上されている。

而今の会 4/1 8,820円、7/23 4,000円、合計12,820円

日本会議 5/15 2,000円、7/16 1,000円、10/23 1,000円、2/18 2,000円
3/20 2,000円、合計8,000円

みつま修学院 7/23 5,000円

日本政策研究センター 9/9 21,150円、3/19 3,000円、合計24,150円

m議員は、日本会議の副会長、みつま修学院の理事、日本政策センターの会員であり、自身が、その会の一員としての活動である場合は、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費に計上できない。従って、37,150円の返還を求める。一方、公開されている情報によると、而今の会は、宗教関係の会とされており、公費である政調費を、宗教等の特定の団体へ支払うことは、その趣旨からも認められない。従って、研修の目的・内容の開示を求めるが、計上された研修費が、当該団体を支援する性格をもつものであれば、12,820円の返還を求める。

D. 資料作成費

- ① 平成21年5月31日付けの領収証、HPデザイン料210,000円、及び平成22年3月10日付けの領収証、m通信のデザインと印刷料215,030円、の2枚には、内訳・内容を示す記載がなく、当該業者から、正規の領収証の提出を求める。それがなされず、あるいは、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、50%の按分で計上されている費用合計212,515円の返還を求める。

F. 広報費

- ① m通信には、発行年月日、号が記載されていない。又、提出された出納簿等から、発行された通信が確定できない。添付されている平成22年春と記載されているハガキの内容は、平成22年新春号に掲載されている写真、タイトル共に同じ文言である。出納簿と通信が一致しなければ、654,275円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 以下の領収証60枚には、あて名の記載がなく、領収証としての条件を満たしていない為、再発行を求める。

収支報告書整理番号

4月-4、5月-1(2枚)、2、6月-1,3(2枚),4(4枚)、7月-1,3,6,9,11、8月-1、9月-2,3、10月-1,2,3,4,6(3枚)、11月-7(2枚)、12月-2,3,4(2枚),5(3枚),6(2枚)、1月-1,2(2枚),3(3枚)、2月-1(2枚),6(2枚)、7(2枚)、3月-3,4,7,8(3枚),9(3枚),10,12(2枚)

- ② 以下の18点の物品の購入について、按分がなされていないが、その根拠の明示を求める。

収支報告書整理番号

4月-1,4、7月-3、8月-3、9月-2、10月-1,2,3、11月-6,9,10、12月-1、1月-2,4(2点)、2月-9、3月-1

- ③ 平成22年3月2日に、名刺用紙の購入費21,000円、杉並バックの購入費1,000円を計上しているが、どちらも政調費の目的外支出であり、合計額22,000円の返還を求める。

- ④ 平成21年6月から、HP保守料を計上しているが、7月分について、8/20と9/18日に、6,800円を二重払いしていると共に、按分比適用の間違い分1,000円を含めて、7,800円の返還を求める。

- ⑤ 平成22年3月に、会派事務費の分担金として事務用品代6,038円、電話料通信費2,797円が計上されている。しかし、それらの費用が、会派としての政務調査研究活動にどの様に関係しているかの根拠が明示されていない。従って、関係情報の開示を求めるが、それに合理性・妥当性

がなければ、計上合計額8,835円の返還を求める。

- ⑥ 平成21年11月2日に、はがき500枚束8組を、別々の領収証20,000円8枚で購入し、合計200,000円を費用計上している。何故、このような8組の束に分けて購入する必要があったのか、その用途の明示もない。従って、この購入に関して、情報開示を求めるが、それに合理性・妥当性がなければ、全額200,000円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 勤務記録簿によると、区政報告処理準備に要した時間と比較して、ポスティング時間が少なく、区政報告作成枚数との突合せが不可能である。勤務時間数のみの記載で時間帯が不明であり、1日に、10時間の発送準備を13日間も続ける程、区政報告が発行されているのだろうか。具体的勤務内容の開示を求める。

年間継続して雇用している人については、雇用契約書が必要であり、一方、勤務記録に記載なしで、雇用されている人もいるが、勤務内容に明示を求める。臨時職員勤務報告書によると、雇用した4人全員の時間給が、500円で、東京都の最低賃金が、791円(2009年)より低く、更に、勤務時間も、4人の勤務総日数68日のうち、50日が10時間と長時間の勤務となっている。議員に、雇用されている4人及び勤務記録に記載のない人の勤務実態の情報開示を求める。

12/30年末に、事務所移動の為に4名を雇用しているが、m-1、m-2、m-3、m-4の勤務内容は、目的外支出であり、20,000円の返還を求める。更に、人件費の費用計上についての情報開示がなく、非常に不明瞭であるため、詳細な監査を要求する。正当な証拠と説明が出来なければ、人件費として計上されている全額258,000円の返還を求める。

15. n議員(Q会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残額なし)

要返還額 1,826,026円

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料については20年度分の監査で「利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。」と指摘している。按分したからといってもチャージの段階では公金である政務調査費が投入されただけで具体的な支出が証明されているわけではない。一般常識として、利用明細で支出を確認することが当たり前であり、チャージ料だけで支出を認める区議の感覚は民間の会社では通用しない。ましてや政調費は税金である。利用明細の提出がなければ4分の3で按分しているが61,500円の返還を求める。
- ② タクシー料金67,750円(うち迎車代3,900円)について。例えば4月10日に「天皇陛下御即位20年、御大婚50年をお祝いする会(原文のママ)」のため高円寺-憲政記念館を4,130円、4月30日に区民相談として高円寺駅-西荻窪3,590円などがある。高円寺駅-西荻窪間はJRでは150円区間である。杉並区の政調費の支出にあたっての留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあるにもかかわらず、タクシーを多く利用している。提出された政務調査交通費記録簿にタクシーを利用せざるを得なかった理由は明記されていない。タクシー料金67,750円の返還を求める。
- ③ 10月27日のブルーリボン購入について。「拉致被害者家族支援」としてブルーリボンを1,000円で購入しているが、政調費とは認められないので1,000円の返還を求める。本当に拉致被害者家族を支援するならば自分のお金で購入すべきである。
- ④ 12月24日になみすけグッズを2,200円で購入。なみすけグッズは政務調査ではない。2,200円の返還を求める。自分のお金で買うべきである。

B. 研修費

- ① 研修費(資料代、資料購入費を含む)について。

n区議は日本会議の会員である。所属する会への政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても認められない。従って当該誌等の購入は公金ではなく、個人的資金でまかなうべきである。以下の日本会議の研修について参加費、資料購入代は認められない。さらにn区議は以下示すように同じ資料を何回も購入しているので認められない。その詳細を、下記したが、計26,000円の返還を求める。

- ・ 4/24, 日本会議で「天皇陛下御即位20年奉祝行事、他自治体の取り組み情報収集」の研修に参加。資料代「人権擁護法案」「子供の権利条約」を含め6,000円を支出。
 - ・ 5/15, 日本会議の研修で資料代「人権擁護法案」「子供の権利条約」として2,000円を支出しているが、4/24にも同様の資料に2,000円支出。
 - ・ 10/23, 日本会議研修、「外国人地方参政権」資料を含め1,000円支出。
 - ・ 11/26, 日本会議研修「天皇陛下御即位20年奉祝式典の取り組みについて」「外国人地方参政権」の資料を含め6,000円支出。資料「外国人地方参政権」は10/23に1,000円で購入済みである。
 - ・ 12/17 日本会議研修, 「外国人地方参政権」「夫婦別姓法案」の資料代を含め5,000円支出。資料「外国人地方参政権」は10/23, 11/26にすでに2回も購入している。
 - ・ 2/18, 日本会議研修、資料代「夫婦別姓法案」「ジェンダーフリーについて」を含め6,000円支出。資料代「夫婦別姓法案」は12/17に購入済み。
- ② 7月3日の研修費1,500円は領収書には「神道時事問題研究会」の会費と書いてある。これは「神道時事問題研究会」の会員としての費用であって区議としての政調費ではない。1,500円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 8月18日「明日への選択」年間購読料として21年7月号から22年6月号まで7,000円支出している。4月から6月までは次年度なので1,750円の返還を求める。昨年度も同様なことがあり、抗弁のなかで返還したいと答えている（抗弁P225）。
- ② 以下の書籍代に20,346円支出している。一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、区営の図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求める（「いま、教育の大転換が始まる」「絶対貧困」「田母神塾」「自民党・創価学会・公明党」「生活保護VSワーキングプア」書籍代、「渡部昇一の昭和史」「日本の心」「マンガ嫌韓流」「真・国防論」「大震災発生!」「TOKYO環境戦略」「住宅地図」「ヤングホームレスの真実」「薬物依存」「放課後子供プラン」「正論」）。

又、6月2日の「絶対貧困」「田母神塾」は、収支報告書に2,940円と計上されているが、領収書の文字は消えていて、領収書として認められない。2,940円の返還を求める。（添付コピー7参照）

F. 広報費

- ① 区政報告、11月分について。印刷代239,242円とポスティング135,450円代は振込用紙のみで会社の所在地、電話番号、部数など詳細は一切不明で、高額な支出にもかかわらず、領収書が不備であり、支出を認められない。また紙面はn区議の写真などが多く取り上げられているのに按分もない。政調費の部分を按分し、正式な領収書を提出しなければ、374,692円の返還を求める。郵送料194,252円は発送数（3,448通）を明示した領収書があるが、按分比の根拠を明確にすることを求めるが、それに、合理性・妥当性がなければ、194,252円の返還を求める。

3月分は印刷代231,000円、郵送料193,410円、ポスティング代142,222円の領収書には明細は書かれている。紙面はn区議の写真が多く、区議の宣伝活動の要素が大きいので按分を求める。按分がない場合は566,632円の返還を求める。

- ② H P作製料は105,000円の4分の3の按分で78,750円を計上しているが、議会活動に相当する記

事が46回アップされているがすべて公式議事録をダウンロードしたもので調査研究の内容とは認められない。何故に4分の3の按分比なのか。その根拠の説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、78,750円の返還を求める。

G. 事務費

① 按分していない文具などの事務費20,123円について。

6/1, 6/2, 6/10, 8/24, 9/19, 9/20, 10/28, 11/7, 11/30, 12/4, 1/7, 1/15, 1/29, 3/30, 3/31 の支出は按分されていない。文具類が按分されず100%政調費とは認められない。按分していないので20,123円の返還を求める。

② 「お品代」の領収書。11月15日は4分の3に按分しているが領収書に「お品代」と記入され、5,980円支出している。11月7日は領収書に「お品代」と記入され315円支出している。お品代では支出が不明なので6,295円の返還を求める。

③ 3月31日の会派事務処理経費は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額8,835円の返還を求める。

④ 仕事用携帯電話代が2分の1の按分で30,687円計上されているが、誘導電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は30,687円の返還を求める。

I. 人件費

① n-1氏に支払った11月分の領収書は21年11月31日30,000円となっている。11月31日は暦でない日であるのでこの領収書は認められない。30,000円の返還を求める。

② 人件費は合計で590,000円支出されている。時給1,000円で3人の臨時職員に支給している。提出された「政務調査事務補助臨時職員勤務報告書」を見ると、〔名簿整理・郵便物整理ほか〕に95時間、〔名簿整理及び区政報告発送作業〕に155時間、〔天皇陛下御即位20年奉祝式典〕関係に15時間、自身の所属する日本会議地方議員連盟主催の〔対馬視察・問題編集作業〕に5時間など仕事内容は多岐に渡り、区議としての政務調査のための事務補助職員の仕事内容とは認めがたいものがある。〔名簿整理〕は上記以外にもある。多くの時間を名簿整理に使用する理由は何か、説明を求める。政務調査のための事務補助職員の仕事内容を精査し、明確な説明のもと、按分することを求める。その説明、按分比に合理性・妥当性が無い場合は560,000円の返還を求める。

J. 視察について

① Q会派視察経費を3月31日に79,315円支出している。

Q会派（j議員、i議員、m議員、l議員、n議員が参加。k議員、Q-1議員はキャンセル）
12月9日から11日、沖縄視察

視察目的・男女共同参画の取組みについて視察

・沖縄県が抱える固有の歴史と諸問題について現地視察

この会派は20年度には、旭山動物園、21年度には、沖縄と遠隔地を視察目的地に選定するが、どのような選択基準で、沖縄を視察先として判断したか根拠の説明はない。視察後、考察で「沖縄は、異文化との交流のあり方、そして、日本の歩んできた歴史を我々に教えてくれる。叶うのならば、友好都市協定などを結び、杉並区の多くの子供たちに沖縄の歴史・文化を肌で感じてほしい。そして、平和の有難さ、歴史の重み、異文化とのあり方を学んで欲しい。」（原文のママ）と結んでいるが、区議として視察したことをどのように区政に生かしたか、説明を求める。報告されている内容の多くは、インターネットでの検索等によって知りえる情報であり、視察前の情報収集の内容及び視察後の会派としての協議内容について情報の開示を求める。昨年度の旭山動物園の視察についても区政にどのように反映されているか、議会の傍聴、区政便り等を見ても不明のままである。

会派視察費用合計396,574円（k議員キャンセル料16,390円、Q-1議員キャンセル料21,350

円を含む) を参加議員5人で割り、一人当たり79,315円である。キャンセルしたk・Q-1区議の分を参加者の5議員で負担する根拠の説明を求める。以上の理由から、視察費79,315円の返還を求める。

② 対馬視察 m議員と7月31日から8月2日、視察費用68,740円

視察先が「・対馬市と韓国との友好文化交流の活性化について一それに伴う地域の取組、諸問題など」(原文のママ)と書いてあり、視察先が明確でない。この視察は「日本会議地方議員連盟」の主催で、n区議は「日本会議地方議員連盟」に加盟しており、区議としての視察ではないので、68,740円の返還を求める。

視察日の8月1から2日は厳原港祭り(アリラン祭)で対馬の一大イベントの日であり、観光旅行と混同される。視察報告書の中に「韓国国会が対馬を韓国領とする決議をした事実は、日本国民としてけして見過ごせない。」(原文のママ)とあるが、韓国国会がいつ決議をあげたのか説明すべきであり、区議の発言が公になれば国際問題に発展しかねない。歴史的に明確な説明を求める。

③ 甲府市日本航空学園の教育勅語を使った道徳教育授業視察、m区議も参加

この視察は「草莽全国地方議員の会一泊研修」であり、n議員は草莽全国地方議員の正会員で区議としての視察ではない。よって参加費17,757円の返還を求める。

視察費用はビール代まで含んだ経費を按分して17,857円計上してある。

甲府市は新宿からわずか2時間なのに、2月9~10日の1泊2日で行っている。視察報告書より「私達は、高校一年生が行っている『教育勅語を使った道徳授業』を見学させていただいた。号令とともに授業が始まり、まずは国歌斉唱。そして、全員で教育勅語を読み上げる。そして生徒達一人一人に、『君が代』の歌詞の意味を考えさせ、我が国の美しい自然、連綿と続いている良き伝統と文化、周りの人に対する感謝の心を養っている。日本人としての健全な精神・魂を育てるには、とても素晴らしい授業であると感動した。ぜひとも当区でも、取り入れたいものである。」(原文のママ)そして「道徳教育の最も優れた教材が、教育勅語であろう」(原文のママ)とまとめている。区議としてこの視察を区政にどのように反映するのか、説明を求める。

16. o議員 (R会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残金750,007円)

返還要求額 1,028,781円

A 政務調査費

① 視察費

平成21年9月に、単独で、浜松市の私立幼稚園を視察し、その交通費として、15,120円を計上し、10月には、m区議と共に、伊勢市、桜井市を訪問し、万葉発祥の地等を視察し、交通費・宿泊費として、32,700円を計上している。どちらの視察行について、なぜそれらの視察先を選び、区政に結ぶ付けるために、具体的にどんな情報を得てきたかについて、情報の開示がなされていない。前者の幼稚園の視察に関連して、議会で行われた質問の内容が資料として添付されており、その中で、訪問した幼稚園の園長から説明のあった子育て支援のことが言及されている。しかし、杉並区内や近隣の同種の幼稚園の状況と比較して、当該幼稚園で得られた情報の位置づけ、意味づけが明確でなく、視察の結果・成果・効果が不明である。又、後者の視察については、古事記を知ることが、子どもたちの感性教育に有益であるとの認識のもとに、行われたとされている。しかし、その視察により、具体的に、どのような情報を取得し、成果を得たかについては、情報の開示がない。従って、議員の明確な説明を求めるが、合理性・妥当性のある視察であることが明示されなければ、これらの視察のために計上した費用全額47,820円(=15,120円+32,700円)の返還を求める。

D 資料作成費

- ① 平成21年4月に、「○ 絆通信 区政報告春号」（平成21年版）の郵送の為の切手代として、10,880円を、同5月にそのポスティング代として、15,750円を、同8月に、切手代として、8,000円を、按分なしで計上している。その報告の内容は、本人のプロフィール及び各種の集まりにおける写真が、箇条書きの説明文と共に数多く記載されて（例、祭りに参加、伊勢神宮を参拝、夕涼みの会等々の写真）、更に、過去6年間の議会等での議員による質問事項が列挙されている等、政務調査研究活動に関係した内容ではなく、一般常識上からも、議員自身の宣伝を主体としたものとなっている。従って、按分なしとする議員の説明を求めるが、その理由に合理性・妥当性がない場合は、全額34,630円（＝10,880円＋15,750円＋8,000円）の返還を求める。一方、平成22年1月に、区政報告・討議資料の作成費用として、按分なしで、191,000円の支出が計上されている。しかし、区政報告添付がなく、内容が不明であり、その按分の理由を含めた内容の開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額の191,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 9/24日本教育新聞年間購読料（平21年1月－12月）29,604円を計上しているが、平成21年1月－3月は政調費交付の年度外であり、7,401円の返還を求める。
- ② 12/25平成21年自由民主党全国女性議員政策研究会のCDを購入しているが、これは、政党活動の一環であり、政調費に該当しない為、8,220円の返還を求める。
- ③ 朝日新聞を定期的に購入しているが、少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、朝日新聞を購読する合理性・妥当性のある理由が明示されなければ、10か月分の購読料39,250円の返還を求める。

F. 広報費

① ホームページデザイン保守料

5月を除き、1/2の按分で月8,662円、年間で95,282円（＝8,662円x11ヶ月）を費用計上している。しかし、ホームページの内容は、フォトギャラリーの形で、構成された内容が主体で、政務調査研究活動に関係した広報というより、一般常識の観点からは、議員の宣伝活動であり、政調活動に該当するとは認めがたい。従って、按分比の根拠も含め合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、全額の95,282円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成22年に、システム手帳の購入費として、2,163円計上しているが、一般常識からも、個人資金で賄うべきであり、政調費の趣旨から逸脱しており、それに該当しない。2,163円の返還を求める。
- ② 携帯電話代として年間費用の50%按分で、91,301円が、計上されているが、携帯電話の使用そのものが、特に、その使用頻度・使用料が多額になる場合は、政務調査研究活動の趣旨から逸脱しており、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持ち、同様の判断にたつ判例もある。従って、1/2の按分とした説明、情報開示を求めるが、合理性・妥当性のある理由が示されない場合は、全額91,301円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 同一人を、年間通して雇用し、48週の土日（但し、例外が、4.27(月)、11.2(月)の2回ある）に、10-16時の勤務時間（11.2を除く）での勤務となっている。一日に実働時間5時間で、時給950円が支払われ、年間456,000円が計上されている。臨時職員勤務報告書によると、その勤務内容は、議員の補助作業が主体であるが、道路調査、資料集め、聞き取り調査等多岐にわたっているにも係わらず、按分なしで費用計上されている。しかし、政務調査研究活動にどのような形で関与しているかの情報開示がなされていない。従って、按分比についての根拠を明確にす

ることを求めるが、それが合理性・妥当性がない場合には、全額456,000円の返還を求める。

- ② 会派人件費の分担金として、55,714円を計上しているが、会派としての政務調査研究内容の情報開示が無く、政党活動との区分が不明であり、全額55,714円の返還を求める。

17. p議員 (R会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残額254,106円)

要返還額 1,555,702円

A. 調査研究費

- ① タクシー代計187,080円について。杉並区の政調費の支出にあたっての留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあるにもかかわらず、あいかわらずタクシーの利用が多い。特に4月21日から27日の7回タクシー利用計7,130円については交通費記録簿に出張内容を一切書かず、利用明細が不明である。タクシー利用の中に離婚相談が8回あり、計13,690円支出している。個人の離婚問題は政務調査に当たらない。タクシー利用回数110回のうち27回は出張先が区役所である。これは費用弁償廃止の趣旨に反する。o区議と打ち合わせのため、7月1日に2,600円、8月19日に1,520円支出している。お互いに区議同士であることから考えて、当然、公共交通機関を利用すべきである。p区議は20年度の監査の抗弁(P204)で「〇〇病を患い・・・歩行困難を来す・・・タクシーを使うことがある」と言っているが、スイカチャージ料は157,750円と高額で、タクシー以外の交通機関を多く利用している。タクシー代187,080円の返還を求める。(添付コピー8参照)

- ② スイカチャージ料は7月20日の1,000円以外は4分の3の按分で157,750円を計上している。7月20日の1,000円は何故按分がないのか説明を求める。しかし按分したからといってもチャージの段階では公金である政務調査費が投入されただけで具体的な交通費の支出が証明されているわけではない。p区議は20年度の抗弁(P204)で「今後は誤解のないようにICカードを1枚にし、残額利用明細を添付いたします」とはっきりと書いている。しかし、例えば8月8日の場合、京王新宿駅で13時16分と17分に3,000円ずつチャージしているように、今年度もカードを複数枚持ち、残額利用明細も提出していない。これではその場逃れの抗弁でしかない。この抗弁について四居・茂木両監査委員はどのように考えるか、説明を求める。抗弁で述べたことを実行していないのだから、全額返還を求める。単純に計算すると、バス利用料金210円で157,750円を割ると751回に相当する。①のタクシー利用の「〇〇病を患い・・・」の抗弁と矛盾する。157,750円の返還を求める。

D. 資料作成費

- ① 会派7人で計1,337,000円という高額な区政報告を作成し、会派の分担金として「未来への扉」と題された区政報告の作成代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向けての意思表示のみで一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。計上している191,000円の全額返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 新聞代に計175,655円支出している。都政新報18,600円、毎日新聞43,320円、赤旗日刊日曜版44,400円、朝日新聞43,175円、杉並新聞3,600円(収支報告書では杉並新聞、6月15日の振込先は杉並新報社)。少なくとも1紙の新聞購読は通常の生活を維持する上で一般的なことであり、全額を政調費としては認められない。毎日及び朝日新聞を購読し、政調費に計上する根拠を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、毎日と朝日新聞の購入費86,495円の返還を求める。

- ② 聖教新聞は2月25日に22年3月から1年分としているが、3月分だけ21年度分に該当する。よってあとの11か月分は22年度分などで20,680円の返還を求める。

- ③ 書籍代について。5月1日の840円、11月26日の1,500円は書名が不明である。計2,340円の返還を求める

G. 事務費

① 9月9日の給料袋、ボールペンの1,055円、9月24日の手帳の966円は政務調査ではない。2,021円の返還を求める。

② 3月31日会派の分担金として、電話代、事務用品が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、全額20,462円の返還を求める。

H. 事務所費

① 高井戸東〇-〇-〇の住所にある建屋を、事務所として賃借し、月21,000円×12ヶ月計252,000円を支出計上している。一方、事務所補助職員の勤務地が、当該事務所と区議自身の経営する△△園（高井戸東□-□-□）とになっていて、事務所の使用実態が明確でない。事務所については賃貸契約書を提出するだけでなく、使用実態を明確に説明する書類を提出すべきである。使用実態が不明なので252,000円の返還を求める。

I. 人件費

① p-1氏に支払われた580,160円について、上述のように、勤務地が、賃借している事務所所在地とp区議の経営する△△園とになっている。毎月就労時間明細のみを提出し、勤務内容については情報の開示がなく不明である。勤務実態が明らかでないので、580,160円の返還を求める。

② 会派分担金として人件費が計上されているが、会派としての政務調査研究採用の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、55,714円の全額の返還を求める。

18. q議員（R会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 26,694円）

要返還額 1,699,896円

A. 調査研究費

① スイカチャージ4分の3の按分で60,000円計上。しかし按分したからといってもチャージの段階では公金である政務調査費が投入されただけで具体的な支出が証明されているわけではない。チャージ料については20年度分の監査で「利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。」と指摘している。一般常識として、利用明細で支出を確認することが当たり前であり、チャージ料だけで支出とする区議の感覚は民間の会社では通用しない。ましてや政調費は税金である。利用明細の提出がなければ60,000円の返還を求める。

② ガソリンを2分の1の按分で32,727円計上しているが、駐車場代の請求は1回もなく、調査に出かけた場所を特定できず、ガソリンの購入目的が明確でない。領収書でガソリンの購入はわかるが、利用実態の説明がないので32,727円の返還を求める。

③ 会派視察について。

7月1日～2日、参加者（q議員、s議員、t議員、u区議）

視察先 彦根市

視察報告、彦根市が始めた地域通貨「彦」の現状を視察し、区の政策に生かすことが目的となっているが、報告書からはどのような前準備・調査をしたかが不明である。また、区の長寿ポイント等の一種の地域通貨の施策を、どのような観点から、実効性のあるものにするか等の考察・提言もなされていないので経費46,900円の返還を求める。

E. 資料購入費

① 読売新聞月3,925円、毎日新聞3,925円、赤旗日曜版月800円を年間購読している。少なくとも新聞1紙の購読は通常の生活を維持する上で一般的なことであり、政調費からすべて支出することは認められない。1紙の購読料47,100円の返還を求める。

F. 広報費

① HPへの支出364,350円について。HP管理料として月26,250円×12ヶ月計315,000円、12月25日にHP新規コンテンツ、プログラム追加として49,350円支出している。

「○さんの瓦版」(プログ)は年間5回の更新で364,350円を支出している。按分が無く支出の100%が政務調査とは認めがたい。q区議の説明を求める。按分の提出がなければ364,350円の返還を求める。監査委員のHPに対する検証を要求する。

- ② 1月27日のはがき印刷代振込12,745円について。このはがきは「新年のお便りを頂きありがとうございました。」から始まる文章で、q区議の所に来た年賀状に対するお礼の私信で、何ら政務調査とは関係ない。12,745円全額の返還を求める。
- ③ 5月に出した区政報告について。収支報告書には、5月8日に「区政報告印刷2,500枚・折加工・封筒2000枚に102,351円」と書いてあり、整理番号は振込と書いてある。領収書に該当するものは通帳の写しの「21、5、8自動振込*102,351 ハンコヤサンニジュウイ」しかない(添付コピー9参照)。請求書も無く、明細は一切不明である。社会常識からして民間では絶対に認められない領収書である。正規の領収書を求める。封筒の見本は提出されていない。5月11日の区政報告送料114,985円の領収書はあるが、上記の区政報告に関する支出が明確でないので合計217,336円の返還を求める。
- ④ 1月6日の区政報告3号印刷代36,200円について。区政報告3号と書いた区政報告は提出されていない。「杉並区議会区政報告、安心・安全・活力あるまち 穏やかな区民生活を目指して」と書かれた報告書が該当するのだろうか。q区議自身が政務調査研究の一環として独自に調査した内容は見当たらないので、36,200円の返還を求める。
- ⑤ 会派7人で計1,337,000円という高額な区政報告を作成し、会派の分担金として「未来への扉」と題された区政報告の作成代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向けての意思表示のみで一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。計上している191,000円の全額返還を求める。

G. 事務費

- ① 携帯電話2本使用について。「使途基準細則」で「政務調査活動に使用する電話・Faxについては必要最小限の台数」と書かれているにもかかわらず、「家族の介護」を理由として2本の携帯電話を使用している。政務調査費で支出することは、区議として「区政に関する調査研究に資する経費」であり、それ以外の支出は認められない。
2本の携帯電話を使用する理由を「今年度は、家族の介護が厳しい状態になり、事務所固定電話から離れる事が多くなり、転送の為の携帯電話がやむなく必要となり、携帯電話2の通話料を4月より計上いたしました」(原文のママ)と書き、議会事務局に提出している。家族の介護を理由に政務調査費から2本の携帯電話代を使用することは区議自身が公私混同を表明していることであり、区議専用の携帯電話を持ち、使用すればいいのである。区民の多くは病人を抱え、自費で携帯使用料を全額払っている。区議であればなおさらのこと税金に対し厳しく考えるべきである。2分の1に按分しているが、上記のように公私混同の部分が明確に出来ないので携帯電話使用料83,625円の返還を求める。
- ② パソコン関連について。パソコンリース料4分の3の按分で月10,552円×12ヶ月計126,624円、事務ソフトリース料4分の3の按分で月5,118円×12ヶ月計61,416円、カラープリンター保守料4分の3按分で11,473円×10ヶ月、9,686円×2ヶ月計134,102円支出している。パソコン、カラープリンター関係で322,142円支出している。カラープリンターは20年5月8日に90%の按分で184,747円という高額のを政調費で購入しているが、区議として何故これほどの高額なカラープリンターが必要か説明はなかった。(さらに新品のカラープリンターに20年度は保守料として137,680円支出している。)パソコン・カラープリンター関係にこれだけ多額の支出をしているのに、用紙の購入は1円もなく、印刷物の添付も無い。広報費で書いたとおり区政報告は印刷代を払っているのに、区政報告の印刷に利用しているわけではない。カラープリンターが区議としてどのように使用されたか不明であるので全額322,142円の返還を求める

- ③ パソコン接続料は4分の3に按分し、49,140円計上しているが、領収書は「△屋q」であり、区議として使用したか不明である。按分についてq区議は「20年度政務調査費の使用に当たり、パソコン接続料の案分を10分の9としておりましたが、21年度は私的利用が微増しましたので、案分を4分の3としました。」(原文のママ)と議会事務局に意見書を出している。按分は感覚でなく、明確な根拠に基づくべきである。按分比が明確でないので、49,140円の返還を求める。
- ④ パソコン修理代3月7日の23,625円、3月26日の2,520円は、毎月パソコンリース代(計126,624円)としてパソコン購入よりも高額な支出をしているのに、修理代を払うのか。パソコンリースの契約書の提出を求める。修理代の明確な理由が無いので26,145円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 5月30日に44時間分で39,600円支払っている。勤務内容は「区政報告発送準備及び事務手伝い」となっている。5月8日に「区政報告印刷2500枚・折り加工・封筒で102,351円」支出している。折り加工までした区政報告の発送でなぜ44時間もかかるのか説明を求める。明確な説明のないときは39,600円の返還を求める。
- ② 派遣事務・事務整理・パソコン処理として2分の1の按分で2月25日に48,510円、3月31日に46,200円支出しているがこの人件費はパソコンのためで政調費とは認められない。94,710円の返還を求める。20年度は不明な事務手伝いの人件費の返還があった。今年度も内容が不明で、政務調査にかかわっていない人件費は返還すべきである。
- ③ 3月31日の会派事務人件費、電話料、事務用品費等は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額76,176円の返還を求める。

19. r議員 (R会派)

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> (残額 120,554円)
要返還額	<u>1,677,417円</u>

A. 調査研究費

- ① 11月18日のワイパー修理代は2分の1に按分してあるが、これは車の修理であって調査研究費ではない。787円の返還を求める。
- ② 月極駐車場代、契約書が提出されないまま、毎月11,500円支出している。自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定(議長訓令)に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額138,000円の返還を求める。
- ③ ガソリン・オイル代を2分の1の按分で計上している。調査研究のためのガソリン購入であるのに、月極駐車場代以外の駐車料金の請求はないので、調査に出かけた場所を特定できず、ガソリンの購入目的が明確でないため、返還を求める。オイル代は車のために必要であって政務調査ではない。領収書がガソリン代と一緒に書かれているのでオイル代を特定できないので、ガソリン、オイル代の38,577円の返還を求める。

C. 会議費

- ① 6月2日に5,000円、11月15日に5,000円、12月5日に4,000円支出しているが、そのすべてが「亀井堂」で500円袋詰め菓子をそれぞれ10袋、10袋、8袋購入した。会議費の茶菓代上限を500円と定めてあるからといって、公金である政調費を使い「意見徴収をした区民」に袋詰めの菓子を配る必要はない。議長が率先して政調費の正しい使い方に努めるべきである。菓子代14,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞3,925円×7ヶ月、朝日新聞3,925円×6ヶ月購入している。少なくとも1紙の新聞

購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読の理由の説明を求めるが、それに、合理性・妥当性のない場合は、読売新聞、朝日新聞の購読料各6ヶ月分47,100円及び、政調費交付年度外である読売新聞の前年度3月分3,925円の合計51,025円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 封筒印刷について、8月31日に22,050円、11月30日に22,050円支出している。r区議は領収書備考欄に「区政報告配布用」と書いているが、封筒の表書きに「子供達の未来に愛ある区政を！！r後援会」と印字している。これは後援会用の封筒なので認められない。44,100円の返還を求める。
- ② 区政報告について、8月31日に8月号2,000部、印刷代220,500円、12月20日に12月号2,000部、印刷代220,500円を今井印刷に払っている。8月と12月から1月にかけて、ポスティング代として人件費を計上しているため、印刷代のみとしたら、1枚あたりの単価は110.25円で、印刷代としては社会通念上ありえないほどの高額である。さらに紙面は両号とも表面は主に区の問題を掲載しているが、議員の実質的な政務調査研究活動の内容とは思えない。裏面については、8月号は杉並区が発行した「杉並区自治基本条例のあらまし・・・」の表をそのまま添付するとともに、「私の議員履歴」「活動スナップ」としてr議員の写真が4枚。12月号は「私の議員履歴」と「活動スナップ」としてコメントもなくr議員の顔をアップした写真が6枚あるのみである（添付コピー10参照）。以上のようにr議員の写真が大部分を占める紙面では、杉並区を代表する議長職の経験をもつ議員とあろうものの区政報告としては認めがたい。よって441,000円の返還を求める。
- ③ 会派7人で計1,337,000円という高額な区政報告を作成し、会派の分担金として「未来への扉」と題された区政報告の作成代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向けての意思表示のみで一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。従って、計上している191,000円の全額返還を求める。

G. 事務費

- ① 切手購入、7月6日は「ふるさとの花、1,000円」、8月3日は「ふるさとの花、1,000円」、9月14日は「百人一首、1,000円」、9月18日は「動物愛護週間寄付金付き切手2,200円（55円x40枚）」と、記念切手ばかり、使用目的を書かず購入している。特に9月18日分の切手は寄付金つきなので認められない。切手代計5,200円の返還を求める。
- ② 4月27日のJcomの支払いの前年の3月分なので2,614円の返還を求める。（Jcomは13ヶ月計上されている。）
- ③ 4月15日の電話代は前年の3月分なので、3,258円の返還を求める。
- ④ 携帯電話代が2分の1の按分で38,381円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は38,381円の返還を求める。
- ⑤ 3月31日会派の分担金として、電話代、事務用品が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、全額20,462円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 自宅事務所の光熱水費について。電気・ガス・水道費を10分の1の按分比で支出しているが、事務所が自宅兼稼業の店舗の中にあり、光熱水費がその生活を支えるという本来的な性質からみても、その算出根拠の妥当性に疑問が生じる。按分比の根拠は何か説明を求める。さらに、この事務所は「〇〇ゆかりのサロン」としても利用されており、事務所としての使用実態が不明であり、それらの情報開示を求める。従って、開示された内容に、合理性・妥当性がない場合は、ガス代9,120円、電気代21,142円、水道代4,477円の水光熱費の返還を求める。

I. 人件費

- ① 親族と推定される r - 1 氏に支払われた給与を、人件費として計上されている。生計を一にする親族の雇用は認められていないが、その規定に関係して、当該雇用人の情報の開示を求める。一方、r - 1 氏の勤務内容として、関係資料のポスティングが挙げられ、そのために、12月29、30日、1月1～5日の年末年始に時給860円で計40時間働かされる勤務条件となっているが、当該雇用人の勤務実態の開示を求める。従って、当該雇用人の親族として位置づけ及びその勤務実態に合理性・妥当性がない場合は、人件費として計上された全額の598,560円の返還を求める。会派分担金として人件費が計上されているが、会派としての政務調査研究としての明示が無く、政党活動との区分が不明であり、55,714円の全額の返還を求める。

20. s 議員 (R会派)

政調費交付額 1,920,00円 (残額 なし)

返還要求額 1,748,135円

A. 調査研究費

① 複数有志視察行

期日 平成21年7月1日～2日

参加者 u 議員、s 議員、t 議員、q 議員

視察先 彦根市

目的 美しいひこね創造事業について

杉並区とのつながり

- ・ 区で計画中的の施策である長寿ポイント制度

視察報告書によると、彦根市が始めた地域通貨「彦(げん)」の現状を視察し、区の施策に生かすことが、目的となっているが、どのような前準備・調査を実施したかについて、明記されていない。又、彦根市の視察で得られたことから、区の長寿ポイント等の一種の地域通貨の施策を、どのような観点から、実効性のあるものにするか等の考察・提言もなされていない。従って、視察の本来の目的である今後の区の施策にどう反映させるか等についての説明を求めるが、その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額46,900円の返還を求める。

- ② スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、交通費の支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、30,000円の返還を求める。
- ③ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためと推測されるが、ガソリン代として、50%に按分した額合計10,761円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回のガソリン代の経費計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性の理由の明示が無く、全額10,761円の返還を求める。

B. 研修費

- ① 平成21年7月と11月に、「日本よい国構想研究会」主催のフォーラム・セミナーへの参加費の支払いを計上しているが、それらの講演者は、どちらも、当時の区長であり、一般常識上からも、その講演を聞くことが、政務調査研究に資する研修と称するとは言えない。従って、その参加

の経費は、政調費には該当するとはいえず、合計8,080円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 政務調査研究とは関係なく、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習である。従って、政務調査研究活動のために、資料購入をする場合は、特に新聞、雑誌等を購入する際は、社会常識上、具体的な目的が明示されるべきである。文芸春秋の購入を、毎月計上しているが、文芸春秋の購入の政調活動としての必要性について、その理由の明示を求める。それに、合理性・妥当性がない場合は、購入経費9,160円の返還を求める。
- ② 平成12月に都政新報の1年分の購入を計上しているが、平成22年4月から10月分は、政調費交付の年度外であり、10,850円の返還を求める。
- ③ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書館の施設（議員には閲覧だけでなく、新規図書館の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。従って、対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、4,765円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、購入費の全額の返還を求める。要返還額は、4,765円（自由をいかに守る、住民税が安くなる、どうなる日本の景気と同じ題名書籍2冊）である。

F. 広報費

- ① 区議会報告と題した内容のはがきを、平成21年6月、10月、平成22年1月に、ウィ、サーブと題した活動報告書を、6月、9月に発行し、区民に郵送している。それらの費用として、以下の経費を計上している。

6月に、葉書6,200枚とその印刷代を、80%の按分比で、各々208,000円と43,680円を、ウィ、サーブ72号郵送費を、95%の按分比で、73,040円を、9月に、ウィ、サーブ73号郵送費を、按分なしで、76,220円を、10月に、葉書5,300枚を、按分なしで、265,000円を、12月に、区議会報告書の印刷代を、按分なしで、55,650円とあて名ラベル用紙代を、80%按分で、30,576円を、計上し、その合計額は、752,166円である。区議会報告と題されたはがきに記載された内容は、議会で決議された内容の列挙であり、政務調査研究活動に直結する内容ではなく、一方、ウィ、サーブには、議員の議会での質問内容とそれに対する区執行部の応答が記載されているのみの報告となっている。このような内容からなる報告書の作成・郵送の経費計上のために、80,95,100%等の異なった按分比が適用されている。それぞれの領収証の備考欄に、一部後援会使用があり、その分を、按分比で、政調費への計上を減額したことが記載されているが、その減額割合は、後援会総会の案内を記した紙面の占める面積比から算出したと推測した。当該報告書が配布された枚数や、その中で占める後援会会員の割合は、開示されていないが、区民であり、同時に、後援会会員でもある人々に、配布されたと解した。しかし、配布された報告書に、後援会の開催案内が記載されていることから、一般常識の観点からも、報告書自体が、後援会活動の一環であると見なすべきである。政調費に関する区の規定（議長訓令）には、後援会活動の経費は、政調費に該当しないことが明記されており、従って、配布された報告書と議員の後援会活動の関係について、明確な情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された全額752,166円の返還を求める。
- ② 会派の分担金として、「未来への扉」と題された区政報告の作成代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向けた意思表示のみで、一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。計上されている191,000円の全額返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成4月に計上されている3月分電話F a x専用(954円)、3月分インターネット接続(3,412円)、電話代(2/1-28,464円)、同年5月に計上されている電話代(3/1-31、521円)は、政調費の交付される年度外であり、合計5,321円の返還を求める。
- ② 携帯電話代として年間経費の50%24,461円を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比について、合理性・妥当性のある理由の説明を求めるが、それがない場合は、24,461円の全額返還を求める。
- ③ 会派の分担金として、電話代、事務用品が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、全額返還を求める。要返還額は、20,462円(=2,534円+17,928円)である。

H. 事務所費

- ① s-1が区分所有する建物の一階部分の約66平方メートルを事務所として利用することについての貸借契約書が添付され、その賃料の50%が按分されて事務所費として政調費に計上されている。一方、「電気・ガス・水道料の按分根拠」と題した手書きの添付資料より、当該事務所の2階部分が、議員の自宅として使用されていることが推測できるが、その自宅と1階の事務所が、どのような賃借関係にあるかは、添付資料がなく不明である。しかし、議員名義で請求されたエアコン・電灯・ガス・水道代の25%が事務所費として按分され、政調費に計上されている。この按分比の根拠として、事務所の占める面積割合が適用されているが、一般の生活における電気・ガス・水道の使用と事務所におけるそれらの使用との間には、一般常識上からも、基本的違いがあるといえる。従って、このように、公私混同の疑義が生じうる経費についての按分を明確にするために、議員の自宅と事務所との関係など、事務所の実態についての情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、電気・電灯・ガス・水道代の全額150,995円の返還を求める。この要返還額には、平成22年4月に計上されている政務調査費の交付年度に該当しないガス・電灯・エアコン・水道代も含まれている。なお、東京ガス、東京電力、水道局からの情報によると、4人家族の標準の年間経費は、各々、65,000円、90,000円、60,000円で、合計215,000円とされているが、それに比し、計上されている額は、25%の按分比から計算すると、年間600,000円を超えており、一般常識上、異常に高い水光熱費であり、水道、電気、ガスの使用実態について、明確な情報の開示を求める。

I. 人件費

- ① 臨時補助として、議員と同姓の人を雇用し、年間を通して週2-4日、一日3-5時間の勤務時間となっており、臨時としながら、定期雇用に近い形をとっている。生計を一つにする親族の雇用は、認められていないが、その点を明確するために、雇用人の情報の開示を求める。又、雇用人の雇用形態の情報開示も求めるが、それらに、合理性・妥当性がない場合は、議員と同姓の雇用人に支払われた427,500円の返還を求める。
- ② 会派の分担金として、人件費が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、55,714円の全額返還を求める。

21. t 議員 (R会派)

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> (残額 なし)
返還要求額	<u>1,394,237円</u>

A. 調査研究費

- ① 複数有志での視察行

i) 期日 平成21年7月1日～2日

参加者 u 議員、s 議員、t 議員、q 議員
視察先 彦根市
目的 美しいひこね創造事業について
杉並区とのつながり

- ・ 区で計画中の施策である長寿ポイント制度

視察報告書によると、彦根市が始めた地域通貨「彦（げん）」の現状を視察し、区の施策に生かすことが、目的となっているが、どのような前準備・調査を実施したかについて、明記されていない。又、彦根市の視察で得られたことから、区の長寿ポイント等の一種の地域通貨の施策を、どのような観点から、実効性のあるものにするか等の考察・提言もなされていない。従って、視察の本来的な目的である今後の区の施策にどう反映させるか等についての説明を求めるが、その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費全額46,900円の返還を求める。

ii) 期日 平成22年4月11日～13日

参加者 a 議員、g 議員、y 議員、x 議員、t 議員

視察先 豊後高田市、八女市、佐賀市

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について

八女市 議会基本条例

佐賀市 健康広げ隊事業について

当該視察は、政調費の交付年度外に実施されており、返還を求める。 要返還額は、76,249円である。

- ② 政務調査費交通記録簿によると、平成21年4月と5月にのみ、自宅のある西荻窪から区役所への交通費として、22回分の12,760円が計上され、そのうち10回に、議員総会、委員会、幹事長会等と区政調査、区民広聴等との目的が併記されている。平成18年に、区議の本会議、委員会等への出席の為の区役所への交通費の弁償が条例から除かれており、区政調査・区民広聴等の目的が同時にあったとしても、条例変更の趣旨から見ても、交通費の支払は認められない。従って、上述の10回分に相当する交通費5,800円の返還を求める。

B. 研修費

- ① 日本よい国構想研究会主催のサマーフォーラムへの講演者は、当時の区長であり、その講演を聞くことが、政務調査研究資する研修と称することには、一般常識の上からも疑義が生じる。従って、その参加の経費は、政調費に該当するとはいえず、3,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 平成22年2月に計上されている日経アソシエ年間購読料は、平成22年5月4日号から開始するものであり、政調費の交付年度外であり、全額10,000円の返還を求める。
- ② 平成22年3月に計上されている都政新報1年分は、その購入期間の明示が無く、同年4月からと推測されるが、政調費交付年度外であり、全額18,600円の返還を求める。
- ③ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購入ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、18,444円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧が可能かどうかを確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、計上された購入費18,444円の返還を求める（日本の難点、不幸な国の幸福論、政務調査費ハンドブック、地方議員、二元代表制と議員・議

会、公平・無料・国営を貫く英国の医療改革、公務員ムダ論、コミュニティを問いなおす、生涯現役社会のつくり方、逆境を生き抜く経営者、政治家を疑え、松下幸之助は生きている、大平正芳、占領下の日本の教訓)。

F. 広報費

- ① 平成21年12月10日に開催された区政報告会では、添付された会の次第によると、3つの講演が行われ、その一つに当該議員を含めた3人の政治家が語る、明日の日本「地方主権時代到来 新しい議会 新しい絆社会づくり」の講演があったことが明記されている。しかし、それらの講演内容の情報の開示がされておらず、この報告会自体が、司会者、後援者、閉会の挨拶者の肩書き等から、政党・後援会活動の一環であると推定され、政調費の対象に該当しない。従って、この区政報告会の経費として計上された会場費、備品代、報告会案内状の印刷代等の全額255,253円(=30,400円+8,640円+121,905円+91,620円+2,688円)の返還を求める。
- ② 会派の分担金として、「未来への扉」と題された政策チラシ制作代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向かった意思表示のみで、一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。計上されている191,000円の全額返還を求める。
- ③ 平成22年2月に計上されている城西新聞掲載料は、年頭の所感と題された議員としての決意を述べたものであり、一般常識上からも、政務調査研究に資するためとされる政調費には該当しない。掲載料18,000円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 事務椅子の購入費を計上しているが、一般常識上からも、耐用年数からも、個人の資産の購入そのものであり、政調費には該当しない。5,000円の返還を求める。
- ② 会派の分担金として、電話代、事務用品が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、全額返還を求める。要返還額は、20,462円(=2,534円+17,928円)である。
- ③ 携帯電話代として年間費用147,914円の50%を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのものが、特に、その使用頻度・使用料が多額になる場合は、政務調査研究活動の趣旨から逸脱しており、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、携帯電話代の按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、73,957円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 添付されている住宅賃貸借契約書に記載の住所及び区議会事務局で配布されている議員の名簿(平成22年7月30日現在)の住所より、当該議員の自宅の一部を事務所として使用していると推定される。添付された間取り(DKを含め3室)に、DK部分が事務所部分とされ、その按分費を全体の1/3とし、その事務所使用分のうち政調費計上の按分を1/3とし、賃借料の1/9が、政務調査活動の経費として計上されている。当該住宅のDK(台所)を、常時事務所として活用するかどうかは、当然、議員自身の判断の属することであるが、事務所としての実態についての情報の開示を求める。更に、平成21年4月に計上されているガス代(2/27-3/30)、電気代(2/27-3/26)、電話代(3月分)、5月に計上されている水道代(3/11-5/12)は、政調費交付年度以外であるため、返還を求めるが、当該年度内に計上されているガス、電気、水道代についても、自宅の生活の為に使用した費用を按分で、政調費に計上することは、一般常識上からも、公私混同の疑義が生じ、公金である政調費に該当しないとすべきである。要返還額は、年度外のガス、電気、水道、電話代の3,188円(=388円+1,543円+1,061円+588x21/63円)、事務所費の全額294,000円、ガス代3,442円、電気代13,271円、水道代2,957円の合計額19,670円である。

I. 人件費

- ① 補助職員として、平成21年から翌年2月までの間、同一人を、合計44日(その内、土・日が39

日)、10時から16時までの勤務時間で雇用している。この雇用で、計上された経費合計は、279,000円である。通常は、休日とされる土・日に、議員の自宅の一部である事務所で業務をおこなう勤務形態となっており、雇用者の勤務実態について、情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額279,000円の返還を求める。

- ② 会派の分担金として、人件費が計上されているが、会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明であり、55,714円の全額返還を求める。

22. u議員 (R会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残額なし)

要返還 1,920,000円

A. 調査研究費

- ① 月極駐車場代、月10,000円×12ヶ月計120,000円が支出されているが、車を購入するときは駐車場所がなければ購入できない。自動車の維持管理に必要な経費であって、杉並区で定めた政務調査費の「使途基準・使途基準細目」の支出できない経費に当たるので、120,000円の返還を求める。
- ② ガソリン代は2分の1の按分で13,501円計上。ガソリンの使用実態、また2分の1に按分した根拠を求める。その説明に合理性・妥当性が無き場合は13,501円の返還を求める。
- ③ 会派視察について。

7月1日～2日、参加者 (q 議員、s 議員、t 議員、u 区議)

視察先 彦根市

視察報告、彦根市が始めた地域通貨「彦」の現状を視察し、区の政策に生かすことが目的となっているが、報告書からはどのような前準備・調査をしたかが不明である。また、区の長寿ポイント等の一種の地域通貨の施策を、どのような観点から、実効性のあるものにするか等の考察・提言もなされていないので経費46,900円の返還を求める。

D. 資料作成費

- ① 6月30日の写真現像代4,445円の使用目的が明確でないので返還を求める。
- ② 9月1日の区政報告用封筒代43,050円は領収書に明細がないので封筒代として確認が出来ない。この封筒は按分無しで全額計上しているが、区政報告24号、議会予算号で利用されたと思われる。区政報告24号、議会予算号の紙面の内容は区議としての活動報告が多く、すべてが政務調査研究とは思われないので紙面の按分比にあわせ、返還を求める。按分無しの場合は43,050円の返還を求める。
- ③ 9月18日区政報告第24号作成代100,800円の領収書は「区政報告代金」としか書いてなく、印刷か、作成代かなど不明である。さらに金額の訂正があるにもかかわらず、訂正印が押されず、数字の二重書きになっていて、10万円以上の領収書としては正式なものとは認められず、一般社会では通用しない領収書である(添付コピー11参照)。領収書不備のため100,800円の返還を求める。紙面の内容は区議としての活動報告が多く、すべて政務調査研究とは思われないのに按分していない。按分を求める。
- ④ 会派7人で計1,337,000円という高額な区政報告を作成し、会派の分担金として「未来への扉」と題された区政報告の作成代が計上されているが、会派構成議員の2010年に向けての意思表示のみで一般常識上からも、政務調査研究活動ではなく、政党活動であり、政調費に該当しない。従って、計上している191,000円の全額返還を求める。
- ⑤ 2月9日の区政報告はがき作成代12,127円は2分の1の按分で計上しているが紙面は傍聴のお誘いでしかないので、12,127円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 読売新聞の購読料として、44,640円(3,720円×12ヶ月)が計上されている。しかし、少なくとも

も1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読の理由の説明を求めるが、それに、合理性・妥当性のない場合は、読売新聞の購読料44,640円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 9月17、19日に区政報告24号発送代402,808円計上しているがDの③で書いたような紙面なので按分して返還を求める。按分がない場合は全額402,808円の返還を求める。
- ② 2月24日に予算議会号の発送代94,390円を計上しているが紙面はu議員自身の議会での発言や、プロフィールで占められていて政務調査研究とは思えない。94,390円の返還を求める。
- ③ 2月6日のはがき発送代144,210円は2分の1の按分で計上しているがu区議自身の代表質問の傍聴の案内でしかないので、144,210円の返還を求める。

G. 事務費

- ① HP年間管理代6分の5の按分で300,000円計上。30万円以上のHP経費を計上する区議はわずかである。領収書に印紙が貼られていないことに加え、貼付用紙の備考欄に「トップページ・プロフィール・政策・区政報告・事務所ページ分計上、ブログページ未計上のため6分の5按分」(原文のまま)と記入しているが、区民の目から見ると区政に関係ない記事が多く6分の5の按分とは到底認められないものである(添付コピー12参照)。何を根拠に按分比を決定したのか、具体的なHP画面を貼付し、明確な説明を求める。具体的、明確な説明なき場合、またその説明に合理性・妥当性がない場合は300,000円の返還を求める。
- ② ノートパソコン代について。6月14日にポイント分10%を控除し、3分の2の按分で62,880円を計上しているが、パソコンの耐用年数4年は議員の任期年数を越えており、個人資産の購入に該当するので、62,880円の返還を求める。
- ③ 携帯電話代が2分の1の按分で99,363円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は99,363円の返還を求める。
- ④ 領収書、収支報告書ともに品名が不明な2,080円(整理番号、78、86、96、101、104、112、115)の返還を求める。領収書に「お品代」とあったが(例、整理番号117)は収支報告書から判断したものを除き、上記のように不明なものがあつた。すべて明確な領収書の提出を求める。事務用品に按分が無いものが31,770円あつたが、文具類を100%政調費で使用したとは認められない。正確な按分比の明示を求める。按分なき場合は31,770円の返還を求める。
- ⑤ インターネット接続料(NEC BIGLOBE)について。4/6、5/7、6/4の支払いは前年度の1から3月分で、21年度分に該当しないので計7,773円の返還を求める。
- ⑥ 6月31日会派電話通信費2,534円は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額2,534円の返還を求める。
- ⑦ 3月31日会派事務用品等17,928円は会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党活動との区分が不明である。全額17,928円の返還を求める。
- ⑧ 4月10日の電話代は前年度3月分なの1,106円の返還を求める。

H. 事務所費,

- ① 事務所賃借料について。u-1株式会社と月5万円で契約。2分の1の按分で、月25,000円×12ヶ月計300,000円を支出している。契約書は提出されているが区議がどのように使用しているか、説明がないのでわからない。事務所については賃貸契約書を提出するだけではなく、使用実態を明確に説明する書類を提出すべきである。使用実態を明確に説明する書類の提出がなければ300,000円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 3月31日の会派事務補助員賃金55,714円。会派としての政務調査研究内容の明示が無く、政党

活動との区分が不明である。全額55,714円の返還を求める。

23. v議員（S会派）

政調交付額	1,920,000円（残額 なし）
返還要求額	1,774,989円

I. 総括的な問題点・疑問点

1. 計上支出費目（科目）の誤りと間違い

収支報告されている政務調査費の支出費目（支出科目）の選択・費目適用に、下記の通り明らかな処理基準自体の間違い（一般的常識からすれば）と、事務処理の誤り（単純なミスと思われる）があり、前者については政務調査費使途基準細目の規定に基本的な問題があるので見直し改正を行うべきである点と、後者については収支報告書作成の際の事務処理が杜撰であるので改善を要することを、先ず指摘する。

(1) 交通費（年度支出合計10,482円）

- ① 毎回のガソリン給油代を調査研究費として計上処理しているが、その使用状況から判断して個別具体的な調査研究案件のために要した移動交通のためのガソリン代であるとは考えられず、諸目的全般の交通のためのガソリン代、つまり交通費である。
- ② 交通費を調査研究費として科目計上していることに、下記の通り問題がある。
- ③ 交通費を調査研究費に科目算入しているのはv議員だけではなく、他の議員にも共通していることであるが、この処理は問題である。

イ. 個別案件のための調査研究に属さないガソリン代等の交通費は、一般的常識的には、調査研究費であるとは考えられず、旅費交通費に計上すべきものである。

政務調査費の科目に事務所費や人件費までがあつて旅費交通費がない以上は、議員報酬の中で負担すべきである。議員報酬の中で負担すべきであるという考え方に無理があるか、または政務調査費として支出するべきであるとするならば、議会事務局に要求して、あるいは区議会で提案して、政務調査費の支出科目に「交通費」の費目を設けるべきである。それが通常社会通念である。

ロ. 「政務調査費使途基準」には、調査研究費の使途基準として、区の事務及び地方行財政の調査研究、並びにその他の調査研究活動のための出張に要する宿泊費・交通費、つまり個別案件の調査研究のための宿泊費・交通費は調査研究費に計上すると、規定されている。勿論、この際の負担按分の規定はなく全額を計上することになっている。

この基準は、その限りにおいては一応妥当な規定内容である。

（ただし、一般的な会計・経費処理の基準としては個別案件の調査研究、あるいは会議、研修のための交通費・宿泊費も、旅費交通費として処理するのが普通である。理由は、そうでないと下記に指摘する通り処理が相互矛盾や輻輳が生じるからである。）

ところが、奇異なことに、一方でその基準細目には月極駐車場代およびガソリン代は調査研究費として支出計上すること、並びにその負担按分は1/2（ガソリン代は上限を1/2とする）とすることが規定されており、この細目規定が問題である。

- ㊦ 個別案件の調査研究のために要したガソリン代であれば、使途基準からしても調査研究費に100%計上すべきであり、規定上負担按分の上限を1/2として、実際には毎回必ず50%を計上するのは、整合性の上からしてもおかしい。しかも、この使途基準細目におけるガソリン代は、前後の関係からして調査研究のために要したガソリン代だけではなく、明らかにその他の目的を含めたガソリン代の全部を対象としている。また、この負担按分基準は、政務調査活動のためのガソリン代とそれ以外の目的ものとの按分比率である。
- ㊧ したがって、実際には調査研究のためとは限らないガソリン代の一般使用を政務調査費に計上

することを認めるために、科目としては調査研究費であるとし、しかも負担按分を1/2とする、規定体系的上関連事項が相互に矛盾する無理な細目規定を作ったものであると判断せざるを得ない。

㉔ このように指摘すると、実際に調査研究のために支出したガソリン代とその他の活動のためのガソリン代はどのように区分し按分するのかと抗弁されるかも知れない。しかし、それでは調査研究のためではないガソリン代も調査研究費に計上する道理がどこにあるのかと逆に反論することになる。

ハ. このような考え方の道理が矛盾・混乱し、もともと無理がある科目設定と使途基準規定は見直しを行って変更しなければならない。

繰り返すが、一般的社会常識からすれば、ガソリン代は（調査研究のために要した支出も全て）交通費として調査研究費とは別科目で計上すべきものである。したがって、政務調査費の支出科目に「交通費」を設けるべきである。

ニ. 政務調査費の各科目別の支出数字は、各議員の活動内容を示す数値の一つであり、これを「何でもよいからどれかの科目に当てはめて計上すればよい」というものではない。本来、費目は厳密に区分して設定し、且つ処理すべきものである。

ホ. 上記の点は、各議員の問題であるだけでなく、議会事務局の問題でもあり、さらには監査委員の問題（責任）である。交通費を調査研究費として費目算入するなどの無定見でいい加減な処理規定は民間の企業や組織体では通用しない。（次項にて詳細指摘）

④ 「政務調査費使途基準・使途基準細目」を改訂して、政務調査費の支出科目に「交通費」（または「旅費交通費」）を設けるべきである。

(2)月極賃借駐車場代（年度合計82,500円）

① 前年度においては事務所費として計上されていたが、本年度では調査研究費に計上されており、各年度の処理が一貫していない。

月極駐車場の賃借代であれば、どう考えても借用事務所の家賃と同じく事務所費として処理するのが正しい。それを何故 当年度には調査研究費とするのか、常識的に考えて議員の処理間違いであると判断するところである。

ところが、驚くべきことに、区の「政務調査費使途基準」からすれば月極駐車場代は調査研究費とする方が正しいのである。調査研究費の使途基準細目に「月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする」との1項目がある。したがって、言い換えれば「政務調査費使途基準」では「月極駐車場代は、調査研究費に計上し、その支出割合の上限を1/2とする」と規定されているのである。

したがって、「政務調査費使途基準」からすれば議員は前年度においては間違った処理をしていたものを、当年度ではそれを改めて、正しく処理したことになる。

② しかし、一般的な社会的標準として確立している会計処理基準からすれば、月極駐車場代は、事務所賃借料と同じく「地代家賃」の勘定科目・経費費目で計上処理するものであり（その都度使用の駐車場代は「交通費」）、したがって区の収支報告書では、月極駐車場代は事務所費に計上すべきものである。

会計上の体系と原理・諸原則は、永年の実践と論考によって形成されてきたテクノロジーであり、社会的知的財産であって、主義主張の入る余地は殆どない。勘定科目の分類体系はその一部分であって、然るべき意味があり、一般に経費費目の計上処理、報告書の作成は、それに準拠すべきである。確たる根拠もなく無視して別のやり方をしてよいものではなく、また単純に簿記会計と杉並区の使途基準とは違うと片付けてよいものではない。

簿記会計では「地代家賃」などとすると区では「事務所費」とし、「調査研究費」などの区独自の費目設定など、本質的な意味を外れない区議会なりの設定は、当然あって然るべきであるが、基本的な考え方は会計基準に基づくべきである。

③ 企業・団体などの決算書の勘定科目別の数字は、それぞれの企業・団体の経営・活動状態を示すものである。したがって、経費等の勘定科目・費目の分類設定と適用は基準に従って正しく行われなければならない。

もし仮に、ベンチャー企業において、月極駐車場代、交通費、出張宿泊費等を「研究開発費」に算入計上して決算書を作成したとすれば、これは数字が実態を表さず、見かけ上諸経費削減に努力し研究開発に力を入れていることになり、勘定科目の操作で数字をごまかして出資者を騙したことになる。

同様に、政務調査費収支報告書に月極駐車場代を「事務所費」として支出科目に計上せず、「調査研究費」に計上して報告書を作成している現状は、区民を騙していることになる。また、交通費（ガソリン代など、パスモチャージ料など）、出張宿泊費等を交通費」として計上せず、「調査研究費」に計上していることも同じである。

④ 政務調査費の各科目別の支出数字は、各議員の活動内容を示す数値の一つであり、費目・支出科目は会計基準に準拠し、あるいは参考にして、厳密に区分して設定し、且つ処理すべきものである。

⑤ 「政務調査費使途基準・使途基準細目」を改訂して、月極駐車場代は「事務所費」に計上するよう規定すべきである。

(3) その他支出科目の適用・計上の間違い（ミス）

収支報告書には下記の通りの間違いがある。

- ① 調査研究費22年1月28日水道代12～1月分（50%）1,491円 正しくは事務所費
- ② 調査研究費 3月5日新聞購読費1月分3,925円 正しくは資料購入費
- ③ 事務費 1月28日電気代1月分（50%）788円正しくは事務所費
- ④ 事務所費 1月28日 インターネット接続料（50%）2,047円 正しくは事務費

これは収支報告書作成の際の議員あるいは事務スタッフの事務処理上の単純ミスによるものと思われるが、訂正を要する。

2. 上記1. 項にて指摘した点に基づいて収支報告書の支出金額数字を訂正すると、下記の通りになる。

支出科目	収支報告書数字	修正後の数字	主な内容	構成比%
① 調査研究費	98,398円	0円		
② 交通費	0	10,482円	ガソリン代	0.53
③ 研修費	0	0		
④ 会議費	0	0		
⑤ 資料作成費	0	0		
⑥ 資料購入費	51,632	55,557	主に新聞代	2.8
⑦ 広報費	1,155,700	1,155,700	区議会レポート	58.8
⑧ 事務費	130,569	131,828	携帯電話代等	6.7
⑨ 事務所費	529,202	611,934	家賃・駐車場代	31.1
⑩ 人件費	0	0		
合計	1,965,501	1,965,501		100%

以上の通り調査研究費、研修費、会議費、資料作成費は全く支出されていない一方で、広報費（「区議会レポート」の作成、配布費用）が支出の59%を、事務所費（主として家賃および月極駐車場賃借料）が31%を占め、その二つの合計で89.9%を占める。この内容は、会計処理上の問題はともかくも、政務調査費の使途内容のバランスの点で極めて偏ったものであると言わねばならない。

つまり、政務調査費の支出は主には（殆どは）、もともと選挙運動のための日常の宣伝活動である性格が強い「広報」と、事務所の家賃と月極駐車場代であり、その他僅か1割の支出が携帯電話代と、事務所の維持に付随する経費とガソリン代であって、本来支出されるべき調査研究費や資料

作成費などが全くないという経費の支出状況では、区民のための議員活動をされているのか、それとも自身の継続再選のための日常活動をされているのか、疑問を持たざるを得ない。

3. 支出費用の政務調査費への按分計上

(1) 按分支出割合の上限を1/2と規定されている費用科目（ガソリン代等）

政務調査費の支出状況を見ると、政務調査費使途基準および細目の規定を基に交通費（ガソリン代）、月極駐車場代50%、事務費（通信費など）50%、事務所家賃50%、水道光熱費50%の按分で政務調査費に計上されている。

この規定の按分割合は「上限」の規定であるが、（ ν 議員に限らず）決まって上限で計上されている。したがって、「上限とする」との規定は有名無実である。この規定は、1件当りの金額が少額の費用については、実際の管理運営上やむを得ないものとは考えるが、しかし、月極駐車場代、事務所家賃など高額の費用については、下記に指摘する広報費と併せて規定を検討し、改訂すべきである。

(2) 広報費（「実態に即して按分する」と規定されている費用科目）

① 按分率の問題

イ 広報費は、使途基準細目で「実態に即して按分する」と規定されているが、その「実態」を誰がどのように判定するのかが問題である。議員の自己判定では客観的妥当性を欠くが、議会事務局が判定するとしても的確妥当な判断が出せるとは限らない。議員の見解や主張との調整・妥協も起こり得ることである。

現行では議員の自己判断に任されている実情であるが、管理上一定の按分率の上限を規定すべきである。

ロ なお、当年度の ν 議員の広報費支出計上は自己判定による按分で、各支出毎に異なり75%、87.5%、または100%などである。ただし、これは広報目的別の紙面面積による凡その按分であって、広報内容の質的性格による按分ではない。

② 支出額の問題点

イ 当年度の ν 議員の広報費支出額は前年度支出実績973.8千円の19%増の1,155.7千円であり、政務調査費全支出額1,965.5千円の59%、政務調査費支給額1,920千円の 60%に当たる。この全費目の支出額に対する広報費の占める比率は極めて偏ったものであり、区民への区政報告である一方で選挙民への議員本人のPR宣伝活動の性格が強い広報の性格を考えれば、それだけの支出額の必要性の点検・検討が必要である。

ロ そこで、議員全体の広報費を見ると、前年度の修正後実績で一人当たり平均 796千円、最大1,905千円、最小5千円であるが、概ねの平均額は790千円であり、政務調査費支給額1,920千円の41%に当たる。これはやはり偏った数値であり、不正常であると言わねばならない。まして、支出額最大事例の1,905千円は政務調査費支給額の99%に相当し、論外である。このような野放し状態は規制を計る必要がある。

ハ 上記の通り、議員全体の広報費の支出状況と比較しても、 ν 議員の広報費支出はやはり過大であり、自己規制を求めるものである。また、議員全体の問題としては、一定の按分率の上限、または支出額の上限規制を設定する規定に改訂すべきである。

③ その按分率または支出額の上限値については、按分率は議員の広報活動の本質的な性格および現状の実態などから考えて支出額の1/2=50%、支出額では各議員当り政務調査費支給額の30%に相当する600千円程度が妥当であるとする。

(3) 全議員合計の政務調査費の科目別支出は広報費が37,391千円で断トツであり、2位の事務費10,617千円の3.5倍の多額である。（ただし、金額数字は前20年度実績）

この広報費について、区議会事務局は改めて各議員の支出内容の詳細な実態調査と分析を行うと共に、使途基準と基準細目の規定の見直し改訂によって、改善を計るべきであり、また監査委員

は任務を通じてその指導監督を行われるべきであると指摘する。

4. クレジットカードによる支払い

① v 議員についての当21年度の問題点として、「クレジットカードによる支払い」が更に多く行われている点がある。

ガソリン代、新聞購読料、書籍購入費、携帯電話料の支払いがそれで行われている。

② クレジットカードによる支払いは、実際の費用発生時点での代価現金の支払いが行われず、相手の業者～カード会社～銀行～と経由し、預金口座からの引落としが行われた時点で支払いが実現する。したがって、実際の取引の最低2ヶ月後に支払いを行うものである。

私的な個人の物品購入などの支払いであればそれは自由であるが、公人である議員の政務調査費からの支出であれば、当月度に発生した物品・サービスの購入の代金は当月内に現金または銀行振込みで支払いを行うのが原則である。遅れても当年度に行うべき支払い処理を次年度に持越してはならない。クレジットカードによる支払いはそれに反することである。

③ また、議員がクレジットカードを使わなければならない理由は何もない。政務調査費は3ヶ月毎に議員の預金口座に振込まれるのであり、現金を引出すことも、その口座から振込みで（継続的支払いは自動振込みにても）支払うことも出来るのである。

④ 上記の点で、クレジットカードによる支払いは議員として差し控えるべきである。ところが、一般的常識からして驚くべきことに、「政務調査費の使途基準でもカード払いは認められている」ということである。

さらに、20年度のその件についての某議員の抗弁によれば、「通常カード払いによる請求は利用月より1～2ヶ月後に行われるため、（支払いが利用月の2ヶ月後に行われ、年度を跨がっているのは問題であるとの）指摘された内容にはあたらない。」、「新聞の購読料は、通常当月分をその月に支払うものとの指摘があるが、カード払いを利用すれば指摘の内容にはあたらない。」、「また、指摘内容の文書で、21年度4月に20年度2月の発生費用を支払うことになるとの指摘がなされているが、カード払いを利用すれば必然である。」などと、居直っておられる。もし、これが居直りでなければ、わきまえるべき物事の道理を何も理解されていないことになる。

何故、「カード払いによる請求は、利用月より1～2ヶ月に行われるため、支出計上が発生月に正しく行われず、よってカードは利用しない」との発想にならないのか。発想の天地・正逆が逆転している。一般の企業・団体等ではあり得ず、また許されないことである。

⑤ クレジットカードによる政務調査費の支払いは、政務調査費使途基準に規定を設けて改訂して）禁止すべきである。

II. 支出科目別の疑問点・問題点

1. 調査研究費 年度支出合計10,482円

(1) 交通費

ガソリン代等の交通費は、一般的常識的には、調査研究費であるとは考えられず、旅費交通費に計上すべきものである。そのことについては、前記 I 1. (1) 項において詳しく記述したのでここでは省略する。

ガソリン代支出実績 年度合計10,482円

21年	4月	4月10日	上井草セルフ善福寺	1,624円	3,249円の50%) 注1
	5月	5月22日	〃	1,753円	(3,507円の50%) 〃
	6月		---		
	7月		---		
	8月		---		
	9月		---		
	10月		---		

	11月	11月23日	出光リテール販売	1,765円	(3,530円の50%) 注2
	12月	12月18日	〃	1,769円	(3,539円の50%) 〃
21年	1月	1月13日	〃	1,720円	(3,440円の50%) 〃
	2月		――		
	3月	3月5日	イデミツコウサン	1,851円	(3,703円の50%) 注3

① 6月から10月までのガソリン代支出実績が全くないのはどう理解すればよいのか。その間の交通費の出費を伴う議員活動は全くなかったのか、との疑問を感じる。

(前年度の6月から8月は月2～3回、9月も1回の給油があり、1回の給油量も当年度の約1.6倍である。また、年度合計のガソリン代実績も昨年度の約38%である。)

② 4月・5月分の給油(注1)は上井草セルフ善福寺であるが、領収書は機器印字であるも、給油量は手書きの追記である。通常は給油量が入力されて自動的に給油金額が計算され印字される筈である。この点は疑問である。

③ 11月・12月・1月の給油(注2)は出光リテール販売(株)東京カンパニーであるが、領収書は市販の領収書用紙に記入したものであり、住所は立川市錦町5-18-10 TEL042-523-7721となっている。(なお、20年度では同一住所電話番号で給油所名は「アポロ21世紀」であった。)

毎回、わざわざ立川まで給油に出向くのか?甚だ疑問である。

20年度の同一の事例に関しての某議員の抗弁によれば、「給油はすべて杉並区内で行っている。その際、領収書に宛名の記入を必要とするため、手書きの領収書の発行をガソリンスタンドに依頼している。スタンドに確認したところ、手書きの領収書は他市にある本社事務所が領収書の発行人所在地になっているとのこと。申し出者の指摘は全くの誤解である。」とのことである。

しかし、それをそのように理解して当然であって、誤解するなどと言う方が無理である。家電店、事務用品店、あるいは書店などの各支店で物を購入して、支店名(と所在地)の記入がある領収書は発行せず、本社名及び所在地を記入した領収書しか発行しないということなどは、お客に対して通用する話ではないから、世間一般にはまずあり得ないことである。

代金を実際に受取った相手は何処の誰なのか、支店なのか本社なのか。領収書の宛先の記載を気にするならば、代金の受領者名と所在地の記載も同時に留意すべきである。また、他市にある本社事務所が発行人所在地になる領収書しか発行しないようなガソリンスタンドならば利用しない配慮が必要である。それでももし、そのような領収書を受け取った場合には、その領収書に出先スタンド名と所在地が記載された機器打ちの領収書をエビデンスとして添付すべきである。

某議員の抗弁は、社会一般の企業・団体等ではでは通用しない。

④ 3月分の給油(注3)は3月5日イデミツコウサンとして支出に記載されているが、添付書類によると、これはカード利用の引落日であって、実際の給油は2月4日である。カード支払いの「ご利用明細」は添付されているが、給油時の領収書はなく、給油場所・ガソリンスタンド名等は不明である。

なお、カード利用による支払いの問題点については、上記I 4.項にて記述した通りである。

⑤ 以上の通り、v議員のガソリン代の支出計上にはとかく疑問点が多いと指摘せざるを得ない。従って、ガソリン代支出について、上述した疑義に対する明確な情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、経費計上した10,482円の返還を求める。

2 資料購入費 21年度支出合計 55,557円

(1) 新聞購読費 21年4月～22年3月 47,100円

① その月別内訳は、4月産経新聞 3,925円(2月購読分)、5月～3月 朝日新聞3,925円/月(3月～1月購読分)、つまり購読料の支出計上は、毎月 実際の新聞購読の2ヶ月後に行われている。これは、クレジットカード利用による支払いによって起きている問題である。このような購読料の支払い処理は、当月の発生費用を当月に支出計上せず翌月以降に持ち越し、

当年度の発生費用を年度内に支出計上せず翌年度に持ち越すものであり、不適切である。

- ② また、新聞の購読料は、通常は当月分をその月末に支払うものである。

新聞店と契約して、毎月の購読料は議員の預金口座からの自動引落しにすれば、毎月当月に支払いが行われ何の問題もない。領収書は新聞店が振込みを確認の都度、月内か翌月月初に届けてくれる。

カードを利用する必要性などは一切ない。

従って、平成21年度の2、3月分の新聞購読料は、政調費交付の年度外であり、計上額7,850円の返還を求める。

- (2) 書籍購入費 年度支出合計8,457円

- ① 21年4月 4月6日 アマゾン ネット通販購入 8,457円

(地方自治小六法、他2点地方自治関係書籍)

2月22日の購入書籍であり、インターネットでアマゾンにUCカード利用決済で発注されている。つまり、前20年度に費用を計上処理すべきものを今年度に持ち越したものである。もし、たとえカード利用をしたとしても、当年度の発生費用を翌年度に持ち越して支払い処理してはならない。

このような支出は否認されるべきであり、返還請求を行うべきである。

- ② また、議員が書籍を購入するに際して、インターネットによる書店への発注一クレジットによる支払い決済は、避けるべきであるが、またその必要性もない。

例えば、ある程度の規模の書店は阿佐ヶ谷、荻窪駅前や杉並区役所前にもあり、電話で取り寄せを依頼して、入荷時に連絡を貰い、出向いて購入すればよいのである。

(アマゾンなら送料無料で送り届けてくれるからというのは、理由にならない。書店に足を運ぶ程度のことはするべきである。また、アマゾンでも1,500円未満の注文には送料がかかる。)

なお、区役所前にある書店「書原」であれば5,000円以上の纏まった書籍の注文の場合、区役所内(例えば議会事務局などの部署)に配達をしてくれる筈である。

v議員は、何か錯覚をされているのではないか。

従って、平成21年度2月分の書籍代は、政調費交付年度外であり、計上額8,457円の返還を求める。

3. 広報費

広報費年度支出合計 1,155,700円

- ① 21年度のv議員の広報費支出額は1,155,700円で、前20年度支出実績973,8千円の19%増であり、政務調査費全支出額1,965,501円の59%、全支給額1,920,000円の60%に当たる。この全費目の支出額に対して広報費が占める比率は極めて偏ったものであり、問題である。

また、議員全体の広報費支出と比較すると、概ねの平均額は前年度の修正後実績で一人当たり、790,000円であり、政務調査費支給額の41%に当たる。その点からしてもv議員の広報費支出は異常に多いことが判る。

区民への区政報告である一方で選挙民への議員本人のPR宣伝活動の性格が強い「広報」の性格を考えれば、それだけの支出額が必要なのか、点検・検討が必要である。

- ② 広報費については、もともと、政務調査費におけるその性格の規定が問題である。議員としてどのような活動をしているのかを選挙民に知らせるための広報であれば必要であり、むしろ義務であると言えるが、選挙のための宣伝活動としての「広報」を税金で支える必要はない。その区別を明確にする必要がある。

現在、広報費は、政務調査費使途基準細目で「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する」と規定されているが、その「実態」を誰がどのように判定するのかが問題である。現行では議員の自己判断に任されている実情であるが、現状の実態と管理上からして、一定の按分

率の上限を検討の上、規定すべきである。

- ③ その按分率または支出額の上限値については、按分率は議員の広報活動の本質的な性格および現状の実態などから考えて支出額の1/2=50%、支出額では各議員当り政務調査費支給額の30%に相当する600,000円程度が妥当であると考え。

そのような規定による規制を計らないと現状の実態は容易に改善されないし、また規定による規制をすれば、必ず目に見える形で改善の成果があると判断する。

- ④ 使途・支出状況・実態の細部の点についての分析と指摘は、その後の（一定の按分率の上限等の規定の後の）問題である。

- ⑤ 上記の点に関しては、既に前項「1 総括的な問題点・疑問点」において詳述している通りであるので、前記 I 3. (2) 項 (4~5 頁) を参照いただきたい。

従って、広報費の政調費への按分率について、その根拠の明確な開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上した全額1,155,700円の返還を求める。

4 事務所費

- (1) 事務所家賃 年度支出合計 510,000円

杉並区西荻南〇-〇-〇 〇〇〇〇 (面積18.38㎡ 5.6坪約12帖)

1ヶ月分賃料 85,000円 家主 八王子市館町△-△ v-1

支払い実績

4月14日	4~ 6月分	(50%)	127,500円	(255,000円×50%)
7月13日	7~ 9月分	〃	127,500円	(〃)
10月14日	10~12月分	〃	127,500円	(〃)
1月15日	1~ 3月分	〃	127,500円	(〃)

- ① 家賃は、一般的には前月末に翌月分の家賃を支払うものである。私的な場合は、3ヶ月分をまとめて前払いするのも自由であるが、公的な政務調査費での支出の場合は、前払いは翌年度の費用を前年度に支出することになるので、不適切である。

ただし、収支報告書によれば、当月分家賃の当月支払いの3ヶ月分を3ヶ月毎に纏めて前払いしていることになっているので、その通りであれば、翌年度の費用を前年度に支出したことにはならない。では、それで、適切・妥当な処理が行われているとの結論になるかということ、そうとは言えない。

賃貸借契約書の上で、たしかに「賃料は、――3ヶ月毎に3ヶ月分づつ甲(家主)の指定する銀行に振り込み支払うものとし、」となっているが、極めて異例の契約内容であり、問題は、その「3ヶ月毎に」の支払い時点と支払い対象の「3ヶ月分づつ」の期間との関係である。その点については、下記の通り非常に不明確である。

したがって、v 議員の説明には説得力がない。

- イ. 前20年度の某議員(v 議員ご本人であると思われる)の抗弁によれば、「支払い月は4月・7月・10月・1月となっている」とのことであるが、収支報告書の関係資料として提出されている契約書の写しによれば、そのような記載はなく、現実の支払いがそうであるというだけのことである。

- ロ. また、4月・7月・10月・1月の各月に支払いを行うのは、収支報告書の摘要に記載された4~6月・7~9月・10~12月・1~3月分の家賃なのか、それともそれぞれ5~7月・8~10月・11~1月・2~4月分の家賃なのかどうか、そのことについても契約書上の記載はない。

- ハ. ただし、客観的に考えて、一般的には前月末に翌月分の家賃を支払うものである点、および家賃を3ヶ月毎に3ヶ月分づつ纏めて前倒しでの支払いを要求するような家主である点からすれば、当然、3ヶ月毎に「当月分家賃の当月支払い」を3ヶ月分纏めて支払うのではなく、3ヶ月毎に3ヶ月分の家賃を各3ヶ月の前月末までに纏めて支払うことが了解事項であると判断

すべきである。

ニ. 領収書には、ただ「3ヶ月分賃料」と書かれていて、「〇〇月分～〇〇月分賃料」とは書かれていない。したがって、何月から何月の賃料なのかは不明である。

その点についての議員の前年度の抗弁によれば、「領収書の但し書きには『3ヶ月分賃料』と記載されているが、支払い月や年間支払い金額を確認すれば1年間分(12ヶ月分)の支払いと分かるため不適切とは判断できない。」との主張であるが、ここで問題になっているには、1年間分が支払われているかどうかの点ではない。その1年間分が何月から何月分の賃料なのか、それを表示するもの(記載)、確認出来るものは、契約書の上でも、領収書の上でも、どちらにおいても何もないという問題である。

1年間分の領収書があれば1年間分の支払いが行われているのは当然のことである。v議員の抗弁は何の説明にもならない。

- ② 上記の諸点で、事務所の賃貸借契約書は家主に申し入れて、基本的に改訂すべきである。または、問題の不備を補足する念書か、覚え書きを取り交すべきである。
- ③ また、いずれにしても、領収書にただ「3ヶ月分賃料」と書かれていて、「〇〇月分～〇〇月分賃料」と記入されていないのは不適切であり、家主に要求して記入して貰うべきである。それが出来ないことなどはあり得ない。
- ④ 賃貸契約書の写しの家主の住所の個所を黒く塗りつぶして抹消するのは不当である。何故隠す必要があるのか?まことに疑問である。
- ⑤ 全政務調査費支出の25%、つまり1/4が事務所家賃であるという支出構成は偏っており異常である。基本的に政務調査費の支出基準を検討する必要がある。

前年度の議員の抗弁によれば、「支出構成は、政務調査費使途基準細目に基づき実態に即して支出したものであり、異常とはいえない。」「また、区内に事務所を借りれば家賃相場などを考慮しても支出金額は妥当である。」との主張であるが、この点についても、v議員は、悪意からではなく問題の本質をよく理解されていないからかも知れないが、問題点をすり替えた弁明をしておられる。

イ. 支出構成が異常であるかどうかの問題は、事務所家賃の政務調査費負担を「政務調査費使途基準細目に基づき実態に即して算出した」のか、それとも「使途基準細目に基づいていない」のか、の点にあるのではない。

v議員の事務所家賃の支出構成については、問題は次の点にある。

調査研究費(ガソリン代および月極駐車場賃借料を除外した純調査研究費)、研修費、会議費、資料作成費は全く支出されていない一方で、広報費(区議会レポートの作成、配布費用)が支出の59%を、事務所費(主として家賃および月極駐車場賃借料)が31%を占め、その二つの合計で89.9%を占める。なお、事務所家賃のみの政務調査費支給額に占める比率は27%、つまり1/3に近い数字である。

この内容は、政務調査費の使途内容のバランスの点で極めて偏ったものであると言わねばならない。

また、全議員の事務所費支出の平均は155.9千円で、600千円以上支出の上位3名を除く平均では123.4千円(ただし前20年度の電力・水道料金等を含む実績)であり、それとv議員の事務所家賃のみの支出額の510千円を比較すれば、支出額においても例外的に属するものであると言わねばならない。

ロ. また、家賃の月当たり賃料については、相場からして妥当であるかどうかの問題点なのではない。家賃が相場からして妥当であるとしても、その家賃が政務調査費に占める比率が、上記の通り、問題なのである。

- ⑥ 上記の諸点からして、事務所費、またはその内の事務所賃借料については、政務調査費使途基

準に上限規定を設定して、政務調査費の支出構成の正常化を計るべきである。

従って、事務所費賃借料の支払方式の変更を求めると共に、平成20年度の政調費の監査請求でも要請したことであるが、事務所費の政調費への按分比の根拠の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、支出計上額510,000円の返却を求める。

(2) 月極賃借駐車場代 年度支出合計82,500円

ニッカン資材 練馬区関町南1-2-31

支出実績

	4～5月分		支出実績なし（前年度で既に計上済み）
5月26日	6～7月分	(50%)	15,000円
7月29日	8～10月分	〃	22,500円
9月25日	11～12月分	〃	15,000円
12月29日	1～2月分	〃	15,000円
2月25日	3月分	〃	7,500円
3月18日	4月分	〃	7,500円

① 前記Ⅱ(2)項において指摘した通り、月極賃借駐車場代は調査研究費ではなく、事務所賃借料と同じく「地代家賃」の勘定科目・経費費目で計上処理するものであり（その都度使用の駐車場代は「交通費」）、したがって区の収支報告書では、月極駐車場代は事務所費に計上すべきものである

② 21年4～5月分の駐車場代の支出実績がなく、22年3月に22年4月分としての支出がある。賃貸借契約上 賃料は前月末に支払う（常識的な契約である）ので、22年3月の4月分支出はやむを得ないとしても、21年4～5月分賃料は前年度で既に計上済みと判断され、今年度費用の前年度支払いは不適切である。

③ 21年5～22年2月の間、賃料の2ヶ月分と3ヶ月分を交互に支払っているが、月極契約であれば、毎月1ヶ月分ずつを支払うべきである。契約書の上でもそのようになっている。ただし、22年2月以降は各月1ヶ月分ずつの支払いとなっているので、改善して契約通りの支払いに戻されたものと理解する。

④ 賃借駐車場の場所は上記の通りであるが、自宅（杉並区上井草□-□-□）とは約200^{メートル}の距離にあり、事務所（西荻南○-○-○ ○○○○）とは全く離れた場所にある。そのことからすると、駐車場の借用目的は自宅使用のためであり、また、Ⅱ1(1)項に記載したガソリンの給油状況などからしても、議員としての仕事のためではないと判断される。私的使用のための駐車場借用の費用を政務調査費＝区民の税金で負担する必要はない。

「政務調査費使途基準細目に基づき実態に即して按分を行っている」ので私的目的であっても認められるなどとの抗弁は論外である。議員は、駐車場の借用目的と地理的位置の関係などについて、明確にして、きちんとした説明をされるべきである。

従って、駐車場代について、上述した疑義に対する明確な情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、経費計上した82,500円の返還を求める。

24. w議員（S会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 なし）

返還要求額 1,726,169円

A. 調査研究費

① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付

が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額180,000円（＝15,000円×12ヶ月）の返還を求める。この支出額は、例えば、すべて、バスに乘車したとすると、857回のバス利用に相当し、乗車記録を証明する領収書なしでは、一般常識上からも、その妥当性を明確にすることは出来ない。

- ② タクシー使用料金として、年間で92回乗車し、126,910円を計上している、
4月 8,850円、5月 10,190円、6月 19,430円、7月 23,550円、8月 12,800円、9月 10,700円、10月 6,640円、11月 3,640円、12月 4,400円、1月 1,250円、2月 13,660円、3月 11,800円 計 126,910円

添付された交通費記録簿（添付コピー13参照）によると、区民意向調査等のためのタクシーによる出張先が喫茶店となっているケースが多く見られ、その回数は24回になっている。又、当該記録簿によると、7/20に、湯河原ホテルでの勉強会への参加に、湯河原からタクシー（添付コピー14参照）を利用しているが、その内容が不明であり、政調費としての支出の妥当性が判断できない。その上、同日に、喫茶店での勉強会のため、四ツ谷三丁目から市谷まで、タクシーを利用したと記録されているが、その代金1,140円の領収証が、箱根登山ハイヤー（株）のものとなっている。このことに関して、議員に、明確な説明を求める。

区内の移動にタクシーの利用が非常に多いが、議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。提出された政務調査交通費記録簿の備考欄には、多くの場合、区民意向調査と記載されているだけであり、タクシーを使用せざるを得なかった理由の明記が無い。従って、その合理性・妥当性のある理由の開示がない場合は、費用計上した126,910円の返還を求める。

- ③ 交通費として計上されている経費の内容から、スイカの多用による移動に加え、タクシー乗車の回数も多く、更に、駐輪場の利用も年に67回（5月4回、6月8回、7月3回、8月2回、9月2回、10月9回、11月7回、12月11回、1月10回、2月8回、3月3回）に達している。これらの交通費使用の目的は、詳細の内容の明記がないが、区民意向調査活動等多岐に亘っていると推測され、又、それらの活動の主たる場所の一つが、喫茶店やファミリーレストランとなっており、それに合わせて、茶菓代等の経費が計上されている。例えば、喫茶店等での会議は、年に28回行われており、同じ日に、2～3回茶菓代が計上されている場合もある（5/10は、1日3回ファミリーレストランで、1,137円、5/19は、1日2回喫茶店で、2,310円、6/1は、1日3回ファミリーレストランと喫茶店で、1,320円の茶菓代）。しかし、どの場合も、按分比なしで、全額を政調費に計上しているが、一般常識上からも、適正な按分をすべきであり、議員の自立ある説明・情報の開示を求める。

B. 研修費

- ① 平成21年12月に、単独で、多賀城市、仙台市を下記の目的で、視察し、その費用として、合計49,670円を計上している。

視察先 多賀城市市長公室、教育委員会

目的 指定管理者制度、遺跡調査予算、市民講座開設、雇用状況

添付された視察報告書は、視察概要と多賀城市埋蔵文化財調査センターの概要と題するパンフレットのみであり、区政との関連性を含めた視察目的、何故、視察先を選択したか、どのような成果を得たか等の政務調査研究として視察を行った内容・情報の明示がなされていない。従って、視察の事前調査をどの様に実施し、現地調査が必要と判断した根拠も含め、当該視察についての情報の開示を求める。その内容が、政調費としての趣旨に照らして、合理性・妥当性がない場合は、計上額49,670円の返還を求める。

C. 資料作成費

- ① 平成22年3月30日に、葉書を、3,000枚購入し、按分なしで、150,000円を費用計上している。添付された議会報告は、減税基本条例、景気は回復してきたか、会派の移動と題した3件について、各々、簡単な説明が付されたものである。これらの内容は、一般常識上からも、政務調査研究に資するためとの趣旨の下に、交付されている政調費に該当しない。更に、会派の移動の件は、一つの政党活動であり、政調費の範囲外である。従って、按分比を含め本件について説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額150,000円の返還を求める。

D. 資料購入費

- ① 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、83,225円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有として購入する前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。従って、費用計上した書籍の購入理由が領収書の備考欄に記載されているものがあるが、それらを、政調費として、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求める。しかし、それがなされない場合は、書籍費として計上された83,225円の返還を求める（ロロジョングランの歌声、日本を変えよう、新しい資本主義を語る、個人事業、世界大不況からの脱出、ケインズとシューペンターに学べ、会計公式、道路をどうするか、高度成長、岸信介・日本経済成長論、ニュートン太陽光発電、細雪、浮雲、仕事に使えるPower Point2007の基本、蓼喰う虫、いつだって心は生きている、いつのまにか変わってる地理歴史の教科書、ザ・リンク、文章の書き方、フィールドワーク、日本人再発見、ストリートコーナー、日本文化、児童書、ハマータウンの野郎ども、複製技術時代、簿記入門、財務諸表、原価計算、宅建業法、地方方法、民法の全て、法律用語辞典、源氏物語、貞観政要、法意識、帝王学、法令解説）。
- ② 日経ヴェリタスを、平成22年1月に、10/18からの26冊分13,000円、3月26日に、52週分23,400円を費用計上しているが、後者の分については、政調費交付年度外であり、返還を求める。要返還額は、23,400円である。平成21年12月に、進歩と改革研究会誌1年分購読料8,616円、マスコミ市民誌1年分購読料8,300円、新社会党機関紙6か月分4,560円を費用計上しているが、政調費交付年度外となる平成22年4月以降の購読分となる各々支払分6,462円、6,225円、2,280円の合計14,967円の返還を求める。

E. 広報費

- ① 平成21年7月に、葉書を2回に分けて、3,200枚購入し、160,000円が費用計上されているが、その使用目的が区政報告用とされているだけで、関係資料の添付がない。従って、その開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上されている160,000円の返還を求める。
- ② 平成21年12月30日に、80円切手を1,250枚購入し、100,000円の費用が計上されている。その使用目的が、区民調査と記載されているが、具体的内容を示す添付資料がない。従って、その開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上されている100,000円の返還を求める。
- ③ 平成22年1月に、葉書（新50円葉書・インクジェット x 2,000枚）を購入し、按分なしで、100,000円が費用計上されている。添付された区政報告1月号は、新年の挨拶に加え、減税時自治体構想と保育所・待機児童のことが問題であることが述べられ、区民からの意見・要望を求めている内容のみである。従って、按分比なしの理由も含め、政調活動としての位置づけについて説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、全額100,000円の返還を求める。

F. 事務費

- ① 事務所用固定電話について、月によって事務所費だったり、事務費に計上したりで、どのような基準で分けているのか不明であるが、合計15,276円を費用計上している（4/4 2,764円、5/4 3,277円、8/6 2,800円、9/4 2,816円、3/8 2,724円、3/8 895円）。しかし、電話機が置かれている事務所の場所を含め、その運営実態が不明であり、情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額15,276円の返還を求める。
- ② 携帯電話の経費として、1/2の按分で、合計56,390円が計上されているが、携帯電話の使用そのものが、特に、その使用頻度・使用料が多額になる場合は、政務調査研究活動の趣旨から逸脱しており、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比の根拠について説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、56,390円の全額返還を求める。
- ③ 11/28に、資料棚代3,682円、プリンター用カバー代673円、ファイル棚代2,434円、の合計6,789円の費用が、按分なしで、計上されている。これらの備品の購入は、その耐用年数の点からも、個人資産とみなされ、6,789円の返還を求める。
- ④ 11/28に、ファイル代5,880円、インクと写真用紙代20,150円、12/24に、写真現像代788円を支出し、費用計上しているが、その具体的使用内容が明示されていない。従って、その用途について情報開示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は26,818円の返還を求める。

G. 事務所費

- ① 事務所の契約書が無く、〇〇荻窪〇〇号、借主w宛の「賃料入金確認の通知書」が添付されているだけである。当該事務所の関連費用として、根拠が明示されていないが、1/6の按分比で、事務所費賃料214,500円、ガス代9,784円、電力代2,740円、水道・下水道代566円の合計227,590円が計上されている。しかし、事務所の実態が不明であると共に、按分比の根拠の説明もなされていない。従って、事務所に関する情報開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、事務所費として計上された全額227,590円の返還を求める。
- ② 10/30に、プリンターを、43,134円で購入し、費用計上しているが、耐用年数からも、議員の任期年数を超過しており、一般常識上、個人資産の購入とみなされる。従って、43,134円の返還を求める。

H. 人件費

- ① 月に平均で4-5日の勤務であり、日常的に勤務する職員とは異なるが、年間を通して、同一人を雇用しており、一般常識上からも、雇用契約を結ぶべきである。又、その勤務内容は、区民意向調査や資料収集に加え、決算特別委員会用資料作成、定例議会企画打合せ、保健福祉委員会資料まとめ等と多岐に亘っており、議員の政務調査研究活動以外の補助業務含まれていると推測される。年間で、362,000円を、按分なしで費用計上している。従って、当該雇用者の勤務態様についての情報及び費用計上における按分比についての考えの開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上された362,000円の返還を求める。

25. x 議員（S会派）

政調費交付額 1,920,000円 （残額 502,846円）

返還要求額 1,298,357円

A 調査研究費

- ① パスモのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、パスモへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。当該のパスモのチャージ料の計上には、具体的な使用内容を明示する領収書等の添付が無く、交通費

の支出を確認できないため、パスモチャージとして計上した全額、12,750円の返還を求める。

- ② ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%を按分した額合計15,251円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回の計上には、自動車利用の合理性・妥当性の理由の明示が無く、ガソリン代の全額15,251円の返還を求める。なお、平成21年4月5日に計上しているガソリン代1,800円の領収証は、金額の字が消えており、判読できないため、領収証としての必要条件を満たしていない。

更に、同上の理由で、駐車場代として計上された全額2,400円の返還を求める。なお、6月29日に計上している駐車場代700円の領収証は、金額の字が消えており、判読できないため、領収証としての必要条件を満たしていない。

- ③ 複数有志での視察行

期日 平成22年4月11日～13日

参加者 a 議員、g 議員、y 議員、x 議員、t 議員

視察先 豊後高田市、八女市、佐賀市

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康広げ隊事業について

当該視察は、政調費の交付年度外に実施されており、返還を求める。要返還額は、76,699円である。

E 資料購入費

- ① 新聞購入代として、朝日新聞と読売新聞を、3か月ごとに入れ替えて購読し、47,100円を計上している（平成20年度の政務調査費の用途でも同じであった）。しかし、少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、上記の新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を要請するが、それが無い場合は、計上額47,100円の返還を求める。

F 広報費

- ① 平成21年6月に、区政報告開催郵送料として、90%按分で、53,612円、はがき受取人払い代（区政報告郵送の返信と推定した）として、按分なしで、1,050円、会場費（区政報告関連と推定した）として、按分なしで、2,800円、合計で57,462円を費用計上している。更に、区政報告案内印刷費として、7月に、按分なしで、31,447円を計上している。区政報告会が、どのような形、内容で開かれたかについて、情報開示がなく、又、その費用計上の按分比が、90%、100%等支出内容によって異なり、どのような根拠で按分されたかが不明である。議員の活動は、政務調査活動だけでなく、多岐にわたっており、按分比等を含め、情報の開示を求める。従って、区政報告会の開催要領（はがき受取人払い代も含め）についての説明及び按分比の根拠等の関係情報が開示され、それに合理性・妥当性がなければ、全額57,462円の返還を求める。

- ② 区政報告のポスティング代として、それぞれ90%の按分比で、7月（夏号）に、140,400円、11月（秋号）に、折代も含めて、140,400円、平成22年1月に、135,000円、3月（春号）に、140,400円を費用計上している。計上されたポスティング関係の経費合計は、556,200円である。一方、添付された区政報告の内容は、区議会の審議事項、前年度の決算や次年度の予算とそれらの区の施策の報告が主体となっており、議員自身の政務調査研究活動が、区政にどの様に反映されてい

るかについての報告とは捉え難く、又、掲載されている情報の多くは、区の広報誌、ホームページで公開されているものである。従って、ポスティングの配布数・配布地域等の情報の開示と共に、按分比の判断根拠等についての説明を求めるが、それに合理性・妥当性がなければ、計上した全額556,200円の返還を求める。

- ③ 平成22年3月に、HPサーバー料・ドメイン料・更新料として、按分なしで、183,750円の支出が計上されている。議員の活動は、政務調査活動だけでなく、多岐にわたっており、政調費の趣旨からも、一般常識上からも、按分比の判断の根拠を明示することが求められる。従って、必要な情報の開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額183,750円の返還を求める。なお、議員のホームページ情報は、本監査請求人が、議員に直接指摘した最近（平成22年11月）まで、杉並区議会のホームページに記載されていなかった。

G 事務費

- ① 平成21年12月に、携帯電話購入費として、7,400円（50%按分）を計上している。按分比を適用しているとしても、携帯電話の利用の多様性から見ても、又、その耐用年数が、議員の任期を超える点からも、一般常識上、政調費からではなく、個人資産として購入すべきものである。従って、計上額7,400円の返還を求める。
- ② 事務用品として、コピー用紙、ファックス用紙、DVD、ファイル代、ノート代、インク代、印画紙代、替芯代など購入しているが、按分が購入品によって、50、70、80%等と按分比がばらばらである。同じ品目でも按分なしもある。また大型店舗での購入の際、ポイントを差しひいているものとそのままのものがある。従って、按分比の根拠の明示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額11,834円の返還を求める。
- ③ 平成21年7月に計上されているコピー代の領収書が198円となっているが、出納簿記録は2,331円と記入されており、誤記と推定されるが、内容が不明であり、差額2,133円の返還を求める。
- ④ 会派の年間電話代として2,743円及び年間コピー・インク代として1,563円の分担金が、按分比50%の1/6として、費用計上されているが、その内容の情報明示がなく、会派の政調費としての支出の合理性・妥当性が不明である。従って、情報開示を求めるが、それがなされない場合は、全額4,306円の返還を求める。
- ⑤ 平成21年4月に計上されている3月分の携帯電話代2,303円、固定電話・Fax代915円は、政調費交付年度外であり、合計3,218円の返還を求める。

H 事務所費

- ① 自宅の一部を事務所として使用し、その水光熱費を按分して、事務所費として29,054円（要返還である政調費交付年度外である3月分1,446円を含む）を計上している。添付資料に、按分比の計算根拠が記載され、事務所と使用している部屋面積を自宅の部屋総面積で除して、事務所と使用部分の按分比を17%とし、更に、その50%を、政調費へ計上する按分比としている。事務所として使用する部分の按分比の算出に、部屋面積を採用した明確な根拠が明示されていないが、事務所が自宅という生活の中であり、水光熱費がその生活を支えるという本来的な性質からもみても、その算出根拠の妥当性に疑問が生じる。又、議員活動は、多岐に亘り、政務調査研究活動はその一部を構成するのみであり、その按分比を50%とする明確な情報開示がなされるべきである。従って、より明確な説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上された全額29,054円の返還を求める。

I 人件費

- ① 臨時職員として、議員と同姓の二名を雇用しているが、議員と生計を一にする親族を職員として雇用することができないことが規定されており、この規定に関する情報の開示を求める。
- ② x-1 Yを4-12月に雇用し、218,400円、x-2 Nを1-3月に雇用し、70,400円の合計288,800円を、人件費として、按分なしで計上している。添付された勤務報告書によると、勤務

内容として、例えば、区政問合せ事務他の記載に、小学校入学式、中学校入学式、座高円寺落成式、杉並操法大会、小学校卒業式等のことが併記されている。議員の活動は、一般常識からも、広範囲にわたると理解されており、政務調査研究活動は、その一部であるに過ぎない。従って、人件費の費用計上における按分比の根拠について説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額288,800円の返還を求める。

J その他

- ① 備考欄を鉛筆書きしているが、これは消えるし、消せるので適格ではない。収支報告書は、公文書であり、ペン書きすべきである。
- ② 多くの支出について、何に使ったのか内容などの説明がなされていない。議会事務局が、何故このような収支報告書を受理するのか理解できないが、一般区民が、領収書等を見た場合、これでは何の為に使ったかわからない場合が多く、信憑性も疑われる。公金である税金を使っている以上、細かいことでもきちんと記入すべきである。

26. y 議員（S会派）

政調費交付額 1,920,000円 (残額 19,055円)

返還要求額 1,193,695円

A. 調査研究費

- ① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、56,260円の返還を求める。
- ② 自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。従って、按分比50%で計上している月極駐車場代は、政調費に該当せず、全額120,000円の返還を求める。
- ③ ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためと推認されるが、ガソリン代として、50%を按分した額合計51,155円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回のガソリン代の経費計上には、自動車利用の合理性・妥当性の理由の明示が無く、全額51,155円の返還を求める。更に、平成21年4月に1回の駐車料金600円の支払が計上されており、上述と同じ理由でその返還を求める。
- ④ タクシーの利用：
議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。タクシーを利用せざるを得なかった理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、5,630円である。
- ⑤ 複数有志での視察行

期日 平成22年4月11日～13日
参加者 a 議員、g 議員、y 議員、x 議員、t 議員
視察先 豊後高田市、八女市、佐賀市
目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康広げ隊事業について

当該視察は、政調費の交付年度外に実施されており、返還を求める。要返還額は、76,249円である。

B. 研修費

- ① 平成21年4月に、「女性のための政治スクール」年間受講料（5月16日より平成22年3月13日まで10回）として、50%の按分で35,000円を計上しているが。受講の具体的内容の情報が開示されていないが、当該スクールを受講することと政務調査研究活動との関連を明確にすることを求めると共に、政調費への按分比の根拠を掲示することを求める。更に、添付された領収証には、収入印紙の欄に、印紙の添付がなく、領収証として不備があり、再提出を求める。従って、按分比の根拠に合理性・妥当性がなく、領収証が不備のままであれば、計上した35,000円の返還を求める。

C. 会議費

- ① 平成22年1月に、予算勉強会会場代として、5,000円が計上されているが、個人名で発行された領収証となっている。開催場所の明記がなく、参加人数の記載もなく、どのような形で会議が行われたか、実態が不明である。議員に、その情報の開示を求めるが、会場代を含め合理性・妥当性のある理由がない場合は、5,000円の返還を求める。又、平成21年4月に、区政報告会の会場代として、3,000円が計上されているが、参加人数等の情報開示を求める。

E. 資料購入費

- ① 政務調査研究とは関係なく、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習である。従って、政務調査研究活動のために、資料購入をする場合は、特に新聞、雑誌等を購入する際は、社会常識上、具体的な目的が明示されるべきである。
少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。毎日新聞を12か月分購読し、その経費を計上しているが、毎日新聞を購読する合理性・妥当性のある理由の明示がない場合は、その経費44,605円の返還を求める。
- ② 平成21年8月に計上している杉並新報1年分購読料について、平成22年4月以降は、政調費交付年度外であり4ヶ月分に相当する1,200円の返還を求める。
- ③ 平成22年2月に計上している日経ヴェリタス購読の6ヶ月分13,000円は、政調費交付年度外であり返還を求める。

F. 広報費

- ① 平成21年4月に、広報キャラクターデザイン料として、80%の按分で、50,400円を計上し、キャラクター作成の目的が「より多くの人の手にとってもらい、更に分かりやすく、目に止まる紙面とするため」とされている。キャラクターデザインそれ自体は、政務調査研究活動に資する目的で、公金が交付されている政調費の趣旨に照らしても、一般常識上の点からも、議員本人の宣伝効果を目的としたものであり、政調費支出に該当しない。計上した経費50,400円の返還を求める。
- ② ホームページ運営・更新料として、後援会活動が皆無である為に、80%の按分とするとの説明がなされ、月当たり16,000円で、10ヶ月分の合計額160,000円を計上している。その更新回数は、月当たり0回から2回であるが、ホームページには、政務調査研究活動に関連した内容の掲載が

少なく、政調費として経費に該当するとはいえない。従って、160,000円の返還を求める。

- ③ 平成22年3月28日に、区政報告に関する経費として、按分なしで、合計455,700円（デザイン・印刷費364,000円、封筒（6,000枚）・デザイン費78,500円、配送費9,000円、宛名ラベル代4,200円）を計上している。区政報告の内容は、減税基金条例を含めた平成22年度予算の可決内容の報告が主体となっており、杉並区のホームページも含めた広報で知りうることであり、議員本人の政務調査研究の結果とはいえない。従って、按分比について、議員に説明を求めるが、それに、合理性・妥当性が認められない場合は、計上全額の455,700円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 平成21年10月に、デジタルカメラの購入費を、80%按分で、28,201円計上している。その推定される耐用年数から見て、議員としての残存任期を越えるものであり、一般社会常識上からも、個人資産の購入に相当し、28,201円の返還を求める。
- ② 携帯電話代として、その年間経費の50%を按分し、47,866円を計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比について、合理性・妥当性のある理由の説明がない場合は、47,866円の全額返還を求める。
- ③ 事務所固定電話の経費として、50%の按分比で10,553円を計上している。しかし、事務所の所在場所を含め、事務所の運用内容が何ら開示されていないため、固定電話の利用の実態が不明であり、政調費としての計上は認められない。従って、10,553円の返還を求める。
- ④ モバイル通信接続料について、平成21年4月と5月に、各々2月と3月分が計上されているが、政調費交付年度外であり、その合計額7,276円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 臨時職員の人件費として、按分なしで、年間で合計367,500円を計上している。その勤務内容の内、平成22年2月と3月について、区政報告5号に関連した作成・発送補助が挙げられ、それに関する人件費の合計として25,000円が計上されている。従って、上述した区政報告関連の経費と同様に、按分比について、合理性・妥当性のある理由の説明がない場合は、25,000円の全額返還を求める。

27. z 議員（S会派）

政調費交付額	<u>1,920,000円</u>	（残額 なし）
返還要求額	<u>1,920,000円</u>	

F. 広報費科目のみに、費用計上され、それ以外の経費の計上はなされていない。

- ① 政治レポートとして、平成21年4月号及び10月号が、発行されており、それに関連して、平成21年5月と10月に、経費が計上されている。その経費の証明書として、各々968,100円と983,808円の領収証が添付されているが、それらの合計額は、政調費交付額1,920,000円を超えている。

発行された政治レポートの形式は、どちらも、A4サイズの両面に、印刷され、議員の顔写真を添えたものである。又、その内容は、4月号が、平成21年度の予算の報告であり、10月号は、平成20年度の決算の報告である。どちらにも、各々予算、決算の数字を、5年前まで遡った表が載せられているが、平成20年度の政務調査費の監査請求でも指摘したことであるが、区の広報で報告されて、広く知りえる情報である。

一方、領収証の発行先がビジョンプランニングとなっており、その領収書（5月29日と10月27日付け）には、明細内容として、印刷A4表裏（用紙代込）、封筒（差出名印刷込）封入（3つ折、ラベル貼込）、宅配の項目が列挙され、それらの数量と単価が記載されているのみである。又、宅配の具体的内容が開示されていない。更に、記載されている数量は、5月の分が、11,525枚、10月分11,712枚（どちらの枚数も、印刷、封筒、封入、宅配凡て同じ数）となっている。一

般の印刷会社等で、通常取り扱う数量の単位（100枚単位以上）に比し、末尾の枚数が、2枚、5枚と、小さな数量単位となっており、一般常識上からも、異常な枚数である。

領収証の発行元であるビジョンプランニングの会社名に、登記上の必要条件である法人格の種類、例えば、有限会社や株式会社名の表記がなく、又、記載されている住所には、住居専用の建物があるのみであり、印刷等の業務を行う環境になく、ビジョンプランニングの実態と業務内容について、情報の開示を求めると共に、監査委員の立場からの精査を要求する。

上述した様に、添付された領収証は、その必要条件を満たしておらず、その上、政治レポートとして、その内容の多くは杉並区の広報で知りえる情報である。従って、領収証の再提出及び政治レポートが政務調査研究活動の結果であることを明示する情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、1,920,000円の返還を求める。

28. A議員（S会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 349,968円）

要返還額 1,359,468円

B. 研修費

- ① 3月31日に地域科学研究会セミナー受講料14,000円について。研修内容を明記すべきである。政調費の研修に該当しなければ14,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 10月31日の日本教育新聞年間購読料31,500円について。21年9月～22年8月までなので22年4～8月は次年度なので5か月分13,125円の返還を求める。
- ② 毎月赤旗日刊・日曜版で3,700円×12ヶ月計44,400円。「月刊ガバナンス」年間購読9,600円。「議員NAVI」年間購読25,200円。3月31日に「ゼンリン住宅地図、杉並区」15,172円、「ゼンリンデジタルタウン杉並区」23,100円。杉並区の地図を2冊同日に購入しているがどちらか1冊にすべきである。1冊分15,172円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 8月発行の8号について。8月5日にデザイン制作費45,000円、9月1日に印刷費335,000円（領収書には内訳が無く、内容が不明）、11月6日にポスティング代190,806円支出している。明細からポスティングは41,300枚、単価4,4円とあるが、「杉並区指定エリア 軒並み配布」と書かれ、配布先が検証できない。内容は議員としての活動報告がほとんどであり、政務調査に関する部分を精査し、按分することを求める。按分無き場合は570,806円の返還を求める。
- ② 1月発行の9号について。1月28日にデザイン制作費52,500円、3月1日に印刷費325,000円（領収書には内訳が無く、内容が不明）、3月26日にポスティング代185,115円支出している。明細からポスティングは41,000枚、単価は4,3円とあるが、「杉並区指定エリア 軒並み配布」と書かれ、配布先が明示されていない。内容は21年第3回及び第4回定例会で可決した条例と区議自身の質問であり、議員自身が独自に調査したものはわずかである。政務調査に関する部分を精査し、按分することを求める。按分無き場合は562,615円の返還を求める。
- ③ 12月28日にHP制作費、1/2の按分で183,750円計上。HPでは区議の中で唯一政務調査費使途公開をしている。2分の1の按分の理由をA議員は「議員・議会活動と政治活動との兼ね合いから1/2で按分」（原文のママ）としているが何故政務調査研究活動の部分が1/2になるのか不明である。明確な説明を求める。説明に合理性・妥当性が無い場合は183,750円の返還を求める。

29. B議員（S会派）

政調費交付額 1,920,000円 （残額 895,000円）

要返還額 1,025,000円

I. 総括的な収支状況について

I. 支出状況

21年度のB議員の政務調査費の総括的収支状況は、次の通りである。

① 収入年度合計 1,920,000円

内訳 21～22年4月、7月、10月、1月（各月10日）に

各々3か月分の政務調査費を受領 480,000円x4回=1,920,000円

② 支出年度合計 1,025,000円

内訳 21年4月13日 支出科目 研修費

法政大学大学院創造研究科学費として支出 1,025,000円

（その他の支出計上なし）

③ 残額

895,000円

2. 上記の支出状況の問題点

(1) 21年度の政務調査費の支出が、上記の法政大大学院の学費の1件のみで、他は全くないというのは、まったく異例の支出報告である。

議員として区政のために仕事をしていれば、それに伴う諸経費が、何がしかでも発生する筈であり、B議員の場合でも、少なくとも新聞購読料、電話代、インターネット接続料等は発生している筈である。それを、本来議員の歳費の中から負担するものであるから、政務調査費として請求しないというのであれば立派であり、他の議員も倣われるべきである。

しかしながら、政務調査費使途基準の規定上で認められている諸経費の支出を実務的に算出して計上することを放棄し、それに代えて、本来の議員活動とは無関係な個人の学歴・資格の取得と学識・能力の向上を目的とする大学院通学の学費を、政務調査費からの支出に計上して収支報告を行うのは、下記の通り、まことに荒っぽい（大胆にして粗雑な）やり方であると言わねばならない。

しかし、もともと議員としてあるべき活動はしていないのであるから諸経費は発生しないということであれば、言うべき言葉もない。

(2) B議員は、19年度においては、極めて多額の郵便切手を取ってわざわざ池袋・渋谷などの区外の郵便局で購入したとする異常な収支報告書を提出し、監査請求と同時に政務調査費を全額返還している。また、20年度においては、郵便切手24,000枚192万円及び新聞購読料87,996円の支出の政務調査費支出報告書を一旦提出・開示した後、議会事務局を通じて回収し、政務調査費192万円を全額返還している実績（前歴）がある。

その毎年の一連の経歴から判断して、当21年度の政務調査費収支報告においては、手段を変えて、郵便切手の請求でなく、大学院の学費を政務調査費から支出請求する方法を使ったものとするのが順当である。

以上の通り、B議員の政務調査費に関わる対応は、非常にいい加減で、でたらめであり、又経費請求上のモラルに反するものである。そのことだけからしても、21年度の政務調査費は全額返還を求めねばならない。

II. 大学院学費を政務調査費として支出請求することの当否について

本来個人の学歴・資格の取得と学識・能力の向上のためである大学・大学院通学の学費を議員が政務調査費として支出請求することの当否については、一般的・無条件に認められるものではなく、特定の条件を前提とした例外的な場合（議員としての活動のために、実際に具体的に特定の大学・大学院における特定の研究・学習を必要不可欠とする場合など）を除いては、基本的には認められないとするのが常識的な考え方である。

そこで、B議員の場合がその例外に該当するかどうかの問題であるが、下記の諸点からして該当せず、到底認められるものではない。

したがって、21年度の政務調査費は全額返還するべきである。

1. B議員の大学院入学は個人的目的のためである。

- (1) B議員の大学院在学は「地方分権の時代にあり、先端政策を学び区政に還元するため」とのことであるが、大学院学費の政務調査費からの支出請求は21年度が初めてであり、普通に考えれば、当年度にその目的のために大学院に進学し、初年度に在学していたとも受け取るところである。ところが、B議員が21年度（09年度）政務調査費として支出請求している法政大学大学院創造研究科の09年度の学費の内容は、同研究科博士後期課程2学年度の学費であり、つまりは、B議員は既に前20年度から同博士後期課程に在学していたのである。

したがって、当初の大学院博士後期課程への入学自体は「先端政策を区政に還元する」目的のためではなく、個人的目的と動機のためであると判断しなければならない。

- (2) 法政大学大学院政策創造研究科は、主として社会人を対象とした、いわゆる「独立大学院」であり、修士課程の授業は平日夜間および土曜日の時間帯である。（博士後期課程においては通学時間は指導教授によって異なる）同大学院後期博士課程の在学期間は3～6年であるが、下記ホームページの抜粋引用の通り、社会人の修士課程（博士前期課程）修了者への博士号の取得・授与を目的とする。

同大学院博士後期課程への入学資格は、同大学院または他大学院での修士課程修了者であることが前提である。

15年の選挙公報によればB議員はA大学文学部卒である。大学院博士課程への進学には、その前提として大学院修士課程を修了していることが要件であるから、B議員は18年4月以前から20年3月までに最短2年間大学院修士課程に通学し、修士号を取得されていなければならない。したがって、その間、区議として活動される傍ら大学院修士課程に在学されていたことになる。

上記の状況と経緯が示すとおり、B議員は20年度までの間、最短3年間は大学院修士課程および博士後期課程に在学し、その間に学費を政務調査費から支出請求することなく経過していたのであるから、これまで、大学院在学の目的と動機は個人としての学歴・資格の取得と学識・能力の向上のためであると自己認識していたものと判断する以外にない。

〈法政大学大学院政策創造研究科ホームページからの抜粋引用〉

博士後期課程

高度な専門職の知識と実務能力を持ちながら、さらに博士号取得を目指す学生の要望に応えるために本研究科では博士後期課程を設置します。近年、特に社会人の修士課程修了者が更に研究することを望む傾向が強くなり、このような潮流は、グローバル社会の中で日本人が活躍する上で欧米のように博士号を持つ必要があると考える高度専門職業人が増加していることを裏付けるものであるといえるでしょう。博士号が国際的の活動するための資格、とくに国際機関で働くための資格となっている点も、わが国の将来を考えると無視できない事情になっています。

（以下省略）

2. 21年度の大学院在学による研究・学習の目的と内容について

B議員の大学院通学のももとの目的と動機は、上記の通り、個人の学歴・資格の取得と、またはそれに加えて学識・能力の向上のためである判断されるが、それでは、学費を政務調査費として支出請求した21年度の大学院在学の研究・学習の目的と内容についてはどうなのかということが、次に問題となる点である。

しかしながら、この点についても結論として、下記の諸点からして、21年度の大学院在学は、その目的において前年以前からの大学院在学の延長にあるものであって、21年度の研究が区政のためのものであり、区政に還元し得るものとは到底言えず、やはり、前年と同じく議員の個人的目的のためであると判断する以外にない。

- (1) 21年度（09年度）の発表論文について

B議員の21年度政務調査費収支報告書に添付された資料によれば、下記の記載があり、発表論文が添付されている。

* (大学院通学の目的)

「地方分権の時代にあり、先端政策を学び区政に還元するため」

* 2009年度発表論文

①21世紀社会デザイン研究学会誌

「自治体における市民参加と〔政策需要〕のあり方」

－東京都X区のエデュケーション現場の事例を中心に－ (論文添付)

②地方自治体の研修制度と能力開発の関係」

－東京都X区の幹部職員を事例として－ (論文添付)

そこで、論文①と②の内容について、通読の上判断すると、下記の通りである。

イ. 結論として、①と②共に 区政の現状を分析して、新しい政策を提起し、区政に役立てるものではない。または、直接 区の問題を取り上げるものでなくとも、研究の結果を参考にして間接的に区政に還元できるものでもない。したがって、B議員の私人・個人の大学院での提出・発表レポートであるとしても、それを発表していただくために学費を政務調査費＝区民の税金で負担して支えるべき内容には該当しない。

ロ. むしろ、論文①は特定の党派の主義主張に偏った視点での論述が行われている点で問題である。また、論文②で取り上げられている研修制度にしても、その導入が種々の論議を呼ぶ問題であり、特定の議員に研究を委託する問題ではない。

ハ. したがって、政務調査費からの学費支出は認めるべきではない。

①論文「自治体における市民参加と〔政策需要〕のあり方」について

市民の参加を通じて生み出される「政策需要」が、自治体と市民の間を循環し、相互作用によって新たな発展が期待される。としながら、その事例として杉並区和田中学の「市民本部」を挙げている。しかし、その「市民本部」が「市民の参加」の事例になるのであろうか？ また、「市民本部」の設立を推進した人たちの視点からのみで論評して紹介しているのは問題である。さらに、論文はその紹介だけで終わっている。

②論文「地方自治体の研修制度と能力開発の関係」について

この論文の事例も、多分 杉並区の研修制度の事例であると思われるが、たんなるその紹介だけである。また、最後に、本論は 他の自治体には当てはまらないなどと逃げを打っているが、研究論文としていかなるものか。

(2) 研究・学習の区政への還元について

下記の通り、区政への還元は現実にはあり得ない。

① B議員によれば 大学院通学の目的は「地方分権の時代にあり、先端政策を学び区政に還元するため」とのことであるが、「分かったようで分からない」説明である。

イ. 地方分権とは中央集権の対義語であって、本来、特に政治・行政において統治権、とりわけ内政上の諸権限や財源を、中央政府から地方政府・自治体に部分的、或いは全面的に移管することを意味するが、果たして現在のような時代にあるのだろうか、甚だ疑問である。ただし、それが国と地方自治体の行政事務の権限および分担範囲を見直して地方に移管することを目的として11年に成立した地方分権一括法と、それに伴う地方自治法の改正のことであれば、既に ほぼ12年(2000年)頃、つまり10年前に現行の形に制度化されて現在に至っている。

ロ. その「地方分権化」において、地方公務員並びに地方議員の政策立案能力と法務能力の向上が必要であり、且つ期待されるとされるが、その内容は実務・実利的な高度の専門的知識と処理能力のことである。

先端政策とは具体的には何か、「地方分権化」と先端政策を学ぶことの関係、先端政策の学習・

研修と「区政への還元」の関係、また何がどのように区政に還元されるのか、については抽象的に表現されても理解不能である。区民がそのような「説明」だけで議員の学費負担に納得出来る筈はない。

ハ. いずれにしても、そもそも、上記論文①②共に地方分権を推進・実現するための問題分析や新たな政策提言についてはまったく何も書かれていない。もともと、両論文の研究テーマにはそれはないのである。

また、「分権化」に対応した知識と能力の向上を目的とするならば、その趣旨と目的で設立された専門職大学院である公共政策大学院（東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、明治大学公共政策大学院等）に通学して学ばれるのが基本である。

②「区政への還元」については、B議員は21年度においても22年度においても、区議会で質問・発言をされた実績がない。そのB議員による「区政への還元は有り得るはずがない。

(3) 大学院への通学の決定・判断について

イ. B議員の大学院への通学の決定は、上記1. (1)・(2)項に記述した通り、議員自身が資格取得または学識・能力の向上の個人的目的のために数年以前に行われて、以来継続していることであるが、21年度の大学院博士後期課程での「政務調査費による」研究・発表もB議員単独の決定で行なわれたことである。

ロ. 政務調査費が各議員への個別支給であり、事前給付の後精算であることからして、B議員が単独の判断で21年度政務調査費収支報告書の作成時(22年4月)に「学費納入済額証明書(2010年2月10日付)」を添付して09年度学費の支出請求を行ったものであり、事前に区議会、区議会議長、或は所属会派の承認または派遣委託を受けたものではない。この点は非常に重要なことである。

ハ. 区議会または区議会議長の承認がなかったのは明らかであるが、所属会派の承認または派遣委託についても、もしあったとすれば、政務調査費収支報告書の作成時にその説明を付記するか、または資料として添付している筈であって、今更「実はあった」などと言うならば極めて不自然であり、ありえないことである。

3. 練馬区議会の事例と裁判の判例について

(1) 練馬区議会の事案は、前提となる諸事情や条件が異なる。

B議員が21年度の政務調査費収支報告において、これまでの郵便切手の支出請求に代えて、大学院の学費を支出請求することにした動機は、練馬区の政務調査費の問題に関わる東京高裁の判例(18年11月8日判決)にあると推測されるが、この練馬区の事案は今回のB議員の事例とはその前提となる諸事情や条件が異なり、同一には受け取れるものではなく、また判決は一般的・無条件に地方議員の学費を政務調査費から支出することを認めたものではない。一定の条件を前提とするものである。

(2) 判例の練馬区議会の政務調査費問題の概要・要点

① 問題の概要と経過

練馬区議会の事例の概要は、同区議会諸会派(区議会自民党、社民党区議団、民主新緑・無所属議員団、区議会公明党)と所属議員の16年度の政務調査費の支出請求が不当であるとして、区議のF氏が同区監査委員に監査請求を行ったが請求を棄却されたため、練馬区長に対して、各会派に不当利得の返還およびその間の利息の請求を行うことを求めて、17年11月18日に東京地裁に訴えを起こしたものである。民主新緑・無所属議員団所属N議員の大学院学費の支出請求に関する件はその内の一つである。

東京地裁での一審裁判でF議員が提訴した内容事案の全件について訴えが認められず敗訴(18年7月14日)したため、東京高裁に自民党議員のホームページに関する件と上記N議員の大学院学費の支出請求を不当とする件についてのみを不服として控訴したが、結果的に18年11月8日の高裁判

決により、F議員の敗訴に終わっている。

② この問題の特異点

イ. 区民または区民団体が同様の訴えを裁判所に提訴したのではなく、区議会議員が手続き形式上同区の区長を相手として、同区の議員を訴えたものである。

ロ. F議員は弁護士に依頼せず本人訴訟で訴えを起こしたのに対して、練馬区側は4名の弁護士を代理人に立てて応訴した。

③ 裁判所の認定（N議員の大学院学費の件以外は省略）

裁判所の判断について、より詳しく後述するが、

イ. 一審東京地裁の判断の要点は、次の通りである。

N議員の明治大学公共政策大学院での勉学は、当大学院の設立の趣旨と教育内容からみて 地方自治法の制定の趣旨・目的に合致しており、違法とは言えず、適法である。大学院への通学は区の政務調査費使途基準の「研修費」の規定に反するとは言えず違法ではない。大学院の学業終了後に修士号を取得することになっても、それは結果として得るものであり、そのことで学費の政務調査費からの支出が適法でないとは言えない。

ロ. 控訴審東京高裁の判断では、一審の判決に次のことを付け加えて、控訴を棄却するとした。

N議員の通学は、Nの所属会派が同会派所属議員を会派として大学院に派遣したものであり、同大学院の教育内容は区政に役立つものである故、区政に関係のない個人の資格取得が目的であると言うことはできない。

④ 判決の結果について

以上の判決が判例となり、以後、地方議員の大学・大学院などへの通学の学費を政務調査費から支出請求することについては、認められないものではないが、「通学する大学・大学院の設立の趣旨と教育内容が 地方自治法制定の趣旨・目的に合致していること、勉学の結果が区政に役立つものであること」及び「区の政務調査費使途基準に大学・大学院への通学を制限する明文規定がないこと」に加えて、「入学が、その議員の議会における所属会派の決定により会派として派遣されたものであること」が要件となった。学費を政務調査費から支出請求することは、無条件に認められるのではない。

⑤ 裁判所の判断について

イ. 会派としての派遣と認定した点について

① 東京高裁は「会派による派遣」と認定しているが、しかし、事実その通りであるかどうかについては、「実際には、N議員の学費支出請求について 所属会派の中で賛否の両論があったが、結論として「まあ、よいだろう」となって認められたものであり、事前に会派の中で議論してN議員を適任として大学院に派遣することを決定し、その上で通学したのではない。」との情報があり、それが区民の大多数の判断である。

② 現実に、練馬区民の大多数が「N議員の大学院通学は会派による派遣」である等とは信じておらず、逆に「N個人の学位資格取得が目的である」と判断している。

その証拠に N議員は高裁判決の翌年19年4月の区議会選挙において再選されず、下位で落選している。

ロ. F議員の敗訴の要因について

上記の裁判所の判決結果については、下記の条件が、裁判所の心証形成と判断にかなり影響したと考えられる。条件によっては、F議員は一部勝訴したかも知れない。

① F議員の単独の本人訴訟であったこと。F議員の訴訟技能の問題が考えられる。

② それに対して区側は4名の弁護士を代理人に立てて応訴した。

③ 区側の法廷戦術

F議員はこれまで数々の告発を行ってきた人物として知られており、区側の弁護団は法廷戦術

として「本件の訴訟も告発マニアであるF議員の売名行為である」との訴えを行って裁判官の心証形成を有利に運んだものと十分に考えられる。

* なお、F議員は、19年4月の区議会選挙では再選されず、N議員と共に下位で落選している。

(3) B議員のケースとの比較

上記の通り、B議員の場合については18年11月8日の高裁判決の判例の事例とは、多くの点で前提条件が異なるので、判例によって認められていることにはならない。

- ① 練馬区の場合は 政務調査費は各会派に支給されており、個々の議員には支給されない。よって、無所属の議員は ある会派との合同会派を組んで政務調査費を受給している。その点が、個々の議員に政務調査費が支給される杉並区の場合とは異なる。
- ② B議員の法政大学大学院創造研究科への通学は、所属会派の決定で会派として派遣されたものではない。その点、事実実態がどうであれ、東京高裁が「会派として派遣された」とする練馬区のケースとは異なる。
- ③ B議員の場合は、個人の判断と目的で大学院修士課程・博士課程に入学している。
- ④ 裁判所の認定の背景には東京大学を初めとする「公共政策大学院」の評価がある。公共政策大学院は専門職大学院（一修士(専門職)号授与)であるが、B議員が在学されている法政大学大学院創造研究科博士後期課程は 従来型の独立大学院（社会人対象の夜間・土曜授業）の博士課程（一博士号授与）である。
- ⑤ 同大学院博士後期課程への通学が区政に資するものと認定されるかは甚だ疑問である。同課程は修士課程を修了した社会人が博士号の取得を目的とするものである。

4. 今後の問題

今後の問題として、本来は 各議員はその能力・知識が既にあるから議員になっておられると考えるべきであり、今後、本当の意味で必要であり、区政に役立ち、区政に資する、区政のための議員の大学等への通学までを否定し制限するつもりはないが、各議員が個々勝手勝手に判断して大学等に入学し、あるいは学費を政務調査費から支出請求することには、一定の基準・制限を設けるべきである。

具体的には、区の政務調査費使途基準に「学費」についての規定を定めるべきであり、規定の内容としては、少なくとも次の事項は入れるべきである。

- ① 議員個人の判断による大学・大学院等への通学は認めない。
- ② 区議会に事前に申請し、承認を得ることを必要とする。

以上のことを区民として提案する。

従って、学費として、費用計上した1,025,000円の返還を求める。

30. ○会派

政調費交付額	<u>11,520,000円</u> （残額 3,684,229円）
要返還額	<u>1,551,791円</u>

A. 調査研究費

- ① 1月29日の「減税自治体構想」の調査研究費200,000円について。O-7氏の領収書には、「減税自治体の調査研究費として」と記載されているが、資料の添付がなく、政務調査研究としての内容を明確にできない。又、添付された領収書のO-7氏の名前の上は黒テープが貼られているため、O-7氏がどのようなことを研究している人なのか、またどんな調査研究をしたのか不明であり、会派として、何を学んだのか情報の開示を求める。更に、添付された領収証には、収入印紙が貼られて無く、領収証としての要件を満たしていない。従って、当該調査研究の情報開示と要件を満たした領収証の添付を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、調査研究費とは認められず、200,000円の返還を求める。（添付コピー15参照）

E. 資料購入費

- ① 資料購入費330,167円について。赤旗日刊（月2,900円）・日曜版（月800円）、赤旗縮刷版（月4,500円）、民主青年新聞（月680円）、われら高校生（月380円）、女性の広場（月300円）、月刊経済（月980円）、新婦人新聞（月400円）、月刊民商（月300円）など、共産党関連の出版物が多く占めている。所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環と考えるべきであり、政調費の支出とは認められない。よって上記の購入代金計134,880円の返還を求める。
- ② 3月29日の「日本教育新聞」15,750円は2010年1月から6月の代金である。4月から6月は次年度なので7,875円の返還を求める。
- ③ 3月29日の「建築とまちづくり」7,800円は2010年1月から12月の代金である。4月から12月は次年度なので5,850円の返還を求める。
- ④ 8月28日の前杉並区長山田宏著「日本よい国構想」の本を区議が6名しかいないのに7冊を3,500円で購入した。〇会派として1冊とすべきである。3,000円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 12月15日のはがき代について。〇-5・〇-3・〇-2・〇-4・〇-6区議の区政報告としているが、内容は新年の挨拶であり、政調費とは認められない。300,000円の返還を求める。
- ② のぼり旗購入について。2月25日に「減税自治体構想アンケート幟旗」を79,380円で購入。3月29日に「核兵器のない世界を」の幟旗を45,360円で購入。幟旗は政務調査費と認められないので124,740円の返還を求める。
- ③ 電池代計16,136円が広報費と事務費で按分されず計上している。政党活動分の按分がなければ、全額16,136円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 5月25日にHP利用料（区議団、区議6名分）が2分の1の按分比で220,710円支出している。区議により更新回数の多少があり、赤旗新聞の宣伝もある。2分の1に按分した理由の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がなければ220,710円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 人件費538,600円について。常時区議会の控え室で勤務し、政党活動も兼ねていると思われるので按分し返還を求める。按分なき場合は全額538,600円の返還を求める。

31. C議員（T会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 22,946円）

返還要求額 1,754,023円

A. 調査研究費

- ① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階で、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な支出が行われていない。従って、具体的な交通費として、支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。平成20年度政調費の計上の場合と比較して、神奈川県でのチャージ料が減少したが、杉並区外でのチャージ料は、相変わらず多い。しかし、交通費としての経費を示す領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、142,500円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 書籍を6点購入し、20,285円を計上している。領収証に、ポイントを含むと記載されており、具体的なポイント数が明示されていないため、議員サイドで、それらのポイント数を確認し、それに相当する金額の返還を求める。

F. 広報費

- ① レポートが3紙発行されているが、発行年月日やナンバー等の記載がなく、明確な発行日を特定出来ないが、内容から、最初が平成21年10月（A紙とする）、2番目が平成22年2月か3月（B紙）、最後が同年3月（C紙）と推定される。A紙は、決算特別委員会における質問項目とコミュニケーション・ポリシー及びこども未来館についての提案から主に構成されている。B、C紙共に、平成22年度予算の特別委員会での10項目の質問のポイントと一部提案内容が解説されており、紙面の構成の仕方が異なっているが、ほぼ同一の内容である。
- ② 平成22年3月に、区政レポートに関連して、印刷代391,450円、作成料30,000円、配布代367,500円の合計788,950円の経費を計上している。又、同3月に、臨時職員による区政報告の配布等の人件費として80,000円が計上されている。しかし、これらの経費支払に関する領収書には、どの区政レポートが対象になっているかが不明であると共に、印刷・配布枚数、単価等の内訳の明示がない。更に、作成料30,000円の領収書の収入印紙には割り印がなく、配布代として（小）小平広告に支払った367,500円の領収書の支払額、但し書きの部分の文字が消えており（添付コピー16参照）、一般の取引における領収書の形をなしていない。これらの支出について、正式な領収書の再提出を要請するが、それがなされない場合は、合計788,950円の返還を求める。

G. 事務費

- ① インターネットの経費として、按分なしで、21,648円が計上されているが、一般常識上も、議員の活動は広範に亘っており、政務調査研究活動に限定されない。従って、按分なしの根拠の開示を求めるが、その理由に、合理性・妥当性がない場合は、全額21,648円の返還を求める。
- ② パソコン修理代66,783円を、按分比80%で計上しているが、その按分の根拠の明示がなく、政調費への計上への合理性・妥当性の検証ができない。従って、按分比の根拠の開示を求めるが、その理由に、合理性・妥当性がない場合は、全額66,783円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 賃借している自宅（4LDK）のうち、2階部分を占める3室（20.43帖）を事務所として使用し、私室は、1階部分の1LDKと5.25帖の部屋と報告されている。全月額賃料220,000円のうちの40,100円を政調費に計上している。更に、光熱費として、月額40,942円を計上している。しかし、政調費へ計上する按分の尺度等の理由も明示されず、不明であり、事務所としての実態を明確に把握する事ができない。従って、事務所に関連して計上された合計額522,142円の返還を求め、又、監査委員に、その実態を精査することを要求する。なお、平成20年度の政調費の収支報告では、1,2階に分かれ、LDK全室と2部屋を、事務所として、経費を計上していた。

I. 人件費

- ① 平成20年度の政務調査費の収支報告書では、レポート発送を切手購入としていたが、平成21年度の当該収支報告書では、人件費として計上されている。平成21年10,11,12月、平成22年3月に、勤務内容を区政報告配布（一部作成補助と発送）として、臨時職員2名に合計212,000円を支払、人件費として計上されている。その勤務時間は、10:00-18:00あるいは10:00-19:00となっており、一日に最大8時間、区政報告のポスティングを行ったことになり、特に10月-1月の17:00-19:00は、真っ暗であり、請求人が住んでいる地域でも、この時間迄8時間も続けるのポスティングは、不可能と思われる（添付コピー17参照）。ポスティング業者でも、2日続けて、一日に8時間、しかも12日間も8時間のポスティングを行わない。平成22年3月に、業者に、367,500円の経費を支払いポスティングしたことになるが、印刷・配布枚数の明示がなく、不明であるが、議員は、一時間あたりのポスティングの平均枚数を理解しているか疑問を持たざるを得ない。人件費の支出の実態について、一般常識上からも、明確な情報開示と説明がなされない場合は、計上された人件費212,000円の返還を求める。

J. 領収書について

- ① 領収書として、銀行の通帳の表紙のコピーと関係する引き落とし部分一行を残し黒塗りされた通帳面のコピーが、添付されている。このような開示の仕方では、一般常識上からも、同一人物の通帳であるかどうかに加え、何に対する領収書であるかを判別することはできない。政務調査研究に資するために公金が交付されている趣旨からは、支払相手から、内容が明示された領収書を取得し添付すべきである。

領収書のあて先として、CとC-1が混在しているが、同一人であること等の明記がない（添付コピー18参照）。政調費の経費への計上には、議員本人名義の領収書が条件であり、他人名義の領収書により計上された経費は、政調費に該当しない。

32. D議員（T会派）

交付政務調査費 1,920,000円（残額 なし）

返還要求額 1,768,120円

A. 調査研究費

- ① 映画「意思の勝利」（備考にナチのプロパガンダ）鑑賞を、政務調査研究の経費として、計上することは、社会通念上、認められない。1,000円の返還を求める

- ② 自宅から区役所への交通費の計上は、平成18年に規定された議会・委員会開催中の費用弁償廃止の趣旨に反する。

4月13回、5月15回、6月20回、7月15回、8月14回、9月16回、10月15回、11月、19回、12月15回、1月16回、2月は区役所のみ20回、3月21回 合計199回の交通費136,280円の返還を求める。

B 研修費

- ① 平成21年11月に、「日本よい国構想研究会」主催のフォーラム・セミナーへの参加費の支払いを計上しているが、その講演者は、当時の区長であり、その講演を聞くことが、政務調査研究に資する研修と称することには、一般常識の上からも疑義が生じる。従って、その参加の経費は、政調費には該当するとはいえず、5,000円の返還を求める。

- ② 間接税会（収支報告書には、関税会となっているが、誤記と推定した）の年会費（H21. 4 - H22. 3）として、1/2の按分比で、3,000円を計上している。会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しない。従って、会費を払うことにより、当該誌等を購入することは、公金ではなく、個人資金で賄うべきであり、3,000円の返還を求める。なお、平成20年政調費収支報告書では、当該会費を6,000円として、按分なしで計上しているが、今回その按分比1/2にした理由の説明を求める。

E 資料購入費

- ① 以下は、平成22年4月以降の雑誌購入であり、政調費交付年度外の支出で、要返還である。4/6に、「がんばろう日本」の年間購読料（平21年5月－平22年4月）の4月分297円（3,500÷12=291、振込料80÷12=6、291+6=297）、10/29「致知」年間購読（H21. 11－H22. 10）10,000円の支出のうち、平成22年4月以降の7ヶ月分5,831円（=833円（1ヶ月分）x7ヶ月）、5/8議員NAVI（H21. 5－H22. 4、第一法規）の年間購読料22,500円の4月分1,875円、ガバナンス（H21. 5－H22. 4）の年間購読料の4月分800円、合計8,803円が、要返還額である。

- ② 9/28「ジャパニスト」No. 1－No.4年間購読料2,800円、1/28「ジャパニスト」No. 5－No.8年間購読料2,800円とあるが、購読期間が不明であり、その情報開示を求めるが、それがなされない場合は、5,600円の返還を求める。

- ③ 政務調査研究とは関係なく、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習である。従って、政務調査研究活動のために、資料購入をする場合は、特に新聞、雑誌等を購入する際は、社会常識上、具体的な目的が明示されるべきである。少な

くとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。日経新聞を12ヶ月購読し、その経費を計上しているが、日経新聞を購読する合理性・妥当性のある理由の明示がない場合は、その経費52,596円の返還を求める。

- ④ 5/7に、「学士会報」の年間購読料として、4,000円が支出されているが、学士会の会員になりその会費を納めることにより、会報が送られてくるため、4,000円の支出は、学士会費である。会費の支払はその会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しない。従って、会費は、公金ではなく、個人資金で賄うべきであり、4,000円の返還を求める。
- ⑤ 5/21書籍代「ゴールドスタンダード」、「モモ」2,730円、2/18「もし高校野球のマネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら」1,680円は、小説であり、娯楽性が高いため政調費からの支出は不適切であり、4,410円の返還を求める。
- ⑥ その他の雑誌、書籍代として、合計157,790円を計上している。

議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、経費を計上しているが、一般常識からは、個人の所有として購入する前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧・貸出しの可能性の有無を確認すべきである。しかし、費用計上した書籍の領収書の備考欄には、その購入理由が記載されていない。従って、購入費を計上した書籍について、それらを、何故公金で購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、書籍費として計上された157,790円の返還を求める（選挙の経済学、議員力検定、議員力検定マスター問題集、議員力のススメ、政策法務辞典、いつか全ての子供たちに、国をつくるという仕事、生活保護手帳2008年版、金融入門、発達がわかれば子どもが見える、最強国家ニッポンの設計図、日本人の歴史教科書、読み聞かせわくわくハンドブック、政治の精神、半島へふたび、自転車利用促進のためのソフト施策、政務調査費ハンドブック、赤ちゃん脳科学、今こそモアアレントを読み直す、希望の国エクソダス、希望の国エクソダス取材ノート、社会福祉の動向2009、三重県議会・その改革の軌跡、小学校学習指導要領解説、小学校学習指導要録、自治体を民間が運営する都市、学問のすすめ、日本の難点、日本を貶めた10人の売国政治家、なぜ私たちは0歳児を授かるのか、それでも日本は戦争を選んだ、ピュラエヴィッチ紙幣、人を動かす力、週末企業サバイバル、脱学校の社会、議会基本条例の考え方、自治体法務検定公式テスト、地域主権道州制、地方議員、思考の整理学、医療の経済学、地方議会改革マニフェスト、日本はなぜ貧しい人が多いのか、生活保障、社会主義と個人、47都道府県コレマジ?!条例集、ザ・クリスタルボール、新地方議会の話、人生信条、修身教授録、地方自治小六法、社会福祉の手引き、社会保障制度、地方税ミニガイド、創られた東京裁判、インフルエンザは制圧できるか、安全保障としての医療と介護、第三の道、地方議会運営辞典、震災列島、松下幸之助が考えた国の形、世帯分離活用術、衆愚の時代）。

F 広報費

- ① 「D区政報告」として、vol. 23(平成21年春号), 24(夏号), 25(秋号), 26(平成22年新年号), 27(春号)及びvol.25と27のはがきでの要約版が発行されている。それらの郵送料について、4/3、6/26、8/7、11/2、1/12、3/30 合計1,042,376円の経費が按分なしで計上され、更に、10/21 はがき印刷代 16,800円 (Vol. 25要約)、3/20はがき印刷代 19,290円 (Vol. 27の要約版) (次年度4/25、4/28の分が含まれている)、6/4用紙、封筒、ラベル31,420円が、関連経費として合計67,510円が支出され、按分なしで計上されている。

報告書は、選挙活動、政党活動、後援会活動が多いことに加え、区の広報等で知れるものが多く、按分をしていない理由を明示することを要請する。それがなされない場合には、全額の1,109,886円(1,042,376円+67,510円)の返還を求める。

G 事務費

① 固定電話

領収書には、受取人の部分に黒テープが貼られ、本人確認が出来ない(添付コピー19参照)。通帳のコピーと本人手書きで備考欄に「固定電話量(00月、¥00、NTT*1/2)」とあるのみである。本人確認が出来るNTTからの口座振替の案内があり、その添付を要求する。

以上のことから、固定電話の持ち主がD議員のものと特定できない為、4/6、5/7、6/5、7/6、8/5、9/7、10/5、11/5、12/7、1/5、2/10、3/5に支出された計25,683円の返還を求める。なお、4/6の計上分は、政調費交付年度外の支出である。

② 携帯電話料

携帯電話代として、その年間経費の50%を按分し、26,322円を計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、按分比について、合理性・妥当性のある理由の説明がない場合は、26,322円の全額返還を求める。

③ PC保証料として、80%の按分で、800円/月、年間9,600円の支払いが計上されているが、按分比の根拠及びどのような内容の保証料の支払であるか、情報開示を求める。その理由に、合理性・妥当性がない場合は、9,600円の返還を求める。

H 事務所費

① 事務所費として賃借マンション(自宅)賃料156,000円+管理費4,000円=160,000円の1/10を按分して1ヶ月16,000円を、公金である政調費から支出・計上している。又、自宅で支払われている電気、水道、ガス代についても、1/10の按分をして、事務所費として、公金から支払われている。しかし、マンションの賃貸借契約書の提出が無く、不動産会社の賃貸マンションのビラが添付されているのみであり、事務所としての使用実態が不明である。自宅マンションが事務所の場合は、一般常識上、計上額に係らず、公私混同が生じる可能性があり、按分比の根拠も含め、事務所として使用していることについて情報の開示を求める。その理由に、合理性・妥当性がない場合は、事務所関連費合計218,150円の返還を求める。

33. E議員(T会派)

交付額 1,920,000円 (残額 なし)

返還要求額 1,915,621円

A. 調査研究費

① スイカのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、スイカへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な交通費の支出が行われていない。従って、具体的な交通費の支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、スイカチャージとして計上した全額、11,400円の返還を求める。

② ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%を按分した額合計35,766円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、

その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。 今回の計上には、自動車を利用せざるを得ない合理性・妥当性のある理由の明示が無く、ガソリン代の全額35,766円の返還を求める。更に、4回の駐車料金1,000円の支払が計上されており、上述と同じ理由でその返還を求める。

③ タクシーの利用：

区内における区民からの意見聴取・区民相談の為の移動に加え、研修・セミナー参加、街路灯調査（千代田区）のために、多くの場合、住まいのある西荻窪からタクシーを利用している。議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること）がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関を利用すべきである。提出された政務調査交通費記録簿には、タクシーを利用せざるを得ない理由の明記が無く、タクシー利用料金の全額の返還を求める。返還要求額は、64,730円である。

④ 平成21年9月に、飯田市の視察の経費21,250円が計上されている。その報告書によると、飯田市は、国により指定された「環境モデル都市」の一つで、「エネルギー自立都市を形成する」ことを大目標にしており、それを確認することが視察の目的とされている。しかし、視察の結果として、どの様な形で区の行政へ反映させるべきか、あるいは、全く関連付けることができないことが判明したのかを含め、政務調査研究としての位置づけが一切なされていない。一般市民感覚からは、飯田市を直接訪問する前に、種々の手段を用いて、事前調査を実施することは、充分可能であり、又、そうすることによって得られる内容が大部分と推定され、公金である政調費に計上することは認められない。従って、当該視察行について、更なる情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費21,250円の返還を求める。

B. 研修費

① 阿佐ヶ谷区民センターの集会室を借りて、平成21年4、5、6、7、9、11、12月、平成22年2、3月の計9回の研修（施設使用料合計37,000円）を実施している。そのうち、5回に、講師料（合計55,000円）の支払がある。しかし、その研修の目的・内容だけでなく、参加人数等について説明する資料の添付がなく、政務調査研究に該当するかどうかを判別することができない。従って、92,000円の返還を求める。

② 経済問題研究会主催の研修会に、合計6回参加（各参加費10,000円）しているが、題名の記載のみ（題名が記載されていない研修も1回あり）であり、政務調査研究とどの様に関係しているか明示されていない。従って、政調費に支出に該当するか判別できないため、合計の経費60,000円の返却を求める。

③ 平成21年12月、平成22年1月、2月に、各々、未来を創るワールドシフト（参加費4,000円）、実践倫理宏正会（同12,000円、平成20年度政調費収支報告書では、自主返還されている）及び首都大学東京の主催する会（同15,100円）に参加し、研修費として計上しているが、それらの内容についての資料添付が無く、政務調査研究活動とどの様に関係するか明示されていない。政調費への計上の合理性・妥当性を判別できないため、参加費合計31,100円の返還を求める。

C. 会議費

① 「一人の意見聴取のための喫茶」として、28回、喫茶店での区民意見聴取のため会合を持ち、合計9,700円の費用を計上している。それらの意見聴取で得られたことを、どのような形で、区政の活性化に反映されているか明記されていない。政務調査研究の手段として、どの様に捉えているかについて、情報開示を求める。

D. 資料作成費

① 写真現像(2,773円)、コピー(320円)、テープ起こし(20,000円)との表記で、計上されているが、具体的内容の明記がなされていない。従って、政務調査研究活動としての根拠を求めるが、それ

に、合理性・妥当性がない場合は、全額23,093円の返還を求める。

- ② 会派コピー代が、所属議員の割り振り分として計上されているが、その詳細が明示されていない。従って、政調費としての支出の合理性・妥当性が、不明であり、計上額3,106円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 政務調査研究とは関係なく、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習である。従って、政務調査研究活動のために、資料購入をする場合は、特に新聞、雑誌等を購入する際は、社会常識上、具体的な目的が明示されるべきである。少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。従って、朝日新聞の購読について、合理性・妥当性のある説明を要請するが、それが無い場合は、10か月分の経費計上分39,250円の返還を求める。
- ② 大衆紙とされている夕刊フジ、日刊ゲンダイ等を、年間で33回購入し、その経費を計上している。それらの購入理由について、議員の自立ある明確な説明を要請する。
- ③ 月刊「日本の進路」及び「日本の進路」議員版を、各々2010年1月－12月（4,000円）、2月－11月（1,000）の分の購入費5,000円を計上しているが、平成22年4月以降の政調費交付年度外の分について返還を求める。要返還額は、3,800円である。
- ④ 議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書の施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。従って、対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、60,942円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、購入費の全額の返還を求める。要返還額は、60,942円（運命の人、ホームレス・現代社会・福祉国家、アメリカから見た日本・日本から見たアメリカ、曾我氏の正体、借金ゼロ生活術、株式会社がわかる本、森を歩く、徳川家の謎、神去なあなあ日常、精神科医は何を考えて、うつは食べ物が原因、確定申告ガイド、森づくりの明暗、伊那谷の柴茶、潮騒の伊那谷、地球温暖化、無理、金融用語、暴走する世界、公務員クビ論、戦禍の日記、マクロ経済学、日経大予測、マルクスだったらこう考える、碧いうさぎの涙、マタギ、保育園改革のゆくえ、不登校からの出発、密約、政党崩壊、新自由主義、バケツ、戦後世界経済史、帝国アメリカに近すぎた国、笑いと治癒力）である。

F. 広報費

- ① 添付されている「Eレポート」は、平成21年4月2日（債務者の守護神復活かと題するレポートで、ほとんどがE議員の自書に関すること）から始まり、4月10日（子育て応援特別手当の説明）、4月19日（ゲーム理論「囚人のジレンマ」の解説）、5月2日（インフルエンザ騒動の解説）、6月3日（健康保険料、介護保険料、住民税の年金天引きに絡む話）、6月7日（福祉的融資と題する資金貸し付けに関する情報の紹介）、6月10日（偏見と差別に関する話、定額給付金、火災警報器の設置の義務化の情報）、9月16日（住民税の全国の自治体の状況解説）、10月吉日（新生活福祉資金貸付制度開始の解説）、11月吉日（10月とほぼ同じ解説）、平成21年末・平成22年新年（区民への間の形で－減税自治体構想か、定額給付金か、なみすけ商品券かなど記載されているだけであり、20%のスペースを自書の宣伝に使用している）、2月2日（新セーフティネットを知ってと題した解説）、3月吉日（2月とほぼ同じ内容）等の内容から構成されている。

これらのレポートに関連して、費用計上されているのは、
印刷代：11月のレポート80,000円（按分なし）、年末・新年号92,240円（80%按分）、3月のレポート178,237円（按分なし）の合計350,477円
郵送費：広報費として計上されている郵送費（按分なしの107,425円と、80%按分の1月分7,644円の計115,069円）、切手代（按分なしで、80,000円）及び事務費として計上されている切手代（按分なしで127,440円）の合計322,509円
更に、これらのレポートの宛名書きとポストティングの人件費238,790円等で、その総合計は、911,776円である。

一方、ホームページ更新料として、平成21年4月（22,869円）、6月（16,443円）、8月（31,563円）、11月（27,783円）、3月（22,869円）に、按分比を90%として経費が計上され、又、7月分として、ホームページドメイン維持管理とホスティングサービス・ウイルス除去サービスの年間費用の90%を按分した経費40,446円（2009年8月から1年分）が、計上されている（但し、その経費の内、平成22年4月以降2010年4月以降の4ヶ月13,482円は、政調費交付年度外の経費である）。このホームページの関連経費の計上額合計は、161,970円となるが、このホームページの内容は、領収証に記載された更新事項から見ても、上記の「Eレポート」として、印刷・配布された内容とほぼ同一である。

これらのレポート及びホームページの内容は、政務調査研究活動以外のもの含んでおり、政調費への計上の按分比について、明確な根拠を開示することを求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された経費全額の返還を求める。要返還額は、レポートとホームページ各々の関連経費911,776円と161,970円の合計額1,073,746円である。

G. 事務費

- ① 携帯電話代として年間経費の50%30,317円を政調費に計上しているが、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動をより多く支えるものであると解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。従って、携帯電話代の按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、30,317円の全額返還を求める。
- ② 会派通信費が、所属議員への割り振り分として計上されているが、その詳細が明示されず、不明であり、計上額5,331円の返還を求める。

H. 事務所

- ① 賃借している自宅（2洋室、2和室、DK）の間取り図が添付され、その自宅の1和室が事務所として使用されている旨が記載されている。事務所費として、その家賃の1/18が、政調費として計上されている。しかし、政調費への計上に用いられた按分比について、その根拠の説明がなく、事務所としての実態を明確にする情報の開示がなされていない。従って、その按分の根拠、特に、事務所の使用において、政務調査研究活動として配分した割合を含め情報の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上した120,000円の返還を求める。なお、平成20年度までは、事務所費は、政調費に計上されていなかったが、平成21年度から、事務所費を計上することにした理由の情報開示を求める。

I. 人件費

- ① レポートのポストティング168,000円（年末新年号のポストティングについては、80%の按分、他は100%按分）とあて名書き70,790円（100%按分）の計238,790円が費用計上されている。この人件費に関して、広報費の科目で記述した様に、ポストティング等がなされたレポートの内容が、政務調査研究活動以外のもの含んでおり、政調費への計上の按分比について、明確な根拠を開示することを求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された経費全額238,790円の返還を要請する。

34. P会派

政調費交付額 3,840,000円 (残額なし)

返還要求額 1,653,448円

A. 調査研究費

- ① 4度の視察が行われているが、視察した項目の概要のみで、具体的な結果の報告が無く、視察の妥当性を検証することができない。特に、平成21年10月28日の東京湾視察は、水辺の調査活動との記載があるが、区政と、どの様に結びついた調査・研究であるか不明であり、その経費、3,000円の返還を求める。

B. 研修費

- ① 平成22年1月に、「市民がつくる政策調査会」2010年度会員会費(10,000円)及び「市民と議員の条例づくり交流会議」2010年度会費(5,000円)を経費として計上し、又、後者の会の主催する2010年プレ企画「市民と議会の関係づくり」会員参加費(1,000円)を経費計上している。特定の目的をもった会に入会し、入会費を支払うこと及びその会の主催するセミナー・研修等への参加費の支払は、公金で特定の団体を支援することにあたり、政調費として支出することは、一般常識上、政調費本来の趣旨に適合しない。計上された経費合計16,000円の返還を求める。

C. 資料購入費

- ① 赤旗日曜版を毎月2部購入しているが、会派が2人から構成され、同一事務所、同一議会控室での活動であることから、一般常識上、1部購入とすべきであり、 $800円 \times 11ヶ月 = 8,800円$ の返還を要求する
- ② 都政新報の購読料として、平成21年12月(平21.12-平22.11)と平成22年3月(平21.3-平22.2)に費用計上している。毎月2冊購入となっており、上述と同じく、一般常識上、購入は1冊とすべきであり、2冊購入した3か月分の一冊分と政調費交付年度外となる平成22年4月以降の8か月分の返還を求める。

要返還額は、 $1,580円 \times 11ヶ月 = 17,380円$

- ③ 消費者レポートの購読料は、政調費交付年度外となる平成22年4月から23年1月の10ヶ月分を含んでおり、10,000円の返還を求める。
- ④ ガバナンスの購読料は、すべてが政調費交付年度外の平成22年4月以降の分であり、全額9,600円の返還を求める。
- ⑤ 労働運動研究所発行の2010年度雑誌代は、政調費交付の年度外であり、3,630円の返還を求める。
- ⑥ 会派・議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には閲覧だけでなく新規購入ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。今回、書籍購入費として、16,675円を計上しているが、一般常識からは、個人の所有とする前に、必要に応じて、上記した図書施設等において、閲覧の可能性の有無を確認すべきである。購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示を求めるが、それに合理性・妥当性のない場合は、その購入費の全額16,675円の返還を求める(思考停止社会、子供の貧困、地球を歩く木を植えよう、景観と住環境、成功するコミュニティバス、若者と貧困、古着のゆくえ、一粒の種、市民が描くまち)。

D. 広報費

- ① 広報誌の印刷を、大東商事に依頼しているが、当該企業が、仲介企業であるか、あるいは、印刷の実務を行う企業であるかを明示することを要求する。仲介企業である場合は、実際の印刷業務を行った企業名とその印刷の内訳の開示を要求する。

E. 事務費

- ① プリンター及びパソコンの購入は、それらの推定される耐用年数から見て、議員としての残存任期を越えるものであり、一般社会常識上からも、会派あるいは個人資産の購入に相当し、93,135円の返還を求める。
- ② 事務所代として計上されているメガフォン及びそれに用いられる電池は、一般常識上、政務調査研究活動ではなく、会派・議員としての他の政治活動が主たる目的と捉えるべきであり、39,027円の返還を求める。

H 事務所費

- ① 平成21年4月に計上されている、同年3月分の電話代、3.16-4.15の間のガス代、電気代2件のうち3月分は、政調費の交付年度外であり、返還を求める。 要返還額は、 $2,321 + (443 + 4,261 + 3,686) \times 16/31 = \underline{6,651}$ 円である。
- ② 添付されている賃貸契約書は最初の1ページのみであり、詳細は不明であるが、賃借人F個人が、月額177,450円で賃借し、それを、Pに、再賃貸する形をとっていると推定される。しかし、当該物件及び事務所の間取りが添付されていない為、事務所部分が、再賃貸の一部か全体であるか等、事務所の実態が不明である。更に、提出された収支報告書には、その賃貸料が月額93,450円 $\times 2 = 186,900$ 円となっている。何故このような賃貸借の形をとっているかの説明がないと共に、直接賃借する場合に比し、月額9,450円を、より多く支出する結果になっている。一方、事務所の使用における政務調査活動の按分を50%としているが、会派の事務所としての性格・内容からみて、政調活動以外の活動がより多く占めていると推定され、この按分比の根拠の明確な説明を求める。従って、事務所の契約・使用実態について、その詳細の情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された賃貸料全額934,500円の返還を求める。
- ③ 平成22年3月に計上されている同年4月分家賃は、政調費交付の年度外であり、93,450円の返還を求める。

I 人件費

- ① 2名を臨時職員として雇用しているが、両名共に通年毎月の半数以上の日に、勤務しており、一時的というより、定常的な雇用形態となっている。従って、通常の職員と同様に、勤務・労働条件の明確化の点からも、雇用契約書の締結・添付を求める。
- ② 臨時職員の勤務内容の一つとして、議会報告送付先あて名データ整理が挙げられているが、それに関する二人の勤務時間は、全体の40%を超えている。しかし、議会報告書の作成、印刷代の経費には、政調費への按分（その理由の明示なし）が50%とされているが、臨時職員の勤務時間には按分が適用されていない。一般常識上は、臨時職員に支払われた議会報告関係の賃金にも、按分がなされるべきである。従って、人件費についての按分比の根拠の明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上されている臨時職員の人件費全額401,600円の返還を求める。

35. F 議員（U会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額 605,789円）

返還要求額 37,945円

B. 研修

- ① 開かれた議会をめざす会の2010年分の会費3,000円が、研修費として計上されている。会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しない。従って、当該会費の支払は、個人的資金で賄うべきであり、3,000円の返還を求める。

C. 会議費

- ① 平成21年5月30日、和泉区民センターで会議を開いているが、使用料として1,550円が費用計上されている。しかし、会議の目的等が不明であり、その内容の開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、1,550円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 戦争責任資料の購入が、2度計上されている（No65-68とNo68-71の購入について、各7,000円）が、購入した号数が重なっており、又、2010年分と記載されている。従って、号数の重なり、政調費交付年度外を含むかどうかについて説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、7,000円の返還を求める。又、ガバナンス（H22年4月～H23年3月）の購入は、政調費交付年度外であり、計上した経費8,640円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 下記の事務用品の購入費が、按分なしで、計上されている。しかし、議員の活動は、多岐に亘っており、社会通念上からも、政務調査研究活動の占める割合に応じて費用計上すべきであり、情報の開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額14,313円の返還を求める。
4/25 文具504円、4/30文具525円、5/6文具734円、5/18修正ペン630円、3/24広報用紙7,520円、3/29封筒4,400円 合計14,313円
- ② 平成21年4月に、計上されているプロバイダー料3月分787円、又、4、5、6月に計上されている携帯電話代1月、2月、3月分688円、689円、1,278円は、政調費交付年度外であり、合計3,442円の返還を求める。
- ③ インターネット、OA等の経費計上について、下記の按分比がなされているが、その根拠が不明であり、その理由の開示を求める。
インターネット 50%、プロバイダー料 50%、ケイタイ 30%、T. F 30%

I. 人件費

- ① 政務調査に係る人件費として、T（F-1）の雇用には、4月15,600円、5月11,700円、7月13,000円、Kの雇用には、12月10,350円、3月9,900円を計上している。
雇用者を継続して雇用する時は、雇用契約書を作成することを要請する。
- ② 3/31（F-2）付の領収証面の横に、10：00-22：00封筒入作業となっているが、勤務報告書を作成することを要請する。

36. G議員（U会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額なし）

要返還額 470,640円

B. 研修費

- ① 4月23日「自治体議員政策情報センター」と収支報告書にあるが領収書は「自治体議員政策情報センター虹とみどり」と書いてある。G議員の所属する団体の研修なので参加費20,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 新聞代について。2月19日に2010年4月～9月分15,300円払っている。これは次年度分なので15,300円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 4月7日の電話代は前年20年度分の3月分なので3,970円の返還を求める。
- ② 携帯電話代が2分の1の按分で71,370円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は71,370円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 事務所家賃を毎月30,000円×12か月分計上。G区議がマルダイケンセツに家賃を振り込んでいるが、8か月分の支払いを証明する銀行発行の「利用明細」の金額欄に黒テープを貼られ、払い込み金額が不明で、領収書としては認められないので返還を求める。（添付コピー20参照）

また、毎月、G区議が「U」に事務所家賃として5万円の領収書を発行しているので、「U」の事務所として使用しているため、政調費からの支出は認められない。360,000円の返還を求める。

37. H議員（V会派）

政調費交付額 1,830,780円（残額 なし）

返還要求額 1,270,986円

A. 調査研究費

- ① パスモのチャージ料を75%の按分で、計上しているが、パスモへのチャージの段階では、個人資金の投入がなされただけであり、具体的な支出が行われていない。従って、具体的な交通費として、支払を証明する領収証等の書類の明示が無い場合は、政調費に該当しない。領収書等の添付が無く、支出を確認できないため、パスモチャージとして計上した全額、69,500円の返還を求める。

- ② ガソリン代を政調費として支出することが、慣例化されてきたためであろうが、ガソリン代として、50%を按分した額合計5,933円が計上されている。しかし、一般常識の観点からは、自動車・バイクの利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車・バイク利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車・バイクを利用する場合は、使用する自動車・バイクの種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車・バイクの推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。今回のガソリン代の経費計上には、自動車・バイク利用の合理性・妥当性の理由の明示が無く、全額5,933円の返還を求める。

③ 視察費

i) 平成21年7月12-13日 視察先 泉佐野市役所 関西新究港

視察目的 大規模公共事業に伴う自治体の財政悪化について

概要 関西新空港施設・アクセスなどの視察

泉佐野市役所での市議へのヒアリング

費用 23,800円

* 視察が杉並区の行政にどの様に反映されたのか、全く報告されていない。

ii) 平成21年8月24-25日 自治労定期全国大会（熊本）

視察目的 自治体労働運動に携わる自治体労働者との意見交換・情報交換

全国自治体における民営化、外注化政策の調査

概要 自治体労働者との意見交換・情報交換

費用 32,800円（支払者は、本人以外のH-1である）

* 自治労定期全国大会にあわせた旅行だと推定される。

iii) 平成21年8月5-6日 原水禁ヒロシマ大行動に参加

費用 37,270円

* 毎年ヒロシマ大会に政務調査費で出席する正当な理由がない。今回、交通費が、広島・東京往復でなく、新岩国・東京往復（添付コピー21参照）になっているので、差額分過払いとして返還すること。

iv) 平成21年11月7-9日

視察目的 宣野湾市、名護市

概要 沖縄基地問題と県民大会への参加

費用 37,200円

* 沖縄県民大会に参加するのは、自費が望ましい。

v) 平成21年11月28-29日

目的 豊中市における図書館民営化計画についての調査

概要 豊中市女性部主催の学習会に参加、中央図書館等視察

費用 26,480円

* 視察が何故豊中市の図書館なのか、学習会で何を学び、杉並区政との係りの点から参考になった点等全く報告がなされていない。

以上の5ヶ所の視察については、視察の結果、当初の目的が達成されたか、区政にどの様に反映させるなどについて、視察報告書が提出されていないので、不要の支出として、157,550円と広島から新岩国までの差額の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 下記の書籍購入の領収書に購入者のあて名が無く、購入者不明の為、19,729円の返還を求める。
8月-85号3,570円、10月-126号1,596円、1月-186号1,365円、1月-191号819円、2月-209,210,212号 8,379円、3月-225号4,000円
- ② 平成21年5月25日に、書籍（日本人の教科書）の購入に、図書券を使用したことが、領収証に記載されている。図書券のような金券を用いて支出した費用の計上は、政調費の趣旨からも認められず、1,500円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 発行された広報の内容は、所属会派の主張も多く杉並区に係る部分の按分が必要である。添付された「2011年統一地方選へ」のチラシには、200円頒価画と印刷されている。Noの記入もなく、どの広報誌か報告書から選別できないので、監査の上、調査費から支払われた金額396,080円（5/7すぎなみ未来Box119号6,000枚 24,200円、5/8都革新レポート6,000枚 18,200円、6/2Box号外6月10,000枚 40,200円、6/20Box6月号外改訂10,000枚40,200円、7/25Box120号6,000枚 24,200円、9/11ともに歩む会通信2,000枚8,200円、9/18Box10月号外10,000枚 40,200円、10/12Box121号6,000枚 24,200円、10/15都政を革新する会ピラ3,000枚 9,200円、10/19ともに歩む3,000枚 15,000円、10/29ともに歩むパンフ3,000枚 43,600円、11/4都革新レポート4,000枚 12,200円、12/4Box122号6,000枚 19,440円、12/10Box12月号外10,000枚 36,000円、2/10Box123号6,000枚 21,600円、3/25Box124号6,000枚19,440円）の返還を求める。
- ② ホームページサーバー料
ブログの更新は、行われているが、内容が区政の事より、所属団体、私的な事の方が多く、広告も入っている。使用内容によって按分することを求めるが、その理由に合理性・妥当性がない場合は、全額35,280円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 携帯電話の経費として、50%の按分で、18,261円を費用計上しているが、その名義が、H-2となっている。本人以外のももの支出は、政調費として計上することは認められず、全額36,518円の返還を求める。平成20年度の政調費の収支報告書でも、同様の費用計上がなされ、同様に返還を求めた。
- ② 消耗品の購入費
用紙、筆記具、封筒、便箋、メモ帳、ラベル、PCインク、メモリ代39,432円の按分を使用目的に応じた比で算出し返還を要求する。しかし、その按分比に、合理性・妥当性がない場合は、全額39,432円の返還を求める。
- ③ 1月13日に計上されている切手代12,600円の内、印紙代は郵送料でないので返還を求める。

④ 資料郵送費

75回の資料送付となっているが、政務調査に関連した資料であるか不明であり、総て領収証のあて名が未記入の為、56,534円の返還を求める。

I. 人件費

- ① 臨時職員の雇用となっているが、定期的に雇用しており、雇用契約書の提出を求める。(K 4、7、11、3月；Y 5、8、10、12、2月；S 6、9、12、1月)

勤務内容とされる広報配布は、発行広報の枚数から配布時間を算出すると、一時間に500枚以上となっている。又、10月から1月の間17:00-18:00の時間は、真っ暗になっており、チラシ配りは困難である。ポスティングの専門家でも、一日に7-8時間も続けは配らない。人件費の使用について、監査の上、誤りがあれば、計上されている経費450,000円の返還を求める。

J. その他

- ① 本人以外の領収書による支出

平成20年度の政務調査費の収支報告書においても、議員本人以外の領収書があり、その旨を指摘した。しかし、平成21年度の政調費の収支報告書においても改善されず、以下に記載したように、本人以外のH-3の名前の領収証が添付されている。合計額 2,930円の返還を求める。

収支報告書整理番号

4月 No9 700円、6月 No42 870円、7月 No60 90円、No61 100円、No68 140円、8月 N090 130円、9月 No101 310円、10月 No125 40円、11月 No150 70円、1月 No149 480円

38. I 議員 (W会派)

政調費交付額 1,920,000円

要返還額 149,865円

A. 調査研究費

- ① 料金受取人払郵便利用額について。ごみ問題の調査票回収経費で

4/16, 5/20, 6/25, 7/31, 8/31, 9/10, 2/19, の合計33,440円はそれぞれの利用枚数を備考欄に明記すべきである。領収書は「郵便事業株式会社」から発行されているが金額だけでは利用実態が不明なので説明を求める。

B. 研修費

- ① 7月15日「公会計講座(初級)」早稲田大学34,000円

9月10日大原「公会計講座」DVD通信講座27,000円

2月25日ぎょうせいeラーニングスクエア受講料5,250円

以上の研修参加の目的は何か。I区議自身の能力向上のためだけであるならば認められない。目的・区政への反映にについて説明を求める。説明なき場合は66,250円の返還を求める。

E. 資料購入費

資料購入費として682,439円計上している。購入した資料を活用し、毎回本会議等で鋭い質問をし、議員としてよく研究、勉強している姿勢がうかがえる。しかし、書籍の購入については区役所4階の議員用として備えられている図書施設(議員は閲覧だけでなく、新規図書の購入申請が出来る)及び図書館を活用することを望む。議員用図書施設、区の図書館での貸出しや購入申請が困難な場合を除き、政調費で購入する書籍は最小限にすべきであり、書籍購入の目的を明示すべきである。

- ① 6月30日の法学教室購読料について。年間購読料10月号から翌年9月号で11,400円となっているが4月から9月号は次年度なので5,700円の返還を求める。

- ② 10月30日の地方財務購読料について。年間購読料10月号から翌年9月号で23,100円となってい

るが4月から9月号は次年度なので11,550円の返還を求める。

- ③ 11/27の週刊東洋経済購読料について。12月5日号から年間購読料として27,200円を支出しているが、4月号からは次年度なので、4月から11月分まで18,266円の返還を求める。
- ④ 12月30日のWiLL1月号から年間購読料8,000円は、4月号からは次年度になるので5,999円の返還を求める。
- ⑤ 2月25日の都政新報年間購読料について。2月からの年間購読料18,600円は4月号からは次年度になるので次年度分の15,500円の返還を求める。
- ⑥ 2月25日の週刊金曜日年間購読料について。793号からの年間購読料23,000円となっているが、793号は2010年4月2日号なので、全額次年度分である。23,000円の返還を求める。
- ⑦ 3月5日の自治体法務研究の購読料について。平成2年春号から年間購読料4,800円のうち次年度分3,600円の返還を求める。

39. J議員（X会派）

政調費交付額 1,920,000円（残額なし）

要返還額 810,714円

F. 広報費

- ① HP管理費360,000円について。収支報告書は1月13日に記載しているが、領収証は1月15日に「地域情報サポートセンター」（静岡市清水区）が発行している。但し書きとして「但 2009年4月～2010年3月、ホームページ管理費として（原文のママ）」と書いてある（添付コピー22参照）。2010年3月までのホームページ管理料になっているが、2010年の間違いと思われる。領収書は正確でなければ認められない。正確な領収書の提出を求める。また、36万円は区議のなかではトップクラスの高額な支出である。按分が無くHPが100%政務調査研究とは認めがたい。按分することなく100%政調費と計上する明確な根拠を求める。その説明に合理性・妥当性が無き場合は360,000円の返還を求める。
- ② 6月11日のポスティング代について。収支報告書では152,922円になっているが銀行の払い込み用紙は金額欄が黒塗りで金額が不明である。152,922円の返還を求める。
(添付コピー23参照)
- ③ 4月5日原宿企画の領収証40,000円は印刷代と書かれているが、明細が無く、領収書等貼付用紙の備考欄にも説明はない。使途不明のため40,000円の返還を求める。
- ④ 3月30日原宿企画の領収証160,000円は明細もなく、但し書きも無く使途不明である。収支報告書では「広報費印刷費」とあるが、領収書等貼付用紙の備考欄にも説明はないので使途を特定できない。正確な領収書の提出を求める。領収書不備のため160,000円の返還を求める。
- ⑤ 5月14日支払いのサーバーレンタル料4,410円について。09年5月23日～10年5月22日までになっている。翌年度分にあたる2ヶ月分と推定される735円の返還を求める。
- ⑥ 10月27日支払いのドメイン使用料950円について。09年12月3日～10年12月2日分になっている。4月～11月分は翌年度分にあたるので8ヶ月分と推定される633円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 4月6日のアスクル（システムブレン）への支払い19,608円について。内訳は*2009年2月に購入した用紙など8,160円 *3月に購入したインク、用紙など11,448円。計19,608円は前年度分の購入にあたるので返還を求める。
- ② メールアドレス料。4/30（1月～3月分）、7/21（4月～6月分）、10/27（7月～9月分、1/25（10月～12月分）にそれぞれ50%の按分で315円計1,260円支払っている。4月30日の支払いは前年度分なので315円の返還を求める。
- ③ 4月30日支払いの携帯電話代は前年度3月分なので5,048円の返還を求める。

- ④ 5月11日のアスクルへの支払い5,103円について。「マルチカード名刺」代3,339円が含まれている。名刺は使途基準で認められていない。3,399円の返還を求める。
- ⑤ 携帯電話代が2分の1の按分で68,114円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は68,114円の返還を求める。

40. K議員 (Y会派)

政調費交付額 1,920,000円 (残額なし)

要返還額 390,476円

A. 調査研究費

- ① 3月1日「官製三部作」出版記念会・会費として6,000円支出。これは出版記念会の会費で政調費ではないので、6,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 4月1日の沖縄タイムス2・3月分は前年分なので9,650円の返還を求める。

沖縄タイムス、都政新報、杉並新報、消費者レポート1年分、ビキニ事件の表と裏、学校は雑木林、けし風、公明新聞、差別と日本人、ギャンブル依存症、基地の島沖縄からの問い、たんぼぼニュース年間購読、ぼくは毒ガスの村で(2分の1に按分)、地球温暖化論に騙されるな、CO₂温暖化説は間違っている、介護の現場はなぜ辛いか、生活保障、住居の貧困、世代間連帯、官製貧困社会、自衛隊という密室、砂上の同盟、時代の求めにこたえて、国債大暴落の恐怖、WiiU、世界など計173,260円を計上している。書籍の購入については区役所4階の議員用として備えられている図書施設(議員は閲覧だけでなく、新規図書の購入申請が出来る)及び図書館を活用することを望む。議員用図書施設、区の図書館での貸出しや購入申請が困難な場合を除き、政調費で購入する書籍は最小限にすべきであり、書籍購入の目的を明示すべきである。

F. 広報費

- ① HP費用について。HP運営サポート月10,500円、振込料月262円、年間計129,144円支出しているが、HPはK議員と前議員K-1氏との2人のHPである。全額認められない。折半すべきである。64,572円の返還を求める。

- ② 郵送費について

7月17日、郵送費計143,964円は100%で計上。

8月18日計131,375円と、12月31日計175,100円は50%で計上している。

- ③ 用紙・インク・封筒など按分なく計上している分391,221円について。

上記②の郵送代は50%に按分しているので、区政報告を作成するために使用した用紙・インク代なども50%に按分すべきである。使用分の按分を求める。使用分が明確でなければ用紙・インク・封筒などの50%、195,610円の返還を求める。

- ④ ポール代について。8/11、街宣用ポール2本、2分の1の按分で8,300円、10/23、ポール修理代、1,720円、計10,020円は政調費ではないので返還を求める。

G. 事務費

- ① パソコン・プリンターリース代について。月12,390円×11ヶ月(4から2月)、3月は3日に11,340円と14,868円の2回計上しているので13か月分になる。13回目の14,868円の返還を求める。

- ② パソコンインクなどを購入した際のポイント分を計算して返還を求める。

- ③ 携帯電話代が2分の1の按分で52,956円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は52,956円の返還を求める。

H. 事務所費

- ① 電話代46,450円が支出されている。2分の1の按分比の根拠を明確に説明すべきである。説明に合理性・妥当性が無ければ返還を求める。電話名義は前区議K-1氏になっている。その理由がK-1氏から議会事務局に提出されているが、現在区議であるK氏から提出されなければ認められない。K区議から理由が述べられなければ46,450円の返還を求める。

41. L議員

政調費交付額 480,000円 (残額なし)

要返還額 480,000円

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料について。4月3日に10,000円、5月6日に10,000円購入。それぞれ4分の3以内の按分で計上し、14,000円を支出している。しかし按分したからといってもチャージの段階では公金である政務調査費が投入されただけで具体的な支出が証明されているわけではない。チャージ料については20年度分の監査で「利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。」と指摘している。一般常識として、利用明細で支出を確認することが当たり前であり、チャージ料だけで支出を認める区議の感覚は民間の会社では通用しない。ましてや政調費は税金である。利用明細の提出がなければ14,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- ① 杉並新報1年分を6月17日に3,600円支出しているが、L区議は都議選出馬のため3ヶ月で失職しているため9か月分の新聞代2,700円の返還を求める。

F. 広報費

- ① 5月29日に支出した区政報告印刷代49,500円は紙面の内容はほとんど区報に載っているような内容で独自に調査したものとは思えない。49,500円の返還を求める。
- ② 5月25日に80円切手5,500枚計44万円買っている。L議員は切手を買う理由を「切手をはって出した方が丁寧で、区政報告をよく読んでくれるようです」と添付された領収書の備考欄に書いているが、議員の一番の仕事は税金の使い道のチェックであり、無駄な税金の使い方には毅然とした態度が求められるので100通以上の郵送は65円の割引引きを利用すべきである。また、区政報告は上記①に書いたような内容なので、440,000円の返還を求める。(添付コピー24参照)

42. M議員

政調費交付額 480,000円 (残額なし)

要返還額 480,000円

F. 広報費

- ① 4月15日の区政報告Vol3の追加作成費441,000円について。(内訳、区政報告3万部の印刷折代で43万円、梱包運送費5万円、消費税2万4千円を8分の7の按分で計441,000円を支出)。8分の7に按分した根拠の説明はない。
- 内訳から、区政報告3万部作成で印刷・折代が430,000円で、1枚あたり14.3円になる。添付された区政報告は20年度と同じもので、この区政報告は20年度の3月31日に12万部のデザイン・印刷・折り代として138万円支払っている(1枚あたり11.5円である)。増刷りの追加印刷で単価が上がるとは認めがたい。ましてや梱包運送費(2箇所分納)の5万円はA3の紙3万枚を新宿区(作成会社住所)から杉並に運送する費用としては考えられないほどの高額である。3月に12万枚もポスティングをしながら、さらに半月後に追加発行する理由の説明を求める。M区議は3ヵ月後の7月に都議選に立候補した。21年度に新たに区政報告を作成するのではなく、昨年度のものをそのまま使ったことは政務調査活動ではなく、使途基準で認められない選挙活動に該当すると推定されるので、441,000円の返還を求める。

- ② 洋長封筒費21万円について。2分の1の按分で105,000円計上している。4月8日に封筒を3万部作成。21万円の内訳は、封筒のデザインデータ制作費18万円、梱包運送費（2箇所分納）2万円、消費税1万円である。封筒は「東京を創る新しい力、杉並区議会議員M、事務所住所、Tel & Fax番号、 e-mail」を記載しただけのデザインで18万円である。デザイン料も梱包運送費も（作成会社住所の新宿区から杉並に運送）社会通念上考えられないほど高額である。3ヵ月後に区議を失職しているM区議は3万枚の封筒を何に使ったかは不明である。105,000円の返還を求める。

G. 事務費

- ① 4月15日に50%の按分でデジカメを4,475円で購入している。デジカメの耐用年数は5年。3ヵ月後に区議を失職しているので個人の資産の購入に該当する。全額の4,475円の返還を求める。
- ② 携帯電話代が2分の1の按分で28,671円計上されているが、携帯電話の使用は議員の政調活動以外の私的な面も含めた政治活動で使用されることが多々ある。2分の1に按分した明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が無い場合は28,671円の返還を求める。

i 議員 (2)

政務調査事務補助
臨時職員勤務報告書

(21年 4月分)

議員名 i 議員

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	水	8:00-10:00	2	1,000	2,000	年功評議作成
2	木	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送政報告年功評議作成
3	金	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
4	土	-				
5	日	-				
6	月	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送政報告前年度再整備
7	火	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
8	水	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
9	木	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送民相談対応資料作成
10	金	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
11	土	-				
12	日	-				
13	月	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送政報告調査補助
14	火	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
15	水	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
16	木	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送民相談資料整備
17	金	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
18	土	-				
19	日	-				
20	月	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送政報告資料集約
21	火	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
22	水	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送政報告資料整理
23	木	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
24	金	8:00-10:00	2	1,000	2,000	"
25	土	-				
26	日	-				
27	月	8:00-10:00	2	1,000	2,000	送民電話相談対応作成
28	火	8:00-10:00	2	1,000	2,000	報告書作成
29	水	-				
30	木	8:00-10:00	2	1,000	2,000	月末書類整備
		-				

合計

出勤日 21 日 42,000 円

勤務者

氏名 ◇◇



生年月日

住所



契約条件

1. j-1 (特)事務所(41.85㎡)のうち
j 事務所として15.2㎡以下を全額で
使用せらる。
2. 電気、ガス、水道料の36.32%を費用として負担せらる。
3. 会社と業用に関する電話料の半額を負担せらる。

領収
印鑑



自 21年 4月 1日
至 23年 3月 31日

内 訳

1ヶ月

¥ 53,390.-

¥

¥

備
考

この領収証は二年間通用致し金銭の受授については最も必要
なものであるから大切に保管して下さい。

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12 月分	No. 2
----------	-------	-------

領収書等貼付欄

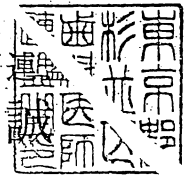
領 収 証 1 議員 様 No. _____

★
 但 会費として
 21 年 12 月 4 日 上記正に領収いたしました

¥ 10,000-

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

東京都杉並区歯科医師
 会長 神 尾



取 入
 印 紙

コグヨ ウケ-55N

11/12 の続き
 急務会の資料は11分の
 No. 8 を参照

備考

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	// 月分	No. 2
----------	-------	-------

領収書等貼付欄

21-11--2 振込	*130,420 円
21-11-30 振込	*130,420 円

備考

I 議員

⑥

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 16
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証

I 議員

様

22 年 3 月 3 / 日

★ 50,000-

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

1-2

コクヨ ウケ-1048

備考

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	6 月分	No. 3
----------	------	-------

領収書等貼付欄

n 議員

書籍代
 新書 1冊 1,000円
 雑誌 1冊 500円
 資料 1冊 800円
 合計 2,300円

「絶対貧困」(格差社会改善のための資料)
 「田母神塾」(憲法9条に関する考察など)

備考

資料代

「絶対貧困」(格差社会改善のための資料)

「田母神塾」(憲法9条に関する考察など)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 〃 月 分 No. 587

〇 別加 〇

議員名 〃 議員

日	出張先	出張内容	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目
21	保建研		小畑交通	高柳-荻鏡	1,430	調査研究費 5
"	立山保建研		日中交通	立山-保建研	710	調査研究費 5
23	保建研		日中交通	高柳-荻鏡	1,250	調査研究費 6
24	上野会		日本交通	高柳-下郷中	850	調査研究費 6
24	春日病院		高柳4号-三	高野南-高野南	110	調査研究費 6
"	" "		高野南4号-三	高野南-高野南	890	調査研究費 7
"	区役所		荻鏡交通	荻鏡-荻鏡中	1,380	調査研究費 7
				科目別内訳	7130	調査研究費
				小計		
				4月分計	23,780	調査研究費

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 8 月分 No. 14, 15, 16

議員名 P 議員

日	出張先	出張内容	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目
16	三井物産	三井物産	白樺自動車	東砂一高砂	710	調査研究費 14
20	比叻公園	西園命令	帝都自動車	南砂一東砂	1,070	調査研究費 14
"	"	"	第一ビル	東砂一越中島	2,060	調査研究費 15
23	登記所	登記相談	京浜交通	東砂一荒巻	1,610	調査研究費 15
24	"	"	同豊交通	荒巻一荒巻	1,070	調査研究費 16
"	高橋	音見相談	京浜交通	荒巻一練馬	1,340	調査研究費 16
"	"	"	国際自動車	練馬一荒巻	3,230	調査研究費 16
科目別内訳					11,090	調査研究費

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号

7 月 分

No. 21, 22, 23

加印

議員

議員名

日	出張先	出張内容	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目
23	登記所	離婚相談	不交通	荻原-高井戸	1,520	調査研究費 21
27	杉並区役所	一時停育相談	半七外札	高井戸-沼田山	1,790	調査研究費 21
28	登記所	離婚相談	飯木9元一	荻原-荻原	1,160	調査研究費 22
"	杉並区役所	離婚相談	権交通	荻原-四谷	2,420	調査研究費 22
29	区役所	建築紛争	美鈴夕元一	四谷谷-高井戸	1,430	調査研究費 22
30	"	"	同盛交通	四谷谷-高井戸	1,520	調査研究費 23
科目別内訳					9,840	調査研究費
7月分小計					28,830	調査研究費
7月分計						

政務調査交通費記録簿

出納簿整理番号

8 月 分

No. 24,25,27,28 29

議員

議員名

⑧-4

日	出張先	出張内容	利用交通機関	経路(出発駅—到着駅)	交通費(円)	科目
5	新井家	一時停留所	国鉄自動車	阿佐谷—高井	1,700	調査研究費 28
6	日興商事	土地評価	三携交通	高井—高井	1,700	調査研究費 25
"	"	"	市営交通	荻窪—高井	1,070	調査研究費 25
7	区庁	建築相談	国鉄自動車	阿佐谷—高井	1,700	調査研究費 25
19	議員	打合せ	都営交通	荻窪—荻窪	1,520	調査研究費 27
20	白鷺隊	自治体募集	市営バス	高井—高井	1,150	調査研究費 28
24	登記所	離婚相談	系統バス	荻窪—荻窪	1,430	調査研究費 28
25	有明中	総合問題	バス	高井—荻窪	1,600	調査研究費 29
26	登記所	離婚相談	市営交通	荻窪—荻窪	1,250	調査研究費 29
				科目別内訳	13,670	調査研究費

9 議員 ⑨

[Redacted]	
21.4.27 振替	*14,070.NS 三井住友銀行
21.5.8 自動振込	*102,361 三菱UFJ銀行
[Redacted]	

※この明細は、お借入の返済状況を確認するためのものです。
 ※お借入の返済状況を確認するため、お借入の返済状況を確認するためのものです。
 ※お借入の返済状況を確認するため、お借入の返済状況を確認するためのものです。

議事事務局 殿

平成21年度 政務調査費パソコンリース料の振替について

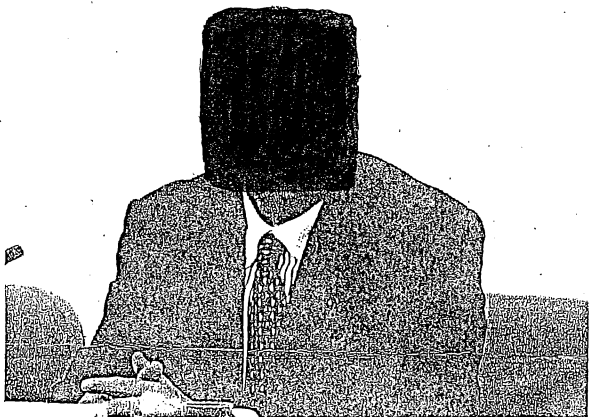
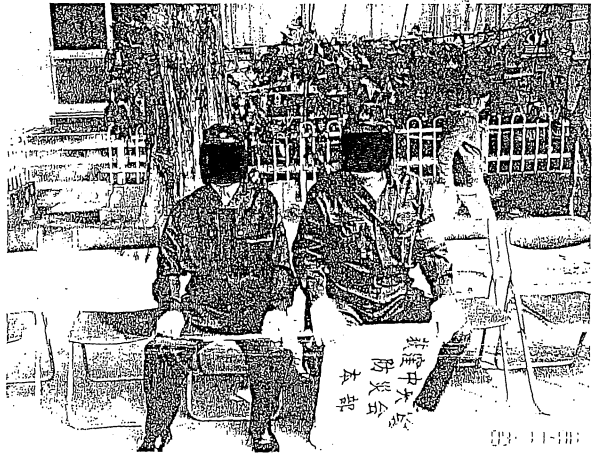
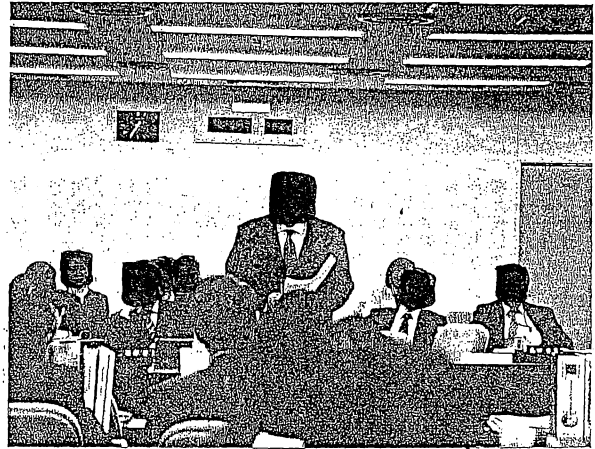
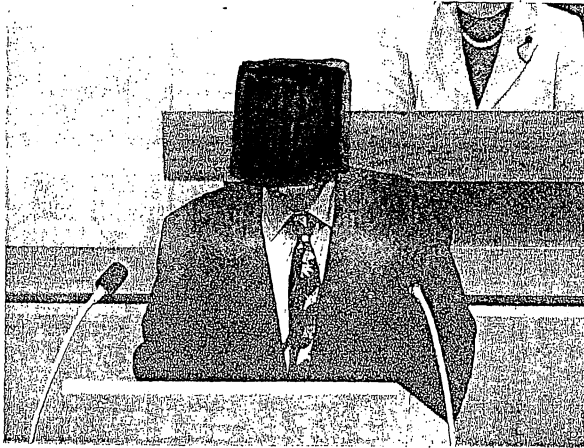
杉並区民議員倶楽部

9 議員

4月27日に計上した、パソコンリース料は振替によるため、領収証がありませんので、銀行より引き落としとされておりますので、当該通帳を提出いたしました。

4月分より以下、来々3月まで同様にご理解頂きます様、お願い申し上げます。

活動スナップ



私の議員履歴

昭和 56 年 災害対策特別委員会委員長
 昭和 58 年 監査委員
 昭和 59 年 決算特別委員会委員長
 昭和 63 年 副議長
 平成 3 年 区民委員会委員長

平成 5 年 監査委員
 平成 7 年 予算特別委員会委員長
 平成 8 年 区民生活委員会委員長
 平成 11 年 区民生活医院会委員長
 平成 13 年 議長

平成 15 年 文教委員会委員長
 平成 17 年 予算特別委員会委員長
 平成 19 年 災害対策特別委員会委員長
 平成 21 年 決算特別委員会副委員長

議員

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 71
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証

議員

様

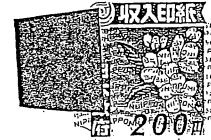
平成 21 年 9 月 18 日

備考

金 100,800,-

但し、区政報告代金

上記金額正に領収しました。



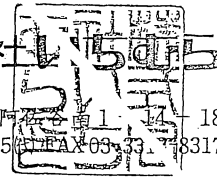
ご請求額	円	9	千	8	百	0	十	0	円
消費税				4	8	0	0		
合計		9	千	4	百	8	十	0	円

現金・小切手・手形・相殺・振込み



株式会社インフォテック

東京都杉並区門田台1-14-18
TEL 03-3314-5425 FAX 03-3314-78317



▷企画/DTP/デザイン/WEBデザイン/各種印刷◁

備考

区政報告 124号

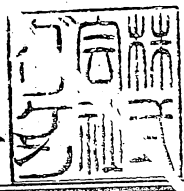
第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 17
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領収書	No. _____						
u 議員 _____ 様							
金額	<table border="1"> <tr> <td>¥360,000 円</td> </tr> </table>	¥360,000 円					
¥360,000 円							
<p>但 H21.4~H22.3 ホームページ年間管理費として</p> <p>平成 21 年 4 月 30 日</p> <p>上記正に領収いたしました</p>							
<table border="1"> <tr> <td>内 訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消費税額(%)</td> <td>円</td> </tr> </table>	内 訳	円	税抜金額	円	消費税額(%)	円	<p>〒 179-0073</p> <p>東京都練馬区田柄 2-34-17</p> <p>株式会社 ガリケ</p>
内 訳	円						
税抜金額	円						
消費税額(%)	円						



備考

ホームページ 1月分管理費 30,000円 x 12ヶ月

ホームページ 700円/月 決算 已済報告 事務所へ連絡 6月上

ホームページ 未納上 5/6 納付

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 5月分 No. 27

議員 W 27

議員名 W 議員

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目	備考
5/1	個人宅	992	阿佐ヶ谷 → 下井草	1100	調査研究費	民意向調査
5/10	〃	〃	天沼 → 荻窪	110	〃	〃
5/17	喫茶店	〃	天沼 → 荻窪駅	170	〃	〃
5/20	喫茶店	〃	東高田駅 → 成田西	1250	〃	〃
5/20	〃	〃	荻窪 → 荻窪駅	170	〃	〃
5/21	喫茶店	〃	天沼 → 阿佐ヶ谷	1010	〃	〃
5/21	〃	〃	〃	1010	〃	〃
5/29	個人宅	〃	高円寺 → 下井草	1430	〃	〃
5/30	〃	〃	荻窪駅 → 高井戸	1280	〃	〃
5/30	〃	〃	高井戸 → 荻窪	980	〃	〃
科目別内訳				17190	調査研究費	

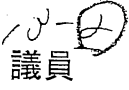
政務調査交通費記録簿

出納簿整理番号

6 月分

No.

28

職加


議員名 W 議員

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅—到着駅)	交通費(円)	科目	備考
6/21	喫茶店	タクシー	四ッ谷三丁目—飯田橋	1970	調査研究費	勉強会へ参加
6/25	個人宅	〃	天沼—成田西	1010	〃	既意向調査
6/26	喫茶店	〃	阿佐ヶ谷南—荻窪駅	710	〃	
6/30		〃		1970	〃	
科目別内訳				5,660	調査研究費	6月分合計
						19,430

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号

7 月分

No.

議員名 **W 議員**

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目	備考
7/15	個人宅	9731	高円寺駅 → 高円寺26	710	調査研究費	区民意向調査
7/17	喫茶店	11	飯田橋 → 四ッ谷	1700	"	勉強会参加
7/20	湯河原	11	湯河原 → 湯河原本71	1260	"	"
7/20	喫茶店	11	四ッ谷 三丁目 → 市ヶ谷	1140	"	"
7/22	荻窪駅前	11	天沼 → 荻窪駅	710	"	資料の受取
7/30	個人宅	11	東高円寺 → 阿佐ヶ谷北	1880	"	区民意向調査
科目別内訳				7,400	調査研究費	7月分合計 23,550

14-0
議員
W

21. 小

領収書 別・チ・ク
2009年07月22日
メーター運賃 ¥710円
障害者割引 - ¥0円
遠距離割引 - ¥0円
ETC料金 + ¥0円
料金 ¥710円
通行料金、他 円
合計料金 円
毎度ご乗車ありがとうございます。
TSURUTA TAXI
団体コード番号: 408
ドア番号 0127
(社)東京都個人タクシー協会
TEL(3947)1481
(株)東京タクシーセンター
忘れ物 TEL(3948)0300

領収書
2009年07月20日
車両番号 4209
運賃 ¥1140円
合計 ¥1140円
立替 円
箱根登山ハイヤー(株)
小田原 0465-22-1313
富士 0465-36-3882
湯本 0460-5-5581
湯河原 0465-62-9391
お忘れ物・ご要望は上記又は下記へ
神奈川タクシーサービスセンター小田原
TEL 0465-22-2099

領収書 No. 9330
日付 '09年07月20日
車番 145130 100
基本運賃 ¥1160円
迎車 ¥100円
合計 ¥1260円
上記の通り領収致しました
毎度御乗車
ありがとうございます
お忘れ物・お問い合わせは
下記までご連絡下さい
《伊豆箱根交通株式会社》
湯河原営業所
電話
0465-62-2545

領収証
毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 1217号
2009年07月17日
乗車料金
現金 ¥1700円
(現金・チケット・クーポン)
上記の通り正に領収致しました。
ANZEN板橋株式会社
板橋営業所
TEL 03(3967)0521
タクシーのご用命は
TEL 03(5915)1211

No. 5161
領収書
2009年07月15日
車番 001210 000
メーター 710円
運賃合計 710円
合計 710円
毎度ご乗車ありがとうございます
宮園自動車株式会社 杉並営業所
info@myazono.jp
お忘れ物、お急ぎの際は
TEL 03(3394)3611
東京タクシーセンター
TEL 03(3648)0300

7/20
四ッ谷三丁目
市ヶ谷
¥1140

湯河原
湯河原本71
¥1260

No. 034
領収書
2009年07月30日
車番 6706
運賃 1880円
合計 1880円
お忘れ物、お問い合わせは当社まで
国産自動車交通(株)
TEL 03(3994)3333

14-0
議員
W

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	/ 月分	No. 22
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証

〇会派 様 No. _____

★ 7 200,000 -

但 三岐県自治体「調査研究費」

2010 年 1 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収入印紙	税抜金額	消費税額等(%)

0-7

備考 調査研究費 「減税自治体構想」の調査研究費との

政務調査事務補助
臨時職員勤務報告書

(21年 11月分)

議員名 C 議員

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	区政報告配布
2	月	-				
3	火	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
4	水	-				
5	木	-				
6	金	-				
7	土	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
8	日	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
9	月	-				
10	火	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
11	水	-				
12	木	-				
13	金	-				
14	土	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
15	日	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
16	月	-				
17	火	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
18	水	-				
19	木	-				
20	金	-				
21	土	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
22	日	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
23	月	-				
24	火	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
25	水	-				
26	木	-				
27	金	-				
28	土	10:00 - 19:00	♀	1,000	8,000	同上
29	日	-				
30	月	-				
		-				

合計

出勤日 12 日 96,000 円

勤務者

氏名 ○○



生年月日



住所



政務調査事務補助
臨時職員勤務報告書

議員名 C 議員

(21年 12月分)

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	火	10:00-18:00	7	1,000	7,000	区政報告配布
2	水	12:00-18:00	7	1,000	7,000	同上
3	木	12:00-18:00	7	1,000	7,000	同上
4	金	10:00-18:00	7	1,000	7,000	同上
5	土	10:00-18:00	7	1,000	7,000	同上
6	日	-				
7	月	-				
8	火	-				
9	水	-				
10	木	-				
11	金	-				
12	土	-				
13	日	-				
14	月	-				
15	火	-				
16	水	-				
17	木	-				
18	金	-				
19	土	-				
20	日	-				
21	月	-				
22	火	-				
23	水	-				
24	木	-				
25	金	-				
26	土	-				
27	日	-				
28	月	-				
29	火	-				
30	水	-				
31	木	-				

合計

出勤日 5 日 35000 円

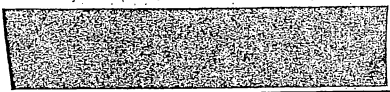
勤務者

氏名

△△ 印



生年月日



住所

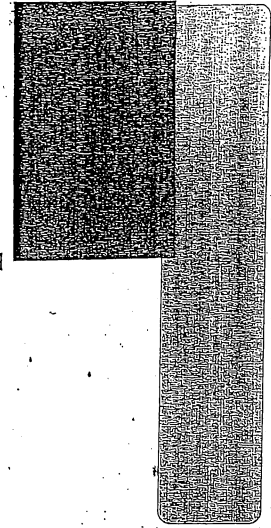


18



c 議員

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ



第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

3/31

出納簿 整理番号	3 月分	No. 17
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証		帳 No.
内 訳	金額	収 入 印 鑑
現金	円	
振込	円	
前払	円	
消通税額等(二桁)		

備考

区政vホ+配布代 ¥80,000 (人件費)





16 - ② c 議員

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

3/25

出納簿 整理番号	3 月分	No. 9
----------	------	-------

領収書等貼付欄	
 <h2 style="display: inline-block; margin-right: 100px;">領 収 証</h2> 様 No. 0001421	
<p>但し 本町 2011年 月 日 上記正に領収いたしました</p>	
 <p>内訳 金額 ¥35000- 消費税 額等 (5%) ¥1750-</p>	 <p>株式会社 小笠原広告 〒187-0013 東京都小平市旭町297-1 TEL. 042-300-3131 FAX. 042-300-3136</p>
586704M	
備考	
<p>区政レポート配布代 ¥367,500</p>	

19 ① D 議員

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 17
----------	------	--------

紙 ↓

領収書等貼付欄	
<small>毎度東京ガスをご利用いただきありがとうございます。</small> <small>東京ガス株式会社</small>	
お客様番号 ○○○○○○ △△△△ 103 D 議員 様	
ガス料金等口座振替済領収証	
21年 3月分 D 議員 様 領収金額 ガス料金等を口座振替により 7,650 円 領収させていただきました。	
金額内訳	ガス料金(税込) 7,650 口座振替日 4月 6日 (内ガス料金消費税) 364 口座番号
ご使用期間	ご使用日数 ご使用量 2月26日 ~ 3月27日 30日 46m ³
21年 4月分 検針結果のお知らせ	
送付印 領収書 申請書 送付 済 之 納	2009年5月検針分から原料費調整制度を見直し、3か月での平均原料価格と基準平均原料価格(83.810円/ト)との差動額に応じて毎月単位料金を調整いたします。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。 本ホームページをお使いで、「私込み」のお客さまは、請求予定金額が1,000円未満の場合には、次回ガス料金に合算して請求いたします。 次回ガス料金に合算して請求いたします。 検針結果のお知らせの金額内訳に「請求繰越分」とある場合は、前回のガス料金が1,000円未満のため、今回のガス料金に合算していただくものです。
単位料金の調整 2009年5月検針分から原料費調整制度を見直し、3か月での平均原料価格と基準平均原料価格(83.810円/ト)との差動額に応じて毎月単位料金を調整いたします。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。 その他の選択約款契約料金は弊社ホームページをご覧ください。 (一般契約)と同一の料金表が適用となります。 その他期(5月検針分から11月検針分)	
料金表	1か月のガスご使用量
A表	0m ³ から 20m ³ までの場合 724.50円(税込)
B表	20m ³ を超え 80m ³ までの場合 1,270.50円(税込)
C表	80m ³ を超える場合 2,026.50円(税込)

裏面考慮

備考	備考
・ガス料(3月) ¥765 *1/0 東京ガス	・固定電話料(3月) ¥1,598 *1/2 NTT

19-②

D 議員



3

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
121.03.22				
121.03.24				
321.03.24				
421.03.24				
521.03.25				
621.03.25				
721.03.25				
821.03.27				
921.03.27				
1021.03.27				
1121.03.27				
1221.03.27				
1321.03.28				
1421.03.28				
1521.03.29				
1621.03.29				
1721.03.31				
1821.03.31				
1921.03.31				
2021.03.31				
2121.04.02				
2221.04.02				
2321.04.06	電話料	3,197	NTT	*****134,947
2421.04.06				

◎差引残高の金額頭に-(マイナス)がある場合は、お借入残高を表します。
◎小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しのできる予定の日を摘要欄に表示します。
◎お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なります。

19-②
裏面がこれです。

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7 月分	No. 3
----------	------	-------

領収書等貼付欄

ご利用明細

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年 月 日			金額
21:07:31			
*** **			
時刻	差引現在残高		
税込手数料 ¥420*	1249	***	
[Redacted]			
マルチイオン様 G 議員様			

三菱東京UFJ銀行をご利用いただきありがとうございます。



備考

総額11万円のうち 5万円はU会派 負担
 6万2500円はG 議員負担
 うち3万円を計上

21-① H 議員

第1号 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8月分	No. 81
----------	-----	--------

領収書等貼付欄

お客様控 クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R001
有XX-XX

会社名・会員番号 AMEX-XXXXXXXXXXXX4209
取引内容:お買上 支払区分: 一括 ¥54,360

商品名: (一括発券)乗車券類 6枚(冊)
8月 5日 東京都内⇄新岩国 他
払戻しはJR東日本の取扱箇所のみでいたします。
変更や払戻しの方法等に制限があります。
この控は大切に保存してください。

21-8-5 60006-08 荻窪駅@2発行

お客様控 クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R509
有XX-XX

会社名・会員番号 AMEX-XXXXXXXXXXXX4209
取引内容:お買上 支払区分: 一括 ¥15,860

商品名: 指 定 券 4枚(冊)
8月 7日 新岩国⇄東京
払戻しは、JR西日本のクレジットカード取扱窓口のみでお取扱いいたします。
現金での払戻しはいたしません。
この控は大切に保存してください。

21-8-7 10036-06 新岩国駅@2発行

備考

広島原水禁行動参加交通・宿泊費

支払い金額のうち本人分37,270円 (交通費33,670円、宿泊費3,600円) を按分

21-2 H議員

第3号様式 (第4条関係)

政務調査視察報告書

会派・議員名 H議員

出納簿 整理番号	8月分	No. 81
----------	-----	--------

視察・研修会等報告	
日時	09年 8月 5日～09年 8月 6日
参加者氏名	H議員
視察先	原水爆禁止ヒロシマ大行動
視察目的	原水爆禁止運動に関わる平和運動団体・個人との交流 全国自治体における平和活動の取り組みについての調査
概要	8/5 ヒロシマ大行動に参加する自治体労働者との交流集会 8/6 原水爆禁止ヒロシマ大行動への参加

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	/ 月分	No. 2
----------	------	-------

領収書等貼付欄

領 収 証

X 会派 御申

合計金額 **¥360,000**

2010年1月15日

但 2009年4月～2010年3月、ホームページ管理費として

上記正は領収いたしました。

地域情報サポートセンター
 代表 磯谷臣司 424-0803 静岡市清水区宮下町11-24
 Tel&Fax: 054-366-5976 / 090-6576-089
 support@iso-ya.com



備考

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	6 月分	No.	4
----------	------	-----	---

領収書等貼付欄

ご利用明細

東京UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお客様控えと別紙がご用意されています。

年月日	取扱店番	お取引内容
210611		
受付通番	銀行番号	支店番号 口座番号
026600080		
		お取引金額

お取扱い できない場合:	残高	* * *
時刻: 22	取手数料	おつり
カ) アド ネット様		
X 会派		J 議員 様

備考

6/11 アドネット ポスト送料 7152922

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 12
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証 書

日本郵便

(住所氏名) L 議員 様		領収内訳 現金 940,000円 証紙 円 切手 円 小切手 円		収入印紙 2000
金額 円 千 百 十 万 千 百 十 円 手 4 4 0 0 0 0				
(販売等内訳) 切手 440,000円 券群(年賀・年賀以外) 円 収入印紙 円 販売品 円 料金別納料金 円 料金後納料金 円 円		料金計器予納金 円 料金受取人払料金 円 料金着払料金 円 通関料 円 カタログゆうパック 円 未払/不足料金 円 円		種類 通の料金 円 通数 割引額 円 通 円
上記のとおり、領収いたしました。		21年5月25日		領収日付印
郵便事業株式会社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2 お問い合わせ電話番号		備考		取扱店 21.5.25 12-18 担当者印

ユ07001 (19・SHI)

金額を訂正したものは無効です

A475864-17

備考

※区政報告<平成21年5月新緑号>を郵送のため
80円切手 5,500枚 購入。
切手をはって出した方が丁寧で、区政報告をよく読んで
くれまうです。

22杉並第53697号

平成23年1月12日

杉並区監査委員

四居 誠 様

同

茂木 信 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成22年12月16日付け22杉並第408号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 同法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項（現法第 14 項）の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の額について

政務調査費の交付額については、会派に係る場合は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額 16 万円を乗じて得た額とし、議員に係る場合は、基準日に在職する議員につき、月額 16 万円とする。（条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項）

区長は、政務調査費の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、区議会議員の議員報酬並びに区長及び副区長の給料の額の場合と同様に、あらかじめ区長の附属機関である杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会の意見を聞くこととしている。（杉並区特別職報酬等審議会条例第 1 条及び第 2 条）

政務調査費の額は、「区政調査研究費」として交付していた平成 7 年度に月額 16 万円と定めて以来、その額の改定を行っていない。この額は、東京 23 区が定める政務調査費の額の平均（約 16 万 5000 円）を下回っている。

また、平成 22 年 11 月 5 日に審議会を開催し、政務調査費の額について諮問したところ、同日、審議会から「政務調査費の額については、他区と比較しても概ね平均的な額であることや、領収書添付の義務付けや、使途基準細目を策定し、さらにそれを適時改正するなど、議会自らの努力も見受けられる。これらのことに加え、大半の議員の政務調査費の執行率は、100%以上かそれに近い状況であることを総合的に評価し、改定は行わず、据え置くことが適当であると考え。」との答申がなされた。

3 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
- 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）
- その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第5条第1項及び第2項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第1号様式）
- 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）
- 議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（規則第2号様式）
- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務調査費交付対象者状況通知書）する。（条例第6条第1項）（規則第3号様式）
- なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務調査費交付対象者変更通知書）する。（条例第6条第2項）（規則第4号様式）
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務調査費交付決定通知書）する。（条例第7条）（規則第5号様式）
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。（条例第8条第1項）
- (5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。（条例第8条第2項）
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。（条例第8条第4項及び第6項）
- (7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（条例第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。（政務調査費返還命令書）（条例第12条）（規則第8号様式）
- (8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。（条例第10条第1項及び第3項）

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成19年3月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を平成 21 年 6 月に設置している。その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成 22 年 5 月に設置し、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討しているとの報告を受けている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第 11 条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

その上で、執行機関である区長は、議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図りつつ、区長に提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等をチェックすることで、政務調査費の交付者としての責任を果たしているものと考えており、今後もそのチェック体制を維持する。

5 平成 20 年度の政務調査費に関する監査結果への対応について

平成 20 年度に交付した政務調査費について、平成 22 年 4 月に住民監査請求が提出され、同年 6 月、「杉並区職員措置請求監査結果」により、区長は、請求の一部を認容した会派に対して、要返還額とした合計 245,113 円の返還に必要な措置を、同年 8 月 31 日までに講じるようとする勧告を受けた。

区では、勧告の内容を慎重に精査・検証した結果、その判断は妥当なものであるとの結論に至ったので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づく措置として、使途基準以外の経費に使用したと認める費用の返還を命じる等により、その対応を完了している。

6 平成 21 年度の政務調査費の交付状況及び会派の代表者又は議員からの返還状況

監査請求の対象となる平成 21 年度の政務調査費は、6 会派、29 名に対して 8,784 万円を交付し、交付決算額は 78,151,589 円であった。返還があったのは、2 会派及び 13 名から総額 9,688,411 円である。返還額の内訳のうち、会派では、N 会派(8 名)に年額 1,536 万円を交付決定し、3,648,229 円の返還があり、O 会派(6 名)に年額 1,152 万円を交付決定し、856,148 円の返還があった。

また、議員個人については次表のとおり交付決定と返還があった。

(単位：円)

議員名	交付決定額	返還額	議員名	交付決定額	返還額
C 議員	1,920,000	22,946	y 議員	1,920,000	19,055
o 議員	1,920,000	750,007	r 議員	1,920,000	120,554
p 議員	1,920,000	254,106	Q - 1 議員	480,000	480,000
j 議員	1,920,000	359,015	k 議員	1,920,000	798,054
q 議員	1,920,000	26,694	A 議員	1,920,000	349,968
x 議員	1,920,000	502,846	B 議員	1,920,000	895,000
F 議員	1,920,000	605,789			

(決算数値)

なお、決算数値確定後、1会派8名から支出内容に錯誤があった等により報告書の訂正があり、平成22年11月18日現在、会派及び議員からの政務調査費の返還額の合計は、決算時から589,641円増加し、10,278,052円となっている。

7 平成22年11月9日東京地裁判決について

杉並区議会議員3名が平成20年12月8日に開催された講演会のチケット購入に係る費用の支払に政務調査費を充てたことについて、地方自治法及び条例等に違反して違法であるなどと杉並区民（以下「原告」という。）が主張して出訴した事案の判決のなかで、東京地裁は次のように示した。

政務調査費の収支に係る議員から議長への報告については、条例、規則及び規程の定めによると、基本的に支出の金額や内容が科目ごとに概括的に報告されることが予定されているにとどまり、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものとはされていない。また、条例等に、議員が上記の目的や内容等につき監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項も見当たらない。これは、執行機関と議会ないしこれを構成する議員との抑制と均衡の理念にかんがみ、政務調査費の適正な使用についての各議員の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止しようとする趣旨と解される。

上記のような条例等の定め及びその趣旨に照らすと、条例等は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが条例等により議長への提出が求められる政務調査費収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。（東京地裁平成21年（行ウ）第542号参照。）

なお、本事案については、原告が本判決を不服として控訴したため、現在も係争中である。

8 政務調査費の適正な執行に関する区の見解

前記1で政務調査費の制度制定の経緯を記述しているが、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定による政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員の調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の用途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、具体的な政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法等並びにその用途の透明性を確保するための報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めゆだねることとしている。（最高裁平成21年（行フ）第3号同22年4月12日第二小法廷決定参照。）

区では条例を制定し、政務調査費は条例に規定する要件を満たすものに対し、政策判断を要することなく、請求のあった会派の代表者又は議員に交付しているところである。

また、地方自治法の趣旨を踏まえ、これまで、区では前記2「政務調査費の額について」、前記3「政務調査費の交付及び返還等に関する手続について」、前記4「用途基準について」において述べたとおり、政務調査費の用途の透明性の確保に努めているところである。

一方、政務調査費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務調査費の制度の趣旨を理解し、調査研究活動を行っているところであるが、議員の調査研究の対象は広範囲に及びその調査方法も様々であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については議員の良識に委ねられ、会派、議員には一定の裁量が認められるものと解する。

しかし、政務調査費の財源は区民が負担する税金（公金）に依拠しているものであるから、その

使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。そして、政務調査費が公金であるということに鑑みれば、会計帳簿の作成や領収書等の証拠書類の保管など、公開にたえられる関係書類の整理は当然になされるべきものと認識している。

また、政務調査費の使途に疑義がある場合など、必要に応じ調査を行う権限を議長が有しており、政務調査費の適正な運用を期すこととしている。

一方、区長は、予算の執行に関する調査権に基づき、政務調査費の交付受領者に対して調査することができるが、それは政務調査費の使途基準等に照らし、明らかにその使途が逸脱していると認められる場合に限り、会派又は議員の自主性、自律性が損なわれることのないよう慎重に取り扱うべきと考えているところである。

以上が現在の政務調査費制度を支えている枠組みであり、それに沿って政務調査費の適正な執行の確保に努めている。

しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成 18 年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費の使途について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

また、多様な議員活動の中で、議員の調査研究活動とそれに当たらない部分を合理的にかつ明確に線引きし、適切に会計処理していくことが困難な場合が出現している。

そのため、このような場合には社会通念上相当な割合による按分をして、政務調査活動に資するために必要な金額を計上しているところであり、この状況は増えてきているのが実態である。

そこで、区議会では、学識経験者等の第三者からの意見を反映させた使途基準細目を定めたり、政務調査費調査検討委員会を常設し、時代の要請に応えられる使途基準づくり等、区民への説明責任を果たすことを目指した検討が進められている。

一方、区では、政務調査費の適正な執行を確保するために、議員の誰もが政務調査費として計上するか否かを適切に判断できるよう、区議会との連携を更に深めていく必要性があり、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を踏まえ、今後研究していくことも必要な時期に来ているのではないかと考えているところである。

そこで、区は、政務調査費の制度趣旨を踏まえ、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、政務調査費収支報告書の写しの内容から、政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長

伊藤 重夫

1 政務調査費の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議し、同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

（法第 100 条第 14 項）とされ、また、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）とされた。

これを受け、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同 3 月 30 日に「同施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

この改正により、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

2 政務調査費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務調査費の趣旨

法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第1条)

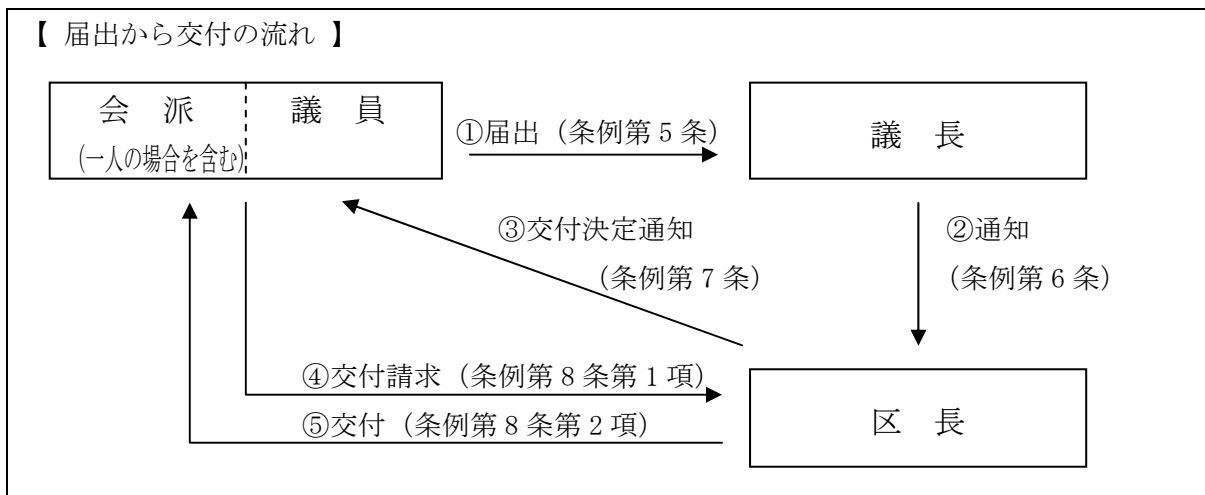
(2) 政務調査費の交付対象

会派(所属議員が一人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第2条)

(3) 政務調査費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額(条例第3条第1項)。議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。(条例第4条第1項)

(4) 政務調査費の交付に関する流れ



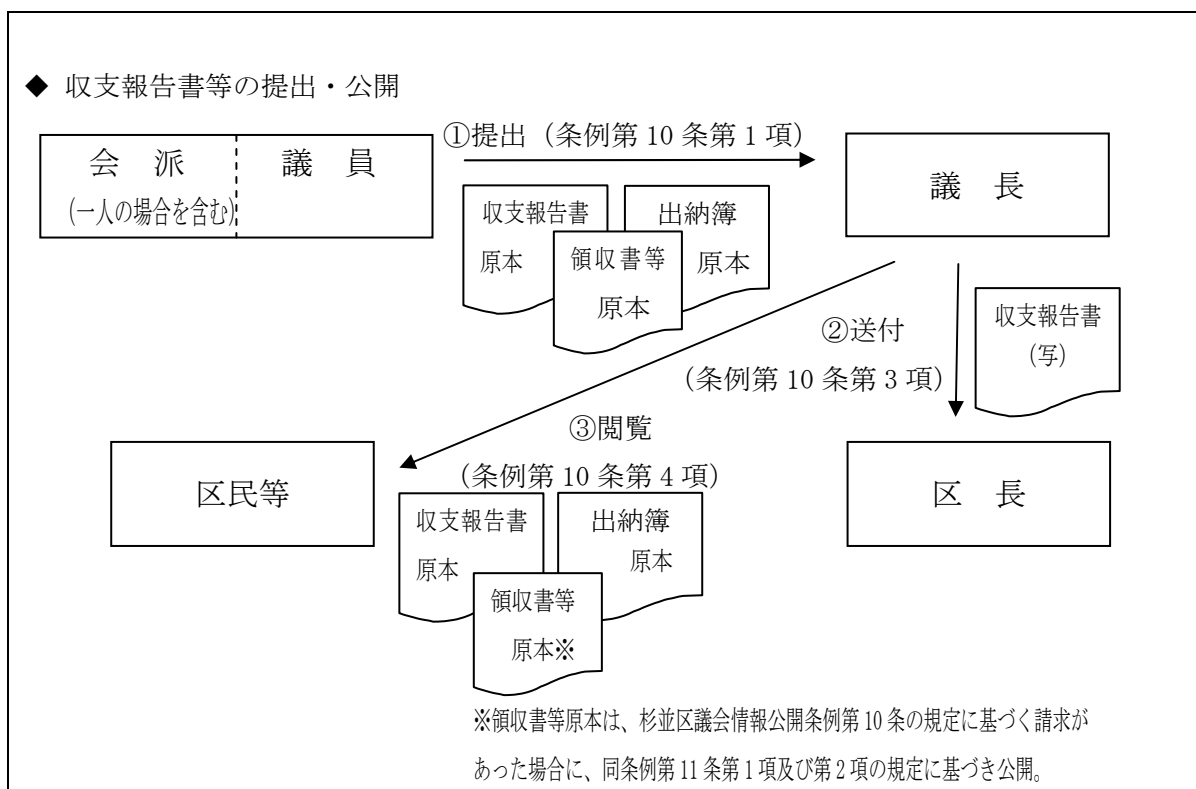
(5) 政務調査費の支出に関する手続

政務調査費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務調査費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務調査費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務調査費の用途について個別に相談を受けた場合、過去の政務調査費の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている用途について、規則第 6 条別表の用途基準及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第 2 条別表の用途基準細目に照らして疑義がないかどうか、用途基準の項目適用に誤りがないかなど、領収証その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、区政に関する調査研究に資するための必要性や合理性を欠いている等、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、支出の判断は会派又は議員の良識に委ねるものとしている。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長へ返還しなければならない。（条例第 8 条第 4 項・第 6 項）

- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（使途基準に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務調査費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務調査費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書及び出納簿を、五年を経過するまで保存し、閲覧に供しなければならない。（条例第10条第4項）
- ・政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書及び出納簿が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。（条例第11条）

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務調査費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務調査費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェックや出納簿と領収証その他証拠書類との付け合せのほか、政務調査費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務調査費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

条例第11条にある議長の調査権限は、平成12年11月10日都道府県議長会資料「政務調査費の交付に関する条例（例）の要点」によれば、「自治法上議長の有する権限は、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権及び議会代表権に限られていることから、議長の調査権の規定により法的に権限が付与されたことにはならないものとする。しかし、議長には、会派代表者又は議員から提出された収支報告書等が条例により定められた様式や内容を備えているかをチェックすることが求められるとともに、政務調査費の適正な執行が確保されるように努める必要がある。」との見解があり、このことから、会派・議員における説明責任の強化や透明性の確保も同時に求められていると認識している。

一方、平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとはいえないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示しており、また、政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも

多いため、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念に鑑み、執行機関や他の会派・議員からの干渉を防ぐことも必要である。そのため、政務調査費の支出に用途制限違反があることが、収支報告書等、議長への提出書類から明らかにかがわれるような場合を除き、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その用途制限の適合性を審査することは好ましくないとはいえる。

以上の点から、議長の調査権限には一定の制約があるものの、収支報告書等に基づいて、政務調査費が適正に使用されたかどうかについて、その内容を把握する必要があると判断したときは、合理的な範囲で用途について調査することができる一方、個々の会派・議員の政務調査費の支出が「合理性ないし必要性を欠くことが明らか」な支出以外で、区政に関する調査研究に資するかどうかは、提出された領収書や会派・議員の説明により区政との関連性が類推されるものであれば、各自の良識に基づく判断に委ねるべきであり、議長は政務調査費の個々の支出について、法的に判断する権限は有しないものとする。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の整理・保管に関する規定

出納簿の提出に加え、領収証その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の整理・保管に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間整理保管することを規定しているのは、政務調査費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第一回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の整理保管義務を課しているものとする。

6 政務調査費の平成21年度の状況

(1) 交付状況

平成21年度の政務調査費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙1「平成21年度政務調査費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成21年度の政務調査費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成22年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成22年5月1日より区民の閲覧に供している。

平成21年度の会派・議員の政務調査費の収支報告状況は、別紙1「平成21年度政務調査費支出状況

(決算数値)」のとおりである。

(3) 返還に関する届出

平成21年度の政務調査費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・13議員がその届出に基づいて政務調査費交付額の戻入を行った。

さらに、平成20年度の政務調査費を対象とする住民監査請求に対する監査結果を受け、5会派・15議員が平成21年度の収支報告を訂正し、うち1会派・8議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務調査費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。(別紙2「平成21年度 政務調査費 出納閉鎖後の訂正状況」のとおり)

(4) 政務調査費に関する自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会のいわゆるモデル条例案では規定していないところの出納簿(平成18年度分までは写し)を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めて透明性の確保に努めており、平成19年3月30日付18杉議会第1538号で監査委員あて報告のとおり、平成18年第四回定例会において、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、平成19年11月から翌3月まで議会内部に「杉並区議会政務調査費検討会(以下、「検討会」という。)」を設置して政務調査費の使途に関する検討を進め、報告書を取りまとめた。この取りまとめにあたっては学識経験者等の第三者からの意見も反映させ、政務調査費の使途に関する客観性も担保するよう努め、検討会の報告では、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を定めており、これを踏まえて規程に「使途基準細目」を追加し、平成20年4月交付分の政務調査費から適用している。

さらに、平成20年度に引き続き21年度も政務調査費に関する住民監査請求が提出されたことを真摯に受けとめ、平成21年6月19日に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(以下、「調査検討委員会」という。)」を常設し、継続的に自主的な改善に取り組んでいるところである。調査検討委員会では、まず監査結果で指摘された事項を中心に検討を重ね、平成21年度中に現行基準の見直しについて一定の結論が得られたので、その結果に基づき、規程で定める使途基準細目の一部を改正し、平成22年4月交付分から新基準を適用している。あわせて、より適正な執行の確保を目的として、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会(以下、「専門委員会」という。)」を平成22年度に設置し、その構成員を外部の有識者のみとすることで、純粋な第三者機関としての中立性を担保することとした。

なお、これらはいくまで現時点での検討結果によるものであるため、今後も継続的にその時々々の社会情勢に見合う内容・手法に見直しを図っていく。

7 請求人の主張に対する抗弁

(1) 政務調査費の計上年度について

杉並区議会では政務調査費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。平成19年12月20日の仙台高裁判決では、政務調査費が交付された年度において発

生じた経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているため、請求人の主張はこの判例に基づいたものと思われる。

しかし、この判例は、訴訟の対象となった議会が条例で、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」という表現を規定に盛り込んでいることに基づいた判断であり、一方、訴訟の対象となった議会が条例及び規則で、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨規定していないことから、現金主義の支出を認めると判断された平成18年11月18日の東京高裁判決もある。

このことから、当区議会では条例及び規則等において、上記仙台高裁判決の判断の基になったものと同様の規定が存在しないため、現時点では現金主義により処理することも妥当であると言える。

ただし、交付年度内に実際に支出された経費であればどのような場合でも認めているわけではなく、平成19年度分及び同20年度分政務調査費に対する監査の判断に基づき、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会事務局では現在採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、支払い済みの終期までの間に議員の職を辞する場合には収支報告の際過払い分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分が、その職に就いた後に請求・支払いとなる場合は計上できないことも認識しており、現金主義の採用によって区に損害を与えることはない。

また、購読契約については、その事業者等が提供するサービスが不特定多数の方に対して共通のものである場合、契約の始期や期間は提供事業者が一律に指定することが一般的であり、プロバイダ契約に関しては期間限定で結ぶ性質の類ではないことから、年度を超えた契約自体を否定することは、これらの契約を事実上不可能にすることになり、会派・議員の調査研究活動を極端に制限することにつながる。よって、請求人の主張には理由がない。

なお、今後の社会情勢や他議会の状況を見据えつつ、光熱水費・電話料金やクレジットカードによる支払いのように実績月に請求額が確定しない場合や、次年度当初の地方視察経費を現年度末に前払いする場合等を踏まえ、会計年度の取り扱いについては、調査検討委員会での検討課題の一つと認識している。

(2) 交付される政調費額(年間192万円)を超える収支報告書の取り扱いについて

条例第1条の規定により調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、会派・議員に対して交付される政務調査費の額は、条例第3条及び第4条の規定に基づき1人当たり年額192万円であることや、調査研究に資する経費がこの額を超えた場合には会派・議員自身はその経費を負担するということは、請求人の主張のとおりである。

しかし、条例・規則等において、調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究に要した経費をどの程度収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが適当であると考えられる。

(3) 按分比について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者に意見をいただき、その意見を反映して定めたものである。この使途基準細目で定めていない支出については、会派・議員によって経費の区分

の必要性と区分する場合の按分割合が多種多様であると認識しており、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、その説明内容から、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、支出を認めるのが妥当であると考え。

また、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の主体を判別することよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な方法であると考え。

(4) 領収書について

まず、領収書等の受取人が議員本人ではないケースが一部に見受けられるが、これは使途基準で事務所にかかわる経費や携帯電話利用料の按分支出を認めているため、携帯電話を家族契約している場合等に、その領収書等が議員本人名義になっていないという類のものである。

しかし、すべての支出について議員本人が受取人となっていない領収書等を認めているわけではなく、第三者名義の領収書等が好ましくないことはいままでもない。区議会では、平成19年度分に対する監査委員の判断を踏まえ、平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、あくまで前述のケースに限り、家族等の名義の場合は、領収書に加え、議員名義になっていない理由や使用実態等について家族等が申し立てる書面を、自身が経営する会社名義の場合は、会社名義の領収書の写しと会社が議員あてに発行した領収書に加え、会社と議員間での議員事務所使用に関する取り決めが確認できる書類の写しをそれぞれ補充資料として提出するという方法をとることを同調査検討委員会において申し合わせた。

よって、当該議員から合理的な説明があり、その理由や支出内容等がやむを得ない事情であると判断できる場合は、当面上記の方法で区民等への説明責任を果たすこととしている。

また、一般的に領収書が発行されないネット関連経費は、通帳コピーやカード利用明細で確認するしかないが、通常は領収書が発行されるにも関わらず支払口座の通帳コピーで代用することについては、平成19年度分に対する監査委員の判断を踏まえ、平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、別途領収書が発行される場合は、領収書を提出するという原則としたうえで、紛失等、やむを得ない事情がある場合の代替方法とし、この場合には、議員本人が支払ったことを立証できるよう、振替口座の通帳の原本を会派・議員が各自で5年間保存する旨同調査検討委員会において申し合わせたことによるものであり、通帳のコピーと原本は事務局で照合している。

なお、通常は領収書が発行される光熱水費や通信費については、使用場所が事務所を兼用している自宅の場合も併せて当該議員に確認している。

よって、通帳コピーで代用している支出内容・支出先が明らかであり、代用している合理的な理由があれば、あくまでも領収書原本の提出を原則としたうえで、当面は適正な証拠書類として取り扱う。

家電量販店に代表されるようなポイント制度を導入している小売店で購入したときの領収書で、内訳や発生ポイント記載部分を切り取ったものが見受けられる場合には、平成19年度分政務調査費の監査結果後の見直しのときと同様に、領収書上確認不可能ではあるが通常発生する割合のポイント分相当額を控除して支出する必要があると認識している。

なお、領収書等で確認可能な限りにおいて、発生ポイント相当額を控除して支出することは、平成22年4月から使途基準細目で規定している。

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上

様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない。」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費で支出できないといえる。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書についても、直ちに不当な支出と判断することは適当ではなく、個別に判断し、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、支出の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な支出として取り扱っている。

なお、これらの点を総合的に判断し、平成21年度の調査検討委員会において、平成22年4月からは、領収書等の金額が5万円以上の場合には、より支出の信憑性を示すことに重点を置き、あらためてあて名を明記した領収書の発行、またはあて名欄へのあて名の記載を必須要件とすることを申し合わせている。

(5) 会費について

団体・会等の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は支出できるものとする。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとは言えないため、支出の際は按分が必要である。

講演会・研修等の参加費については、その催しの内容が政務調査費の制度趣旨に合致しているかどうかを支出の判断基準としているため、当該議員が所属する政党・団体等が主催する会の場合でも、区政に関する調査研究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、経費を区分して支出を可としている。

しかし、政治資金規正法で定める政治資金パーティに該当する催しへの参加に伴う経費については、支出への理解が得られにくいと判断し、内容の如何を問わず一律支出を禁止する旨平成22年4月から規定している。

(6) 交通費について

①スイカ・パスモのチャージ料について

交通機関の利用の際、利便性のあるスイカ・パスモの利用が一般化してきたことを踏まえ、平成19年度の政務調査費検討会で外部の有識者の意見も聴き、交通費について、交通費記録簿又はチャージ料の計上によるものとして、使途基準細目を改正した。

しかし、スイカ・パスモのチャージ料は、直接的支出ではない点において、他の支出項目とは性格を異にするものであり、平成22年6月の監査結果報告において、スイカ・パスモのチャージ料の政調費計上は「政務調査費条例に違反する可能性がある」との強い指摘を受けたところである。区議会としても、このことを厳しく受け止め、早急な検討を行わなければならない課題であると位置づけ、今年度の調査検討委員会での検討を進めた結果、平成23年度分からスイカ・パスモのチャージ料計上は一切認めないこととし、使途基準細目を改正することとした。これと併せて、平成22年度分についても、こうした議

会内での議論を踏まえたうえ、全議員に対し、スイカ・パスモのチャージ料について適切な対応を求めることとした。

②自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を用途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、明らかに調査研究活動以外の用途も含まれ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であると判断できるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費で支出することを用途基準細目で規定し、特段支出目的や利用せざるを得ない理由の説明は求めている。これらの支出については、平成19年2月9日の札幌高裁判決のとおり、「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範にわたり認めることが望ましいと考えられる。

区議会では、規程により政務調査費で支出できないものとして規定している自動車の維持管理に関する経費は、自動車本体の維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料も含むとは認識していない。

また、車種を明示することはおよその燃費が推測できることは理解できるが、上記判決の趣旨からすると、妥当な方法とは言えない。その他、所有者の明示はガソリン代の明確な算出との関連性は認められない。

③タクシー代について

移動手段については、公共の交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、議員の調査方法の多様性も考慮すると、その頻度や適正な支出上限について基準を設けること自体が困難であり、現状では会派・議員ごとの判断に委ねざるを得ないと平成21年度に調査検討委員会で確認した。

④区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を支出することは二重支給になるものではない。また、目的地が区役所庁舎であっても、用務が区政に関する調査研究に資する事項であれば、支出できないとする理由がない。

(7) 視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や

説明により区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかではない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであると認識しており、政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかによって判断すべきである。ただし、講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分し支出する必要がある。

また、視察・研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されなければならないと考える。

区議会では、視察・研修が宿泊を伴う場合には視察報告書の提出を義務付けており、目的が観光など区政に関する調査研究活動ではないものと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にまでわたり明示することで、当該調査研究の必要性を説明することは有益である面は否定できない。しかし、会派・議員の政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられるケースが多いことや、他の会派・議員からの干渉を防ぐべきものと考えられることに留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出というべきであり、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである。

なお、宿泊を伴わない視察・研修の場合には、報告書の提出を義務付けているわけではないため、政務調査費の支出に用途制限違反があることが、領収書や交通費記録簿等から明らかに合理性ないし必要性を欠いていると認められない限り、区政に関する調査研究であることが類推される説明があれば、基準に基づく適正な支出として認めている。

大学院等の学費の支出については、その学習内容が政務調査費制度の趣旨に合致し、区政との関連性が認められるものであれば支出は可能であるとする。

より高い政策立案能力や高度な知識が必要となっている今般の区政の様々な事象を鑑みると、大学院等で学び議員としての能力を高めることは、区政への還元につながるものと認めることができる。

(8) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するものと考え、用途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内での支出を認めている。

これは、区民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものとして、その支出を認めているものである。

また、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましい。ただし、その説明は、前述の(7)で述べたとおり、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものであれば、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである。

(9) 資料購入費について

①新聞・雑誌の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということが出来るから、本件使途基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかという点に着目して判断すべきということが出来る。また、議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する支出であり、会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、その購読場所や部数制限は規定していない。

また、使途基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとすることを規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に判断した結果、一定の制限を設けたうえで支出を認めたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であると考ええる。

よって、この基準に基づく当該会派・議員の支出は適正なものであると認識している。

ただし、議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要であり、その支出の妥当性を判断する際には留意する必要がある。

②書籍の購入について

議会図書室は自治法により設置が定められているものであり、有効活用すべきという請求人の考え方の趣旨は理解できる。しかし、調査研究に必要な書籍を購入することは、政務調査費の趣旨に合致するものであり、調査研究活動は極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められていることから、議会図書室があることを理由に書籍を購入すること自体に制限を加えることは適当ではない。主として議会図書室を活用して調査研究を進めるのか、自己が選定し購入した書籍等を活用するのか、あるいは双方を活用するのかは、調査内容・方法により、各議員の裁量に委ねられるべきものである。

また、平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということが出来るから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、使途基準で定める資料購入費として支出できると考える。

(10) 広報費について

①区政報告について

会派・議員が行う調査研究活動や議会に関することを区政報告として区民に広く知らしめるために要する経費は、調査研究活動を含む会派・議員活動全般にかかわるものであるとの考え方を全て否定するものではない。しかし、区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、使途基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策

を区民に報告・PRするために必要なものとする。平成21年9月17日の名古屋高裁判決によると「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、政務調査費の使途基準として広報費を規定することが適正であると判断されただけでなく、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民の意見を収集、把握することは会派・議員から新たな陳情または意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点の政務調査活動の開始が見込まれるものであれば、区政の問題点を認識するための調査研究活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ、政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能であるとする。ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などについては、当該紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

また、第三者が検証できるよう、領収書または会派・議員からの説明により領収書発行者の連絡先を明示することは必要不可欠とするが、その支払先がさらに他の事業者等に当該業務を発注することは当該事業者間の問題であると認識している。

郵送費用については、一定の通数以上の場合、区内特別郵便等の料金割引制度を利用の方が合理的なケースが多いが、管轄局への持ち込みやバーコードの貼付などの様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは好ましいとは言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、留意が必要である。大量に購入することを可能な限り避けることを前提として、やむを得ず大量に購入する場合には、その理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要があると判断する。

なお、こうした趣旨から平成22年度からは、切手の購入はその用途にかかわらず、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。

②ホームページについて

WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等のWEB媒体でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法であると考えられる。このことから紙ベースの区政報告を自身の公式サイトに利用することをもって政務調査費の二重払いになるという請求人の主張は、一般的なWEB利用の概念から外れており認めることはできない。また、WEB媒体の利点として過去の情報の蓄積やリアルタイムでの情報提供が考えられ、その特性を生かし切れていない面が一部存在することは否定できないが、今般ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきていることや、情報を提供する媒体を常時設ける必要性もあることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。

なお、公式サイトに表示される広告・宣伝のバナー等のリンク設定は、自身が意図的に行っているものと見なすことが妥当であると考えられるため、表示面積等の割合により経費を区分して支出することが必要である。

以上のように掲載内容についての考え方は紙媒体と同様と認識しており、平成22年度からは使途基準細目で実態に即して按分支出する旨明示したが、経費の区分方法やその他取り扱い等については、今後検討する課題として認識している。

(11) 事務費について

①事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することが必要であるため、規程で定めたとおり、原則一定の按分が必要であるが、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が難しい支出がある。購入品と調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要であり、会派・議員が区政に関する調査研究活動に使用する必要に駆られて購入するなどの必要性や内容に合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、同じ支出であっても会派・議員の使用形態によって、按分の有無やその割合が異なることは現在の基準の範囲内の支出と考える。

ただし、ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会で、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定である。

なお、切手の購入及び封書・ハガキの購入または作成費については、「(10) 広報費について ①区政報告について」のとおり。

②固定電話・FAXについて

電話・FAX料金については平成19年の仙台高裁と大阪高裁で、その経費の内訳を調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出であると認められるため、議会ごとに会派・議員の活動の実態に即した按分の割合を定めることが適切な方法であると判断されている。このことは、訴訟の対象となった議会の地域特性を考慮するとしても、青森県と大阪府の自治体において同じ趣旨の判断がされていることに鑑みると、各地方議会に共通して当てはめることが相当と解釈できるものである。

区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなし、特段按分根拠を求めることは必要ないとする。

なお、電話・FAX料金だけでなく、物品購入やガソリン代など、合理的に経費を区分することが困難な支出についての取り扱い全般については、今後の社会情勢や判例等先に述べたとおり、調査検討委員会で継続的に検討を要する課題の一つとして認識している。

③携帯電話について

使途基準では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている。請求人の主張にある平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、同年の大阪高裁では一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。

また、携帯端末の現在の利用目的は電話機本来の通話のほか、メール、ネット接続、電子マネー機能、カメラ機能と多岐に渡るが、請求人が主張するスイカやカメラ機能については月額利用料が発生しない。携帯端末を所有し使用することで発生する月々の利用料金は通話料（割込通話等オプション含む）とWEBの定額利用料（メール利用を含む）である。そして、この支出内容については使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであると同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出に該当するため、使途基準で定める範囲内の支出であり、特段不自然な点等が見受けられなければ、按分割合を算出するための通話記録等、詳細な根拠の開示は不要であるとする。

④パソコン・インターネットについて

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向を留意してみても、この場合には、活動の主体を判別することよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な手法であるとする。

また、近年はモバイル専用に設計されたモデルが数多く存在し、出張先での情報収集、プレゼンテーション、メモ等に使用することを目的として購入するケースが見受けられることから、議員活動ではなく、調査研究用として購入するケースも一般化しつつあるのが現状である。

しかしながら、ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要であると認識しており、専門委員会でも今後、弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、取り扱い方法を規程等に反映していく所存である。

⑤ケーブルテレビについて

使途基準では、事務所費の内容の例示としてCATV・電話回線敷設料を、事務所費の内容の例示として通信費をあげている。このことから、ケーブルテレビの利用料金を政務調査費で支出すること自体に問題はない。ただし、ケーブルテレビで放映するチャンネルすべてが、区政に関する調査研究に資するため

に必要とまでは言えず、議員はすぎなみチャンネルを視聴することを目的として加入しているため、その利用料金を支出する際は規程で定めるとおり、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分して支出しなければならない。なお、当該料金については、同じ通信費である電話料金と同様に、経費を合理的に区分することが困難と思われるため、調査研究活動とその他の活動の経費が混在するものとして、現在のところ按分割合の上限を2分の1として支出することが妥当であると考えているが、今後の社会情勢等に注視しながら、調査検討委員会での検討課題の一つとして取り扱うことも考えられる。

また、特定の有料チャンネルの視聴料は、当該チャンネルの放送内容が区政に関する調査研究に資すると認められる場合には、書籍購入費の支出と同様の考え方により、政務調査費で支出することに問題はない。

(12) 備品の購入について

事務所で使用する書棚・いすの購入経費は平成19年の大阪高裁で、備品の購入経費は平成19年の仙台高裁で、按分したうえでの支出が認められていることから、使途基準で定める事務所費として政務調査費でその経費を支出することに問題はないと捉えている。

ただし、平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月前の最後の議会の会期後に購入されたものも少なくないこと、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要すると考える。

なお、区議会では、使途基準細目で5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し自身で管理することを規定している。一部の議員は領収書等証拠書類と併せて議長あて提出しているが、備品台帳については、様式・記載事項や議長への提出義務付けは定めていない。

また、金額的に高価なものについては区民の理解を得られるよう、平成20年4月から使途基準細目で、備品購入費については実態に即して按分する旨規定しているが、金額を問わず他の用途との併用が明らかかどうかの判断が難しい支出の考え方が課題となっていることは事実であり、過去の政務調査費に関する監査請求に対する結果報告においても、監査委員が今後は目途としての按分率の設定が望ましいとの見解を示しているということを踏まえ、事務用品に限らず政務調査費の支出全般に渡って、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会で、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定である。

(13) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性にかんがみても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（政務調査費使途基準）はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

このことから、会派・議員の調査研究の対象は広範囲に及び調査方法も多様であるため、明らかに議会活動に反映・寄与しない、あるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除き、その行

為に伴う政務調査費の支出が条例施行規則に定める使途基準に照らして、明らかに必要性ないし合理性を欠いている等、議員・会派の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、目的外の支出であるとはいえないと解釈できることから、議員活動の基盤となる事務所の賃料は、使途基準で定めるとおり適正な支出とすることができる。ゆえに、平成19年の仙台高裁の判決にあるとおり、事務所が政務調査活動のみに使用されているのであれば、賃料の全額を支出することは可能である。しかし、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

区議会では使途基準で事務所費への支出を認め、賃借料を計上する場合には透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の用件を具備することを示す書類の提出を規程により義務付けている。事務所費で認める支出の大部分は、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、賃借料については支出割合と毎月の支出額に、光熱水費については支出割合に上限を設け、活動の実態に則した額の算出基準として、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、明らかに調査研究活動以外の議員活動にも使用されると認められるため、さらに2分の1を乗じた額と定めている。この事務所使用部分については、使用形態の相違により議員独自の判断に基づくものであり、別途書類の提出を義務付けていないが、当該議員からは自身の判断により間取り図の提出等の補足説明がされている。この算出基準は、平成19年度の検討会で第三者の意見も反映したものであり、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものと言える。なお、自宅以外に議員事務所としての物件を賃貸借する場合には、支出割合の上限を規定する際、使用面積等による経費の区分が当てはまらないため、契約書等、事務所の用件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めている。

また、平成19年の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めているが、事務所費の取扱いについても専門委員会の意見を聴取したうえで、必要があれば規程に反映する所存である。

なお、議員控室は議会開会中の使用が原則だが、議会休会中や議長の承認のもとに時間外も使用できることを杉並区議会議員控室使用規程で定めているが、請求人からいただいたご意見は今後の検討材料としたい。

(14) 人件費について

使途基準細目では、職員の賃金を支出する際、雇用形態が日常的か臨時かによって分け、日常の場合には2分の1を上限として経費を按分して支出すること、臨時の場合には議員1人当たりの支出額を月5万円までとすることを規定している。前者は政務調査活動に限定せず、会派・議員活動全般の補助を目的とした常勤雇用を想定しており、政務調査活動以外の補助も行うことが明らかなため、経費を一律按分して支出することが必要であり、後者は政務調査活動に補助を必要とする場合の雇用のため経費を按分しないが、支出額が社会通念上不適切とみなされることを予防するために月当たりの制限を設けるという考え方を基にしたものである。そのため後者の場合には、勤務ごとにその内容を明らかにし、政務調査活動の補助であることを示す必要がある。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、明示の有無は会派・議員

の政策的判断を尊重すべきであると考え。

なお、区議会では日常的か臨時かの判断基準は、会派・議員の判断に委ねてきており、特に期間を定めず雇うケースや数日間限定で雇うケース等、雇用形態は会派・議員によってさまざま、扱いを臨時にするかどうかは当事者間の合意事項であり、勤務日時が一定であったり、長期間にわたることを理由に臨時勤務ではないと言うことはできない。しかし、平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、前述の規定の考え方をベースとするならば、補助する活動内容で分類する方が好ましいという結論に達し、使途基準細目を改正した。その結果、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額を支出することを規定している。

次に、政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば、その人件費を政務調査費で支出できると考える。また、勤務の実情を示す書類に記載する勤務内容については、前述のとおり、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止するという側面もあることに留意する必要があるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の政治的判断に委ねることが好ましいと考える。

最後に、親族の雇用については、親族であるか否かを当該会派・議員に事務局が確認しており、基準の範囲内であると認められる。

使途基準細目では、日常の場合には生計を一にする親族の雇用を禁止し、臨時の場合には特に制限をかけていない。これは、急きょ政務調査活動を行わなければならない場合に補助する者が必要となることが多いこと等を勘案すると、親族の雇用という選択肢も残すことが好ましいという考え方の基に規定したものである。実績では一部の議員が臨時に勤務する補助職員として親族を雇用しているが、使途基準細目で定める規定に基づいた支出であり、不当なものとは言えない。

しかし、家族雇用は妥当ではないとする平成19年の仙台高裁判決の内容に留意し、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、使途基準細目を改正し、平成22年4月からは、雇用形態の如何は問わず、一律議員と生計を一にする者を補助職員として雇うことはできないことを規定している。

平成21年度 政務調査費支出状況(決算数値)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算区分)	交付決算額 (資金前差分)	政務調査費 取次報告書 収入金額	政務調査費取次報告書「支出」金額内訳										支出計
						調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	事務所費	人件費	交際費	
1 N会派	15,360,000	3,643,229	11,711,771		15,360,000	3,475,958	26,460	180,217	122,206	1,031,499	4,744,505	1,921,580	34,346	175,000	11,711,771	
2 O会派(6名)	11,520,000	856,148	10,663,852		11,520,000	229,690	0	27,600	25,989	330,167	7,924,134	1,587,672	0	538,600	10,663,852	
3 P会派(2名)	3,840,000		3,840,000		3,840,000	36,630	53,220	0	43,750	129,311	826,519	187,261	1,188,111	1,465,200	3,930,002	
4 V会派(1名)	1,920,000		1,830,780	89,220	1,830,780	282,983	0	0	700	80,258	396,200	167,684	600,000	450,000	1,987,825	
5 X会派(1名)	1,920,000		1,920,000		1,920,000	26,819	84,820	0	13,639	173,260	925,055	377,044	711,078	198,000	2,438,815	
6 Y議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	98,398	0	0	0	51,632	1,155,700	130,569	529,202	0	1,965,501	
8 C議員	1,920,000	22,946	1,897,054		1,920,000	142,500	0	0	3,906	71,966	788,950	169,289	540,443	180,000	1,897,054	
9 O議員	1,920,000	750,007	1,169,993		1,920,000	61,080	0	0	191,000	99,836	132,308	212,055	0	473,714	1,169,993	
10 I議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	198,560	0	0	0	0	467,398	49,499	848,892	476,000	2,040,349	
11 D議員	1,920,000	254,106	1,665,894		1,920,000	342,780	0	0	191,000	191,187	0	53,053	252,000	635,874	1,665,894	
12 D議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	267,390	11,850	9,120	67,510	245,765	1,042,376	182,376	218,150	0	2,044,537	
13 J議員	1,920,000	359,015	1,560,985		1,920,000	237,790	5,000	0	0	0	3,364	304,635	82,840	363,356	1,560,985	
14 Q議員	1,920,000	26,694	1,893,306		1,920,000	233,577	2,000	0	0	107,400	844,931	494,912	0	210,486	1,893,306	
15 J議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	283,396	184,820	9,700	26,199	152,753	663,073	385,622	120,000	238,790	2,014,953	
16 X議員	1,920,000	502,846	1,417,154		1,920,000	107,100	2,000	500	0	47,100	828,859	113,741	29,054	288,800	1,417,154	
17 F議員	1,920,000	605,789	1,314,211		1,920,000	46,050	210,700	4,010	10,000	309,577	614,280	59,044	0	60,550	1,314,211	
18 W議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	342,909	49,670	0	183,208	219,262	450,090	116,766	308,292	362,000	2,002,197	
19 Y議員	1,920,000	19,055	1,900,945		1,920,000	458,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	330,182	0	367,500	1,900,945	
20 R議員	1,920,000	120,554	1,799,446		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	169,638	34,739	654,274	1,799,446	
21 S議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	448,051	10,080	0	0	59,605	678,166	185,512	448,413	501,214	2,331,041	
22 O-1議員※1	480,000	480,000	0		480,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 G議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	49,840	40,320	0	0	103,600	1,030,780	257,262	360,000	79,900	1,921,702	
24 K議員	1,920,000	798,054	1,121,946		1,920,000	60,690	0	0	0	73,730	209,000	238,526	0	540,000	1,121,946	
25 Z議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	0	0	0	0	0	1,951,908	0	0	0	1,951,908	
26 T議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	212,608	45,240	0	0	141,754	745,805	259,539	324,158	279,714	2,008,818	
27 I議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	498,568	35,000	9,335	41,563	117,720	0	236,892	465,969	634,344	2,039,391	
28 U議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	268,150	0	0	355,034	47,370	641,408	575,878	300,000	215,914	2,403,754	
29 I議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	36,230	109,670	4,500	0	682,439	1,333,804	70,564	0	0	2,237,207	
30 A議員	1,920,000	349,968	1,570,032		1,920,000	85,711	16,000	0	0	150,812	1,317,171	338	0	0	1,570,032	
31 M議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	244,523	150,965	9,200	110,215	40,960	654,275	537,608	0	258,000	2,005,746	
32 B議員	1,920,000	895,000	1,025,000		1,920,000	1,025,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,025,000	
33 N議員	1,920,000		1,920,000		1,920,000	173,532	185,495	0	0	38,146	1,214,326	139,389	0	590,000	2,340,888	
5月清算計(A)	86,880,000	9,688,411	77,102,369	89,220	86,790,780	9,118,423	2,253,310	293,972	1,360,171	5,020,572	34,657,005	9,464,224	7,676,203	10,467,874	80,311,754	
※1第1四半期のみ交付																
◆平成21年11月清算済分(平成21年7月3日辞職の2名)																
1 L議員	480,000		480,000		480,000	18,200	0	0	0	11,450	489,500	8,700	0	0	527,850	
2 M議員	480,000		480,000		480,000	0	0	0	0	7,850	546,000	33,146	0	0	586,996	
11月清算計(B)	960,000	0	960,000	0	960,000	18,200	0	0	0	19,300	1,035,500	41,846	0	0	1,114,846	
合計(A+B)	87,840,000	9,688,411	78,062,369	89,220	87,750,780	9,136,623	2,253,310	293,972	1,360,171	5,039,872	35,692,505	9,506,070	7,676,203	10,467,874	81,426,600	

78,151,589

平成21年度 政務調査費 出納閉鎖後の訂正状況(訂正該当者は色付きセルで表示) ※平成22年12月現在

	政務調査費収支報告書「支出」金額内訳													
	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算区分)	交付決算額 (現金前部分)	取組報告書 収入金額	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	旅費	事務所費	人件費	支出計	
1 金派	15,360,000	3,648,229	11,711,771		15,360,000	3,475,958	26,460	180,217	122,206	1,031,499	4,744,505	1,921,580	34,346	17,711,771
2 O金派(6名)	11,520,000	865,220	10,654,780		11,520,000	229,690	0	27,600	25,989	330,167	7,915,062	1,587,672	0	10,654,780
3 P金派(2名)	3,840,000		3,840,000		3,840,000	36,630	53,220	0	43,750	129,311	826,519	187,010	1,188,111	1,485,200
4 V金派(1名)	1,920,000		1,830,780	89,220	1,920,000	292,983	0	0	700	80,268	396,200	167,684	600,000	3,929,751
5 X金派(1名)	1,920,000		1,920,000		1,920,000	26,810	84,820	0	0	102,263	1,520,349	162,900	0	1,987,825
6 Y金派(1名)	1,920,000		1,920,000		1,920,000	38,739	2,000	0	13,639	173,260	820,081	243,935	711,078	2,200,732
7 〇職員	1,920,000	22,946	1,897,054		1,920,000	96,907	0	0	3,906	71,966	788,950	169,289	540,443	1,897,054
8 C職員	1,920,000	761,212	1,158,788		1,920,000	61,080	0	0	113,944	312,427	1,158,788	0	473,714	1,158,788
9 O職員	1,920,000	503,509	1,416,491		1,920,000	174,702	0	0	0	467,398	67,214	231,177	0	1,965,501
10 i職員	1,920,000	256,606	1,663,394		1,920,000	342,330	0	0	191,000	189,137	0	53,053	252,000	1,416,491
11 P職員	1,920,000	382,532	1,537,468		1,920,000	267,390	11,850	9,120	67,510	245,765	1,042,376	182,376	218,150	1,663,394
12 D職員	1,920,000	26,694	1,893,306		1,920,000	233,577	2,000	0	0	107,400	844,931	85,080	357,346	2,044,537
13 J職員	1,920,000	521,221	1,398,779		1,920,000	107,573	2,000	0	26,199	152,753	663,073	385,622	120,000	1,893,306
14 G職員	1,920,000	605,789	1,314,211		1,920,000	46,050	210,700	4,010	10,000	309,577	614,280	59,044	0	1,314,211
15 E職員	1,920,000	32,055	1,887,945		1,920,000	456,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	317,182	0	1,887,945
16 X職員	1,920,000	121,341	1,798,659		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	168,851	34,739	1,798,659
17 F職員	1,920,000	480,000	1,440,000		1,920,000	448,051	10,080	0	0	59,605	678,166	185,512	148,413	2,031,041
18 W職員	1,920,000	805,730	1,114,270		1,920,000	49,840	40,320	0	0	103,600	1,030,780	257,262	360,000	1,921,702
19 Y職員	1,920,000	32,055	1,887,945		1,920,000	456,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	317,182	0	1,887,945
20 R職員	1,920,000	121,341	1,798,659		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	168,851	34,739	1,798,659
21 S職員	1,920,000	480,000	1,440,000		1,920,000	448,051	10,080	0	0	59,605	678,166	185,512	148,413	2,031,041
22 Q-1職員※1	480,000	480,000	0		480,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 G職員	1,920,000	805,730	1,114,270		1,920,000	49,840	40,320	0	0	103,600	1,030,780	257,262	360,000	1,921,702
24 K職員	1,920,000	32,055	1,887,945		1,920,000	456,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	317,182	0	1,887,945
25 Z職員	1,920,000	121,341	1,798,659		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	168,851	34,739	1,798,659
26 T職員	1,920,000	480,000	1,440,000		1,920,000	448,051	10,080	0	0	59,605	678,166	185,512	148,413	2,031,041
27 U職員	1,920,000	805,730	1,114,270		1,920,000	49,840	40,320	0	0	103,600	1,030,780	257,262	360,000	1,921,702
28 I職員	1,920,000	32,055	1,887,945		1,920,000	456,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	317,182	0	1,887,945
29 J職員	1,920,000	121,341	1,798,659		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	168,851	34,739	1,798,659
30 A職員	1,920,000	480,000	1,440,000		1,920,000	448,051	10,080	0	0	59,605	678,166	185,512	148,413	2,031,041
31 M職員	1,920,000	805,730	1,114,270		1,920,000	49,840	40,320	0	0	103,600	1,030,780	257,262	360,000	1,921,702
32 B職員	1,920,000	32,055	1,887,945		1,920,000	456,832	3,000	8,900	0	159,631	574,900	317,182	0	1,887,945
33 N職員	1,920,000	121,341	1,798,659		1,920,000	171,348	0	30,890	4,252	58,205	676,100	168,851	34,739	1,798,659
5月清算計(A)	86,880,000	10,278,052	76,601,948	89,220	86,880,000	9,088,284	2,225,894	293,972	1,169,171	5,025,153	34,692,773	9,314,119	6,727,135	10,467,874
※1 第1四半期のみ交付														

◆平成21年11月清算済分(平成21年7月3日辞職の2名)

1 L職員	480,000		480,000		480,000	18,200	0	0	0	11,450	489,500	8,700	0	527,850
2 M職員	480,000		480,000		480,000	0	0	0	0	7,850	549,000	33,146	0	586,996
11月清算計(B)	960,000	0	960,000	0	960,000	18,200	0	0	0	19,300	1,038,500	41,846	0	1,114,846
合計(A+B)	87,840,000	10,278,052	77,472,728	89,220	87,840,000	9,086,484	2,225,894	293,972	1,169,171	5,044,453	35,728,273	9,355,965	6,727,135	10,467,874

77,561,948

杉並区監査委員
四居 誠 様
同
茂木 信 様

杉並区議会
議長 小泉 やすお

政務調査費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 22 年 12 月 16 日付 22 杉監査第 410 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

平成 21 年度分における、請求人が独自に設けた政務調査費の検証基準に基づき、指摘している項目及び各議員又は会派別に個々に指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成 21 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

なお、j 議員、k 議員、p 議員、r 議員、x 議員、B 議員、O 会派、E 議員、P 会派、m 議員、F 議員、I 議員については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

3 請求人の主張に対する見解等

(1) 政務調査費の計上年度について

杉並区議会では政務調査費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。平成19年12月20日の仙台高裁判決では、政務調査費が交付された年度において発生した経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているため、請求人の主張はこの判例に基づいたものと思われる。

しかし、この判例は、訴訟の対象となった議会が条例で、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」という表現を規定に盛り込んでいることに基づいた判断であり、一方、訴訟の対象となった議会が条例及び規則で、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨規定してい

ないことから、現金主義の支出を認めると判断された平成18年11月18日の東京高裁判決もある。

このことから、当区議会では条例及び規則等において、上記仙台高裁判決の判断の基になったものと同等の規定が存在しないため、現時点では現金主義により処理することも妥当であると言える。

ただし、交付年度内に実際に支出された経費であればどのような場合でも認めているわけではなく、平成19年度分及び同20年度分政務調査費に対する監査の判断に基づき、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会事務局では現在採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、支払い済みの終期までの間に議員の職を辞する場合には収支報告の際過払い分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分が、その職に就いた後に請求・支払いとなる場合は計上できないことも認識しており、現金主義の採用によって区に損害を与えることはない。

また、購読契約については、その事業者等が提供するサービスが不特定多数の方に対して共通のものである場合、契約の始期や期間は提供事業者が一律に指定することが一般的であり、プロバイダ契約に関しては期間限定で結ぶ性質の類ではないことから、年度を超えた契約自体を否定することは、これらの契約を事実上不可能にすることになり、会派・議員の調査研究活動を極端に制限することにつながる。よって、請求人の主張には理由がない。

なお、今後の社会情勢や他議会の状況を見据えつつ、光熱水費・電話料金やクレジットカードによる支払いのように実績月に請求額が確定しない場合や、次年度当初の地方視察経費を現年度末に前払いする場合等を踏まえ、会計年度の取り扱いについては、調査検討委員会での検討課題の一つと認識している。

(2) 交付される政調費額(年間192万円)を超える収支報告書の取り扱いについて

条例第1条の規定により調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、会派・議員に対して交付される政務調査費の額は、条例第3条及び第4条の規定に基づき1人当たり年額192万円であることや、調査研究に資する経費がこの額を超えた場合には会派・議員自身がその経費を負担するということは、請求人の主張のとおりである。

しかし、条例・規則等において、調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究に要した経費をどの程度収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが適当であると考ええる。

(3) 按分比について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者に意見をいただき、その意見を反映して定めたものである。この使途基準細目で定めていない支出については、会派・議員によって経費の区分の必要性と区分する場合の按分割合が多様であることと認識しており、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、その説明内容から、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないことと認められる場合を除き、支出を認めるのが妥当であると考ええる。

また、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の主体を判別することよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な方法であると考ええる。

(4) 領収書について

まず、領収書等の受取人が議員本人ではないケースが一部に見受けられるが、これは使途基準で事務所にかかわる経費や携帯電話利用料の按分支出を認めているため、携帯電話を家族契約している場合等に、その領収書等が議員本人名義になっていないという類のものである。

しかし、すべての支出について議員本人が受取人となっていない領収書等を認めているわけではなく、第三者名義の領収書等が好ましくないことはいうまでもない。区議会では、平成19年度分に対する監査委員の判断を踏まえ、平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、あくまで前述のケースに限り、家族等の名義の場合は、領収書に加え、議員名義になっていない理由や使用実態等について家族等が申し立てる書面を、自身が経営する会社名義の場合は、会社名義の領収書の写しと会社が議員あてに発行した領収書に加え、会社と議員間での議員事務所使用に関する取り決めが確認できる書類の写しをそれぞれ補充資料として提出するという方法をとることを同調査検討委員会において申し合わせた。

よって、当該議員から合理的な説明があり、その理由や支出内容等がやむを得ない事情であると判断できる場合は、当面上記の方法で区民等への説明責任を果たすこととしている。

また、一般的に領収書が発行されないネット関連経費は、通帳コピーやカード利用明細で確認するしかないが、通常は領収書が発行されるにも関わらず支払口座の通帳コピーで代用することについては、平成19年度分に対する監査委員の判断を踏まえ、平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、別途領収書が発行される場合は、領収書を提出するという原則としたうえで、紛失等、やむを得ない事情がある場合の代替方法とし、この場合には、議員本人が支払ったことを立証できるよう、振替口座の通帳の原本を会派・議員が各自で5年間保存する旨同調査検討委員会において申し合わせたことによるものであり、通帳のコピーと原本は事務局で照合している。

なお、通常は領収書が発行される光熱水費や通信費については、使用場所が事務所を兼用している自宅の場合も併せて当該議員に確認している。

よって、通帳コピーで代用している支出内容・支出先が明らかであり、代用している合理的な理由があれば、あくまでも領収書原本の提出を原則としたうえで、当面は適正な証拠書類として取り扱う。

家電量販店に代表されるようなポイント制度を導入している小売店で購入したときの領収書で、内訳や発生ポイント記載部分を切り取ったものが見受けられる場合には、平成19年度分政務調査費の監査結果後の見直しのときと同様に、領収書上確認不可能ではあるが通常発生する割合のポイント分相当額を控除して支出する必要があると認識している。

なお、領収書等で確認可能な限りにおいて、発生ポイント相当額を控除して支出することは、平成22年4月から使途基準細目で規定している。

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない。」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費で支出できないといえる。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書についても、直ちに不当な支出と判断することは適当ではなく、個別に判断し、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、支出の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な支出として取り扱っている。

なお、これらの点を総合的に判断し、平成21年度の調査検討委員会において、平成22年4月からは、

領収書等の金額が5万円以上の場合には、より支出の信憑性を示すことに重点を置き、あらためてあて名を明記した領収書の発行、またはあて名欄へのあて名の記載を必須要件とすることを申し合わせている。

(5) 会費について

団体・会等の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は支出できるものとする。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとは言えないため、支出の際は按分が必要である。

講演会・研修等の参加費については、その催しの内容が政務調査費の制度趣旨に合致しているかどうかを支出の判断基準としているため、当該議員が所属する政党・団体等が主催する会の場合でも、区政に関する調査研究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、経費を区分して支出を可としている。

しかし、政治資金規正法で定める政治資金パーティに該当する催しへの参加に伴う経費については、支出への理解が得られにくいと判断し、内容の如何を問わず一律支出を禁止する旨平成22年4月から規定している。

(6) 交通費について

① スイカ・パスモのチャージ料について

交通機関の利用の際、利便性のあるスイカ・パスモの利用が一般化してきたことを踏まえ、平成19年度の政務調査費検討会で外部の有識者の意見も聴き、交通費について、交通費記録簿又はチャージ料の計上によるものとして、使途基準細目を改正した。

しかし、スイカ・パスモのチャージ料は、直接的支出ではない点において、他の支出項目とは性格を異にするものであり、平成22年6月の監査結果報告において、スイカ・パスモのチャージ料の政調費計上は「政務調査費条例に違反する可能性がある」との強い指摘を受けたところである。区議会としても、このことを厳しく受け止め、早急な検討を行わなければならない課題であると位置づけ、今年度の調査検討委員会での検討を進めた結果、平成23年度分からスイカ・パスモのチャージ料計上は一切認めないこととし、使途基準細目を改正することとした。これと併せて、平成22年度分についても、こうした議会内での議論を踏まえ、全議員に対し、スイカ・パスモのチャージ料について適切な対応を求めることとした。

本監査請求の対象である平成21年度分については、平成21年度当時の使途基準細目に従って執行されたものではあるが、上述したとおり、区議会では、スイカ・パスモのチャージ料について改善に向けた自律的な取り組みを行っているところでもあり、こうした点をご斟酌いただきますようお願いするものである。

② 自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、明らかに調査研究活動以外の用途も含まれ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であると判断できるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費で支出することを使途基準細目で規定し、特段支出目的や利用せざるを得ない理由の説明は求めている。これらの支出については、平成19年2月9日の札幌高裁判決のとおり、「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求め

ず、広範にわたり認めることが望ましいと考えられる。

区議会では、規程により政務調査費で支出できないものとして規定している自動車の維持管理に関する経費は、自動車本体の維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料も含むとは認識していない。

また、車種を明示することはおよその燃費が推測できることは理解できるが、上記判決の趣旨からすると、妥当な方法とは言えない。その他、所有者の明示はガソリン代の明確な算出との関連性は認められない。

③タクシー代について

移動手段については、公共の交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、議員の調査方法の多様性も考慮すると、その頻度や適正な支出上限について基準を設けること自体が困難であり、現状では会派・議員ごとの判断に委ねざるを得ないと平成21年度に調査検討委員会で確認した。

④区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を支出することは二重支給になるものではない。また、目的地が区役所庁舎であっても、用務が区政に関する調査研究に資する事項であれば、支出できないとする理由がない。

(7) 視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明により区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかではない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであると認識しており、政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかによって判断すべきである。ただし、講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分し支出する必要がある。

また、視察・研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されなければならないと考える。

区議会では、視察・研修が宿泊を伴う場合には視察報告書の提出を義務付けており、目的が観光など区政に関する調査研究活動ではないものと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にまでわたり明示することで、当該調査研究の必要性を説明することは有益である面は否定できない。しかし、会派・議員の政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられるケースが多いことや、他の会派・議員からの干渉を防ぐべきものと考えられることに留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出というべきであり、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである。

なお、宿泊を伴わない視察・研修の場合には、報告書の提出を義務付けているわけではないため、政務調査費の支出に用途制限違反があることが、領収書や交通費記録簿等から明らかに合理性ないし必要性を欠いていると認められない限り、区政に関する調査研究であることが類推される説明があれば、基準に基づく適正な支出として認めている。

大学院等の学費の支出については、その学習内容が政務調査費制度の趣旨に合致し、区政との関連性が認められるものであれば支出は可能であるとする。

より高い政策立案能力や高度な知識が必要となっている今般の区政の様々な事象を鑑みると、大学院等で学び議員としての能力を高めることは、区政への還元につながるものと認めることができる。

(8) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するものと考え、用途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内の支出を認めている。

これは、区民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものとして、その支出を認めているものである。

また、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましい。ただし、その説明は、前述の(7)で述べたとおり、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものであれば、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきである。

(9) 資料購入費について

①新聞・雑誌の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということが出来るから、本件用途基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、政務調査費の制度趣旨に合致し、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうかという点に着目して判断すべきということが出来る。また、議員本人が購読しているものであれば、用途基準に合致する支出であり、会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、その購読場所や部数制限は規定していない。

また、用途基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとすることを規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言いきれないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に判断した結果、一定の制限を設けたうえで支出を認めたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であるとする。

よって、この基準に基づく当該会派・議員の支出は適正なものであると認識している。

ただし、議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要であり、その支出の妥当性を判断する際には留意する必要がある。

②書籍の購入について

議会図書室は自治法により設置が定められているものであり、有効活用すべきという請求人の考え方

の趣旨は理解できる。しかし、調査研究に必要な書籍を購入することは、政務調査費の趣旨に合致するものであり、調査研究活動は極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められていることから、議会図書室があることを理由に書籍を購入すること自体に制限を加えることは適当ではない。主として議会図書室を活用して調査研究を進めるのか、自己が選定し購入した書籍等を活用するのか、あるいは双方を活用するのかは、調査内容・方法により、各議員の裁量に委ねられるべきものである。

また、平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部とすることができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、使途基準で定める資料購入費として支出できると考える。

(10) 広報費について

① 区政報告について

会派・議員が行う調査研究活動や議会に関することを区政報告として区民に広く知らしめるために要する経費は、調査研究活動を含む会派・議員活動全般にかかわるものであるとの考え方を全て否定するものではない。しかし、区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、使途基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものとする。平成21年9月17日の名古屋高裁判決によると「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、政務調査費の使途基準として広報費を規定することが適正であると判断されただけでなく、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民の意思を収集、把握することは会派・議員から新たな陳情または意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点の政務調査活動の開始が見込まれるものであれば、区政の問題点を認識するための調査研究活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといって、政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能であるとする。ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などについては、当該紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区別せず政務調査費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

また、第三者が検証できるよう、領収書または会派・議員からの説明により領収書発行者の連絡先を

明示することは必要不可欠と考えるが、その支払先がさらに他の事業者等に当該業務を発注することは当該事業者間の問題であると認識している。

郵送費用については、一定の通数以上の場合、区内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が合理的なケースが多いが、管轄局への持ち込みやバーコードの貼付などの様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは好ましいとは言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、留意が必要である。大量に購入することを可能な限り避けることを前提として、やむを得ず大量に購入する場合には、その理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要があると判断する。

なお、こうした趣旨から平成22年度からは、切手の購入はその用途にかかわらず、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。

②ホームページについて

WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等のWEB媒体でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法であると考えられる。このことから紙ベースの区政報告を自身の公式サイトに利用することをもって政務調査費の二重払いになるという請求人の主張は、一般的なWEB利用の概念から外れており認めることはできない。また、WEB媒体の利点として過去の情報の蓄積やリアルタイムでの情報提供が考えられ、その特性を生かし切れていない面が一部存在することは否定できないが、今般ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきたことや、情報を提供する媒体を常時設ける必要性もあることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。

なお、公式サイトに表示される広告・宣伝のバナー等のリンク設定は、自身が意図的に行っているものと見なすことが妥当であると考えため、表示面積等の割合により経費を区分して支出することが必要である。

以上のように掲載内容についての考え方は紙媒体と同様と認識しており、平成22年度からは使途基準細目で実態に即して按分支出する旨明示したが、経費の区分方法やその他取り扱い等については、今後検討する課題として認識している。

(11) 事務費について

①事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することが必要であるため、規程で定めているとおり、原則一定の按分が必要であるが、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が難しい支出がある。購入品と調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要であり、会派・議員が区政に関する調査研究活動に使用する必要に駆られて購入するなどの必要性や内容に合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、同じ支出であっても会派・議員の使用形態によって、按分の有無やその割合が異なることは現在の基準の範囲内の支出と考える。

ただし、ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会で、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定で

ある。

なお、切手の購入及び封書・ハガキの購入または作成費については、「(10) 広報費について ①区政報告について」のとおり。

②固定電話・FAXについて

電話・FAX料金については平成19年の仙台高裁と大阪高裁で、その経費の内訳を調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出であると認められるため、議会ごとに会派・議員の活動の実態に即した按分の割合を定めることが適切な方法であると判断されている。このことは、訴訟の対象となった議会の地域特性を考慮するとしても、青森県と大阪府の自治体において同じ趣旨の判断がされていることに鑑みると、各地方議会に共通して当てはめることが相当と解釈できるものである。

区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなし、特段按分根拠を求めることは必要ないと考える。

なお、電話・FAX料金だけでなく、物品購入やガソリン代など、合理的に経費を区分することが困難な支出についての取り扱い全般については、今後の社会情勢や判例等先に述べたとおり、調査検討委員会で継続的に検討を要する課題の一つとして認識している。

③携帯電話について

使途基準では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている。請求人の主張にある平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、同年の大阪高裁では一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。

また、携帯端末の現在の利用目的は電話機本来の通話のほか、メール、ネット接続、電子マネー機能、カメラ機能と多岐に渡るが、請求人が主張するスイカやカメラ機能については月額利用料が発生しない。携帯端末を所有し使用することで発生する月々の利用料金は通話料（割込通話等オプション含む）とWEBの定額利用料（メール利用を含む）である。そして、この支出内容については使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであると同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出に該当するため、使途基準で定める範囲内の支出であり、特段不自然な点等が見受けられなければ、按分割合を算出するための通話記録等、詳細な根拠の開示は不要であると考えられる。

④パソコン・インターネットについて

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向を留意してみても、この場合には、活動の主体を判別することよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な手法であると考えられる。

また、近年はモバイル専用設計されたモデルが数多く存在し、出張先での情報収集、プレゼンテーション、メモ等に使用することを目的として購入するケースが見受けられることから、議員活動ではなく、調査研究用として購入するケースも一般化しつつあるのが現状である。

しかしながら、ガソリン代や電話料金と同様に、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要であると認識しており、専門委員会で今後、弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、取り扱い方法を規程等に反映していく所

存である。

⑤ケーブルテレビについて

使途基準では、事務所費の内容の例示としてCATV・電話回線敷設料を、事務費の内容の例示として通信費をあげている。このことから、ケーブルテレビの利用料金を政務調査費で支出すること自体に問題はない。ただし、ケーブルテレビで放映するチャンネルすべてが、区政に関する調査研究に資するために必要とまでは言えず、議員はすぎなみチャンネルを視聴することを目的として加入しているため、その利用料金を支出する際は規程で定めるとおり、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分して支出しなければならない。なお、当該料金については、同じ通信費である電話料金と同様に、経費を合理的に区分することが困難と思われるため、調査研究活動とその他の活動の経費が混在するものとして、現在のところ按分割合の上限を2分の1として支出することが妥当であると考え、今後の社会情勢等に注視しながら、調査検討委員会での検討課題の一つとして取り扱うことも考えられる。

また、特定の有料チャンネルの視聴料は、当該チャンネルの放送内容が区政に関する調査研究に資すると認められる場合には、書籍購入費の支出と同様の考え方により、政務調査費で支出することに問題はない。

(12) 備品の購入について

事務所で使用する書棚・いすの購入経費は平成19年の大阪高裁で、備品の購入経費は平成19年の仙台高裁で、按分したうえでの支出が認められていることから、使途基準で定める事務所費として政務調査費でその経費を支出することに問題はないと捉えている。

ただし、平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入されたものも少なくないこと、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要すると考える。

なお、区議会では、使途基準細目で5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し自身で管理することを規定している。一部の議員は領収書等証拠書類と併せて議長あて提出しているが、備品台帳については、様式・記載事項や議長への提出義務付けは定めていない。

また、金額的に高価なものについては区民の理解を得られるよう、平成20年4月から使途基準細目で、備品購入費については実態に即して按分する旨規定しているが、金額を問わず他の用途との併用が明らかかどうかの判断が難しい支出の考え方が課題となっていることは事実であり、過去の政務調査費に関する監査請求に対する結果報告においても、監査委員が今後は目途としての按分率の設定が望ましいとの見解を示しているということを踏まえ、事務用品に限らず政務調査費の支出全般に渡って、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置した専門委員会、今後弁護士・公認会計士の委員から中立的な立場で意見をいただき、規程に反映していく手法をとる予定である。

(13) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性にかんがみても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（政務調査費使途基準）はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

このことから、会派・議員の調査研究の対象は広範囲に及び調査方法も多様であるため、明らかに議会活動に反映・寄与しない、あるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除き、その行為に伴う政務調査費の支出が条例施行規則に定める用途基準に照らして、明らかに必要性ないし合理性を欠いている等、議員・会派の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、目的外の支出であるとはいえないと解釈できることから、議員活動の基盤となる事務所の賃料は、用途基準で定めるとおり適正な支出と言うことができる。ゆえに、平成19年の仙台高裁の判決にあるとおり、事務所が政務調査活動のみに使用されているのであれば、賃料の全額を支出することは可能である。しかし、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

区議会では用途基準で事務所費への支出を認め、賃借料を計上する場合には透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の用件を具備することを示す書類の提出を規程により義務付けている。事務所費で認める支出の大部分は、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、賃借料については支出割合と毎月の支出額に、光熱水費については支出割合に上限を設け、活動の実態に則した額の算出基準として、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、明らかに調査研究活動以外の議員活動にも使用されると認められるため、さらに2分の1を乗じた額と定めている。この事務所使用部分については、使用形態の相違により議員独自の判断に基づくものであり、別途書類の提出を義務付けていないが、当該議員からは自身の判断により間取り図の提出等の補足説明がされている。この算出基準は、平成19年度の検討会で第三者の意見も反映したものであり、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものと言える。なお、自宅以外に議員事務所としての物件を賃貸借する場合には、支出割合の上限を規定する際、使用面積等による経費の区分が当てはまらないため、契約書等、事務所の用件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めている。

また、平成19年の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めているが、事務所費の取扱いについても専門委員会の意見を聴取したうえで、必要があれば規程に反映する所存である。

なお、議員控室は議会開会中の使用が原則だが、議会休会中や議長の承認のもとに時間外も使用できることを杉並区議会議員控室使用規程で定めているが、請求人からいただいたご意見は今後の検討材料としたい。

(14) 人件費について

用途基準細目では、職員の賃金を支出する際、雇用形態が日常的か臨時かによって分け、日常の場合には2分の1を上限として経費を按分して支出すること、臨時の場合には議員1人当たりの支出額を月5万円までとすることを規定している。前者は政務調査活動に限定せず、会派・議員活動全般の補助を目的とした常勤雇用を想定しており、政務調査活動以外の補助も行うことが明らかなため、経費を一律按分して支出することが必要であり、後者は政務調査活動に補助を必要とする場合の雇用のため経費を按分しないが、支出額が社会通念上不適切とみなされることを予防するために月当たりの制限を設けるといった考え方を基にしたものである。そのため後者の場合には、勤務ごとにその内容を明らかにし、政務調査活動の補助であることを示す必要がある。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、明示の有無は会派・議員の政策的判断を尊重すべきであると考えられる。

なお、区議会では日常的か臨時かの判断基準は、会派・議員の判断に委ねてきており、特に期間を定

めず雇うケースや数日間限定で雇うケース等、雇用形態は会派・議員によってさまざまで、扱いを臨時にするかどうかは当事者間の合意事項であり、勤務日時が一定であったり、長期間にわたることを理由に臨時勤務ではないと言うことはできない。しかし、平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、前述の規定の考え方をベースとするならば、補助する活動内容で分類する方が好ましいという結論に達し、使途基準細目を改正した。その結果、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額を支出することを規定している。

次に、政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば、その人件費を政務調査費で支出できると考える。また、勤務の実情を示す書類に記載する勤務内容については、前述のとおり、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止するという側面もあることに留意する必要があるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の政治的判断に委ねることが好ましいと考える。

最後に、親族の雇用については、親族であるか否かを当該会派・議員に事務局が確認しており、基準の範囲内であると認められる。

使途基準細目では、日常的の場合には生計を一にする親族の雇用を禁止し、臨時の場合には特に制限をかけていない。これは、急きょ政務調査活動を行わなければならない場合に補助する者が必要となることが多いこと等を勘案すると、親族の雇用という選択肢も残すことが好ましいという考え方の基に規定したものである。実績では一部の議員が臨時に勤務する補助職員として親族を雇用しているが、使途基準細目で定める規定に基づいた支出であり、不当なものとは言えない。

しかし、家族雇用は妥当ではないとする平成19年の仙台高裁判決の内容に留意し、平成21年度に調査検討委員会で検討した結果、使途基準細目を改正し、平成22年4月からは、雇用形態の如何は問わず、一律議員と生計を一にする者を補助職員として雇うことはできないことを規定している。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. a 議員

A. 調査研究費

「具体例1について」

佐渡市の視察について

CO₂の排出対策、低酸素社会は世界的な課題である。杉並区では公用車にハイブリット車が導入されているが、電気自動車の普及に本格的に乗り出した佐渡市の取り組みを、杉並区でも取り入れることができないかとの思いで視察した。

今はインターネット等で情報を簡単に入手できるが、現地に行き、現地の方の意見を聞き、調査することは議員にとって大切なことである。

山形市の取り組み

視察を通して杉並区の行財政改革、PDCAサイクルなど様々な施策に反映することができた。

「具体例2について」

複数有志での九州視察については、規則である現金主義に基づく計上であり、指摘には当たらない。

① タクシーの利用について

調査研究・資料収集・区民の方々からの膨大な意見聴取等議会の合間を縫って行っており、その為の公共交通やタクシーの利用は必要であり、使途基準に従って計上している。

また、昼夜を問わず、区民意見聴取のために、区外に出ることや都庁に行くこともあり、一日の時間内で工夫をし、限られた時間内で効率的に移動するために、公共交通だけでなくタクシーの利用は目的外支出にはあたらない。なお急ぎや悪天候等迎車も適正である。

D. 資料作成費

① 政務調査活動の報告のために、また区民から意見を聴取するために開設している HP である。HP サーバー管理・ウイルス防止は必要な支出であり、目的外支出ではない。なお、文章による報告とホームページが同一内容との指摘は、区民の情報収集の方法はそれぞれであり、色々な媒体で情報を広く提供することは、必然的であり指摘に当たらない。

E. 資料購入費

- ① 新聞購読は政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準に則り適正に計上している。
- ② 公明新聞は、政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準に則り適正に計上している。
- ③ 「地域防災とまちづくり」「スウェーデン高い税金と豊かな生活」「地域自立の産業政策」「まちづくりと新しい市民参加」、実践自治誌など、いずれも当区の防災・行財政・地域産業等の施策に生かす事ができた。「地図」は場所の特定に必要であり、「小学生ドリル」は教育向上のため児童・生徒の学力・意識実態調査の参考に購入。「初めてのブログ入門・PCビジネス・初めてのHP」については、調査研究のため有効的に PC を活用する必要があることから購入。「驚異の視力回復」「女性の医学大全科」は、健康施策に参考となり生かされているため、目的外支出には当たらない。

F. 広報費

① 区政報告関係費については、調査研究により政策提言・質問等を通じ、実現した成果と内容周知のため、広報紙を作成し郵便配布している。また、これによって区民から意見を聴取している。なお、儀礼的挨拶は常識の範囲内であると考えため使途基準に該当している。

G. 事務費

- ① 規則に則り、現金主義に基づく計上であり適正である。
- ② 政務調査活動を行う上で、取得した個人情報の適正な管理等のためにも、シュレッターは必要であり、その支出は使途基準に則り適正に按分し計上している。
- ③ 個人印鑑ではなく、区政書類用の印鑑であり、50%の按分で計上している。

I. 人件費

① 同一人を目的に合わせ、月2～5日計上することは、ご指摘にあるように政務調査活動の補助として必要な時にお願いしているため、日常的ではなく、夜間勤務もある。使途基準内であり適正であると考え。

2. b 議員

A. 調査研究費

① ガソリン代及び駐車場代

・昼夜、休日を問わず区民からの区政に関する意見聴取、相談を行っている。自動車の利用は、効率的に政務調査活動を行うために必要であり、ガソリン代や駐車場代の支出は適正である。使途基準にも従って計上しているため、問題はない。

② 交通費

・区役所での区民意見聴取や庁内各部署からの情報収集調査は、全て政務調査活動である。議会や委員会が開催されている日に、政務調査活動を行った場合の交通費の支出は認められている。

③ 視察

・様式に基づいて記載した視察報告書を提出している。
・佐渡、山形市、南伊豆、大阪については、現状及び将来の杉並区政にとって必要な調査と判断。
・視察理由や目的、議員本人の考察等については、提出した視察報告書に記載している。

④ 固定電話代及びインターネット接続料

・電話やインターネットは政務調査活動に必要であり、その支出は全て使途基準の按分割合に従って支出している。私は妻に事務所兼自宅にかかる電話、新聞等の支払いを委託している為、妻当分の利用明細となっている。従って、これらは私本人が支払った事と全く同じであり、私自身の政務調査活動のために使用している。

E. 資料購入費

① 新聞購読料

・政務調査活動に必要であり、使途基準の使途基準細目に従っているため、問題はないと判断。

② 政党機関紙

・政務調査活動に必要であり、使途基準の使途基準細目に従っているため、問題はないと判断。
・他の地方議会の事例が多数掲載され、調査研究や政策立案にも大いに役立つ媒体であり目的外ではない。

③ 書籍

・すべて政務調査のために購入。使途基準の使途基準細目に従っているため、問題はないと判断。

F. 広報費

① 区政報告

・政務調査活動に必要であり、使途基準に従って計上しているため、問題はないと判断。

G. 事務費

① 写真プリント代

・全て政務調査活動で使っている。使途基準に従って計上しているため、問題はないと判断。調査資料をあえて公開する必要なし。

② 固定電話代

・固定電話の台数は1台であり、ヤフーについては、インターネット接続料金である。使途基準に従って計上しているため、問題はないと判断。

③ 携帯電話代

・使途基準に従って計上しているため、問題はないと判断。年度外との指摘があるが、使途基準において現金主義での計上を認めているため、問題はないと判断。

3. c 議員

A. 調査研究費

① スイカチャージ料について

政務調査活動のために使用しており、実態に合わせ、使途基準細目に従って 3/4 の按分率で計上している。

② 月極駐車場代について

政務調査活動に必要であり、使途基準細目に則り 1/2 の按分率で計上している。

③ ガソリン代・駐車場代について

昼夜・休日を問わず、区民からの区政に関する意見聴取・相談を行っており、自動車の利用は必要であり、ガソリン代及び駐車場代の計上は適正である。また、使途基準細目に則り 1/2 の按分率で計上している。自動車の利用は認められており、政務調査活動のための駐車場代を計上している。

④ タクシーの利用について

多数の区民から膨大な意見聴取を昼夜を問わず行っており、やむを得ず公共交通機関や自転車等その他の移動手段が利用できない場合もあり、その際にタクシーを利用した。また、タクシーを利用する理由を明示することは基準で定められていない。

E. 資料購入費

① 新聞の購読料について

政務調査活動に必要であり、使途基準・使途基準細目に則り計上している。

② 政党機関紙について

政務調査活動に必要であり、使途基準・使途基準細目に則り計上している。他の地方議会の事例が多数掲載され、調査研究や政策立案にも大いに役立つ媒体であり目的外ではない。

③ 書籍の購入について

全て政務調査のために購入し、使途基準・使途基準細目通りである。

F. 広報費

① 区政報告書について

調査研究により、政策提言・議会質問等を行い、その内容や実現した成果、新たな施策等を報告・周知し、更に広く区民意見を募るため、郵送・配布している。政党活動や後援会活動については一切記載していないため、按分の必要はない。

G. 事務費

① 携帯電話代について

政務調査活動に必要であり、支払いが発生した月に、使途基準細目に則り 1/2 の按分率で計上している。

4. d 議員

A. 調査研究費

① 視察行

i) Nの会派として視察

佐渡市の視察について

CO₂の排出対策、低酸素社会は世界的な課題である。杉並区では公用車にハイブリット車が導入されているが、電気自動車の普及に本格的に乗り出した佐渡市の取り組みを、杉並区でも取り入れることができないかとの思いで視察した。

今はインターネット等で情報を簡単に入手できるが、現地に行き、現地の方の意見を聞き、調査することは議員にとって大切なことである。

山形市の取り組み

視察を通して杉並区の行財政改革、PDCAサイクルなど様々な施策に反映することができた。

ii) 会派としての視察

当該施設の現状をみることは、百聞は一見に如かずとのことわざがある通り、現場第一主義の私としては最も大切なことだと認識している。南伊豆健康学園の教育で子どもたちがどのように成長しているのか、肌で感じることは大切であります。

また、所感に述べさせていただいておりますが、学校の存続に賛否両論あり、判断材料として視察をしたことは大いに参考になった。

- ② 議会、委員会の開催日であっても調査研究活動を行う場合には、交通費を支出できると、監査で認めていることであり、使途基準の範囲内と考える。
- ③ 使途基準・使途基準細目通りであり、政務調査活動に必要。実態に合わせて1/2としている。
- ④ 使途基準・使途基準細目通りであり、政務調査活動に必要。実態に合わせて1/2としている。
- ⑤ タクシーを利用する理由を明示することを基準で定めていない。私は昼夜を問わず、膨大な区民からの意見聴取を、時間の合間を縫って行っており、タクシーの利用は必要である。当然、時間に余裕があれば公共交通機関を使用している。

また、タクシーの迎車料金について、区民相談、区民意見聴取のために急いで移動する必要がある場合であっても、常時空車が走行しているわけではない。政務調査活動のために必要となるものであり、使途基準内と考える。

E. 資料購入費

- ① 政務調査活動に必要。また使途基準・使途基準細目通りである。
- ② 政務調査活動に必要。また使途基準・使途基準細目通りである。他の地方議会の事例が多数掲載されており、調査研究や政策立案に大いに役立っている。
- ③ 毎年、現金主義で計上しており、問題ないと考える。21年9月からの1年間の購読料なので、それについては、監査は問題ないと判断している。

F. 広報費

- ① 私は休日昼夜を問わず、膨大な数の区民の方々からの意見を聴取しており、そこから出てくる要望や問題点を収集し、関連する調査を行っている。
区政報告に掲載している内容は、これらの区民からの意見聴取を反映した議会での質疑や実現した政策を報告しているものであり、政務調査費の広報費としてまったく問題のない支出である。写真については区民に理解しやすくする必要があると判断し掲載している。尚、区政報告には政党活動や後援会活動については一切記載していないため、按分の必要もないと考えている。
- ② 21年度のホームページについては政党活動や後援会活動については一切記載していないため、按分の必要もないと考えている。区政報告と重複した内容もあるが、それについてはホームページしか利用できない方もいらっしゃるの必要と考える。

G. 事務費

- ① 使途基準・使途基準細目通りであり、政務調査活動に必要。実態に合わせて1/2としている。
- ② 使途基準・使途基準細目通りであり、政務調査活動に必要。毎年、現金主義で計上しており、問題ないとする。

5. e 議員

【A. 調査研究費】

- ① スイカチャージ料について
実態としてほぼ100%政務調査活動のための交通費に使っているが、使途基準細目に従って按分率3/4を適用している。
- ② 月極駐車場代について
自動車の使用は効率的に政務調査活動を行うために必要であり、駐車場代の支出は使途基準に則り実態に合わせて1/2の按分率で計上している。
- ③ ガソリン代について
使途基準に則り実態に合わせて1/2の按分率で計上している。自動車の利用は認められており、政務調査活動のための駐車場利用料金を計上している。また、政務調査費の使途基準では現金主義をとっているため、当該年度に支払ったものを計上している。
- ④ 視察について
地域活性化やまちづくり、運動場の整備などの調査研究のための視察であり、宿泊を伴っていないため、使途基準により視察内容の開示は必要ない。

【E. 資料購入費】

- ① 読売新聞購読料について
政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準に則り適正に計上している。
- ② 公明新聞購読料について
政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準に則り適正に計上している。付言すれば、国政の状況や各自治体の先進事例、有識者の寄稿など政務調査に資する記事が満載され、政策立案や質問などに大いに役立っている。
- ③ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の年会費について
1/2按分し、残額については返還します。
- ④ 書籍購入費について
使途基準に則り、調査研究に資する書籍についてその代金を計上している。

【F. 広報費】

- ① 区政報告関係費について
調査研究により、政策提言、質問等を通じ、実現した成果とその内容周知のため広報紙を作成し配布している。すべて使途基準に該当している。
- ② HP管理料について
ホームページには、区民からの意見や要望が常に受けられるようメッセージ・アイコンを設置している。使途基準に該当する。

【G. 事務費】

- ① パソコン関連購入費について

パソコン関連の物品については、政務調査を行う上で取得し、使途基準に則り適正に按分し計上している。

② 携帯電話購入費について

携帯電話については、政務調査を行う上で取得し、使途基準に則り適正に按分し計上している。

③ 携帯電話使用料について

携帯電話の使用については、政務調査のために必要であり、使用実態に則し、按分率上限の1/2を計上しており、使途基準に適合する。

④ インターネット接続料の年度外使用分計上について

政務調査費の使途基準では現金主義をとっているため、当該年度に支払ったものを計上している。

【H. 事務所費】

① 事務所費について

実態に則し、光熱水費を面積按分、使用目的も按分しており、使途基準に適合する。

② 年度外使用分について

政務調査費の使途基準では現金主義をとっているため、当該年度に支払ったものを計上している。

6. f 議員

A 調査研究費

① ガソリン代・駐車場代

ガソリン代については、政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準・使途基準細目通りであり、1/2として計上している。また駐車場代についても、政務調査に関する事柄で区内各地を移動、訪問も行っている。昼夜、休日を問わず、区民からの区政に関する意見聴取、相談を行っており、自動車の利用は必要である。

② タクシーの利用

昼夜を問わず、膨大な区民からの意見聴取を行っており、政務調査活動のため、止むを得ず公共交通機関や自転車等その他の移動手段が利用できない場合もあり、その際にタクシーを利用した。

E 資料購入費

① 新聞の購読料

政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準・使途基準細目通りである。

② 政党機関紙

政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準・使途基準細目通りである。

③ 地方財務（年間購読料）

支出（支払い）は年度内に行っている。

④ 書籍の購入

全て政務調査のために購入し、使途基準・使途基準細目通りである。

F 広報費

① 日ごろの調査研究により、議会質問や政策提案等を行っており、区政報告に掲載している内容は、

これらのものを報告しているものである。また郵送・配布もしている。従って、政務調査費の広報費としてまったく問題のない支出である。政党活動や後援会活動については一切記載していないため、按分の必要もない。

G 事務費

- ① 携帯電話が家族の名義となっていることについては、当該の携帯電話は議員1人で使用している1つの携帯番号である。現金主義により支出（支払い）が発生した時期に基づき計上している。

7. g 議員

A. 調査研究費

① 視察について

九州視察については、規則で認められている現金主義に基づく計上であり、指摘には当たらない。

② タクシー代について

私は、昼夜を問わず、膨大な区民からの意見聴取を、時間の合間を縫って行っており、21年度で行った、意見聴取は、850回にも及びます。このため、タクシーの利用は必要なものであり、当然、時間に余裕があれば公共交通機関を利用しており、使途基準に従って計上しております。

D. 資料作成費

① デジカメプリント代について

区政報告作成の為、編集会議用の資料と、企画、ホームページ用のCD作成の為、計上しております。

E. 資料購入費

① 日本経済新聞購読料について

政務調査活動に必要であり使途基準に則り適正に計上している。

② 公明新聞購読料について

政務調査活動に必要であり、使途基準に則り適正に計上している。国政の状況や各自治体の先進事例、有識者の寄稿など政務調査に資する記事が満載され、政策立案や質問などに大いに役立っている。

③ 日本教育新聞購読料について

政務調査活動に必要であり、使途基準に則り適正に計上している。調査研究は役所だけで行えるものではなく、必要な時、調べたい時に調べられることが、使途基準でも認められている。

④ 週刊教育資料について

21年10月からの購読で支払いが1月になっています。

⑤ 書籍購入費について

政務調査活動に必要であり、使途基準に則り計上している。調査研究は、いつでも、どこでも調べられることが大事であると考え。どの書籍も政務調査に資する書籍で、その代金を計上している。

「裁判員制度」・区民からの質問の中で「裁判員制度」に対するものが多くあり、区民がどの様に参加するべきかを学び、セミナーを開催し裁判員制度を広く周知した。

「次世代育成ハンドブック」・次世代育成支援法が施行され、後期を迎えるにあたり本区の課題や他

自治体の先進的な事例を学び本区の施策に生かすため購入した。

「実践高齢者介護」・高齢化の進む本区の介護のありかた、課題、他の自治体の先進的な事例を学び高齢者施策に生かす為に購入した。

「地方行政改革の論点」・本区の議会改革を進めるうえで、大いに参考になり、先進的な他自治体の施策は、本区の施策の参考になっている。

「女性の医学大全科」・健康施策に参考となり生かすことが出来た。以上述べたように目的外支出にはあたらない。

⑥ ガバナンス購入について

7月に8100円で購入した書籍は、次世代育成支援対策追録でしたので、訂正しました。

F. 広報費

① 区政報告関係費について

調査研究により、議会質問や、政策提言を通じ、実現した成果とその内容周知の為、どんな方々にもわかりやすい広報誌を作成し郵送・配布している。また、これによって区民から意見を聴取している。なお政党活動や後援会活動については、一切記載してないため、按分の必要はないと考える。

② ホームページ関連費用について

ホームページの編集作成は、全て区政報告なので按分の必要性はない。また広報紙と、ホームページが、同一内容との指摘は、区民の情報収集の方法はそれぞれであり、いろいろな媒体で情報を広く提供し意見を聴取することは、必然であり指摘に当たらない。

③ ホカロン購入費について

1月の区政報告のために必要な経費として、使い捨てホカロンを購入した。

G. 事務費

① 携帯電話代について

政務調査活動に必要であり、その支出は、使途基準に則り適正に計上している。

I. 人件費

① 臨時職員について

政務調査活動に必要であり使途基準に則り計上している。広報誌は全て区政報告に関連する記事であり、按分の必要性はないと考える。

8. h 議員

A. 調査研究費

①福祉法人「アトリエインカープ」及び岡山市役所視察における交通費について

・視察の成果として、区政改革にどのように結びつけていくかの提言等の情報開示を要請するとのことだが、視察報告書において別紙を添付し今後の区政に反映すべき内容も記載している。(報告書 別紙1・2添付)

②スイカのチャージ料について

・使途基準に従って実態に基づき計上しており、問題ないものと判断する。

③月額駐車場代について

- ・ 自動車は政務調査活動に使用していることから、使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。

④ガソリン代について

- ・ 使途基準に従って実態に基づき計上しており、問題ないものと判断する。

⑤タクシーの利用について

- ・ 使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。

E. 資料購入費

①読売新聞の購読料について

- ・ 調査研究のため必要であり、使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。

②書籍の購入について

- ・ 使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。
- ・ 購入の判断の理由を求めているが、調査資料として購入しているもので、調査内容をあえて公開する必要はないと判断する。

F. 広報費

①区政報告について

- ・ 使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。
- ・ 議会質問は調査が前提であり、実績はその結果を報告する義務があると考ええる。また、報告をすることで更に区民から意見聴取を行っている。

②HP管理費

- ・ 使途基準に従って計上しており、問題ないものと判断する。
- ・ 区政報告との二重計上ではないかとの指摘だが、多様なメディアを使って広報することについては何ら問題ないと判断する。
- ・ 按分の根拠を求めているが、政務調査活動以外の記載はほとんどなく問題ないものと判断する。

G. 事務費

①インターネット接続料、携帯電話料について

- ・ 領収日が年度外とのことだが、使途基準において現金主義での計上を認めており問題ないものと判断する。

②デジタルカメラの購入費について

- ・ 今まで使っていたカメラが故障したため、政務調査活動に必要であることから購入したもので、その支出は使途基準に従って計上しており問題ないものと判断する。

9. N会派

C. 会議費

①控室内でのお茶代について

- ・ 按分比 80%の根拠については、「一般的に、区役所の会派控室は、区民が陳情を目的として来訪する場所とされ、多様な活動を行う会派としての有用な活動拠点としての位置づけにある」と請求に明記されている通りであり、本来は 100%計上しても何ら問題はないと思われるが、ごくまれに政党関係者等の訪問もあることから 80%の計上とした。

F. 広報費

①会派広報費について

- ・ 平成 22 年 3 月の広報について、「重点課題のテーマと予算要望の成果を記載していることが、会派としての存在を主張し、宣伝しているもの」だとの指摘だが、重点テーマは政務調査の課題であり、予算要望の結果は調査活動、議会質問における成果として区民に広く報告する必要があるもので、また、それを通じて区民から意見聴取を行うことから何ら問題はないものと判断する。

G. 事務費

①カラープリンターインクの購入費について

- ・ 計上日が年度を超えているとのことについて、「領収証の日付が 3 月 27 日」と指摘しているが、日付は「納品書」の納品日であり、実際は 6 月の支払日であることから指摘は誤りである。
- ・ 按分比 80%の根拠については、そのほとんどを政務調査に関する資料作成等に使用しているが、ごくまれに政務調査外の使用もあると考えられることから判断した。

10. i 議員

A. 調査研究費

①タクシー代について、

使途基準細目で公共交通機関の利用の原則、認識しておりますが、高齢な方や障害者、お子様連れの方など相談内容によっては一緒に行動するため、支払う経費、適切な交通費であると思います。

②区民相談に伴う調査旅費について

ご相談は個々に対応しており、内容、用件など場合によっては地方に調査出張は避けられない、適切な交通費であると思います。

③会派視察経費

ネットでの検索等によって知りえる情報もあるが、沖縄の歴史・文化を目・肌で感じるがゆえに視察した。適切な視察でございます。

F. 広報費

①誤解を招く恐れがあるので返還します。

- ②区政報告については、抗弁するには至らない、成田山初詣の後援会の部分を除き 16 分の 15 にして計上、妥当と見る。他にも井荻駅前街頭写真は駅頭にて区政報告です。なみすけグッズの絵は認められないとあるが屁理屈です。

G. 事務費

①デジタルカメラ購入

デジタルカメラについては、計上を取り消します。

②会派事務費については、必要最小限の経費であり、抗弁には至らないと思われま

H. 事務所費

- ①事務所家賃については、すでに全額返還いたしております。
- ②電話については、1台分返還いたします。領収書に住所がないとありますが、好意に消したわけでもない、どなたの領収書も同じだと思います。
- ③事務所水道光熱費については、返還いたします。
- ④インターネット接続料については、しっかり見て下さい。預金通帳コピーNHKには4.580円自動引き落とし、3行上に6.999円記載されております。
1/2は3,499円。疑惑を持つ前に今一度、確認をして返還請求を。
- ⑤会派通信費については、良識ある判断を求めます。

I. 人件費

臨時職員勤務報告書は、記入間違いです。お詫びいたし訂正させていただきます。「区政報告前年度再整備」とは記載の誤りで訂正します。正しくは「区政報告前年度資料再整理」です。人件費については、1/2按分いたします。

11. j 議員

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料については、杉並区の政務調査費使途基準細目で上限が3/4までしか認められていないので、その分を計上しました。利用明細の提出の必要はないと考えます。
- ② 議員の政務調査は多方面にわたり、また、住民との相談事項も多種多様で、時間も不定期に行われ、相手の所在もその時々で変わってまいります、相談の内容によっては区民の要望によって動きますので、交通機関もそのときの状況により徒歩から航空機まで使用することとなります。
- ③ 私は、普段は事務所の近くの駐車場に自動車を駐車しております。ご指摘の駐車料金については、使途基準及び同細目に基づく適正な支出と考えております。
- ④ この事務用品費は、会派としての政務調査に要した事務用品費を会派人数で按分したもので、会計担当が明細を所持しております。
- ⑤ 会派の電話通信費を会派の人数で按分したものです。個人使用については、携帯を使用しております。
- ⑥ 一言申し上げたい。議員の仕事は多種多様であり、それらをカバーするには多くの経験が要求されます。特に視察は、訪問地の人々から生の歴史や状況を聞くことから、正しい情報を聞き取ることが出来、新聞やテレビなどの押し付けられた情報でなく、自分の感覚で事象を認識することが出来ます。このことは、区民から相談や見解を求められたとき、間違いのない説明をする上で大変重要なことだと私は認識しております。
会派視察の経費は、担当の会計が基準に沿った計算により、派内の人数で按分した額であります。

B. 研修費

- ① 杉並区政を預かる区長が、これからの杉並区をどのようにしようとしているのかを、議員が聞くことについて調査研究にならないとすることの方が一般常識から考えても、おかしいのではないかと私は考えます。

E. 資料購入費

- ① この件については、すでに返還しております。

F. 広報費

- ① 記念切手の件は、私は区民に対する少数の区政報告や調査報告については、なるべく記念切手を使用するようにしております。
- ② 私は、医療問題について常に区民へ報告し、区民の安全安心の生活を守る区政を提案しております。佼成病院の移転については杉並区の大きな課題であります。このことを区民に説明し、報告することが、調査活動に当たらないとする請求人の指摘に対し、私は憤りを感じます。尚、印刷代の領収書が、「挨拶状印刷代」となっているのは区政報告書であって、印刷会社の間違いであります。

G. 事務費

- ① 按分なしの文具代13,040円については、ほぼ90%は政務調査研究活動に供しているもので、10%の1,306円の返還に応じます。なお、11月14日の文具代682円はバインダーの代金、11月19日の文具代は、バインダーの用紙代693円です。いずれも政務調査研究活動費に供しておるものです。

H. 事務所費

- ① 按分比については、当初提出してある事務所の平面図により、使用面積費により算出しており、私が事務所に支払っている金額が、月53,390円である。

I. 人件費

- ① 仕事内容については、当然電話の応答、電話調査、インターネットによる政策情報の収集整理をお願いしております。なお、新聞は、毎日新聞と都政新報を事務所で、読売新聞を会社で購読しております。

12. k 議員

A. 調査研究費

- ① スイカについては、区議会の使途基準の範囲内の支出です。
- ② ガソリン代については、区議会の使途基準の範囲内の支出です。

E. 資料購入費

- ① 新聞三紙購読については、区議会の使途基準の範囲内の支出です。

F. 広報費

- ① 当該年度の区政報告では、景気低迷に対応した経済対策の必要性、待機児童の保育対策、並びに介護基盤の整備等、私が積極的に取り組んでいる政策について報告しました。同時にこの区政報告を通じて、区民の皆様の要望や意見を良く聴き、その声を行政に投げかけ、行政から受け取った其々の案件に対する区の考え方や方向性について、区民の皆様に様々な形でお答えしています。これも大切な政務調査活動と思っています。

G. 事務費

- ① 区議会の使途基準の範囲内の支出です。
- ② レンタル・サーバー会社ロリポップについては、契約期間は平成21年4月7日から平成24年4月6日まで契約期間36ヵ月でしたので24ヵ月分の6300円を返還いたします。
- ③ インク・トナーについては按分、控除済みです。その他の品目については、コピー代を除いて政務調査活動用80%それ以外20%で按分し、残額については返還いたします。
- ④ スカパーについては、平成19年度、平成20年度に説明しました。使途基準の範囲内の支出です。計上した料金は、自身の調査研究に有用である「BBC ワールドニュース（英国国営放送）」「ディスカバリー・チャンネル」の2つの番組を視聴するためのものであり、有料放送全般にわたるものではない。
- ⑤ 携帯電話は議員の政調活動に必要不可欠です。区議会の使途基準の範囲内で按分利用しています。
- ⑥ 区議会の使途基準の範囲内での支出です。
- ⑦ 12月23日のプリンター購入時のポイントについては、すでに控除し、計上済みです。議員活動については、現在の任期後も引き続き区議会議員として区民の皆様のために働きたいという思いで購入しました。
- ⑧ ファクシミリ購入では、ポイントの発生はありません。
- ⑨ Q会派事務用品については、n議員が会派を代表して回答致します。

I. 人件費

- ① ○○○○さんの雇用契約は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの常勤の2年契約です。平成20年度に雇用契約書を提出しておりましたので、平成21年度も雇用契約が自動的に継続されているのをご存知とと思っていました。早速、平成21年度報告書に雇用契約書を提出いたします。

15:30～18:30の時間帯については、公衆浴場のフロントで電話や陳情者の対応、各種資料の整理をお願いしておりましたが、誤解を招く恐れがありますので、この部分については、全額返還いたします。

賃金	90,000 円/月
勤務日数	22 日/月
勤務時間	6 時間/日 (8:30～12:00、13:00～15:30)

$$6 \text{ 時間} \div 8.5 \text{ 時間} = 0.705 \times 1/2 = 0.3525$$

$$90,000 \text{ 円} \times 0.3525 = 31,725 \text{ 円}$$

$$45,000 \text{ 円} - 31,725 \text{ 円} = 13,275 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = \underline{159,300 \text{ 円}}$$

13. 1 議員

*スイカのチャージについては、3/4 に按分し返還します。

*事務所の面積は、以前から住んでいるところで変わりもなく、転居もなく、以前と同様な環境である。そこを何故、また、毎回毎回言われるのかが判らない。毎年毎年、我が借家の面積は変わりません。

以前から賃貸契約書も図面も提出しており、過去に遡って何かしら言うのであれば、この書類も見てはいるはずで、これを言うのは判らない。

A. 調査研究費

- ① 交通費については、一部返還します。
- ② スイカチャージ料 **2,000** 円については、計上額の誤りであり返還します。その他については、前述のとおり **3/4** に按分し残額を返還します。
- ③ 職務遂行中のアクシデントであり、また、使途基準細目に基づき適正な支出であるとする。
- ④ 会派視察の経費は、担当の会計が基準に沿った計算により、会派内の人数で按分した額であり、妥当であるとする。ただし、2 議員の視察キャンセル料については、返還します。
- ⑤ 使途基準に基づいて、適正な支出とする。

B. 研修費

- ① 環境問題が進む中どのように自動車も係るのか、杉並区の中から変えていこうとの業界の研究会としての勉強会なので、正当とする。
- ② ボーイスカウトの主催する緊急時対応処置の講習は、実際にその場で、ボーイノバンダを使用した怪我の対応を主とした処置方法なので、大抵の方々が持っているハンカチでも対応出来る。
この講習会は、子供から高齢者までの幅の広い勉強会である。
例えば、大人の男の人ならば、2 枚のハンカチは、持っている。
この2 枚を使って、火傷の対応、止血の対応、骨折時の対応等、いま、自分が持っている物で、いざと言う時の処置を学ぶ物で、当然の講習料金（場所代も含めているもの）とするが、**1/2** の按分とし、残額については返還します。
- ③ モラロジーの研修会は「報恩」として「個人維持費として領収書」と記される。領収書は、判子を押して提出してあり妥当とする。
- ④ 学校歯科や成人歯科、妊婦歯科検診、介護訪問歯科診療などの成果を見ていないのでしょうか。専門知識も必要であるので歯科医師の先生方に、一般の人にもわかる（専門用語等を使われるとわからない為）それぞれの勉強会（2～4 時間くらい、課題により時間の差は、ある。）に参加して知識を得る事が必要であり、普通、これくらいのレクチャーを受けるとこの金額でおさまらないでしょう。政連の先生方だから区民の為に、私たちを通じて「歯」のもつ意味の大切さを伝える勉強会であり、議員として、区民の皆さんの為の、一つの大きなテーマとする。

C. 会議費

- ① この会計は、会派としての会計責任者の良識にまかせているため、適正であるとする。

D. 資料作成費

- ① この項については、ご指摘のとおりなので訂正します。

E. 資料購入費

- ① 新聞というものは考え方が、右より左よりがあり、新聞には目を通す必要があると考えているためである。購読料について、政党新聞も毎日見ているが、これも年払いとなっている。問題は無いとする。

G. 事務費

- ① 「すぎなみニュース」、「ホームタウン」、夕方 6 : 0 0 くらいから「ハッパムトシさんの生情報番

組」など杉並の情報は、キッチリ放送されています。 よって、1/2の按分は、妥当であると考ええる。なお、J:COM1本分については、返還いたします。

- ② 家にあり公表している番号であり、基準に沿った計上であると考ええる。
- ③ 基準に沿った計上であると考ええる。

H. 事務所費

- ①② 凶面と借家契約書は、以前に提出してあり過去の事柄を述べるのであれば、その書類も見ていると考えます。

さらに契約者が父親（この10月20日に他界）と友人であり、店子は大家に従う。

I. 人件費

- ① 支出科目については、訂正します。
- ② 勤務報告書については、12月24日に提出しました。

14. m議員

A. 調査研究費

- ① 区民との面談等は、区役所の応接室を使っているため役所への交通費が多い。タクシーと地下鉄運賃を同じ日に計上している件は、区民との面談中に、資料や書類が必要となり、時間がないためタクシーを使った。
- ② 視察
 - I. 他の自治体の地方議員と一緒に視察は、大変勉強になっている。
 - II. 古事記を学ぶ機会は少ないので、大変有意義な視察だったと思っている。その後、杉並区の子供達やお母さんと一緒に講演会を行う（親と子で日本の神話を聞こう）等、役立っている。
 - III. 会派としての視察だったが「ているる」での質疑等は、大変参考になり、委員会での質問にも役に立っている。
 - IV. 草莽全国地方議員の会は、各議会の情報がわかり、大変役に立っている。航空学園での授業視察は、杉並区の教育を考える上でも参考になった。
- ③ タクシーの件は、今年度は、咳喘息や腰痛でタクシーに乗ることが多かった。
- ④ 杉並区民と一緒に他区へ調査に行く事も多い。
- ⑤ 日本会議地方議員懇談会主催の研修は、内容が濃い。地方議員との情報交換も区政に役立っている。

B. 研修

- ① 研修が区政に反映されない会は、計上していない。而今の会は、政治史学の〇〇〇〇先生（元慶応大学教授）の開催する学習会で、宗教ではない。純粋な勉強会であり、他自治体の議員も参加している。
日本政策研究センター「地方議員ネット」年会費については、1/2の按分とします。

D. 資料作成費

- ① 初めてホームページを正式に作ったので、制作料を計上した。区政報告は、デザイン料と印刷費込みで注文している。

F、広報費

- ① 葉書を送った人は、近所以外の人で、近くの方は、A4用紙をポスティングしたので、同じ内容となっている。

G、事務費

- ① ミスなので、記載をお願いに行く。今後、領収書をもらう時は、きちんと書いて頂くようにし、点検する。
- ② 区政報告や報告会周知の宛名のシールなので按分していない。
- ③ 名刺用紙を計上したが、一部受付氏名表等に使っているもので、按分した。杉並バックは、区民に見せるために買ったのでそのまま計上した。
- ④ HP保守料は、振り込んだり、現金で渡したりしているので、重複してしまったものと思われる。按分の計算違いも指摘されたので返金する。
- ⑤ 会派で使った事務費
- ⑥ 三万円以上は、領収書に印紙があるので分けた。

I、人件費

- ① ポスティングは、他のボランティアにもお願いしている。発送の失敗があり、発送準備に長時間かかってしまった。まったくの無償のボランティアで作業して下さる方もいるが、長時間の何人かは雇用ではなく、お礼として払っている。
(お願いしている2人は、一人暮らしのため、区切りの良い所までと言って時間に関係なく作業して下さるので、長時間となってしまっている。) 年末の事務所移動時は、区政報告発送の失敗や返送の処理もお願いしたので計上したが、返金とします。

15. n議員

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料については、杉並区議会で制定された使途基準に基づき、スイカチャージ料の3/4を計上している。よって、正当な支出と考える。
- ② 一部返還します。
- ③ ブルーリボンについては、全額返還します。
- ④ なみすけグッズは、地域への愛着を深め、杉並の魅力を発信する「すぎなみの輝き度向上」運動の一環として作られたものである。どのような種類があって、どのような価格で販売されているかを調査することは、必然であると考えます。

B. 研修費

- ① 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」に基づき、平成21年度政務調査費収支報告書を作成している。研修費用に関しては、政務調査に必要と判断した。ちなみに日本会議への年会費は、政務調査費で計上してはいない。
なお、資料が重複しているとの指摘だが、同じテーマの資料でも内容は常に更新されている。常に新しい情報や知識を得る事は、区政にとって重要であると考えます。
- ② 私は「神道時事問題研究会」の会員ではない。“会員としての費用”との指摘があるが、何を根拠

に私を会員としているのか、理解不能である。非会員であるため、研修費と資料代を計上した。また道徳教育を推進する立場から、「神道時事問題研究会」の研修は有意義である。

E. 資料購入費

①雑誌購読料については、杉並区議会で制定された使途基準に基づき計上している。よって、正当な支出と考える。

②「いま、教育の大転換が始まる」「薬物依存」「放課後子供プラン」は、これからの教育を考える上で、参考になると判断し購入した。特に「渡部昇一の昭和史」「日本の心」「正論」は、日本の歴史や道徳教育を検証するうえで意義ある資料だ。一読して頂ければ、その意義を理解して頂けると思う。

「絶対貧困」「生活保護 VS ワーキングプア」「ヤングホームレスの真実」は、厳しい経済状況の下で増え続ける貧困層の実態を知るために、また、その対策として何が必要かを知るための資料である。

「田母神塾」「マンガ嫌韓流」「真・国防論」は緊迫する国際情勢の中で、日本と近隣諸国がどのような関係にあるか、また、地方自治体として何をしなければならないのかを検証するために必要である。また、我が国の平和の在り方を、子供達に未来の杉並区を託すうえで、どれも有意義な書物だと判断する。また、領収書の印刷が薄くて読めない…との指摘があるが、原本を見て頂ければ、十分に読み取ることが可能である。

「大震災発生!」「T O K Y O環境戦略」は環境施策のための資料である。

「自民党・創価学会・公明党」は、政党政治を客観的に読み取ることで、杉並区政でのあり方を考察するのに役立つものと考えられる。

「住宅地図」は、区民相談などで区民の家を訪問する時に必要である。

F. 広報費

①ポスティング業者の住所や電話番号の記載がないとのことであるが、調べて記入する。

また、写真の掲載についてだが、区民の視点に立てば、読みやすさ・見やすさを重視した構成にするのは当然のことである。昨今、日本経済新聞ですら、写真を多く掲載する時代である。新聞の構成方法と社会の流れを、よく考慮して頂きたい。

②HPについては、議会活動のページだけがHPの役割ではない。ブログを使用し区議会の報告や区のイベントなどを紹介している。よって3/4の支出は妥当である。

G. 事務費

①文房具用品などは、明確に使い分けできるものである。

②混みあっているレジでは、必ずしも購入項目を記入して貰えないケースもある。常識と良識の範囲で、判断して頂きたい。

③「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」に基づき、平成21年度政務調査費収支報告書を作成している。特に会派事務処理経費に関しては、議会事務局にも確認して頂きながら、作成したものである。よって適正であると判断する。

④仕事用携帯電話のほかに、私用携帯電話を持っている。プライベートや政務の電話は、私用電話で受け持っている。なので、計上してある携帯電話は100%仕事でしか使用しない。

I. 人件費

①単純な記入ミスである。訂正して、再提出する。

②広く区民へ区政報告を行う事は、区議会議員の義務である。その為に、年に2回、区政報告を発

行し、郵送を行った。この際に、どのような方々に郵送するか、また、何部ずつ郵送するかを精査する事は重要な事である。また、精査した後に、その住所が正しいか、すでに転居してしまっているかを確認する事も、無駄な郵送代を省く上で必要な作業だ。よって、人を頼んで名簿整理を行う事は、政務調査として妥当であると判断する。

「天皇陛下御即位奉祝行事」について、杉並区において“どのように位置づけ・どのように奉祝イベントを催して行くか。また、他区との比較検討はどうなっているか”を、細かく検証したものである。私は「天皇陛下御即位奉祝行事」を一般質問で取り上げているし、21年度を通して注視していたイベントである。

「対馬視察」は、地元の方と外国の方が共存し、そして地域のお祭りを盛り上げている対馬の在り方を検証する上で有意義なものだ。特に、杉並区内には朝鮮第9小学校がある。伝統文化や生活習慣の違いを理解しあい、コミュニティを築く姿を勉強する事は、杉並区においても十分に活かせる。その為の、資料収集などを依頼した。

J. 視察費

- ①議員の仕事は多種多様であり、それらをカバーするには多くの経験と知識が要求される。特に視察は、訪問先の方々から生の歴史や状況を直接聞く事ができ、新聞やTVなどの一方的な情報でなく、自分の頭で考え判断し、そして理解を深めることが可能となる。この事は区民からの相談やさまざまな見解を求められた時、間違いのない説明をする上で大変重要な事と認識している。なお、視察の経費に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」に基づき処理している。その際には議会事務局にも確認して頂き、問題ないと判断されたものだけを計上している。よって適正であると判断する。

「対馬視察」は、地元の方と外国の方が共存し、そして地域のお祭りを盛り上げている対馬の在り方を検証する上で有意義なものだ。特に、杉並区内には朝鮮第9小学校がある。伝統文化や生活習慣の違いを理解しあい、コミュニティを築く姿を勉強する事は、杉並区においても十分に活かせる。

また、「韓国国会が対馬を韓国領～」の件だが、韓国の与野党国会議員が「対馬も韓国の領土だ」とする「対馬返還要求決議案」を発議したこと、1949年の第1回国会に「対馬返還建議案」が提出されたことは歴史的事実である。「決議」と「発議」の文言の記載ミスである。

この一文を書いた背景には、「独島死守」を叫ぶ韓国人団体が対馬に出かけ、対馬市庁前で「対馬も韓国領土」と書かれた横断幕を掲げデモ活動を行った…と言う事実がある。さらには、長崎県の対馬に本部を置く海上自衛隊対馬防備隊の施設に隣接する地域に韓国資本のホテルが建設されるなど、島内の不動産が韓国資本に買い占められている現状がある。この事については、日本の政治家として危機感を抱くものであり、近隣諸国と真の友好を築く上でも看過できない問題であると考えられる。

この視察の主催は、「日本会議地方議員連盟」だが、それぞれの議員がテーマを持って参加しており、その時の経験を地域で活かすために行動している。よって、正当な支出と考える。

「甲府市日本航空学園での道徳教育視察」の件。

“父母を大切にしましょう、兄弟は仲良くしましょう、社会のために尽くしましょう”という教育勅語の精神は、今の教育の中にも十分に活かされるべき要素であり、その精神に基づいて授業を行っている日本航空学園での視察は大変有意義なものであった。また、私はこの視察が終わった後の第1回定例議会(予算特別委員会)において、日本航空学園で学んだ事を踏まえた質問をしている。過去の議事録を、シッカリと読んで頂ければ分かると思う。

この視察の主催は、「草莽全国地方議員の会」だが、それぞれの議員がテーマを持って参加しており、その時の経験を地域で活かすために行動している。よって、正当な支出と考える。

16. ○議員

A. 調査研究費について

① 視察費

まず、浜松市への視察についてですが、参考資料として、添付した報告書や議事録でもおわかりのように、杉並区と比べ浜松市は私立幼稚園での預かり保育が充実しています。

私は、常々この点を杉並においても充実させるべきと考えております。ですので、先進自治体である浜松市を視察先に選び、その際は、役所だけに留まらず、現場を見せていただく事によって、より実態を把握し、杉並ではどこに問題があり、その導入が遅れているのか等々を政務調査活動として、視察したわけであります。特に、私の地域には、私立幼稚園も多く、その今後のあり方について、幼稚園関係者からの、そして、保護者、地域の方々からも政務調査活動の聞きとり活動などによって、色々のご意見を伺っています。

そうした様々な政務調査活動の一つの集大成として、本会議でも質問し、具体的に成果として区政に活かそうとしたわけであります。ですので、この視察について、請求人は、その情報の位置づけが不明確であるとか、視察の結果等が不明であると言われているが、その指摘は全く持って当たらないものであると考えます。

次に、伊勢市等へ視察についての指摘についてですが、古事記を知ることが子供の感性教育にどう活かせるかという点については、報告書の考察1に既に記載をしているので、その指摘は当たらないと考えます。ただし付け加えるならば、日本にある神話を学び、古代人の生活を知る事によって、子供たちの豊かな感性や想像力が感化され、子どもたちが学校で教えられたからとかテレビで見たからといった受け身的な発想でない、個々人の自由な発想や考えに基づいた人間形成を育むことができるようになるものであると考え、視察先及び視察項目として選定をした。よく自然に触れ、自然の大きさや怖さ、命の尊さなどを学ぶことがあると言われるが、それと同じように、古代に触れることにより、自分が暮す国、日本を改めて考えなおし、自分はどのように生まれてきたのか？そして、社会の中でどう生きるべきなのかなどという事を子供たちが考える教育に繋がるものであると考えていたが、今回の視察先での講義の受講や実際に現地を訪れることによって、その意を改めて強くした所である。まさに政務調査活動といえる視察であったと考えるものである。併せて、実際にそれを杉並区へ成果として表すために、子供たちが具体的にそれを学ぶ施設として、高麗広公民館が最適施設であると確信できたことは、この視察のもう一つの大きな成果であったと考えるものであり、請求人の指摘は適当でないと考えます。

D. 資料作成費

① 絆通信春号と区政報告について

絆通信については、按分なしと書かれていますが、70%按分して、すでに処理をしておりますので、その指摘は当たらないと考えます。また、その表面の写真部分のみを取り上げて指摘を行っているが、裏面についてはご覧になっていただければ、おわかりいただけると思いますが、議会開催の時系列に合せて、その内容を掲載し、報告している点は 政務調査活動の広報活動に当たるものであると考えます。また、写真の羅列についての指摘もあるようですが、区民への広報活動において写真等も使い、ビジュアル的によく理解していただきたいという私なりの工夫であり、その点を指摘されるのは心外な思いがしております。ですので、請求人の絆通信に関する指摘については、その見解を異

とする所であり、問題ないと考えます。

次に、区政報告については、報告及び添付がないという指摘があるが、これは会派所属議員と合同で作成した「未来への扉」であり、その点は、他会派議員の領収書と見比べていただければ、それが間違いでない事がおわかりいただけると存じます。また、帳簿作成時に、添付資料として既に提出をしているので、請求人の指摘は誤った指摘であると存じます。ゆえに、請求人の指摘は当たらないものと考えます。

E. 資料購入費

① 日本教育新聞について

使途基準の規則の現金主義に則り計上しているので、問題ないと考えます。

② 自民党女性議員政策研究会CDについて

1/2按分し、残額については返還いたします。

③ 朝日新聞の購読料について

請求人は1紙購読のみを計上しているのはおかしいと指摘していますが、私は他紙も購読をしておりますので、この指摘は当たらないと考えますし、新聞購読については使途基準にも認められたルール内での対応であり、全く問題がないものと考えます。

F. 広報費

① ホームページデザイン保守料

政務調査活動部分として、2分の1の按分で計上しているにも関わらず、請求人は写真の多少のみを持って、宣伝活動と決めつけているが、ホームページには議会報告の項も存在し、そこには議会での議事録も載せているので、政務調査活動の広報活動として認められるべきものであると考える。また、フォトギャラリーの中にも視察の写真なども組み込まれており、その点も政務調査活動として妥当なものであると考えるものであります。

G. 事務費

① システム手帳について

このシステム手帳は政務調査活動専用で購入したものであり、指摘は当たらないものと考えます。併せて申すならば、文具代として決して高額でなく、妥当な金額であると考えます。

② 携帯電話について

按分については、使途基準のルール通り50%計上としているので問題ないとする。また、一般常識からして多額であるというが、公私とも携帯電話1台で対応している場合、この金額を多額であるというのは議員の職性を鑑みない、全く一方的な見解であると考えます。例えば、区民広聴などで、長時間の電話対応に追われることも決して少なくない状況です。この様な請求人の使用実態を顧みない推測での請求は非常に残念な思いです。

I. 人件費

① 事務員について

まず、請求人がどの点を問題視しているのか、文章を読む限り理解できないのが正直な思いです。例として挙げられている点に反論するならば、区民から連絡による地域の道路の陥没などについて、事務員にその状態を調査させることは政務調査費として妥当であると考えます。また、聞きとり調査についても、例えば、減税自治体について区民がどう考えるかなど、ナマの声を拾い集めることは、最も大切かつ有益な政務調査活動であると考えます。

② 会派事務員について

当事務員の給与は、月額全体で 130,000 円であり、その 50%を領収書（3 R 7）に記載の通り計上しているため、請求人の政党活動との混同の指摘は当たらない。ちなみに残りの 50%は党総支部会計から人件費として計上されている旨も併せて申し添えておきます。

17. p 議員

A. 政務調査費

①タクシー代について

離婚相談の場合では、調停等で家裁に行く他に、福祉事務所への生活保護、医療保護の申請、子どもの保育園入所問題等、離婚以外に多くの問題を伴います。こうした親子三人での移動にはタクシーが欠かせません。

また、21 年度の抗弁書にもある通り、糖尿病による症状の一つに右足のしびれがありタクシーは必要です。

②スイカチャージ料について

スイカチャージ料は IC カード 2 枚を 1 枚にしており、基準に基づいた適正な支出であると考えています。ただし、7 月 20 日の 1,000 円については 4 分の 3 を計上し、残額 250 円を返還します。

D. 資料作成費

①区政報告として会派で作成したものであり、全員が区政報告と認識しています。

E. 資料購入費

①毎日新聞と朝日新聞とでは、それぞれ記事が異なっており、質問の際の資料として新聞は欠かせません。

②20 年度分の監査の判断でも妥当な支出であると認められています。

③書籍名について、5 月 1 日は「政治家失格」、11 月 26 日は「日本よい国」です。

G. 事務費

①給料袋は職員の〇〇〇〇氏分であり、ボールペン・手帳はすべて政務調査活動で使用しています。

②会派の分担金は、全員の合議の上で分担したものです。

H. 事務所費

①事務所は私が異動する度に〇〇氏も異動して事務を行っているため、当然、私が指示・監督をすべきであります。

I. 人件費

①勤務内容については、別紙、整理して報告致します。

②会派の分担金で 1 人採用しているため、その人件費です。

18. q 議員

A. 調査研究費

① スイカチャージ

私はパスモを利用、チャージに関しては20年度の監査において指摘は受けておらず、21年度に関しても前年度同様に実態に即した報告を致しております。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

② ガソリンの購入に関して

20年度の監査において指摘は受けておらず、21年度に関しても前年同様に実態に即した報告を致しております。

駐車場の利用は自費で対応しております。

念の為、利用したコインパーキングの領収証は保存してあります。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

③ 会派視察について

杉並区は、今後電子地域通貨の導入を行い、現行のなみすけ商品券の発行や長寿応援ポイント等の施策が電子地域通貨に反映されて行きます。

地域商店会の活性化にも結びつきます。

又、お年寄りの徘徊対策として、位置を特定させる機能も備える事が出来る等、将来に向けた可能性が大きい施策に向けた調査活動であったと認識しております。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

E. 資料購入費

① 新聞購読料について

新聞各紙の購読料に関しては、20年度の監査において指摘を受けておりませんので、21年度も同様に実態に即した報告を致しております。

各紙の記事を読み比べる事により、同じ題材の記事であっても、各紙評論等の違いが生じ、それらの中から有益な判断を見出す事を心がけております。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

F. 広報費

① ホームページ

ホームページの管理料は、20年度の監査で指摘を受けておりませんので、21年度も同様に実態に即した報告を致しております。

指摘された新規コンテンツの49,350円は、管理料内で処理できない材料費である為、支出の報告を致しました。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

② はがきの内容は、確かに一行目に返礼の意を込めておりますが、2行目以降の内容は監査請求人が指摘するものとは別と考えております。しかし、誤解を招くおそれがあるため、全額返還いたします。

③ 封筒については提出します。

④ 区政報告3号について

監査請求人より、指摘のあった区政報告3号は、印刷物に3号の記載はありません。

3号は、監査請求人が指摘している報告書の事です。

その内容につき、酷評がされておりますが、鋭意努力をしております。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

⑤ 会派による、区政報告「未来への扉」について

監査請求人より指摘のあった政党活動には当たらないものと理解しております。

減税自治体構想についての区民調査を行ったもので、政党に関わる様な文言党はないと理解しております。

この区政報告は区全体に配布をし、区民意見を集約する為、一区議では出来ないもので、会派全体で行ったもので意義あるものと理解している。

個人で出す、一回の区政報告書に必要とされる印刷代、郵便代金等の費用と変わらぬ金額と理解をしております。

区内全体におり込んだ部数や配布費用が含まれた金額であるので、決して高額とは言えぬものと理解をしております。

監査請求人が求める返還に対しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

G. 事務費

① 携帯電話について

携帯電話1台については、計上を取り消します。

② パソコン関連について

監査請求人より指摘のあったパソコンリース料等については、20年度の監査で指摘を受けておらず、21年度に関しても前年度同様に実態に即した報告を致しております。

リース料、保守料が高額との指摘については、区の監査に判断を委ねます。

用紙の購入はすべて自費で行っております。

印刷物の指摘がありますが、議員活動上必要な、実態に即した使用と理解しており、他に不正使用はないと理解しております。

監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

③ パソコンの接続料について

監査請求人より請求のあった、接続料領収書の名前に屋号が入っている件については、業者に申し入れ早急に改善します。

接続に関して店舗との公私混同はないものと理解をしております。

按分に関する指摘は、使用実態に即して変更を致しました。

監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

④ パソコンの修理代について

監査請求人より指摘のあった、修理代はリース代や保守料に含まれない部品の金額です。

監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時には、監査の指示に従います。

I. 人件費

① 作業時間について

監査請求人より指摘のあった、区政報告書の発送準備等に時間を要し過ぎているとの指摘は、封筒口の糊づけ等の時間が掛っている事、宛名書きもあり、実態に即した作業時間と理解しております。監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

② 派遣事務費について

監査請求人より指摘のあった、派遣事務の内容は資料作成の為にパソコンソフトの変更に必要な人件費で、作業実態に即したものと理解しております。

監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

③ 会派事務人件費等について

監査請求人より指摘のあった、会派事務員人件費、電話通話料等の按分は政務調査費報告書に添付した書類に明確な按分理由が記されていると理解しております。

監査請求人が求める返還に関しては、区の監査に判断を委ね、更なる按分や返還が必要な時は、監査の指示に従います。

以上、監査請求人から指摘された事項に対し抗弁を致しました。

指摘事項に関しては、抗弁を致しましたが、当事者である私と監査請求人との見解に、残念ですが隔たりがありますので、区の監査に全ての判断を委ね、按分や返還の指示に従うものとします。

しかしながら、政務調査費は現に支出しておりますので、返還の指示に従いますが、監査請求人が求める様な合計金額、或いは、それに近い高額な一括返還に応じる事が出来ない可能性があります。念の為、抗弁書の作成に当たり申し述べさせていただきます。

19. r 議員

A. 調査研究費

① ワイパー修理代については、既に返還済みである。

② 月極め駐車場代については、使途基準細目に沿って適正に按分し計上しているものである。また、月極め駐車場についての取り扱いの考え方については、政務調査活動を継続的に行うために、その有用性は既に杉並区議会政務調査費調査検討委員会にて認められているものであり、請求人と考え方は異なるものである。

③ ガソリン代についても使途基準細目に沿って適正に按分し計上しているものである。

請求人は、ガソリン代の計上と連動して調査先の「自動車」駐車場代の明記がなく、ガソリン代購入目的が明確でないことも理由としているが、一方的な見解である。

政務調査活動における移動手段としては、自家用自動車のほかに原動機付きバイクの利用もあり、調査先への移動距離や駐車場所等を総合的に勘案して、手段を決めている。

当然、ガソリン代の購入にはこの原動機付きバイクに係るものも含まれている。

また、仮に自家用自動車を使用した調査活動であっても、適切に近隣のコインパーキング等を利用しているが、政務調査活動費として計上していないだけであって、特段問題ないものとする。

なお、オイル代については、使途基準細目以外の内容であるので返還する。

C. 会議費

① 使途基準細目では、会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載することとされており、この基

準に沿って適正に計上し、証明も行っている。

茶菓に対する見解は請求人の一方的な見解であり、受け入れがたいものである。

E. 資料購入費

- ① 請求人の新聞購読に対する見解は1紙の購読は、通常生活を維持する上で一般的なこととし、一方的な勝手な解釈をもって指摘している。
- 読売、朝日両新聞を購読することにより世情を的確に分析し、そこから議会における質疑への参考資料として活用していることは言うまでもなく、使途基準細目の内容に基づき適切に購読した新聞は活用されている。
- また、前年度3月分の読売新聞購読料についても使途基準の原則として、払った日による現金主義によるものから、問題ないものとする。

F. 広報費

- ① 作成した封筒については、領収書貼付備考欄に補足説明として明確に「区政報告配布用」としたことが添えられており、政務調査活動の一環としてのみに適切に封筒を使用した。
- なお、封筒の表書に後援会としての明記が印字されているが、新たに版代をかけることがないようとの思いから従前からの封筒である後援会明記の封筒を使用したことであり、経費節減が理由であって、他意はない。しかし、誤解を招く恐れがあるため、全額返還いたします。
- ② まず、請求人は区政報告の印刷代を一枚当たりの単価に割り戻して高額として疑義を抱いているが、印刷会社に支払った両区政報告の費用には版下の製作費から校正・印刷、さらに、折りや配送に至るまでの費用が含まれており、請求人の偏った一方的な見解である。
- あえて抗弁するならば、これら金額についても〇〇印刷との合意の上で契約が結ばれており、何ら問題はないものである。
- さらに、区政報告の内容についても区政の動向を区民へ周知し、そのことに対する意見を求めて集約し、政策立案を行い、議会を通じて区政へと反映させることを目的として発行しているものである。特に請求人が指摘する各号の裏面における経歴や写真については、ポスティングという手段を持って不特定多数に配布された当該区政報告の出处を明確にすることを第一義とし、的確に意見をフィードバックさせるために記載したものである。さらに、意見募集したものについて適宜適切に議会で発言して反映させていることを証明するための手段として多数の写真を掲載しているものである。
- よって、使途基準細目に沿って適正に支出し計上したものである。
- ③ 会派作成の区政報告「未来への扉」について、請求人は当該報告書について会派構成員の意思表示のみで政務調査研究活動でなく政党活動と見なしているが、この報告書をきちんと読み監査請求しているか甚だ疑問である。
- まず、この報告書に政党活動として読み取れる部分がどこであるのかが不明であり、会派として取り組んでいる各種団体との意見交換は、れっきとした調査活動であり、その内容や政策についての考え方を明記し、区民の反応を得る活動のどこが政党活動なのか、意味不明である。
- 請求人は、会派における調査活動と政党としての活動を混同し、穿った一方的な視点でのみ指摘しているものと捉えるものである。
- さらに、減税自治体構想に対する意見募集も行い、その結果は会派代表質問や予算特別委員会の中で集中審議された質疑の中でも活用し、政策判断を得る上で大いに参考となった。
- また、この間の一連の質疑においても当該レポートのことを触れながら質疑を展開しており、こうした適切な政務調査研究活動を認めない請求人とはこれまでも、そしてこれからも見解の一致はできないものである。

G. 事務費

- ① 切手の購入については使途基準細目に沿って上限金額を超えることがないように留意し適切に購入し計上した。
請求人が指摘する記念切手という類かどうかは政務調査活動への適否とは一切関係がなく、言掛りとも捉えられる。
なお、寄付金付きの切手については、取違えであったため、適切に訂正し返還した。
- ② J c o mの支払いについては、1か月分返還いたします。
- ③ 同様に電話代についても上記と同じ見解で計上したものである。
- ④ 私的利用と調査活動利用とで1/2ずつ適正に按分し計上している。(大阪高裁判例に基づき) これは使途基準細目に則ったものである。
- ⑤ 請求人は、会派分担金の電話代、事務用品について内容の明示がなく政党活動と区分が不明であるとして指摘しているが、添付した書類内にはっきりと1/2按分していることが記されており、政党活動と政務調査活動とを区分して計上している。請求人は良く諸書類を精査し請求することを指摘する。

H. 事務所費

- ① 事務所における光熱水費の按分率について。
まず、面積按分で1/5をし、さらに、サロンを含む講演会活動分と政務調査活動分ということで1/2に按分している。このため、利用実態に即して、1/10として計上しているものである。このような按分については使途基準細目に適合した考えであり、上限設定基準額内であることも付記しておく。

I. 人件費

- ① 臨時職員として雇用した〇〇〇〇は、生計を一にするものでなく、規定に基づき正当な雇用関係にある。
当該雇用人の勤務実態については規定に基づき出納簿と共に提出した勤務実態報告書のとおりであり、改めての勤務実態開示は必要ないものである。
なお、請求人は年末年始の勤務について指摘しているが、前記の区政報告のポスティング作業として当該雇用人を雇用し、その対価として支払った人件費であるため、作業日を一面的に類推して疑念を抱く請求人の見識については合理性、妥当性がなく理解できないものである。
また、会派分担金として計上した人件費については適切に按分されており、このことについても、事務費⑤でも抗弁しているとおり、添付している書類に明確に按分理由は明記されている。
よって、この経費についても使途基準細目に適合して適切な支出であると考えます。

20. s 議員

A. 政務調査費

① 複数有志視察について

「長寿応援ポイント制度」に関しては本区において当時計画中の事業であり、それに関連した事業を実施している都市を調査研究することで、本区の施策がより良く活かされるよう事前に会派の中で検討を重ねた結果、すでにこの事業で実績を上げ全国的にも有名になっていた彦根市の地域通貨「彦(げん)」について調査した。

その後、委員会質疑や行政・高齢者団体との調査結果報告を兼ねた意見交換を適宜行っている。ご指摘の前準備・調査を実施したかについて明記されていないと述べているが、調査する以上、相手もあることであり、最低1ヶ月前からの打ち合わせ・質問事項の事前提出とそれに伴う勉強会実施は当然のことであり、また、今後の区の施策にどのように反映させるかなどの説明がないと述べているが、前記したように、委員会質疑・行政・高齢者団体との意見交換を通じてその考えを述べており、調査報告書に記述がないからといって46,900円返還請求することは、あまりにも恣意的且つ短絡的要求であると考えます。

② スイカについて

スイカ30,000円については、3/4按分の使用基準に則って行っている。購入時点（チャージ）で領収書の発行を得ており、それを添付している。交通費のみの利用実態であり、他の買い物などの利用はない。チャージ領収書裏面で経歴を見ることができると聞いているので調べてもらいたい。

③ ガソリン代について

ガソリン代に関しても、1/2按分の使用基準に則り計上している。通常は徒歩・自転車利用であり、公共の交通機関の利用の場合はスイカで、車両使用が必要な時のみ自分の車（日産キューブ車）を使用しており、年額10,761円は妥当と考える。指摘の自動車利用で、目的地との走行距離記録とその推定燃費やその用途を計上明確にすべきと述べているが、タシ会社ならともかく、これも恣意的且つ短絡的要求と考える。

B. 研修費

① 「日本よい国構想研究会」参加費8,080円について、当時の杉並区長が講演者に入っているからと云って返還を求めているが、団体の代表者は別人であり、講演者も複数であることから、ご指摘は当たらない。請求人がこの会に出席されてのご指摘なのか？出席せず、しかも、講演内容も知らないでの指摘であれば言語道断であると考えます。

E. 資料購入費

① 文芸春秋について

請求人は、月刊誌「文芸春秋」を日常読んでのご指摘なのか？その内容は多岐にわたり、政治・経済・文化・歴史等に関し多くの示唆を与える内容と理解し購読している。領収書に一部ページを付してその題目を明示しているが、500ページに及ぶ毎回の内容は議員調査活動の一助となっている。9,160円の返還請求は不当である。

② 都政新報について

政務調査費支出事務処理はすべて、現金主義を基本としているので、ご指摘は無知から生じたものであり、よく勉強されたい。複式簿記に基づく会計であれば、繰越明許費、継続費等で計上処理するが、その項目もない。10,850円の返還請求は問題外である。

③ 書籍の購入について

請求人は、議会図書及び区の図書館図書の利用が前提で、購入前に確認の必要性を述べているが、余りにも一方的な議論である。書店で閲覧・購入し議員活動に必要なに応じていつでも活用することができることで所有する意義がある。4,765円の2冊の題名からも内容は推してしるべきである。

F. 広報誌

① 一昨年及び昨年の指摘に抗弁した通りですが、地方議員として、政務調査費に関する条例・規則・規程・使途基準・使途基準細目等に則り所有名簿に基づいて、広く5,000人前後の方々には年2回（1月と6月）葉書による区議会報告を出している。その結果、多くの方々から毎回ご返事などを戴き、

杉並区や区議会の状況を知る手段として喜ばれていることを実感すると共に、いろいろな考え・意見も聴かせていただくよい機会を提供してもらっている。6月の葉書購入は5,200枚であり6,200枚との指摘は間違い。10月分は後援会関係の内容記載がないので按分なし。紙面面積按分も使途基準に則り客観的に行っており、指摘は一面的・閉鎖的な見方であるとする。

ウ、サブ 72・73号についても紙面面積按分率の指摘があるが、これも使途基準に則り実施。記事内容について議会質問とその答弁内容の記載のみとの指摘があるが、紙面の関係上読者に関心を持ってもらいたい課題を取り上げているのであって全部でないことは確かだが、その指摘への回答は前述した通りであるとする。また、区議会報告書及びウ、サブの中で、後援会記事が記載されている場合、前述したごとく紙面面積按分率で使途基準に則り処理することが明記されており、あくまでも一議員としての報告書であって、後援会が発行した活動報告書ではないことを確認されたい。

② 新しい試みとして所属会派全員が一丸となって区政報告書を兼ね、当時、本区として主要課題であった「減税基金条例」に関する問題について広く区民の声を聞くために、6大新聞に折り込みでアンケート調査を行った。区民アンケートを実施したことで会派及び議員としての考えを集約できたと同時に、同問題で区が行ったアンケート調査より回収率は高く、区議会がより区民にとって身近な存在でなければならないことを実感した。また、これに基づいて活発で実のある質疑を平成22年第一回定例区議会・委員会で行い、インターネット中継もしているので確認してもらいたい。また再度、アンケート結果を翌年度6大新聞で報告している。従って、政党活動との指摘は余りにも一面的で悪意ある偏見によるものとする。

G. 事務費

① 指摘のある電話などの前月分通信費の4月の支払は発生主義に基づくものであり、毎月このようなことは当然あり、前述のごとく使用基準で明記されている。従って、5,321円の支出は問題ないとする。

② 指摘の携帯電話代の公私50%按分比率に関しては、その都度、使用目的・使用時間をチェックすること自体不可能であることから使用基準を定めたとする。携帯電話の使用に当たっては議員活動の主体的利用が大勢を占めることは論をまたない。年間24,461円の支出は問題ないとする。

③ 会派分担金による電話・事務用品支出は、議会内における日常活動の中での利用であり、行政、区民、議員間、会派間での使用である。20,462円の支出は問題ないとする。

H. 事務所費

① 事務所賃料については、すでに処理済みである。光熱費などについては、すでに平成19年度、20年度に関する抗弁書で述べたとおりであり、一般家庭と異なる設備を考えれば問題のない支出と考えるが、再度精査を行う。

I. 人件費

① すでに平成19年度、20年度分抗弁書で述べた通り、地方議員の活動は、住民に密着しているため、24時間対応の生活が強いられている。住民との直接対話による相談、電話相談、メールによるネット相談などの、時間に制約されない行動が必要であることは当然である。また、膨大な資料の整理、地域行事への参加等、議員本人が直接対応できなければ家族が対応しなければならない。第3者を雇用すれば、事務所同様、単純に月に15万円、1年180万円の人件費が必要であり、以上のことを考慮すれば、親族だから臨機応変に対応でき、経費削減となることは自明の理である。従って、条例施行規則の使途基準細目に則り、臨時的な補助事務員として親族雇用は認められており、しかも、その仕事量をタイムカードで管理している。

② 会派で各議員活動を補助してもらうために女子職員一人を雇用している。前記の会派によるアン

ケート調査集計など、政務調査にも協力している。また、政党活動とははっきり切り離して仕事をしてもらっている。55,714円は妥当である。

さて、今年度も引き続いて措置請求が出され、平成17年度以降区議会としても、代表者会議や議会改革に関する検討調査部会（現在6期目）をはじめ学識経験者による検討会、杉並区報酬審議会へ議会代表者が出席しての質疑及び審議を通じて取り組んできましたが、ここで、杉並区民との取り組みが必要であることを実感した。

いわゆる、パブリックコメントの活用ですが、会派や議員個人によるパブコメが行われていることは確かですが、区議会としての実施は経験していません。区議会として、広く区民の意見を聴く機会を設けるべきと考える。即ち、「議会基本条例」の制定を早く実現することである。会派によっては、このことに真正面から取り組む姿勢が見られないことは残念であり、地方主権が掛け声だけで終わることに危惧を抱いている。

今回も、「団体SO」という組織の方々による措置請求だが、傍若無人な態度ではあるが熱心に調査されて問題点を指摘していただいていることに緊張感を覚えるが、敢えて一人の議員として付言すれば、なぜ、議員に対して直接問う機会をつくらないのか不思議である。どのように考えるか、お聞きしたい。

また、オンブズとは、「国民（区民）の行政機関に対する苦情処理や行政活動の監視・告発などを行うことを職務とする者（代理人・行政監察委員）」と定義づけられているが、公費の使い方を調査する以上、自ら次の2点を明らかにして行動することが、団体SOとしての必須条件と考え、再度申し述べる。

- ① 団体SOひとり一人の、住民票を添付すること。（杉並区民であることの証明）
- ② 団体SOひとり一人の、住民税の納税証明を添付すること。（納税者であることの証明）

以上、2点を明らかにすることで、真の団体SOとしての評価が高まることは間違いありません。ぜひ、実行を願いたい。

国際化・情報化・少子高齢社会の進展による国民（区民）の多様化する要望の中で、区議会も、大きな変化が生じて来ています。特に、住民に身近な合議機関の議員も、より多くの多様な意見を吸収し行政に反映する責務を持つことになってきています。しかし、4年ごとの選挙による安定しない身分、年齢・家族構成・住居要件・経験等に関係ない一律報酬、議員年金の崩壊など、特に、若い議員にとって厳しい現実が待ち構えている。

このことから、国・地方を問わず、課題は山積していることを肝に銘じてこれからも問題解決に向けて区議会として、努力すべきと考える。

21. t 議員

A. 調査研究費について

① 彦根と九州の視察について

まず私は、議会ルール以上により透明性を増すために、独自に提出をしている参考資料「今年度の主な成果事例」にも指摘をされた点についても記載を既に行っており、その点を調査していないこの請求は調査不足と指摘したいものである。

また、彦根の視察については、区が電子地域通貨事業に乗り出した現状およびその理念を見ていただければ、実効性の考察・提言や区の施策への反映云々という請求人の指摘がいかにか滑稽なものか、独善的な主張かお分かりいただけると存じます。

次に、九州視察については、規則である現金主義に基づく計上であり、全く的外れな指摘であります。

② 交通費について

まず、請求人は費用弁償の条例変更の趣旨と合致しないと指摘しているが、議会において、費用弁償を廃止する際には、その交通費部分に関しては政務調査費によって補えるため、廃止しても問題ないという考えから条例変更が行われたものであり、請求人の指摘は、全く見当違いと言わざるを得ない。

それに加え、請求人自らが述べているように、議会登庁時には、同時に区民広聴・区政調査も行っているため、全く問題がないと考えます。

B. 研修費について

請求人は、当時の区長の講演を聞くことに関して、疑義を指摘しているが、区長の考えを聞くことこそ、区政の基本姿勢に関わることであり、政務調査として、最も大切な側面であると考え。特に議会等の場で話されると違った場合はより核心に迫った内容が披瀝をされる場合もあるので、より有益な活動である考えるものであり、よって、請求人の指摘は当たらないものとする。

E. 資料購入費について

① 日経アソシエの件

当区議会で採用している現金主義に基づく計上であり、指摘は当たらないと考えます。

② 都政新報について

まず、購入時期が不明という指摘があるが、領収書に10年3月分～11年2月分と明記があるので間違いである。勝手な推測でモノを判断し、請求すべきではない。

併せて、当区議会で採用している現金主義に基づく計上であり、その指摘は当たらないと考えます。

③ 図書購入全般について

請求人は、図書館や議会図書室を活用するのが一般常識と言っているが、例えば、私の場合、議会質問等政務調査活動に利用できる部分などの必要な点を直接マーカーしたり、切り取ったりする場合も数多くあるので、その指摘は当たらないとする。

また、議会図書室への購入申請をすべきという指摘もあるが、先に申した点及び各議員はそれぞれ独自の視点で活動を行っているため、その様な形式をとると図書購入数が膨大化するなど、様々な点で却って税金の無駄遣いを生むことになり、その指摘には妥当性を全く感じない。

また、なぜ購入したのかという理由を明示しろと請求しているが、私は規則にはないが、より透明性を確保するために、既に自主的に参考資料として「資料購入した書籍と政務調査活動」と題して、それぞれの書籍について、その必要性を明示している。その点を鑑みず、不十分な調査で監査請求をされたのは、全く持って心外である。

F. 広報費について

① 区政報告会について

区政報告会については、講演内容が明示されていないので返還を求めるとあったので、規則には必要性とされていないが、より透明性を高めるべく、この場で報告をする。

山田宏氏・・・減税自治体構想について

これについては、当日、減税自治体構想についてのアンケート調査も実施し、その後の委員会審査の会派資料にも利用した。その点については、私はより透明性を確保するために「今年度の主な成果事例」を参考資料として独自に提出し、その7にも記載をした所である。

石原伸晃氏・政権交代後の新しい日本のあり方について、これについて、石原氏の近著に基づく内容のものであり、また、これにおいても、独自に提出した参考資料「主な按分の考え方」にその姿勢や考えを記載しており、その点を考慮しない的外れな指摘であると言わざるを得ない。

t・減税自治体構想をはじめ、現状の区政の問題点や議会改革の進展について、私が考える現状の区政の問題点や今後のあり方について、区民へ意見表明することは、政務調査活動の広報活動として、大切な側面であると考えている。

また、この3名の講演についても、参加者にアンケート調査をお願いし、参加者の区政に関する意識を知る政務調査活動を展開できたと考える。

また、時間的にもこの3名の講演が会全体の9割の時間を占めている中で、請求人は、司会者等の肩書から類推によって、返還を求めているが、その点については、疑義の無いよう、既に按分をして政務調査費相当分のみ計上しているので問題ないと考えている。

この点は、議会ルールよりも自身に厳密化を課した、参考資料「主な按分の考え方」の3の中で述べている所である。

ただ、先に記載の通り、全く問題ない形式をとっている認識であったが、請求人から司会者等の肩書きから勝手な類推をされて、この様な指摘を受けたことは非常に残念である。なぜなら、この会に参加した請求人関係者(〇〇〇〇氏と思われる)が、会の内容をしっかりと見聞、報告せず、その一部のみを悪意に取りだして、それに基づき監査請求をされた点は、議員と区民の信頼関係の構築という点から考えると特にそう感じるものである。

ただ、改めて、今後は区民性悪説に立つとともに、誤解のない形式をとるべく、以降開催の際は、司会者等の肩書き等にも十分留意して開催していきたい。

② 会派広報紙「未来への扉」について

請求人は、当該報告書について会派構成員の意思表示のみで政務調査研究活動でなく政党活動と指摘しているが、報告書をきちんと読み監査請求しているか甚だ疑問である。

まず、この報告書に政党活動として読み取れる部分がどこであるのかが不明であり、会派として取り組んでいる各種団体との意見交換は、まさしく政務調査活動であり、その内容や政策についての考え方を明記し、区民の反応を得る活動のどこが政党活動なのか、全く意味不明である。請求人は会派における調査活動と政党としての活動を混同し、穿った一方的な視点でのみ指摘しているものと捉えるものである。実際に、R会派という記載はあるが、自由民主党という記載は、どこにも見当たらない。

さらに、減税自治体構想に対する意見募集も行い、その結果は会派代表質問や予算特別委員会の集中審議の質疑の際にも活用し、政策判断を得る上で大いに参考となった。

また、この間の一連の質疑においても当該レポートのことを触れながら質疑を展開しており、こうした適切な政務調査研究活動を認めない請求人とはこれまでも、そしてこれからも見解の一致はできないものである。

③ 城西新聞について

すでに、返還をしておりますので、請求は無意味と考えます。

G. 事務費

① 事務椅子について

まず、この請求人の指摘している日本語は何を意味しているのか正直不明である。

ただ、より公開性を高める立場から記載をすると、この事務椅子はパソコン利用時の椅子が破

損したため、新たに購入したものである。また、パソコン用の椅子であるので1/2按分し、残額については返還します。

② 会派事務用品等の分担金について

使途基準のルール通り、50%計上としているので問題ないとする。また、基本的には、後に述べる事務員の人件費と同じ考え方に基づくものであるという事を申し添えておきます。

③ 携帯電話について

まず、按分については、使途基準のルール通り 50%計上としているので問題ないとする。

また、一般常識からしても多額であるというが、月 10,000 円から 15,000 円程度の携帯電話代が公私とも1台で使用している場合、多額であるというのは全く身勝手な見解であると考えます。特に、私の場合、固定電話の使用料金を見ていただければわかると思いますが、そちらは極めて少額で、殆どが携帯電話で対応している状況からして、多額であるという指摘は当たらないものとする。

また、一般常識からしても妥当性がないというが、区民広聴などで長時間の電話対応に追われることも決して少なくなく、使用者でもない方の推測でモノを判断され、請求されることは遺憾であるとしか言いようがない。

H. 事務所について

まず、議会で定められたルールに則り、資料を提出しているに加え、前述の「今年度の主な成果事例」の4にも記載をしている所である。

また、DK（台所）を事務所として使用している点に疑義を示しているが、入口に一番近い、お茶等を出すのに便利、自身が一人暮らしで全く自炊を行わない点から、最適な場所と考え、DKを事務所として使用している。

光熱費の指摘については、現金主義を採用しているルールに則り、計上しているもので全く問題がない。

I. 人件費について

① 補助事務員について

まず、土日が休日という指摘があったが、議員の政務調査活動に土日も平日もない。ただ、土日の方が私自身が時間的な余裕があるために、補助事務員に当日お願いをする作業内容を丁寧に説明できるという利点がある。加えて、補助事務員がなるべく土日勤務を要望した点も理由としてはあった。また、補助事務員の活躍についても、前述の「今年度の主な成果事例」の4にも記載をしている所である。

また、勤務実態の開示を求めているが、すでに臨時職員勤務報告書の勤務内容欄にその点は既に記載済みである。

ゆえに請求人の指摘に対しては、全く問題ないものとする。

② 会派人件費について

当事務員の給与は、月額全体で 130,000 円であり、その 50%を領収書（3 R 7）に記載の通り計上しているため、請求人の政党活動との混同の指摘は当たらない。ちなみに残りの 50%は党総支部会計から人件費として計上されている旨も併せて申し添えておきます。

総論としての所感

今回の請求については、当区議会が採用している現金主義を無視した請求や昨年度の請求の際に、すでに一定の結論が出ているものに対する請求、加えて、私とそのより透明性、公開性を高めるために独自に提出をしている成果事例等の参考資料を鑑みない調査不足の請求が多数行われている

点は、非常に残念な思いである。

私は、この様な形での乱暴な請求は、住民の権利を過大に利用したものであり、請求人は、この請求を行うことによって、税金の無駄を排除している正義のヒーロー気取りであるようだが、私からしてみれば、この過大な権利行使の方が、余程税金の無駄遣いになっているのではないかと強く感じるものである。実際にこれだけの抗弁書類を提出する労力を48名の議員が各々行っている点も区政の進展には著しい妨害行為であるのではないかと考えるものである。また、区庁舎の一部である議会事務局の前の通路部分を長期間の間占領し、私語を発しながら、我が物顔で資料を見ている状況は異常な光景としか思えないし、その場所代や光熱費、事務局対応の人件費等を考えた時に、彼らのその活動に逆監査請求を行いたいというのが率直な思いでもある。

加えて、請求内容の多くに、議員の活動実態を把握していない請求人の極めて一方的な発想の中からの類推、いや厳しく申しあげるならば、議員性悪説に基づいた邪推から憶測に基づいた請求、きつい表現を用いるならば、言いがかりが数多く含まれている点も極めて遺憾であると考えます。

当議会においては、過去の請求等や監査の指摘に鑑み、私が議長時代に議会内に「政務調査費調査検討委員会」を常設設置し、他自治体議会に比べても、遜色のない規定整備に努めている所であり、その点は報酬審議会でも評価をしている意見があることも伺った事があります。

また、公金である点、より透明性を確保する点や不正の防止といった部分は、もとより理解をするものでありますが、政務調査活動の自由の侵害という考えから申すならば、よくよく考察すべき点であることも申し添えたいと思います。

是非とも、監査委員会におかれましては、その職務に責任と誇りを持ちながら、安易な大衆迎合的な考えに陥ることなく、また、議員の活動実態を正確に把握した上で、適切なご判断をされます事を、心からお願い申し上げます。

22. u 議員

A. 調査研究費

① 月極駐車場代について

私的利用と調査活動利用とで1/2ずつ適正に按分し計上している。(大阪高裁判例に基づき)
これは使途基準細目に則ったものである。

請求人の主張を察するに「自動車の保管場所の確保等に関する法律」をもって維持管理費と見なししているが、当該法は第1条の目的に自動車の所有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とされており、保管場所の確保は法の趣旨に沿って義務であり、道路使用についての適切な扱いについて定められた法律であることから、不適切な政調費の支出とする根拠は見出せないものである。

② ガソリン代について

ガソリン代についても月極め駐車場代と同様の考えから1/2ずつ適正に按分し計上している。(大阪高裁判例に基づき)

これは使途基準細目に則ったものである。

なお昨年も抗弁したとおり、言うまでもなく日頃の調査活動としてエコロジー等の観点から自転車等も利用しており、車の利用は移動上困難と判断した場合のみと心掛けていることも付記しておく。

さらに、請求人は昨年度も同様の指摘をしているが、監査からの結果を熟読し請求されるよう望むものである。

③ 会派視察について

現在、区の重点施策として、また今定例会においても補正予算に計上されているとおり、来年度からの電子地域通貨事業に当該視察は先進自治体の取り組みとして大いに参考とし、議会活動における政策提言の基礎資料となっている。

また、今後電子地域通貨事業に区の既存施策であるインセンティブ商品券事業や長寿応援ポイント制度などの統合も視野に入れていることから、調査活動として適切に計上するものである。

D. 資料作成費

① 写真現像代について

決算特別委員会の質疑に供するために、商店街活性化事業の一環としてカラー舗装整備についての現状を撮影し、かつ、区政報告会等で区民意見を集約するために活用するとともに、区民相談を受けた内容を区へ説明するための補足資料として活用したものである。

② 区政報告用封筒代について

区政報告第24号の発送に使用するための封筒作成代である。当該報告書の内容は下記の通りであり、封筒代においても同様の扱いとして全額計上したものである。

③ 区政報告第24号作成費について

全額計上したことについて、下記の理由から適切な調査活動の一環であることを抗弁する。

- ・当時の政治状況について分析し、自身の政務調査に対するスタンスを明記すると共に、レポートに対する意見募集を告知するための記述があること。

- ・議会報告として自身の役職等を披瀝し、その立場から議会で決議したものについて報告し意見を求めていること。

- ・2頁目及び3頁目の内容については報告書のとおり保育・介護の安心安全プランについて独自の視点で解説し見解を明記している。

さらに、この考えに対する区民意見を求めて今後の政策立案に役立てることを目的としているため。

- ・新型インフルエンザに対する区の対策を広報よりも早く区民に告知し、その対策についての考えを求めるものとしているため。

- ・これまでの区民相談件数やその内容を明記し、今後の区政に対する忌憚のない意見募集を求めていることは正当な調査活動であるため。

以下③④⑤の区政報告紙の作成や発送さらにそれに要する封筒代については、証拠書類として添付しているとおり、内容は区政における動向や問題点、ならびにそれらを審議する議会の現状や結果等を記載している。

これらの目的は、区が行う広報に先駆けて速報性を第一義とし、広報すぎなみ以上に詳細な内容を記載することで広く区民に知らせ、それらの内容を読んだ区民から意見をフィードバックしてもらうことにより、さらに今後の施策提言につなげていくというPDCAサイクルを意識した作りを心掛けている。また2元代表制という観点からも、行政側からだけの情報発信で区民に周知せしめることなく、議会側からも責任をもって区政の現状を広報することが大事であると認識している。

以上の理由から、記載内容を精査しても政務調査活動として正当なものであり、按分の必要性はないと考えている。

なお、昨年度の監査請求においても同様の指摘がなされているが、上記の抗弁を理由として提出し、問題ないとの結果を監査から受けており、こうしたことから全額経費を計上していることも付記しておく。

また、領収書の金額訂正における一般的な訂正手続きがなされていないことをもって領収書不備とし、全額返金を求める理由は請求人の一方的な理屈であり、領収書発行者の責任でもあるので、必要ならば発行者に必要な手続きを求めることは可能である。

④ 「未来への扉」区政報告作成費について

請求人は、当該報告書について会派構成員の意思表示のみで政務調査研究活動でなく政党活動と見なしているが、この報告書をきちんと読み監査請求しているか甚だ疑問である。

まず、この報告書に政党活動として読み取れる部分がどこであるのかが不明であり、会派として取り組んでいる各種団体との意見交換は、れっきとした調査活動であり、その内容や政策についての考え方を明記し、区民の反応を得る活動のどこが政党活動なのか、意味不明である。

請求人は、会派における調査活動と政党としての活動を混同し、穿った一方的な視点でのみ指摘しているものと捉えるものである。

さらに、減税自治体構想に対する意見募集も行い、その結果は会派代表質問や予算特別委員会の中で集中審議された質疑の中でも活用し、政策判断を得る上で大いに参考となった。

また、この間の一連の質疑においても当該レポートのことを触れながら質疑を展開しており、こうした適切な政務調査研究活動を認めない請求人とはこれまでも、そしてこれからも見解の一致はできないものである。

⑤ 区政報告はがき作成費について

上記のような区政報告によって得られた区民意見を集約し議会を通じて行政運営に反映させていくことは、政務調査活動の成果でもある。

こうしたルーチンワークの一環として、求めた意見が適切に議会で役立っていることを区民に理解頂き、さらに答弁によって得られる回答結果をタイムリーに傍聴していただきながら、更なる意見募集を求める内容の広報物として、しっかりとこの中にも明記されており、正当な政務調査活動である。

また、当日の土曜議会での取り組みは議会改革の成果でもあり、傍聴人の数は満席に近い状態であったことは、この広報物の成果であって、議会事務局の記録を調べれば直ぐに判明するものである。

こうした内容の広報物さえも認められないのであれば、何を持って政務調査活動となるのか？区民に議会での活動を理解してもらえるのか？監査人の良識ある見解を求めるものである。

E. 資料購入費

① 読売新聞購読料について

請求人は、1紙の新聞購読は通常生活の維持で一般的であり政調費と認めないとしているが、勝手な解釈を展開していると受け取れる。

複数紙であれば認めるのか？請求内容に合理性妥当性を見出すことができず意味不明である。

当該新聞から適切に調査活動のための基礎資料を得られていることは言うまでもなく、使途基準細目に沿って適切に計上している。

あえて抗弁するならば、この政務調査費に未計上として他紙も購読していることを付記する。

F. 広報費

① 区政報告第24号発送費について

資料作成費②ないし③で抗弁したとおり、当該レポートは適切な調査活動の一環として作成し発送しているものであるため、按分の必要はなく重ねて抗弁することは控える。

また、昨年度の監査結果も発送の全額支出は認められている。

② 予算議会号発送費について

資料作成費⑤でも記載しているとおり政務調査活動のルーチンとして議会活動の成果や現状を報告し、区民意見のフィードバックを求めているものである。

プロフィールは自身の出所を明らかにしたものであり、昨年度の監査請求における指摘でも監査結果から適切な支出として全額計上は了とする判断が下されていることから改めて抗弁する必要はないと思うが、資料作成費③の中でも記載した通りの見解を有しているものである。

③ 区政報告はがき発送費について

資料作成費②③⑤でも抗弁しているとおおり、この広報物は、政務調査活動における PDCA サイクルを適切に回すために区民へ周知し、その後の意見集約につなげていく手段として政務調査費に計上しているものである。さらに、これまでの監査判断を受けて全額計上しても問題ないものと認識する。

G. 事務費

① ホームページについて

請求人は、証拠書類として添付した領収書に印紙がないことをもって領収書不備と指摘しているが、政務調査における領収書の適用要件では、印紙が貼って無かったとしても、領収書自体が無効となるわけではなく、こうした判例を参考として政務調査費の証拠書類として適用されるものとする。

また、昨年度も請求人は、ホームページの内容について同様の不正支出の指摘を繰り返しているが、監査からの結果は問題ないとの見解を得ており、改めて抗弁する必要があるとも思えないが、以下改めて記載する。

領収書貼付用紙の備考欄に記載の通り、別途内訳を記載し、按分理由も含めて説明を行っている。

契約先は個人事業主であり、その詳細が必要であればいつでも提示できるが、年の途中でホームページ管理会社を変更する意思がないため年間契約とし、説明理由にあるとおおり月三万円の管理費を12ヶ月に乗じた合計金額となっている。

また、ホームページの内容については、区政報告が主であり、その正当性は区政報告作成費や発送費で説明した考えと同様であるが、ブログの内容は個人的な報告も含まれているために未計上としている。

② ノートパソコン代について

実態に即し使途基準細目に沿い適切に按分し計上しているものである。

耐用年数4年についての考え方は、請求人と見解が異なるため、このようなことを想定して計上はしていない。

③ 携帯電話について

私的利用と調査活動利用とで1/2ずつ適正に按分し計上している。(大阪高裁判例に基づき)

これは使途基準細目に則ったものである。

④ 整理番号 78・86・96・101・104・112・115について

整理番号78の使途内容・・・ボールペン2本 210円

整理番号86の使途内容・・・マジックインキ3本 315円

整理番号96の使途内容・・・シャープペン替え芯 1個 105円

整理番号101の使途内容・・・ホッチキス針 1個 105円

整理番号104の使途内容・・・便せん2冊、ファイルケース5個 735円

整理番号112の使途内容・・・クリアファイル2冊 210円

整理番号115の使途内容・・・ファイルホルダー4冊 400円

また、レジスター等の機器から印字される領収書は前年度の監査結果からも証拠書類として認められており、これ以上の明確な領収書が何であるのか不明だが、提出する理由は見当たらない。

また、整理番号117については、支出の内容はこの証拠書類からは読み取ることはできないが、収支報告書に明確に記載されているとおおり、録音機に接続するコードとカセットテープ代を計上しており、政務調査における領収書の適否を引用すると、この記載を持って内容を特定できるものとして十分に証明されると認識している。また、疑義があるのであれば領収書番号から領収書発行者へ問い合わせれば内容は証明される。

また、文具類についてはすべて政務調査活動に使用しているため、按分の必要はないものと計上した。

⑤ インターネット接続料について

使途基準に沿って適切に計上しているものである。また、前年度に係るものについての支出を請求人は指摘しているが、払った日の現金主義を基準としてこれまでの使途基準がなされているため、請求人の指摘はあたらないものである。

⑥ 会派電話通信費について

請求人は、電話通信費について内容の明示がなく政党活動と区分が不明であるとして指摘しているが、添付した書類内にはっきりと1/2按分していることが記されており、政党活動と政務調査活動とを区分して計上している。

請求人は良く諸書類を精査し請求することを指摘する。

⑦ 会派事務用品費等について

上記同様に添付した書類内に按分が必要なものについては、はっきりと1/2按分していることが記されている。按分理由は上記のとおりである。

⑧ 電話代について

インターネット接続料で抗弁したとおり、使途基準細目に沿って適切に計上している。また、現金主義に基づいて計上しているために、指摘は当たらないものである。

H. 事務所費

① 事務所賃借料について

使途基準細目に沿って事務所専用賃借料を計上している。

また、事務所の使用内容については按分率のとおり1/2とし、政治活動と政務調査活動であり、利用実態に即して適切に按分し使用している。この按分率は高裁判例に基づき適正に計上している。

この抗弁をもって明確に説明する書類とする。

I. 人件費

① 会派事務補助員賃金について

会派事務補助員賃金は適切に按分されている。

このことについても事務費⑥⑦でも説明しているとおおり、添付している書類に明確に按分理由は明記されているので重ねての抗弁は上記を参照されたい。

23. v 議員

I. 総括的な問題点・疑問点

1. 計上支出費目（科目）の誤りと間違いについて

支出費目・科目についての誤りについては、既に修正済みである。また、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容について縷々意見が添えられているが、一議員が論じる内容ではない。ただし、あえて申すならば「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容は複数の有識者の意見などを基に策定された経緯があり、社会通念上、問題がない内容であると考えられる。申し出者の意見は一方的な言いがかりとも受け止められる。

1- (1) 交通費・ガソリン代について

①②③、イ、ロ、a、b、c、ハ、ニ、ホ、④については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

1－(2) 月額駐車場代について

①については、前年度が科目相違であり、21年度は「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容で処理を行った。②～⑤の内容は「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

1－(3) その他、支出科目の適用・計上の間違い（ミス）について

既に修正申告済みである。

2については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき支出しており、何ら問題が無いと考えている。また、申し出者の指摘は勝手な解釈を持ち出した議論であり、単なる言いがかりである。

3－(1) 支出費用の政務調査費への按分計上

「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

3－(2) 広報費①、イについては、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

ロについては、紙面の面積や内容を加味して按分を行ったものであり、指摘にはあたらない。

3－(2) ②—イ、ロ、ハ、③、(3) については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

4. クレジットカードによる支払い

4－①～⑤については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容であり、一議員が論じる内容ではない。

II 支出科目別の疑問点・問題点

1－(1) ①については、ガソリン代支出が発生していないため計上をしていない。また、支出が無いからといって議員活動をしていないのか、との指摘があるが、心配無用でありしっかり議員としての活動をしている。政務調査費の伝票だけ見て議員活動を推測し指摘するのは失礼な話である。

1－(1) ②給油先の会社が発行した領収書であり、受領者がとやかく言う立場にはない。指摘内容で「通常は給油量が入力されて云々」とあるが、何をもって通常と定義しているのか不明であり、単なる個人の見解ではないのか。疑問があれば給油先に確認すればわかる事であり、単なる言いがかりである。

1－(1) ③昨年も説明しているが、給油地はすべて杉並区内で給油している。その際、領収書のあて名を必要とするため、手書きの領収書をガソリンスタンドに発行依頼している。領収書の住所であるが、他市にある本社事務所が領収書の発行人所在地になっている。前回も同じ指摘をしているが、再度指摘するのであれば、しっかりした調査をして指摘すべきであり大変、迷惑で失礼な話である。

1－(1) ④、⑤については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。

2－(1) ①、②については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。

2－(2) ①、②については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。

3－①～⑤について「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。

4－(1) ①、イ、ロ、ハ、ニ、②③⑤について、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。また、昨年も同様の指摘をされているが、法律的に何か問題があれば改善をする。

4－(1) ④については、議会事務局でマスクングしたものである。

4－(2) ①～④について、「政務調査費使途基準・使途基準細目」に基づき処理をしているため指摘内容の問題はない。また、④について、自宅近くの駐車場借用は私用目的だとしているが、車は2台保有しており、私的に利用する際は別の1台の車を使用している。一方的な推測で物事を判断することはやめて頂きたい。

※ 指摘内容について、指摘をするのであれば、自論のみを展開するのではなく、しっかりした調査をもとに合理的に指摘をしていただきたいと考える。

まして、ガソリンスタンドの領収書の件などは昨年も説明をしており、相手方に調査確認をすれば簡単に分かる問題である。自分たちは何の調査もせず、領収書の情報だけで、想像を膨らませ指摘をするのは大変失礼であり、ただの言いがかりと判断する。

このやり方は、非常に卑怯であり、住民監査請求の悪用とも言える。

また、社会一般や社会通念上と言った表現を用いて自論を展開していますが、そもそも、社会通念上の意味を理解しているのかも疑問です。

自分たちが正しいと言った発想が、根底にある以上、正しい見方は出来ないものです。

監査委員の皆様におかれましては、指摘内容が本当に社会通念上、通用する内容かも含め監査いただきますようお願い申し上げます。

24. w議員

A. 調査研究費：スイカのチャージについて

⇒ ①スイカのチャージについては、区議会の政務調査費使途基準にもとづき75パーセントの按分にもとづいて適正に支出しています。

⇒ ②・③タクシー使用料金については、区内等の移動は自転車・バス・電車などあらゆる公共交通を利用しており、その中の一部として政務調査費使途基準にもとづきタクシーを活用している。尚、私は自家用車を所有しておらず、車移動が必要な際はタクシーを利用する必要があるため。〇〇〇〇〇〇(株)の領収書は箱根で行われた慶応大学〇〇教授(減税自治体構想審議会会長)による講演会に参加したためです。

B. 研修費：多賀城市視察について

⇒ ①指定管理者制度は杉並区も採用されている制度で、広く制度を研究するため。

遺跡調査予算については、区議会の委員会で取り上げられた例もあり先進自治体の取り組みを調査した。市民講座開設については、他自治体の取り組みを調査した。雇用状況については、当時雇用環境が厳しく、他地域の実態を知りたかったため調査した。

C. 資料作成費

⇒ ①ハガキの購入については科目を広報費に変更をお願いします。内容は減税基金条例などについて広報したもので、区民の意向を調査するために行った。使途基準に沿ったもので問題はないと考える。

D. 資料購入費

⇒ ①細雪・源氏物語・児童書・蓼食う虫の文学作品については、国語教科書の研究用に購入。ノンフィクションについては、現在の経済状況の調査・政策の研究に必要であり購入した。何れも使途基準に則り購入したものである。尚、図書室の利用だけではとても現在の経済状況の把握や教科書の研究には間に合わないと考える。

⇒ ②日経ヴェリタスの6か月分については、返還します。

E. 広報費

⇒ ①ハガキ 3200 枚の購入の広報の内容は、③のものと同内容で同時期(平成 22 年 1 月)に発送した。

理由については以下の通りです。一つに、7 月に購入した際は衆議院選挙が近く行われる予定だったため、選挙活動や政治活動と混同されないようにするため、同時期の発送を避けた。2 つに、その後 9 月議会・10 月・11 月議会とが有り、発送の作業時間がなかったため 1 月に発送することとした。

⇒ ②切手の購入については、区民からの要望や意見に封書で応える際に使用している。意見を求める際に、先方に資料を送付するなどとして使用している。何れも使途基準に沿って購入している。

⇒ ③区政報告に使用している。内容は請求人の指摘通り、減税自治体構想、保育政策等の報告とともに、区民からの意見を募集する内容で、使途基準に沿ったものである。当然、合理性・妥当性はある。

F. 事務費

⇒ ①固定電話については既に事務所費に統一している。電話料金は使途基準に沿って按分を行っている。

⇒ ②携帯電話の使用料金については政治活動や私的活動と明確に分けるため定められた基準で按分をしている。

⇒ ③資料棚 3682 円などは、私的に使用するものと、議会の調査活動を分けるために購入し、調査活動のみに使用するようになっている。何れも使途基準に沿って支出している。

⇒ ④ファイルやインクについては、議会における調査活動用に購入。尚、私用のプリンターは別に所有している。写真用紙は、調査対象の記録を残すために購入。写真現像代は、多賀城市に視察に行った際の記録写真の現像のため。何れも、使途基準に沿って支出している。

G. 事務所費

⇒ ①契約書の提出をしていなかったのを改めて提出する。間取りは2LDK で三部屋あり、全体を事務所としても私用でも使用しているが、その内の6分の1だけを計上した。使途基準に沿って支出されているものです。光熱費等も使途基準に沿って按分し支出している。

⇒ ②プリンターの購入については、私的に使用する部分もあり、使途基準に沿って適切に按分をしている。尚、備品の購入は按分の規則に則って行っている。ご指摘の「一般常識上、個人資産」の購入は規則に反するため出来ない。

H. 人件費

⇒ ①不定期の雇用形態である。本来であれば常用の雇用にしたいが、そこまでの政務調査費の支出はできない。したがって、一般常識に照らしても雇用契約を結ぶことは必要がないし、常用雇用出来(必要な際にのみ依頼をしている)ないため一般的な雇用契約は結べない。使途基準に沿って適切に支出をしている。また、定められた規則・形式で情報・費用計上について公開している。合理性・妥当性があると考えている。

25. x 議員

《A. 調査研究費、①パスモチャージ代について》

平成20年4月1日施行の「政務調査費の取扱いに関する規程」において使途基準を設けた按分率のとおり上限75%計上しました。

平成20年度パスモチャージ料75%とした理由は、パスモ利用での地下鉄、JR、バスの公共交通機関を利用する目的がほとんど政務調査のため(私的利用は切符購入)上限75%を計上したものであります。

《A. 調査研究費、②にガソリン代について》

平成20年4月1日施行の「政務調査費の取扱いに関する規程(以下同様)」において使途基準を設けた按分率のとおり上限50%計上しました。

平成20年度ガソリン代按分を50%とした理由は、個人的な車使用と政務調査の車使用が、概ね半々くらいであるため50%計上したものであります。

《A. 調査研究費、③複数有志での視察行》

政務調査費の交付年度外に実施されており、返還を求めるとのご指摘について。

翌年度の4月に行う視察にかかる経費について、前年度である3月に支出し、政務調査費に計上することは、平成22年6月の監査結果が示しているとおとり特に問題ないものと判断しております。

また、九州視察については、規則である現金主義に基づく計上であります

よって、指摘の返還理由はあたらないものと考えております。

《E. 資料購入費、①新聞購読料について》

新聞購読は政務調査の一環として購読していますので計上致しました。読売新聞と朝日新聞を交互に購読していることには見識を疑うとのご指摘ですが、一方を定期購読しているときは、もう一方の新聞や他の新聞は政務調査費に未計上として購読しています。

《F. 広報費、①区政報告開催郵送料として》

区政報告は議会や行政の実状の報告や、区民が相談を持ちかける際、参考になる情報の提供なども調査研究に資するものと判断しております。

よって、指摘の返還理由はあたらぬものと考えております。

また、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第2条第3項」使途基準の細目のおり計上致しました。

平成21年度に支出した広報費は、区の政策に関する広報活動のひとつであり、指摘されたことにはなりません。

区政に関する報告以外の記載はないと思っておりますが、強いて上げればプロフィール箇所が区政報告以外と思われまますので90%計上したものであります。

《F. 広報費、②区政報告のポスティング代について》

議会や行政の実状の報告や、区民が相談を持ちかける際、参考になる情報の提供なども調査研究に資するものと判断しております。

よって、指摘の返還理由はあたらぬものと考えております。

また、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第2条第3項」使途基準の細目のおり計上致しました。

平成21年度に支出した広報費は、区の政策に関する広報活動のひとつであり、指摘されたことにはなりません。

区政に関する報告以外の記載はないと思っておりますが、強いて上げればプロフィール箇所が区政報告以外と思われまますので90%計上しましたため、ポスティング代も90%計上したものであります。

《F. 広報費、③HP サーバー料・ドメイン料・更新料として》

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第2条第3項」使途基準の細目のおり計上致したものであります。

区政に関する報告以外の記載はないと思っておりますが、強いて上げればプロフィール箇所を除き90%計上したところであります。

《G. 事務費、①携帯電話購入代として》

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第2条第3項」使途基準の細目のおり計上致したものであります。

《G. 事務費、②コピー代、ファックス用紙代、DVD代、ファイル代、ノート代、インク代、印画紙代、替え芯代などの購入について》

按分が購入品によって按分比がばらばらであるとの指摘であります。政務調査費で使用する頻度によって按分比を変えているものであります。

ポイントを差し引いているものと、差し引いていないものがあるとのご指摘については、確認をしましてそのようなことがあれば返還いたします。

《G. 事務費、③コピー代の領収書が198円で、出納記録簿は2331円との誤記記載について》

確認をしまして対処いたします。

《 G. 事務費、④会派の電話代、コピー代、インク代代として》

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 6 条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 3 項」使途基準の細目のおり計上したものであります。

《 G. 事務費、⑤4 月分携帯電話通信費・固定電話 FAX 代について》

携帯電話（3 月分）、固定電話 FAX 代（3 月分）の計上が政務調査費交付年度外の指摘であります。規則である現金主義に基づき計上したものであります。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 6 条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 3 項」使途基準の細目のおり事務費として計上したものであります。

《 H. 事務所費、①事務所費について》

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 6 条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 3 項」使途基準の細目のおり事務所費として計上致しました。ご指摘の按分は、使途基準細目のおり（自宅光熱水費×自宅のうち議員事務所として使用している部分の面積割合）× 1/2 としました（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 4 条第 3 項別紙表参照）。

《 I. 人件費について、①②について》

「政務調査費の取扱いに関する規程」で定める使途基準細目記載のおり臨時に勤務する補助職員の賃金の場合、勤務内容と日給・時給等を明記した場合支払えるものであります。2 名に支払った人件費は親族ではありますが、生計を一にする親族ではありません。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 6 条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 3 項」使途基準の細目のおり計上したものであります。

なお、勤務報告書の勤務内容中、小学校入学式等については、議員本人の活動を表記したもので、正しい勤務報告書を再提出します。

《 J. その他、①備考欄について》

備考欄を鉛筆書きしていることは適格ではないとの指摘ですが、備考欄は鉛筆書きで問題ないものと考えておりますが、平成 22 年以降は他の方法で記載していくよう心がけていきます。

《 J. その他、②》

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 6 条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 3 項」使途基準の細目のおり記載しているものと考えております。

26. y 議員

今回の住民監査請求については、あらゆる項目について使途が不適格との指摘がされていますが、

前提となる使途基準が請求人独自の考え方によるものであり、必然的に合致できる点が見い出せないものであろうと思います。私は、政務調査にかかる活動の中で、あくまでも、議会として示している使途基準に照らして報告をしていますので、回答としては殆どが使途基準に照らして処理しているとの回答が多くなっています。

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料
- ② 自動車駐車場
- ③ ガソリン代
- ④ タクシーの利用 については、いずれも使途基準に則って処理しています。
(なお、タクシーの利用については、時間的にどうしても間に合わない時以外は利用していません)
- ⑤ 複数有志での視察行
九州視察については、規則である現金主義に基づいて計上しています。

B. 研修費

- ① 「女性のための政治スクール」受講費（50%）
営利団体の領収書ではないため、印紙は必要ないということです。
また、以前にも申し述べていますが、さまざまな知見から見聞を広め、政策力を高めることは、議員にとって大変重要な活動であると思います。スクールでは、さまざまな分野の事業化、民間NPOの代表、福祉関係者、学識経験者、政治家、官僚などが講師となっており、地方議員だけではなく、全国から団体の代表者や自治体職員など多岐にわたる、女性・男性が参加しています。

C. 会議費

- ① 4月の区政報告は、12名の参加がありました。22年1月の勉強会の開催場所は、住所の部分がマスクングされているため見えなくなっていますが、「cor&cor」という、個人所有の集合住宅の一室をサロンのように提供されているスペースをお借りしています。参加人数は9名。

E. 資料購入費

- ① 使途基準に則って処理しています。
- ② 現金主義に基づき（年度をまたがっていますが）処理しています。
- ③ 22年度分を請求する形になってしまっていましたので、平成22年9月に既に返還しました。

F. 広報費

- ① と③ 区政報告作成及び配布については、事務局に見ていただき、100%区政報告として計上可能と判断をいただきました。また、議会だよりや議会のホームページでは、十分に伝えきれない方や、アクセスできない方に対して、区政の情報を効果的に届け、また、一議員としての考え方や姿勢を伝えていくことは大変重要な議員の活動であると考えます。
- ② ホームページについては、有効なツールであると思います。選挙期間中を除き、他の写真撮影やデータ管理・文書データの管理なども含め、月決めで依頼しています。

G. 事務費

- ① 調査研究活動に必要な備品として、問題ないと判断し、使途基準に則って処理しています。

(壊れるまで使います)

- ② 携帯電話代
- ③ 事務所固定電話代 　いずれも使途基準に則って処理しています。
- ④ 現金主義に基づき、処理しています。(これについては2ヶ月分の請求なので、他のものからは異質に見えますが、他の通信料などと同様前月分の支払いをしている形になっています)

I. 人件費

- ① 上記、区政報告の扱いの理由により、按分の必要はないものと考えます。

27. z 議員

[F. 広報費]

- ・「192万円を超えている」とのことですが、領収証の合計が192万円を超えて、特に加工をせず、そのままの報告としました。
- ・「レポートの内容は、区の広報で知りえる」とのことですが、区民からの要望で、「5年位の時系列にしてほしい」「職員費は、各部門に振り分けてほしい」「基金の出し入れは相殺して見やすく」などの御意見をもとに、加工・編集をしています。
- ・「宅配の内容は」とのことですが、名簿の宛先へ、配達員による各戸ポスト投函です
- ・「印刷枚数の末尾が、2枚や5枚なのは」とのことですが、封入の状況を見ながら、印刷していますので、余りの無い枚数になっています。
- ・「委託先の内容は」とのことですが、事務所に印刷機を1台、持っている個人経営で、21年当時の所在地は立ち退きになり、他市に、プレハブの仮事務所があります。

28. A 議員

B. 研修費

- ① 研修内容は、「神戸市・請求権放棄議決無効の高裁判決（最高裁上告棄却）を受けて一住民訴訟の賠償請求判決と議会・市長・職員」である。
詳細は、http://www.chiikikagaku-k.co.jp/seminer/sub1_172.html を参照のこと

E. 資料購入費

- ① 日本教育新聞は、一年度分ということで計上した。
- ② しんぶん赤旗日刊・日曜版及び月刊ガバナンス、「議員NAVI」については、規程に基づき計上した。また、住宅地図については、持ち歩きして書き込むための地図と、パソコン上で加工編集し、資料を作成するためのデジタル地図として購入し、規程に基づき計上した。

F. 広報費

① 配布先は、主に阿佐ヶ谷、成田、浜田山、高井戸地域である。また、区政レポートに記載されている記事は、調査研究を行った上で、区の見解を質したものであり、これらを区民に広報することで、ご意見・ご要望を頂き、政策提言に磨きをかけることにつながる。また、規程第二条に定める支出制限にも該当しない。

② 配布先は、主に阿佐ヶ谷、成田、浜田山、高井戸地域である。また、区政レポートに記載されている記事は、調査研究を行った上で、区の見解を質したものであり、区政に関わる議決結果であり、これらを区民に広報することで、ご意見・ご要望を頂き、政策提言に磨きをかけることにつながる。また、規程第二条に定める支出制限にも該当しない。

③ 規程に基づき計上した。

29. B議員

1. 支出について

練馬区では議員が会派の派遣にて大学院に通学したために認められているとの指摘がありますが、杉並区においては、政務調査費は会派、或いは個人のいずれかへの支給が条例にて定められています。また、以前所属の会派であるS会派では政務調査費の支給は個人への支給となっていました。従いまして、支給先は異なるものの区政に寄与するために広く知見を得るための支出という点は同じであると考えます。

2. 内容について

昨今、地方自治体を取り巻く環境は、分権改革の進展、社会情勢の急速な変化などにより、ますます厳しくなりつつあります。また、我国の自治体運営について近年とられてきた、事務事業に対する過度な効率化の考え方や民間技能への必要以上の期待やその導入などが、結果として地域間の格差、或いは官制ワーキングプアと呼ばれる現象などを生じさせてきたことは周知の通りです。ご存知の通り欧州においては、既に過度な効率化の考え方や民間技能への必要以上の期待による政策は修正されつつあり、より地域住民の行政需要にこたえられるような政策への転換が図られています。しかしながら、我国においては未だそれらの問題への対応がなされているとは言い切れない状態です。

このような状況において、住民の負託を預かる議員は、より住民満足度の高い政策を提言するために新しい考え方や技術を修得し、その能力を高めることはその責務のひとつであると考えています。したがって、大学院で得たものは、全て区の政策に生かせるように各委員会や議会、議員同士の議論の場において、或いは区民との議論や勉強会において、還元しなければならないと考えており、そのようにさせていただいていると考えています。また、論文は大学院で得ているものの一部ではありますが、その都度区へ報告をするとともに、政策への提言も行ってきたところです。しかしながら、優れた、或いは先進的な知識や技術を修得したとしても、それが地域の実情に合わせた形で提言なされなければ十分とはいえないとも考えています。

このような観点からすれば、この度の杉並区民である 団体SO の方々からいただいた、まだ不十分であるとのご指摘は真摯に受け止めなければならないと考えています。したがって、この度計上いたしました研修費は按分することとし、研修費の半分以上を返還することといたします。按分の根拠は、まず大学院への支出は、純粋にそこで得た技能を杉並区政へ還元し、区民サービスの向上に役立てんとする真摯なる考え方に基づいて支出したものであること。ふたつに、そこで得た技能は、先にも触れたように各委員会や議会、議員同士の議論などの場において還元してきたこと。みつつに、論文については、その都度区の所管に政策提言を含め報告し、現に人材育成の政策については、それが区の政策立案において、その役割を果たしたこと。しかし、この度杉並区民より、未だ不十分であるとの

指摘があったことは、それを真摯に受け止めねばならず、それは努力が足りず道半ばであるとの指摘であり、このことからすれば、学費の半分を計上することが望ましいと判断したからであります。

30. O会派

A. 調査研究費

①「減税自治体構想」の調査研究費

資料は添付しました。

領収証の収入印紙について、営業としてのお金の受け取りではないため、収入印紙をはる必要はありません。

E. 資料購入費

①「赤旗」日刊紙・日曜版・縮刷版、「女性のひろば」は、日本共産党中央委員会の発行で、所属政党の出版物であるが、調査研究の資料として必要なものであり、政党・後援会活動の一環ではありません。

「民主青年新聞」「われら高校生」「経済」「新婦人しんぶん」「月刊民商」は、日本共産党とは別団体の出版物であり、それぞれ調査研究の資料として必要なものです。

②③次年度以降の代金の返還を求めているが、これまでの請求のサイクルにあわせて支払ってきました。当該年度の支払いとするよう、現在是正してきているところです。

④山田前区長著書「日本よい国構想」については、議員ひとりひとりが熟読し精査する必要があったため7冊購入しました。1冊分は返還します。

F. 広報費

①はがき代 新年のあいさつがあったとしても、内容は区政報告であると認識しています。

②のぼり旗

「減税自治体構想アンケート」ののぼり旗は、減税自治体構想に対する区民の意識調査を駅頭・街頭で行う際に使用するため必要だったものですが、政調費分は10分の8に按分し、10分の2は返還します。

「核兵器のない世界を」ののぼり旗は、核兵器廃絶の国際的議論が高まるなかで、杉並が原水爆禁止運動発祥の地であり、平和都市宣言をかかげる自治体として、この地から核廃絶のメッセージを発信するために区民の世論を盛り上げるため、駅頭や街頭で宣伝するため必要だったものです。

③電池代

政調費分は10分の8に按分し、残額については返還します。

G. 事務費

①HP利用料について 区政報告が半分以上を占めていると認識しています。2分の1は妥当と考えます。

I. 人件費

① 1/2按分し、残額については返還します。

31. C議員

A. 調査研究費

- ① スイカチャージ料は、議会で決められた基準に基づいて計上している。

E. 資料購入費

- ① ポイントについてのご指摘ですが、もともと領収書に印字されているものであり、実際にはポイントそのものは発生しておりません。

F. 広報費

- ① スケジュール的に早く配布したい場所については、業者の仕上がりを待たず、簡易版を作成し配布したものである。
- ② 領収書の再発行を依頼する予定である。

G. 事務費

- ① 議会で決められた基準に基づいて計上している。
- ② 個人で使うパソコンとは別に使用しているものであり、議員活動の中でも主に政務調査に使用している。

H. 事務所費

- ① 子どもが生まれたことで、事務所を 1.2 階に分け、プライベートスペースと混在させることが不可能になったこと。

資料が増えたことに加え、事務所での打ち合わせや勉強会の機会が増えたこと。

0 歳児との二世帯の生活は 1 階のみで賄う方が合理的であること。

上記の理由などから、今回、事務所とプライベートスペースを完全に分離し、合理化と明確化を図ったものである。

I. 人件費

- ① 素人の方に依頼したので、枚数あたりの単価ではなく時給での契約とし、時間当たりの配布枚数は少ないものである。また、支払った金額の全額は計上しておらず、議会で決められた上限にしたがって計上したものである。

J. その他

- ① 銀行の通帳のコピーは、既にクレジットカードの明細を領収書として添付したものの補足としてつけたものである。また、〇〇〇〇が△△△△と同一人物であることは社会通念上、明白であると考ええる。

32. D 議員

A. 調査研究費

- ① 映画「意志の勝利」
政治における広報活動の意味・効果を調査するうえで、必要な政務調査活動と考える。
- ② 登庁交通費
区役所へ調査のために来庁した際の交通費である。

費用弁償廃止に伴い計上しているものであり、費用弁償廃止の主旨に反するとは考えていない。

B. 研修費

① 「日本よい国構想研究会」主催セミナー

広く杉並区以外の参加者も想定した場において、当時の区長が杉並区政についてどのような話をするのか調査することは、研修に該当するものと考ええる。

② 間税会年会費

間接税に関する各種研修会実施団体であり、使途は明確である。

なお、当該年度に 1/2 按分としたのは、参加した活動に税務関連研修以外のものもあったためである。

E. 資料購入費

① 雑誌等の年間購読

雑誌等においては、年間購読は一般的である。政務調査費の支出については、現金主義が採用されており、複数年ではなく 1 年単位の年間購読は、その対象期間が年度をまたいでいても支出日で計上することは適切であると考ええる。

② 『ジャパニスト』

No.1 は 2009 年 4 月 25 日発行、No.4 は 2010 年 1 月 25 日発行である。なお、No.5～No.8 の購読料については返還します。

③ 日本経済新聞

政務調査のために、一般紙の中から日本経済新聞を購読している。家庭用には供していない。

④ 学士会会報

各界の専門家が時事問題等について専門的知見に基づく論文を掲載しているものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用である。1/2 按分し、残額については返還します。

⑤ 『ゴールドスタンダード』等

小説形式をとっていても、政務調査に有効な書籍はあり、そうした書籍に限定して計上している。なお、指摘のうち、『ゴールドスタンダード』は小説ではなく、リーダーシップや顧客満足に関する書籍である。

⑥ 書籍購入一般

仕事として政務調査を行っている以上、適時適切なときに必要な書籍を参照する必要がある。そうした視点から購入したものである。

F. 広報費

① 区政報告等

区政報告及びはがきの記載内容については、選挙活動・政党活動・後援会活動は含まれていないため、按分して控除すべきものはないと考えている。

また、「区の広報等で知りえるものが多く」との指摘があるが、そのようには考えていない。

また、郵便局での発送枚数を見てわかるとおり、通数面でも按分して控除すべきものはない。

用紙・封筒・ラベル代も、郵便局での発送枚数を見てわかるとおり、他の用途との併用がないのは明確である。

G. 事務費

① 固定電話

口座振替案内は届いていない。

なお、必要があれば、通帳そのものを提示する用意がある。

② 携帯電話

移動の多い仕事柄、日常の政務調査活動は携帯電話が中心となる。したがって、1/2 という按分比は適切であると考ええる。

③ PC 保証料

PC はほぼ政務調査活動に利用しているため、80%の按分比で計上している。

なお、保証の内容は、最長5年の故障保証（PC 本体）である。

H. 事務所費

① 事務所費

按分比は、事務所部分を面積按分し（1/5）、それを「政治活動一般」と「政務調査活動」で1/2 按分としている。結果、1/10 を計上している。

事務所としての使用実態とのことであるが、24 時間対応の仕事であり、登庁時以外の政務調査活動の拠点であることは自明と考える。

33. E 議員

A. 調査研究費

① スイカチャージ料について

「基準」に基づいて計上した。

② ガソリン代について

ガソリン代については、「基準」に基づいて計上した。

4回の駐車料金1,000円については、区民意見を聴取するため時間決め駐車場を利用したものの、さもないと駐車違反に処せられてしまう。

③ タクシーの利用について

できるだけタクシー利用は控えているつもりです。「公共交通機関と徒歩」の方が安くつきますが、時間を急ぐなどの理由があって時々利用している。

④ 飯田市視察について

世界には大々的に「エネルギー自立都市」を目指している先進的な都市が、いくつか存在している。私が知る限りでは、日本国内で「エネルギー自立都市」という壮大な目標を掲げている都市は飯田市のみであるように思っている。（町村レベルでは、存在している）

むろん、視察以前に、飯田市のホームページから資料を取り出して事前調査した。飯田市のみならず、他の「環境モデル都市」もそれぞれの市のホームページで読んでみたが、飯田市のみが「エネルギー自立都市」という壮大な目標を掲げている。したがって、「日本でも、いよいよ、『エネルギー自立都市』を目指す都市が出現したか」と感心すると同時に、どうしても「ホントに、そんなことが可能か」という思いが湧きあがってしまう。抑えがたい「百聞は一見にしかず」の気持ちです。

市街地中心部だけの構想であり、その構想を発表した直後という段階であるため、今後の取り組みは、まだまだ未知数のようだ。したがって、すぐさま区政に反映できる段階ではないが、長期的に飯田市の動向を注視していく必要があるとの思いを強くした。

B. 研修費

① 阿佐ヶ谷区民センターの集会室を借りての研修について

研修の目的・内容、講師に関しては、別に添付した「ご案内」に記載してあります。参加人数に関

しても、「定員30人」と記載してあります。だいたい十数人から二十数人です。

② 経済問題研究会主催の研修会について

5月の「不動産任意売却促進法案」は、実現が高いと噂されていた法案です。この影響は、日本経済、国民（区民）生活に、ただならぬ影響を及ぼします。

8月の「中小企業の生き残り」は、まさしく区民生活に直結するテーマです。

9月の部分については、削除します。

11月の「政権交代と景気」は、区民のみならず日本中の関心事であり、区政の根本部分に影響するテーマです。

1月の「今年の景気」は、区民のみならず国民の関心事です。区政が景気動向に無関心で良いわけはありません。

2月の「銀行の実態」は、銀行などの動向は景気に直接影響するわけで、重大関心事と思います。

③ 12月の「未来を創るワールドシフト」は、〇〇〇〇さんの講演と討論です。愛、環境を重視、といった内容でした。

1月の「実践倫理宏正会」は、すでに削除。

2月の「首都大学東京」は、添付書類にある講座名「貧困・格差・犯罪—『新自由主義』と『グローバル化』」で理解できると思います。

C. 会議費

① 「一人の意見聴取のための喫茶」について。

多くの一人一人の区民の意見・考え・相談に耳を傾けた内容が、どう区政に反映するか。これは、実に、さまざまです。それをストレートに区へ持ち込むこともあれば、私の説明だけで終わることもあれば、あるいは、後刻（後日）に他の専門家といっしょに話を聞いて問題解決の道を探ることもあり、いろいろです。

たとえば、「病院の入院費が払えない」といった相談にあっては、その家の全般的家庭事情を聴いて、ケースバイケースの対処方法をアドバイスします。そのこと自体、区民生活の苦境を知る機会となります。さらに、何件か類似の相談をしていますと、「区外の病院でのおむつ代」すなわち、おむつの持ち込み禁止という事実が広がっていることが分かり、委員会での質問となりました。何らかの是正策が打ち出されることを期待しています。

D. 資料作成費

① 4月の写真現像費、1,355円について。西荻の活性化のために設置した6童子像の写真現像。

3月の写真現像費、1,418円について。6童子像の設置後、6地蔵が設置された。その写真現像。

1月の講演テープ起こし、2万円について。〇〇〇教授の講演「若者と希望」のテープ起こし費用。不安定雇用、就職難など希望のない中での、若者の希望という意義ある講演であった。

コピー代の320円について。区の直近人口統計など各種資料をコピー。

② 会派コピー代に関して。

D議員のところは領収書あり。区政の様々な資料をコピーしたものです。

E. 資料購入費

① 毎月の朝日新聞購読料について

基礎的な資料と考えている。

② 夕刊フジ、日刊ゲンダイの年間33回購入について

政治・経済でユニークな内容がみられるので購入。

③ 月刊「日本の進路」と「日本の進路」議員版について

年間購読契約のため、しかたがないと思う。

④ 図書購入について

図書館の本もおおいに利用しています。必ず、図書館で本の有無を確認してから購入というのは、ちょっと無理ではないでしょうか。

なぜ、個々の本を購入したかに関しては、大半は題名から分かると思いますが、分かりにくい題名もあるので、説明しておきます。

「運命の人」は、沖縄返還時の秘密漏えい事件の内容です。本会議でも某議員がふれた本だと記憶しています。

「蘇我氏の正体」は、日本古代史ですが、歴史教科書問題が大テーマになっており、その中には、古代における日本と朝鮮の関係なども争点になっています。

「徳川家の謎」は、明治以降の近代日本の形成を考える時、カタチは変化しても徳川時代の諸文化がベースになっているわけで、読んでみた。

「伊那谷の渋茶」について。地方に存在する伝統物産の復活・勃興が日本経済の「忘れられた部分」というのが私の認識です。最先端科学技術が貿易立国日本の生きる道とみなされていますが、最先端科学技術も大いに結構ですが、「ノートパソコンよりもフランスのバッグの方が高価格」という事実に注視しなければなりません。成熟社会にあっては、雑貨産業・伝統物産の中から時代に適った新産業を勃興させなければならない。

「潮騒の伊那谷」は、古代における日本と朝鮮の関係がテーマです。

「神去なあなあ日常」は、就職難時代の都市青年が訳も分からず林業に就く話です。

「碧いうさぎの涙」は、有名タレントの話です。芸能人がなぜ薬物におぼれるのか理解できずにいます。薬物乱用が社会問題となっている時代にあって、何かヒントになれば、と思い読んでみた。

「無理」は、現代日本の閉塞感を代弁する内容です。

「マタギ」は、消滅しつつある日本の文化の一つです。

「バケツ」は、精神障害者の話です。

F. 広報費

① レポート関係は、自書の宣伝スペースを按分した。

ホームページは、自書の宣伝スペース割合を10%として按分した。

G. 事務費

① 携帯電話代について。

「基準」に基づいて計上した。

② 会派通信費について。

D議員のところに、領収書があります。

H. 事務所

① 政務調査費として計上できるが、計上していないものは他にもあります。

事務所に関して、過去計上しなかった理由は、家賃の振込帳のコピー、あるいは家の間取り図面を提出するのが、プライバシーをさらすような感じで、気分的に嫌だったに過ぎません。

I. 人件費

① 自書宣伝のある場合は、按分してあります。

34. P会派

A. 調査研究費

① 平成 21 年 10 月 28 日の東京湾視察について

P会派は、「水循環をはかり水害に強いまちをつくる」を政策に掲げているが、水害対策と川の水質浄化の問題は同根である。このため区の「水鳥の棲む水辺事業」などについて機会をとらえては区議会でたびたび質し、水質浄化の提案をしている。川は一自治体で完結するものでなく、上流域である杉並からの川の流れは最終的には東京湾に注ぎこむわけで、東京湾の状況を視察することは、川の水質向上に向けて議会で提案をする上で必要な調査活動である。

B. 研修費

- ① 「市民がつくる政策調査会」は市民が日常生活や市民活動から生まれてくる諸問題を整理し、その有効な解決策を研究し政策立案することを支援するシンクタンクである。また、「市民と議員の条例づくり交流会議」は自治体の政策提案事例について情報交換する全国ネットワークであり、一般市民や超党派の地方議員、行政職員などが参加している。市民の立場で政策をつくり、また市民参加の議会をめざすP会派の議員は、この 2 団体の会員となり学習、研究をすることが議会活動に不可欠である。1 / 2 按分し、残額については返還する。

C. 資料購入費

- ① 赤旗日曜版 1 部 12 か月分 9,600 円を返還する。
- ② 都政新報 都政と区政は密接な関わりがあり、またニュース性のある都政新報の情報は各議員の自宅送付とする必要がある。継続して購読しているため次年度分が含まれるが、支払いのあった年度に計上している。
- ③ 消費者レポートは継続して購読しているため次年度分が含まれるが、支払いのあった年度に計上している。
- ④ ガバナンスの購読料については 9,600 円を返還する。
- ⑤ 労働運動の購読料については 3,630 円を返還する。
- ⑥ 書籍の購入 議会図書費で希望したとしても必ずしも購入されるとは限らず、またすぐに必要な場合もある。議員が手元に置いて政策研究のための書籍を購入しているため、正当な計上である。

D. 広報費

- ① ○○○○は印刷業者である。（*資料添付）

E. 事務費

- ① パソコン、プリンター： 区議会定例会が終了するごとに年 4 回議会報告紙を読者に発送している。その送付先データの管理、発送時の宛名印刷をするための専用パソコン、プリンターであり、さらに 1/2 に按分していることから正当な計上である。
- ② メガフォン： 議会定例会終了後には街頭で議会報告の遊説をしているが、その際メガフォンは必須である。他の活動にも使用することがあるので 1/2 に按分していることでもあり正当な計上である。

H. 事務所費

- ① ガス代、電気代については請求、支払いが翌月になるため、3月分は次月に支払うしかなく、支払いのあった日付で計上している。
- ② Pは法人格をもたない任意団体であるため、建物賃貸借契約においては団体名でできないので代表の〇〇〇〇名義で行っている。（*資料添付）

なお、事務所の家賃は賃料 177,450 円に共益費 9,450 円を加え月額 186,900 円であり、その 1/2 を政務調査費に計上している。

P事務所では日常的に区議と事務員が議会活動の調査、研究活動を行っている。また、議会報告紙の編集会議、発送作業や、広報活動としてのホームページ更新作業なども事務所で行っている。

さらに、事務所には区民から区政への意見や要望が寄せられ、それらを調査、検討して議会活動につなげ、また、毎年区に予算提案書を提出している。悩みや問題をかかえ事務所を訪れる区民も多く、平成 21 年度には環境活動、高齢者福祉活動、子どもに関連するテーマで活動をしている方に加え、おとなの発達障がい者、生活困窮者、知的障がい者のグループホーム従事者、地域ネコの活動をしている方などが相談に訪れた。事務所は区民にオープンな場であり、P議員の調査活動になくてはならない機能である。

- ③ 平成 22 年 4 月分の家賃については、翌月分を前月に払う契約になっているため、支払のあった日に計上している。

I. 人件費

- ① 2 名を臨時職員として雇用しているのは、2 名とも 1 日 2~4 時間の勤務であり、さらに家庭の事情により勤務形態が不定期であること、月によっては数日しか勤務できないためである。
- ② 議会報告宛名データ整理は、移転情報の確認や新規の読者の入力作業が主であったため按分を適用していない。

なお、議会報告紙『Pすぎなみ』は通常 4 面仕立てで、その按分については、73 号は 2,3 面が区政報告であることから 1/2 に、74 号は 1,2,3 面が区政報告であることから 3/4 に、というようにそのときどきの編集内容により政務調査費充当分の割合を実態に合わせて変えている。

35. F 議員

0 はじめに

杉並区議会議員に交付される政務調査費の使途を巡る住民監査請求は、2006 年度分を最初に毎年連続して提起され 4 回目。今回は 14 項目に亘る「検証の基準」も添付されている。

支出を判断する本人としては、使途基準にはずれるものはないと確信しているが、今回もいくつかの指摘がなされたことは残念である。その原因は、按分に関する請求人の見解との相違、購読誌の支払い対象月のずれなどであるが、個々に説明する。

なお、2008 年度分を対象とする昨年より更正時期が、5 月と 6 月だったため、その時にはすでに今回の 2009 年度分出納簿は提出済みであった。そこでその頃には、監査請求人が 2009 年度分に対して指摘するだろう箇所がいくつか見当はついていて、監査請求が提出されるまでは昨年と同様、報告した出納簿のままにしておき、更正しないで済ませた。今回、請求人の指摘に応じて修正するとともに、さらに自分の見解を含めて対処する。

1 住民監査請求人の返還要求に対する見解と対処内容

以下、請求人の指摘に対し、見解を示すとともに、対処方法を示す。

B. 研修

① 開かれた議会をめざす会の会費

請求人は、「会費の支払は、その会に所属し、その活動の一員となることと同義であり、(略) 公金による当該会の支援となり、(略) 政調費に該当しない」と言う。

まず、会費の支払いが、専ら所属の対価としてまたは会の活動支援を目的とするものであるなら、それに対して公金を支出することは許されないことは言うまでもなく、私はそのような支出は行っていない。支出の基準は、第一義的には、会が作成・頒布する会報購読の対価としてである。

なお、会によっては、購読の対価を「会費」と称するものあれば、「会費」と「(会報) 購読費」とで分けているものもある。後者は私の支出では「市民連絡会」がそれで、会費年間千円、『私と憲法』購読費年間3千円であり、会費部分は個人で支出している。つまり先方の言う名目が「会費」かどうかではなくて、当該会から政務調査に資する情報が、(抽象的レベルではなくて) 具体的に得られるものであるかどうかを基準にしている。その情報の大半は、紙ベースでの会報の購読であるが、昨今は併せてメール等の電磁的情報提供の機会も増えている。

そこで、今回指摘の「開かれた議会をめざす会」であるが、この会は会報という形での印刷された情報提供はない(会員間のメーリングリストはある)。しかし、年に10回程度の会合における会員間の直接の情報交換で、他自治体議員からの生の声と最新の情報といった、有益な情報を十二分に得ている。それらは、私が所属していた(現在は多数会派ではないので所属できない) 杉並区議会議会改革部会、議会基本条例の制定をめざす会(議会内の有志の会)、また折々の本会議・委員会での発言において十分役立っている。なお年に2回のシンポジウム参加費は、300円～500円の会員割引がある。

以上の理由から、この3,000円を政務調査費で支出することは趣旨に叶うと考えるので、返還の必要はないと考える。ただし、提出した領収書のつづりには上記説明がまったくなかったため、誤解を招いたことは反省し、さらなる説明に努めることとする。

C. 会議費

① 平成21年5月30日開催の会議の目的

これは摘要を、「会場費：区政報告会,永福和泉区民センター」と書いたが、正しくは「会場費：法律相談、区政相談会,永福和泉区民センター」である。

なお、「法律相談、区政相談」といった公聴に特化した会合であり、区政報告書『区政と暮らし通信20号』で告知している。議員にとって区民からのご相談を受けることは政策立案し施策に反映させる意味で重要な機会である。例えば、介護保険の介護度審査、隣宅の工事の騒音や道路使用、ネコの餌やり、マンションの管理など問題は山積している。

一方、区民のみなさんは、自分から議員に電話等で気軽に連絡するのは憚っていることが推測されるので、待っているだけでなくアウトリーチをかけるという意味でも設定した。弁護士相談も用意したのは、内容が法的なレベルに及ぶことがあって、その際の迅速な対応のためである。

なお、この日は同日、同じ会場で時間を違えて「区政報告会」も開催したが、こちらは私が話すことが主なので、その意味でも、区民が話す「相談」の機会を別個設けたわけである。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/5/30 会場費：区政報告会,永福和泉区民センター<誤記控除。摘要修正のため>	会議費			△ 1,550
2010	12	24	2009/5/30 会場費：法律相談、区政相談会,永福和泉区民センター<誤記控除。摘要修正のため>	会議費			1,550

E. 資料購入費

①

・『戦争責任資料』購入

1年度の間2度計上されており、号数が一部重複しているとの指摘である。

まず、記載の2010年分会報No.65～68は、正しくは、2009年分会報No.64～67。よって、摘要の誤記を訂正した。

2009年12月30日支出分は、翌年度2010年分会報No.68～71としてである。対象年度がずれているので返還する。

なお補足説明すると私は、購読料などは前年度に前払いするよう習慣づけている。というのは、会の運営者の立場からすると、代金を受け取っていない人に会報を送り続けることは、今後納入されるかどうか不明であって、そのために納入状況に常に意識を払わざるを得ないという心理的負担を生じさせることになる。さらに結局納入されなかった場合には、実質的な損害を被ることになる。このことは、特に社会的ミッションによってボランティアに運営している会（有益な情報源として重宝している）の会計担当者の大きな悩みの種であることを、私は経験的によく知っているからである。なお、「だったら、未納者にはすぐに請求して、さっさと発送を止めればよいではないか」と考えるのであれば、それは実情を知らないからである。

・『ガバナンス』の購入

対象月は指摘の通り、翌年度平成22年4月～23年3月分の先払いであり、「政調費交付年度外」であるから、削除し返還する。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/4/1 購読料『戦争責任資料』2010年分会報No.65～68。戦争責任資料センター<誤記控除。摘要修正のため>	資料購入費			△ 7,000
2010	12	24	2009/4/1 購読料『戦争責任資料』2009年分会報No.64～67。戦争責任資料センター<誤記更正。摘要(対象月)修正のため>	資料購入費			7,000
2010	12	24	2009/12/30 購読料『戦争責任資料』2010年分会報No.68～71。戦争責任資料センター<誤記控除。対象年度外のため>	資料購入費			△ 7,000
2010	12	24	2010/3/23 『月刊ガバナンス』'10年4月号～11年3月号<誤記控除。対象年度外のため>	資料購入費			△ 8,640

G. 事務費

①按分について

昨年度分も指摘された事項である。

その際も説明したが、私は購入文具のすべてを政務調査費から計上支出しているのではなくて、政務調査で使用する物のみ計上しているのである。しかし、今年も同様の指摘がなされたことから、請求人にはこの論理は通用しないと考えた。平行線のままで推移することも可能であると考え、請求人の基準は文理解釈的には故なきこととでもないので、前年の処理にならい、文具は7割計上とする。

ところで請求人は、「割合に応じて費用計上すべきであり、情報の開示を求める」と言うが、前段はまだしも、後段はいったいどのような情報の開示を予想して、このような請求をするのであろうか。ボールペン使用の一回毎に用途をカウントし振り分けよとでも言うのだろうか。そのような煩瑣を避

けるために、私はそもそも物自体で用途を分けているのである。その意味で、請求人の要求は、即座に退けるものではないものの、実態を見ない無用な事務を強いているとの感を強くする。

なお、3/25 広報用紙¥7,520 は、ほとんどすべてを広報の用途に、ごく一部を議案調査に使用しているので按分の必要はないと考えるが、議員活動に使用している分が皆無とはいえないので、95%計上とする。3/29 封筒¥44,000（請求人記載の¥4,400 は誤記）は、前年の処理にならい、95%計上とする。

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払
2010	12	24	2009/4/25 文具：修正液¥315、ボールペンレ ファイル¥63x3/柏屋文具店<誤記控除>	事務費			△ 504
2010	12	24	2009/4/25 文具：修正液¥315、ボールペンレ ファイル¥63x3/柏屋文具店< 誤記更正(7割 計上に) >	事務費			352
2010	12	24	2009/4/30 文具：テープカッター台¥315、 のり¥210/ダイソー<誤記控除>	事務費			△ 525
2010	12	24	2009/4/30 文具：テープカッター台¥315、 のり¥210/ダイソー< 誤記更正(7割計上 に) >	事務費			367
2010	12	24	2009/5/6 文具：ニュース 20 号封入用のり ¥367x2/柏屋文具店<誤記控除>	事務費			△ 734
2010	12	24	2009/5/6 文具：ニュース 20 号封入用のり ¥367x2/柏屋文具店< 誤記更正(7割計上 に) >	事務費			513
2010	12	24	2009/5/18 修正ペン（クラフト封筒用）2 本@銀座伊東屋<誤記控除>	事務費			△ 630
2010	12	24	2009/5/18 修正ペン（クラフト封筒用）2 本@銀座伊東屋< 誤記更正(7割計上に) >	事務費			441
2010	12	24	2010/3/24 広報用紙：再生紙 A4 サイズ 4 箱＝10,000 枚@オフィスデポ ¥1,880X4 ＝¥7,520<誤記控除>	広報費			△ 7,520
2010	12	24	2010/3/24 広報用紙：再生紙 A4 サイズ 4 箱＝10,000 枚@オフィスデポ ¥1,880X4 ＝¥7,520< 誤記更正(95%計上に) >	広報費			7,144
2010	12	24	2010/3/29 封筒 10,000 枚、レインボーにて 作成<誤記控除>	広報費			△ 44,000
2010	12	24	2010/3/29 封筒 10,000 枚、レインボーにて 作成< 誤記更正(95%計上に) >	広報費			41,800

②プロバイダー料、携帯電話代

携帯電話代の対象月が、前年度1, 2, 3月であるなど、政調費交付年度外であるので、返還を求めるとのことである。

政務調査費の使用は、会計上、発生主義ではなくて、現金主義であることは、使途基準において確認されているし、それですべて統一している。また携帯電話に限らず、使用料を当月に支払うことは

制度上不可能である（携帯電話はクレジット支払いしか受け付けてない）。もちろん年間に 12 カ月を超えて支出しているということもない。よって、返還の必要はないと考える。

③インターネット、OA費用等の按分比率

その根拠を示せということであるが、根拠は、私の使用実感である。

使途基準では、インターネット、プロバイダ料については、実態に即して計上せよとされている。請求人も言う通り、議員の活動は多岐に亘っており、私の使用実感で言うと、自宅でのネット利用は、メールのやり取りも含めて、その 6 割くらいが政務調査としての利用である。それを少なめに見積もって、5 割としたものである。携帯電話代、電話／FAXについても、使用実感に基づき、各々 30% で按分計上したものである。

I 人件費

① 臨時雇用の人件費に関して、雇用契約書を作成せよとのことである。

これらの人については、長期の雇用は予想しておらず、実際 T 氏については、雇用がすでに終了している。K 氏については、この年度は 2 回のみ臨時である。また日付を遡っての雇用契約書の作成は事実に反するので、作成の必要を認めない。今後の参考としたい。

②ある 1 日の作業人件費に関して、勤務報告書を作成せよとのことである。

指摘に従って作成した。しかし当人からは領収書を取得しており、そこには必要な明細を記載しているので、本来は不要であると感じている。

2 返還額

上記により、18,936 円の返還額が生じた。

3 そのほかの修正

今回、請求人の指摘に従って、全部の支出を検証した。すると、上記『戦争責任資料』購入と同様のケースを発見した。また、事務費の按分について、例えば控室でのコピー機使用料に関して、昨年度は 7 割計上とする更正を行ったところである。そこで今年も同様の処理を行い、同時に更正した。本日の報告の範囲を超えるのと、紙が嵩むのでここでは引用しない。

その分の返還額は、15,964 円である。よって、合計で、34,900 円の返還額が生じた。

36. G 議員

【B. 研修費 ①4 月 23 日について】

「所属する団体の研修なので」の主張の意味が不明。「自治体議員政策情報センター虹とみどり」は全国の自治体議員が政策研究や学習会などを開催し、各地の情報の共有を行い、専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を図っている。よって、目的外支出にはあたらない。

【E. 資料購入費 ①新聞代について】

指摘のあった点については、6 か月分を超過していたので返還します。

【G. 事務費 ①電話代について】

現金主義で請求している。翌年度も任期中であることに変わりなく、指摘はあたらない。

【G. 事務費 ②携帯電話について】

区民からの相談や情報提供で1回あたり20分から30分かかることは少なくない。長い時は1時間近くなる場合もある。会議などで電話に出られないことにより、かけ直す場合も多い。また、他の自治体などの調査、情報収集のためにも使用している。

私的な活動での長電話はほとんどないので、全体の割合として政調活動分は2分の1以上になる。

【H. 事務所費 ①事務所費について】

利用明細の金額欄に黒テープが貼られていたのは事務局側のミスであり訂正済み。規定通りに按分しているため、指摘はあたらない。

37. H議員（V会派）

A. 調査研究費

① パスモ・チャージ料

規定にもとづいて按分計上したもの。具体的支出について個別に明示・領収書の添付ができないわけではないが、それに要するコストは膨大であり、按分して計上することこそ合理的である。なお、将来使用されない金額がチャージされる可能性もあるので、繁雑な作業が加わるのではあるが、1回に2,000円程度のチャージにとどめている。

② バイクのガソリン代

規定にもとづいて按分計上したもの。電車・バスのみ利用では時間と交通費がかさむばかりであり、有効な政務調査が阻害される。とりわけバイクの使用は多大な交通費の節約となる。走行距離のチェックと推定燃費の計算による計上など、活動実態とはかけ離れた机上の空論である。

③ i) 財政悪化を理由とした市役所の人員削減や行政事業の民営化の実態など、

議会における質問の素材として有効に活用している。

ii) 「旅行と推定する」根拠がわからない。支払者が妻の〇〇〇〇〇〇〇であることを根拠にしているのなら、まったくの誤りであるし邪推である。妻の〇〇〇〇は自治労組合員であり、自治労本部の方針に反対することを全国の組合員に訴え討論するために参加しているのであり、こうした「推定」は本人の献身的な活動を誹謗するものであって許せない。なお、自治労本部の「新しい公共論」は田中区政が掲げるものと同一であり、今後の田中区政批判の中で様々な活用できる素材を得ることができた。

iii) ヒロシマ・ナガサキの反核運動は、杉並区政にとっても絶対に注視しておかなければならない課題である。しかも世界情勢の大変動から、反核運動にも看過できない後退がもたらされているのがここ数年の現状であり、毎年参加し調査・研究し、そのことによって後退を止める活動が必要である。岩国の米軍基地問題も併せて調査・研究対象としている。杉並区では毎年夏に平和事業を行なっているが、ヒロシマ反核運動の現状はその事業を点検することに十分に活かせていける。

iv) 沖縄の基地問題は現在の戦争情勢の核心である。その沖縄が置かれている現状の分析は、「地方自治とは何か」「地方分権とは何か」を調査・研究するうえでも欠かせない。

v) 自治労大会で意見を交換した豊中市職労の仲間から呼びかけられて参加したもの。議会における図書館への指定管理者導入に反対する活動の中で、当該学習会に参加して学んだことは十分に活用されている。

E. 資料購入費

① 購入した書籍名も明示している。高額な書籍でもなく、チェッカーの混み具合などで、領収書

の請求をすることが憚られる場合もある。なお、書籍購入の領収書を発行してもらっているのは、地元の懇意にしている書店においてであり、お茶をいただきながら数冊分まとめて領収書を発行してもらっている。

- ② 政務調査費によって図書券を購入したわけでもなく、たまたま所持していた図書券で購入したものであり、書籍名も明示している。

F. 広報費

① 広報紙

昨年も同様の監査請求があり、最も許しがたい言いがかりである。4定に提案された補正予算においては、新規の区債が発行されることになっていた。これをどう評価するかについては、世界大恐慌情勢をはじめとした内外情勢の分析・評価は不可欠であり、その報告においても同様の包括的な説明が必要となる。それを「区政報告」「会派主張」などと恣意的に(!)分割することこそ不当である。これは議員としての区政報告を歪めることになり、こうした監査請求は全面的に棄却されるべきである。

② ホームページサーバー料

HPのアカウント取得やメールのドメイン取得のために必要な契約代金であり、ブログとは無関係である。ちなみに、ブログについては無料である。これは、都政を革新する会のHPのサーバー料である。

G. 事務費

① 携帯電話の経費

携帯電話は妻・〇〇〇〇と親子契約にしているもの。そうすると〇〇〇〇が使用する携帯電話の基本料金が割引かれる。政務調査費の節約をするための手段であり、まったく不当な言いがかりである。

② 消耗品の購入費

例示されている事務用品については、ほとんど100%政務調査活動として使用している。

③ 不詳。

④ 資料郵送費

すべて政務調査に関わる資料であり、郵便局の窓口での手間を省いただけである。何を送ったかをそれぞれ明示することになれば、次には誰に送ったかを明示せよということにもなりかねない。

I. 人件費

- ① 雇用契約書は取り交わしていない。彼らとは警察権力や右翼・反革命との闘いで生死をともにしてきた関係であり、雇用契約書などなくても信頼して仕事を任せることができるからである。広報紙の配布は彼らのみによって行なわれているわけではない。多数のボランティアによって実施されている。しかも全戸ポスティングなどではなく、特定の世帯のみに配布している活動であり、時間あたり何枚という計算自体が成り立たない。冬季17:00-18:00の真っ暗な中でも、彼らは敢然と配布活動を実行している。夜間に依頼しても、未明に依頼しても、彼らはその求めに応じてくれるに違いない。

J. その他

① 本人以外の領収書による支出

主として教育委員会の資料を取得することを依頼したもの。臨時職員としての代行職務である。

38. I 議員

A. 調査研究費

料金受取人払郵便は、ごみ問題の調査票回収の際に料金受取人払郵便を用いたケースにおいて発生したものである。回収は郵便以外の方法を原則と考えているが、対象者の生活実態や意向から不適切である場合もあり、郵便も利用している。郵便事業株式会社の規定により料金は1通 95 円となっている。

B. 研修費

受講した講座（公会計講座（初級）、公会計講座、ぎょうせいeラーニングスクエア「官」にも知ってほしい「民の会計」講座）は、いずれも地方自治体における公会計制度改革に伴い、開講されたものである。

従来の公会計はストック情報が乏しいなど、数多くの課題を抱えてきた。このため、新しい公会計制度が導入され、議会における決算審査にあたって、新制度に基づいて作成された資料を読み解くことが審査の大前提となった。

このために必要な知識を獲得することによって、議会における決算審査の充実を図ることが受講の目的であり、最近の決算審査においても、これら研修の成果を生かして質疑討論を行っているところである。

E. 資料購入費

1. 資料購入全般について

資料については、専ら図書館等の利用を促す意見が請求人から出されているので、一言申し述べておきたい。

まず、すべての資料を自前で調達することは現実的でなく、もとより図書館等を活用することは当然の前提である。指摘されるまでもなく、定期購読している雑誌の大半は、議会図書室購入のものとは重複していない。1冊数万円になるような高価な資料についても、当然に図書館資料を活用している。

しかし、資料の活用にあたっては、当該資料を長期間独占または加工することが必要となる場合や、刊行後迅速に入手活用することが必要となる場合もあり、最低限の資料といっても、その数は相当数に及ぶ。また、21世紀は高度情報社会であることから、著作物の使用については、一部教育活動を除き正当な対価を支払うことが求められており、それゆえに図書館資料についても、複写制限等が設定されている現実がある。さらにいうなら、図書館は資料保存とレファレンス機能が重視された教育施設なのであって、そもそも「無料の貸本屋」という位置づけはなされていない。

したがって、政務調査活動を円滑に行うためには、どうしても相当数の資料を手元に確保しておく必要が出てくるのである。今日では行政課題が増加し、それも複雑化・高度化している。これに伴って調査研究対象もまた増加し、高度化・複雑化しており、これに対応しようと思えば、必然的に活用すべき資料の数も増える。特に、私の場合は、有給の秘書が存在しているわけでもなく、一人会派であることから、この点、他人の数倍の努力をしなければならぬ状態にあるが、事務経費等であればともかく資料購入費を制約されるのでは、十分な議会活動ができなくなってしまう。

以上のような背景から、現状においては、事務所費や人件費等を使わないようにすること等によって、資料購入費の捻出に努めているところなのである。

なお、付言するなら、ただでさえ広くない自宅には資料が山のように積み上がっており、正直こ

これは同居親族にとって迷惑な実態がある。電子書籍等が普及していない現状においては、常にそのリスクと背中合わせになりながら、やむにやまれず私的なスペースの多くを犠牲にして活動しているのが実状なのである。本音を言うならば、事務調査スペース拡大のために経費を使用したいところなのであるが、資料の確保はそれよりも優先度が高いと判断するからこそ費用を振り向けているのであって、以上の実態はご理解いただきたいと思う。

2. 定期刊行物の購読について

定期購読期間が翌年度にわたっているケースがある点について、請求人より問題視する主張がある。

これらは議会で定められたルールに則って計上されており、その満期も、すべて議員の任期中に終了となっているところであるが、官庁会計が基本的に単年度主義であることを考えると、その指摘は理解できないでもない。

しかし、議員の任期については、当選年度の5月からスタートしている現実がある。5月からスタートする任期では、単年度内に1年の定期購読を収めることは不可能であり、それでも年度内終結を原則とするならば、少なくない定期購読は断念せざるを得なくなる。原則を徹底的に貫けば、わざわざ高い買い物をすることを余儀なくされるわけである。

定期購読を選択しているのは、主にコスト削減のためである。購読期間が長くなれば、それだけ安く購入できる（例えば、3年の定期購読契約をした場合、購入単価が45%も下がるケースがある）。したがって、購読期間が議員の任期内に収まっている限りにおいては、長期継続的な定期購読が不合理であるとは考えられない。

もちろん、どうしても単年度内に収まるように調整して購入せよ、というのであれば、それは不可能ではない。コストは高くなるが、定期購読を止めることで対応は可能だからである。税金の無駄遣いを問題視している団体SO（請求人）から、わざわざ高い買い物を行うように要請されるとは意外なことであるが、この際、年度をまたぐ契約については清算し、改めていくこととする。

なお、この点は、請求人の主張を尊重して更正するが、請求人の意見は、経費削減の観点からみて、極めて不合理なものであると言わざるを得ない。

39. J議員（X会派）

F. 広報費

①HP管理費について

領収証の記載は単純ミスであり、また金額も例年と同額であるところから、常識で判断すれば1年分とおわかりになるであろうと思われるが、ミスはミスであるので領収証を再提出する。

次に、年間36万円（月額3万円）が高額すぎるとのことであるが、なにをもって高額であると判断するのか理解に苦しむ。HP管理料としては常識的な金額であり、契約条件からするとむしろ低額といってもよい。参考までにHP管理の内容としては、HPへの記事掲載更新作業をはじめとするIT技術面のみならず、HP掲載記事のデザイン（レイアウト、イラスト作成、写真掲載などすべてを含む）、記事コメントの作成、記事の項目分けや管理などを含み、更新回数は「上限なし」との条件で依頼しているものであり価格は適正である。

按分については、これまでどおり政務調査目的として100%としたものである。金額および按分率については、過去2年と変わらず、これまで指摘を受けたことはないのに突然問題にされる意図が理解できない。

②ポスティング料（6/11付）について

銀行振込控のマスキングは、他の項目のマスキングの折に誤って金額をマスキングしてしまったものであり、当方のミスである。しかしながら、マスキングが不十分であるため、金額を確認できる状態となっており、返還の必要はない。

③④広報紙印刷費（4/5、3/30 付）について

「〇〇レポート」の印刷に対する支払であり、それぞれの広報紙は添付提出済みである。

⑤サーバーレンタル料、⑥ドメイン使用料について

杉並区議会の政調費ルールとして現金主義を採用しており、6月の監査結果によってもそのことは了承されており申告は適正。

G. 事務費

①用紙など（4/6）、②メールアドレス料金、③携帯電話代について

杉並区議会の政調費ルールとして現金主義を採用しており、6月の監査結果によってもそのことは了承されており申告は適正。逆にたとえば前年度の使用分だからといって支払いをしていない段階で政調費として請求することのほうが不適切である。

④名刺カード代（5/11）について

指摘のとおりであり、返還済みである。

⑤携帯電話代について

杉並区議会のルールにしたがって2分の1按分としており、使用は適正。政務調査には携帯電話を使用することがほとんどであり、実態としては2分の1よりも多いかもしれない。

（所感）

これまで指摘しなかった点について、今回多数の指摘が行われていることは不整合であり不自然さを感じる。無理やり問題をつくり出すような手法は、区議選挙を前にした意図的なものなのかと思える。請求者には、このような住民監査請求のありかたが不毛ではないか考えていただきたい。

40. K議員（Y会派）

（1）議員の政務調査費とは何かについて

地方自治を支える二元代表制を実のあるものにするために、議員は行政と対等に議論できる条件が必要とされています。

ところが、現実には行政の側はあらゆる課題に人材を確保し、また情報も国や都道府県、他の自治体およびあらゆる分野からもたえず集中できる機能と財力をもっています。それに比して、議員の側は大政党ならいざしらず、私たち市民の側にたつ無所属はその力において全く及びません。それを克服するための手段として日常的に情報を集め、あらゆる分野においても見識を深め、調査するための財政的保障が政務調査費です。

杉並区議会においては、他自治体に先駆けて 1960 年代末から無所属や市民派の議員が生まれたことで議会の公開や改革の取組が進んできました。それと同時に政務調査費の一定額が保障されてきました。

これが他の自治体に見られるように、飲食に使われるなど不正に使用されるのは言語道断です。また、この間の区民からの指摘によって明らかになった不当な使い方の是正は重要なことだと考えます。しかし、議員の調査活動やその区民に対する報告義務を果たす手段は多岐にわたります。政務調査費の用途のチェックが本来の意図を超えて議員活動そのものを制限するようになれば、区民の要求に離れることとなります。これはかえって行政当局を利するものにさえなりかねません。また、その行き

着く先が財政削減を口実に政務調査費を廃止または削減する動きになることも危惧します。そうなれば区民の側に立つ議員活動にとっては死活問題であり、慎重な取り扱いを求めます。

(2) 具体的な項目について

A. 調査研究費

①3月1日「官製三部作」出版記念会・会費 6000 円について。

著者である清瀬市会議員の布施哲司さんは、「官製ワーキングプア」という言葉の作者でもあり、この集まりは、自治体業務の民間委託事業者の労働条件を調査・発表した3部作の本の出版記念会であり、作者や各自治体議員の取り組み等情報交換する場でした。この日得た情報と資料で、その後一般質問や委員会質問を準備したものです。1/2 按分し、残額については返還します。

E. 資料購入費

①4月1日の沖縄タイムス2月3月分 9650 円について

沖縄タイムスは、新聞社から郵送で定期購読しているものであり、支払いは月を超えることとなります。支払い発生時で領収書がでて報告書に記載しています。

指摘された議員図書室は日ごろから多用しています。本には議会資料として使用するために傍線や付箋をつけることが多く、購入しています。

沖縄タイムスをはじめ、雑誌「世界」に至る書籍代 173260 円は、全て、調査活動や資料として必要な本のみに関し、計上したものです。

12月22日の住民監査請求に関する監査委員会で請求人から「なぜ沖縄問題が杉並の将来や区政にとって必要なのか」という疑問の声がありました。世界の恒久平和をうたう「平和都市宣言」を持つ杉並の平和遺作にとって、沖縄の現実や課題を学ぶことは重要なことです。杉並の平和都市宣言を中身あるものとして運用できるかどうかの試金石だと考えます。12か月を超える（一カ月）分については、返還します。

F. 広報費

①HP費用について

HPはY会派のホームページです。政務調査費は基本的には会派（所属議員が一人の場合も含む）および議員の職にあるものの調査活動への支給と定められています。現在はホームページの議会報告は現職である〇〇〇〇〇の活動報告となっています。現在秘書として調査活動を支える〇〇〇〇〇個人のものはありません。〇〇〇〇〇個人の活動は、リンクされているブログを自分で作成しているためサポート代とは関係ありません。今回からHP費の政務調査費使途基準が改められました。これに従い、半額を計上するものです。

②郵送費について

〇〇〇〇〇の区政報告「区民ニュース」は、通例は、〇〇〇〇〇の差出人封筒で郵送しています。郵送物の中には、〇〇会派としての区政報告があり、その際は、〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇の連名で郵送したため、その場合は2分の1を計上しました。

差出人〇〇〇〇〇の封筒と、〇〇〇・〇〇〇連名の会派差出人の封筒を添付します。

③用紙・インク・封筒など 391221 円について。

これについては、90%按分計上し、残額については返還します。

④ポール代について

区民への報告義務を果たすための手段の一つは街頭活動です。ポールは街頭で〇〇〇〇〇の区政報告用に使用しています。街頭区政報告は議員の日常活動として行っています。修理もそのポールが壊

れたため、業者に修理させました。このポールは〇〇〇〇〇の区政報告以外には使うことはありません。

G. 事務費

① パソコンプリンターリース代

業者に問い合わせ、何に使われたものか調査し、訂正すべきものであれば訂正します。12 か月を超える（一カ月）分については、返還します。

② ポイント分は返還しました。

③ 携帯電話は、一番使用時間が長いのが、区民からの依頼や生活や福祉の相談事であり、調査活動の基本になる手段です。そのほとんどが区民とのやり取りに使われています。しかし合理的説明は難しく、政務調査費使途基準及び細目に基づいたものです。

H. 事務所費

① 電話代 46450 円の 2 分の一について。

事務所電話代領収書は、会派の事務所電話として契約した折に、会計責任者である〇〇〇〇〇名義で契約したため、電話代領収書は、〇〇〇〇〇あてになることはこの間説明してきたとおりです。

これは、〇〇〇〇〇が振り込んだ後に、〇〇〇〇〇がその立て替え分を、〇〇〇〇〇に支払ったもので、〇〇〇〇〇の領収書を添付します。

41. L 議員

A. 調査研究費

① スイカチャージ料については、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」に基づき提出したものです。

E. 資料購入費

① 杉並新報の購読料については、後払いとなっています。

F. 広報費

① 5 月 29 日に支出した区政報告は、「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」に関するものであり、報告書は出されているものの、多くの区民の皆様はまだ充分周知されていないものと考え、その重要性に鑑み、概要を報告したものです。

② 区政報告を心を込めて、切手を貼って出すことは手間やコストがかかっても効果があり、区民の皆様が受取った時に、その内容をしっかりと受け止めてくれています。区民の皆様からお預かりした大切な税金が有効に活用されているものと確信しております。

杉並区監査委員
四居 誠 様
同
茂木 信 様

杉並区議会
議長 小泉 やすお

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 22 年 12 月 16 日付 22 杉監査第 410 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施し、平成 23 年 1 月 13 日付 22 杉議会第 1157 号により回答したが、会派・議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、使途基準、その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該議員の意向により計上した支出を取り消したものを始め、錯誤による計上や証拠書類から出納簿への転記ミスが見受けられたが、控除・更正されているものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものではなく、平成 21 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

2 平成 21 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 23 年 1 月 14 日付で議員・会派から、出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

（ 1 ） j 議員

【誤記控除】

5月15日 プリンターカートリッジ（ビックカメラ）	事務費	3,680
5月15日 電池他（ビックカメラ）	事務費	3,470
5月18日 クリップ、はさみ他 渋谷 L O F T	事務費	945
5月20日 セロテープ キャン・ドウ	事務費	210
7月9日 アラビアのり、蛍光ペン / アオキ	事務費	420
1月18日	事務費	3,633

文具（シャーボペン） / アオキ		
1月28日 文具（ノート・他） / アオキ	事務費	682

【誤記更正】

5月15日 プリンターカートリッジ（ビックカメラ）90%	事務費	3,312
5月15日 電池他（ビックカメラ）90%	事務費	3,123
5月18日 クリップ、はさみ他 渋谷LOFT90%	事務費	850
5月20日 セロテープ キャン・ドウ90%	事務費	189
7月9日 アラビアのり、蛍光ペン / アオキ90%	事務費	378
1月18日 文具（シャーボペン） / アオキ90%	事務費	3,269
1月28日 文具（ノート・他） / アオキ90%	事務費	613

（2）k 議員

【誤記控除】

6月10日 No0603 セブンイレブン吉祥寺中町店 修正ペン	事務費	284
6月10日 No0604 (株)ロリポップ レンタルサーバー	事務費	9,450
6月18日 No0607 (株)大一喜久屋商店 事務用品	事務費	1,134
7月23日 No0705 Jマート三鷹店 レポート用紙他	事務費	3,672
7月31日 No0714 コジマ アルカリ電池	事務費	1,458
8月9日 No0803 ユザワヤ吉祥寺店 ステンレスハサミ	事務費	1,470
8月23日 No0808 コジマ 用紙	事務費	700
12月13日 No1203 ホームピック関町店 アルカリ電池外	事務費	634
12月27日 No1212 オリピック高井戸店 レポート用紙外	事務費	4,476

【誤記更正】

6月10日 No0603 セブンイレブン吉祥寺中町店 修正ペン 80%	事務費	227
6月10日 No0604 (株)ロリポップ レンタルサーバー 12か月分	事務費	3,150
6月18日 No0607 (株)大一喜久屋商店 事務用品 80%	事務費	907
7月23日 No0705 Jマート三鷹店 レポート用紙他 80%	事務費	2,937
7月31日 No0714 コジマ アルカリ電池 80%	事務費	1,166
8月9日 No0803 ユザワヤ吉祥寺店 ステンレスハサミ 80%	事務費	1,176
8月23日 No0808 コジマ 用紙 80%	事務費	560
12月13日 No1203 ホームピック関町店 アルカリ電池外 80%	事務費	507
12月27日 No1212 オリピック高井戸店 レポート用紙外 80%	事務費	3,580

(3) m議員

【誤記控除】

7月14日 (株)EARTH HP更新料 2/12600	事務費	6,800
9月18日 (株)EARTH HP保守料 7月分 2/12600	事務費	6,800
12月30日 m-1 事務所移動・発送処理 10000円	人件費	5,000
12月30日 m-2 事務所移動・発送処理 10000円	人件費	5,000
12月30日 m-3 事務所移動・発送処理 10000円	人件費	5,000
12月30日 m-4 事務所移動・発送処理 10000円	人件費	5,000

【誤記更正】

7月14日 (株)EARTH HP保守料(6月分) 2/12600	事務費	6,300
---	-----	-------

(4) p 議員

【誤記控除】

7月20日 JR 東日本 チャージ	調査研究費	1,000
----------------------	-------	-------

【誤記更正】

7月20日 JR 東日本 チャージ	調査研究費	750
----------------------	-------	-----

(5) r 議員

【誤記控除】

4月29日 スタンダード ガソリン代 1 / 2	調査研究費	575
6月27日 スタンダード ガソリン代 1 / 2	調査研究費	367
9月18日 寄付切手動物愛護支援@ 5 5 × 40 枚川南郵便局	事務費	2,200
9月29日 アスカ オイル代 1 / 2	調査研究費	367
12月19日 JOMO ガソリン代・オイル代 1 / 2	調査研究費	595
3月20日 JOMO ガソリン代 1 / 2	調査研究費	2,905

【誤記更正】

4月29日 スタンダード ガソリン代 1 / 2	調査研究費	207
12月19日 JOMO ガソリン代 1 / 2	調査研究費	175
3月20日 JOMO ガソリン代 1 / 2	調査研究費	2,380

(6) x 議員

【誤記控除】

7月30日 コピー代(会派コピー代・按分50%の6分の1) 会派コピー代按分摘要。東京リコー	事務費	2,331
--	-----	-------

【誤記更正】

7月30日 コピー代（会派コピー代・按分50%の6分の1） 会派コピー代按分摘要。東京リコー	事務費	198
--	-----	-----

(7) B議員

【誤記控除】

4月13日 学校法人法政大学 政策創造研究科学費	研修費	1,025,000
-----------------------------	-----	-----------

【誤記更正】

4月13日 学校法人法政大学 政策創造研究科学費50%	研修費	512,500
--------------------------------	-----	---------

(8) O会派

【誤記控除】

6月28日 ハンドマイク用乾電池（O-6）	広報費	1,762
6月30日 ハンドマイク用乾電池（O-4）	広報費	2,400
6月30日 ハンドマイク用乾電池（O-1）	広報費	2,260
7月4日 ハンドマイク用乾電池（O-1）	広報費	2,820
7月4日 ハンドマイク用乾電池（O-1）	広報費	1,230
7月5日 ハンドマイク用乾電池（O-3）	広報費	1,950
8月28日 書籍代「日本よい国構想」7冊	資料購入費	3,500
1月15日 ハンドマイク用乾電池（O-1）	広報費	945
1月27日 ハンドマイク用乾電池（O-4）	事務費	2,580
1月29日 ハンドマイク用乾電池（O-3）	事務費	1,134
2月25日 減税自治体構想アンケート幟旗	広報費	79,380

【誤記更正】

6月28日 ハンドマイク用乾電池(0-6)80%	広報費	1,409
6月30日 ハンドマイク用乾電池(0-4)80%	広報費	1,920
6月30日 ハンドマイク用乾電池(0-1)80%	広報費	1,808
7月4日 ハンドマイク用乾電池(0-1)80%	広報費	2,256
7月4日 ハンドマイク用乾電池(0-1)80%	広報費	984
7月5日 ハンドマイク用乾電池(0-3)80%	広報費	1,560
8月28日 書籍代「日本よい国構想」6冊	資料購入費	3,000
1月15日 ハンドマイク用乾電池(0-1)80%	広報費	756
1月27日 ハンドマイク用乾電池(0-4)80%	広報費	2,064
1月29日 ハンドマイク用乾電池(0-3)80%	広報費	907
2月25日 減税自治体構想アンケート幟旗80%	広報費	63,546

(9) E議員

【誤記控除】

9月30日 経済研修会会費(経済問題研究会)	研修費	10,000
---------------------------	-----	--------

(10) P会派

【誤記控除】

4月30日 しんぶん赤旗日曜版/赤旗杉並出張所	資料購入費	800
5月31日 しんぶん赤旗日曜版/赤旗杉並出張所	資料購入費	800
6月30日 しんぶん赤旗日曜版/赤旗杉並出張所	資料購入費	800
7月31日 しんぶん赤旗日曜版/赤旗杉並出張所	資料購入費	800
8月31日 しんぶん赤旗日曜版/赤旗杉並出張所	資料購入費	800

9月30日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
10月30日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
11月30日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
12月31日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
2月15日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
2月15日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800
3月15日 書籍代 / 労働運動研究所	資料購入費	3,630
3月26日 月刊「ガバナンス」22年4月号～3月号 / 株ぎょうせい	資料購入費	9,600
3月31日 しんぶん赤旗日曜版 / 赤旗杉並出張所	資料購入費	800

(11) F 議員

【誤記控除】

4月1日 購読料『戦争責任資料』2010年分会報 No.65～68。戦争責任資料センター<摘要修正のため>	資料購入費	7,000
4月9日 購読料『グローバル』2008,09年分。工人社<2年分計上につき>	資料購入費	7,200
4月15日 交通費：神奈川県民センター高円寺 JR¥620 横浜。「住基ネットの強制を考える市民集会」住基ネットに不参加を！横浜の会主催	研修費	1,240
4月15日 参加費：住基ネットの強制を考える市民集会（住基ネットに不参加を！横浜の会主催）@神奈川県民センター	研修費	500
4月16日 控室コピー料 '09年3月分。 リコー販売(株)	事務費	1,131
4月25日 文具：修正液¥315、ポ-ルペンレファイル¥63x3/柏屋文具店	事務費	504
4月28日 交通費：国立商協ホールへ、高円寺 JR¥290x2 国立。「いるの？いないの？住基ネット」（住基ネットいない	研修費	580

国立市民の会主催)		
4月30日 文具：テープカッター台¥315、のり¥210/ダイソー	事務費	525
5月1日 交通費：四谷区民センターへ。高円寺 JR¥150 新宿 地下鉄丸ノ内線¥160 新宿御苑。住まいの貧困ネットワーク打ち合せ	研修費	620
5月6日 文具：ニュース 20 号封入用のり¥367x2/柏屋文具店	事務費	734
5月18日 修正ペン(クラフト封筒用) 2本@銀座伊東屋	事務費	630
5月30日 会場費：区政報告会,永福和泉区民センター<摘要修正のため>	会議費	1,550
6月5日 控室コピー料 '09年4月分。 リコー販売株)	事務費	1,101
7月2日 控室コピー料 '09年5月分。 リコー販売株)	事務費	540
7月13日 交通費：東京地裁へ、高円寺 JR¥160 四谷 地下鉄丸ノ内線¥160 霞ヶ関 杉並区教員分限裁判傍聴のため。<二重計上(同日)につき>	調査研究費	640
7月30日 控室コピー料 '09年6月分。 リコー販売株)	事務費	313
8月24日 控室コピー料 '09年7月分。 リコー販売株)	事務費	2,346
9月14日 交通費：飯田橋しごとセンターへ、高円寺 JR¥210 飯田橋。反住基ネットキャンペーン	研修費	420
9月14日 参加費：学習会「反住基ネット連絡会 連続講座<第17回>「住基ネット自治体経費追求キャンペーン」@東京しごとセンター	研修費	500
9月24日 新聞購読費：『しんぶん赤旗』日刊+日曜版+東京民報09/7月分 引き落とし支払い<摘要(対象月)記入間違いにつき>	資料購入費	4,100
9月26日 交通費：代々木オリンピックセンターへ、高円寺 JR¥150 新宿 小田急線¥120 参宮橋。寄せ場交流会参加。	研修費	540
9月26日 参加費：寄せ場交流会@代々木。26,27日分。主催：寄せ場交流会(ホームレス当事者+支援活動)実行委員会	研修費	3,700

9月27日 交通費：代々木オリンピックセンターへ、高円寺 JR¥150 新宿 小田急線¥120 参宮橋。寄せ場交流会参加。	研修費	540
9月30日 購読料：『季刊『公的扶助研究』No217-220。発行公的 扶助研究編集委員会<対象年度外につき>	資料購入費	3,000
10月27日 控室コピー料 '09年8月分。 リコー販売㈱	事務費	2,423
10月27日 控室コピー料 '09年9月分。 リコー販売㈱	事務費	1,106
11月26日 控室コピー料 '09年10月分。 リコー販売㈱	事務費	792
12月6日 交通費：戸塚特別出張所へ、地方議員年金を廃止する市 民と議員の会設立総会。高円寺 ¥270(連絡割引)JR 中 野 地下鉄東西線高田馬場。	調査研究費	540
12月25日 控室コピー料 '09年11月分。 リコー販売㈱	事務費	468
12月27日 インターネット接続料：自宅。YahooBB '09年12月分。 引落し支払 5割計上¥2,180×0.5=¥1,090<科目間違い のため>	資料購入費	1,090
12月30日 購読料『戦争責任資料』2010年分会報No.68~71。戦争 責任資料センター<対象年度外のため>	資料購入費	7,000
1月13日 資料代：地域医療体制に関する調査検討委員会資料。第 3回¥130、第4回¥330<第3回¥130を重複取得計上(前 回'09年11月17日計上)につき>	資料購入費	460
1月28日 控室コピー料 '09年12月分。 リコー販売㈱	事務費	191
2月23日 控室コピー料 '10年1月分。 リコー販売㈱	事務費	72
3月23日 『月刊ガバナンス』'10年4月号~11年3月号<対象年 度外のため>	資料購入費	8,640
3月24日 広報用紙：再生紙 A4 サイズ 4箱 = 10,000枚@オフィス デポ ¥1,880×4 = ¥7,520	広報費	7,520
3月26日 控室コピー料 '10年2月分。 リコー販売㈱	事務費	2,850
3月29日 封筒 10,000枚、レインボーにて作成	広報費	44,000

【誤記更正】

4月1日 購読料『戦争責任資料』2009年分会報No.64~67。戦争責任資料センター<摘要(対象月)修正のため>	資料購入費	7,000
4月9日 購読料『グローバル』2009年分。工人社<当年度分を計上>	資料購入費	3,600
4月15日 交通費：神奈川県民センター高円寺 JR¥620 横浜。「住基ネットの強制を考える市民集会」住基ネットに不参加を！横浜の会主催<運動的要素を控除し、残りの5割計上>	研修費	620
4月15日 参加費：住基ネットの強制を考える市民集会(住基ネットに不参加を！横浜の会主催)@神奈川県民センター<5割計上>	研修費	250
4月16日 控室コピー料 '09年3月分。リコー販売株<7割計上>	事務費	791
4月25日 文具：修正液¥315、ポ-ルペンレファイル¥63x3/柏屋文具店<7割計上に>	事務費	352
4月28日 交通費：国立商協ホールへ、高円寺 JR¥290x2 国立。「いるの？いないの？住基ネット」(住基ネットいない国立市民の会主催)<5割計上>	研修費	290
4月30日 文具：テープカッター台¥315、のり¥210/ダイソー<7割計上に>	事務費	367
5月1日 交通費：四谷区民センターへ。高円寺 JR¥150 新宿 地下鉄丸ノ内線¥160 新宿御苑。住まいの貧困ネットワーク打ち合せ<5割計上>	研修費	310
5月6日 文具：ニュース20号封入用のり¥367x2/柏屋文具店<7割計上に>	事務費	513
5月18日 修正ペン(クラフト封筒用)2本@銀座伊東屋<7割計上に>	事務費	441
5月30日 会場費：法律相談、区政相談会、永福和泉区民センター<摘要修正のため>	会議費	1,550
6月5日 控室コピー料 '09年4月分。リコー販売株<7割計上>	事務費	770

>		
7月2日 控室コピー料 '09年5月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	378
7月30日 控室コピー料 '09年6月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	219
8月24日 控室コピー料 '09年7月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	1,642
9月14日 交通費：飯田橋しごとセンターへ、高円寺 JR¥210 飯田橋。反住基ネットキャンペーン <5割計上>	研修費	210
9月14日 参加費：学習会「反住基ネット連絡会 連続講座 <第17回> 「住基ネット自治体経費追求キャンペーン」@東京しごとセンター <5割計上>	研修費	250
9月24日 新聞購読費：『しんぶん赤旗』日刊+日曜版+東京民報 09/9月分 引き落とし支払い <摘要(対象月)記入間違いにつき>	資料購入費	4,100
9月26日 交通費：代々木オリンピックセンターへ、高円寺 JR¥150 新宿 小田急線¥120 参宮橋。寄せ場交流会参加。 <5割計上>	研修費	270
9月26日 参加費：寄せ場交流会@代々木。26,27日分。主催：寄せ場交流会(ホームレス当事者+支援活動)実行委員会 <5割計上>	研修費	1,850
9月27日 交通費：代々木オリンピックセンターへ、高円寺 JR¥150 新宿 小田急線¥120 参宮橋。寄せ場交流会参加。 <5割計上>	研修費	270
10月27日 控室コピー料 '09年8月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	1,696
10月27日 控室コピー料 '09年9月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	774
11月26日 控室コピー料 '09年10月分。 リコー販売㈱ <7割計上>	事務費	554

12月6日 交通費：戸塚特別出張所へ、地方議員年金を廃止する市民と議員の会設立総会。高円寺 ¥270(連絡割引)JR中野 地下鉄東西線高田馬場。<5割計上>	調査研究費	270
12月25日 控室コピー料 '09年11月分。リコー販売㈱<7割計上>	事務費	327
12月27日 インターネット接続料：自宅。YahooBB '09年12月分。引落し支払 5割計上¥2,180X0.5=¥1,090<科目修正>	事務費	1,090
1月13日 資料代：地域医療体制に関する調査検討委員会資料。第4回¥330<第3回¥130を重複取得につき、第4回¥330のみを計上>	資料購入費	330
1月28日 控室コピー料 '09年12月分。リコー販売㈱<7割計上>	事務費	133
2月23日 控室コピー料 '10年1月分。リコー販売㈱<7割計上>	事務費	50
3月24日 広報用紙：再生紙 A4 サイズ 4箱 = 10,000枚@オフィスデポ ¥1,880X4 = ¥7,520<95%計上に>	広報費	7,144
3月26日 控室コピー料 '10年2月分。リコー販売㈱<7割計上>	事務費	1,995
3月29日 封筒 10,000枚、レインボーにて作成<95%計上に>	広報費	41,800

(12) I 議員

【誤記控除】

2月25日 週刊金曜日(年間購読料)	資料購入費	23,000
-----------------------	-------	--------

杉並区監査委員
四居 誠 様
同
茂木 信 様

杉並区議会
議長 小泉 やすお

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 22 年 12 月 16 日付 22 杉監査第 410 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施し、平成 23 年 1 月 13 日付 22 杉議会第 1157 号及び平成 23 年 1 月 19 日付 22 杉議会第 1158 号により回答したが、新たに会派・議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、使途基準、その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回届出があったものについては、錯誤による計上や出納簿への転記ミスなどが見受けられたが控除・更正されているものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 21 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

2 平成 21 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、会派・議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

（ 1 ） N 会派

【誤記控除】

5 月 11 日 日本ファイナンシャル・プランナーズ 協会 年会費	資料購入費	12,000
10 月 23 日 駐車料金 行政視察の為（エコステーション）	資料購入費	700
10 月 31 日 交通費	調査研究費	900

【誤記更正】

5 月 11 日 日本ファイナンシャル・プランナーズ 協会 年会費 1/2	資料購入費	6,000
--	-------	-------

(2) i 議員

【誤記控除】

4月2日 水道光熱水費・清掃費(4月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
4月23日 事務所電話代 1 / 2 (4月分)	事務所費	1,348
4月25日 デジタル一眼レフカメラ コジマデンキ 二分の一	事務費	43,461
4月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	42,000
5月2日 水道光熱水費・清掃費(5月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
5月21日 事務所電話代 1 / 2 (5月分)	事務所費	1,348
5月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	36,000
6月2日 水道光熱水費・清掃費(6月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
6月18日 事務所電話代 1 / 2 (6月分)	事務所費	1,348
6月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	44,000
7月2日 水道光熱水費・清掃費(7月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
7月28日 事務所電話代 1 / 2 (7月分)	事務所費	1,348
7月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	44,000
8月2日 水道光熱水費・清掃費(8月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
8月20日支払分誤記控除 事務所電話代 1 / 2 (8月分)	事務所費	1,348
8月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	36,000
9月2日 水道光熱水費・清掃費(9月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
9月19日 事務所電話代 1 / 2 (9月分)	事務所費	1,348
9月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	38,000
10月2日 水道光熱水費・清掃費(10月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
10月23日	事務所費	1,348

事務所電話代 1 / 2 (10月分)		
10月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	42,000
11月2日 水道光熱水費・清掃費(11月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
11月20日 事務所電話代 1 / 2 (11月分)	事務所費	1,348
11月26日 区政報告八ガキ代 50円×300枚	広報費	15,000
11月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	38,000
12月2日 水道光熱水費・清掃費(12月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
12月26日 事務所電話代 1 / 2 (12月分)	事務所費	1,348
12月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	40,000
1月2日 水道光熱水費・清掃費(1月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
1月25日 事務所電話代 1 / 2 (1月分)	事務所費	1,348
1月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	34,000
2月2日 水道光熱水費・清掃費(2月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
2月20日 事務所電話代 1 / 2 (2月分)	事務所費	1,348
2月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	38,000
3月2日 水道光熱水費・清掃費(2月分) i - 1様 1 / 2	事務所費	9,000
3月19日 事務所電話代 1 / 2 (3月分)	事務所費	1,348
3月28日 調査研究補助費 ◇◇	人件費	44,000

【誤記更正】

4月28日 調査研究補助費 ◇◇ 1 / 2	人件費	21,000
5月28日 調査研究補助費 ◇◇ 1 / 2	人件費	18,000
6月28日 調査研究補助費 ◇◇ 1 / 2	人件費	22,000

7月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	22,000
8月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	18,000
9月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	19,000
10月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	21,000
11月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	19,000
12月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	20,000
1月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	17,000
2月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	19,000
3月28日 調査研究補助費 ◇◇1 / 2	人件費	22,000

(3) j 議員

【誤記控除】

5月15日 電池他(ビックカメラ)90%	事務費	3,123
10月31日 政務調査交通費〔10月分〕	調査研究費	16,610
11月12日 郵便切手〔80円300枚、組切手 1組2000円〕	広報費	26,000
11月30日 政務調査交通費〔11月分〕	調査研究費	9,600
1月29日 政務調査交通費 1月分	調査研究費	11,400

【誤記更正】

5月15日 電池他(ビックカメラ)90%	事務費	2,810
10月31日 政務調査交通費〔10月分〕	調査研究費	14,460
11月12日 郵便切手〔80円300枚、組切手80円12枚〕	広報費	24,960
11月30日 政務調査交通費〔11月分〕	調査研究費	9,590
1月29日	調査研究費	11,390

(4) k 議員

【誤記控除】

4月30日 0412 4月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
5月29日 0512 5月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
6月30日 0617 6月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
7月31日 0713 7月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
8月9日 0803 ユザワヤ吉祥寺店 ステンレスハサミ 80%	事務費	1,176
8月31日 0814 8月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
9月30日 0914 9月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
10月30日 1011 10月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
11月30日 1113 11月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
12月28日 1214 12月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
1月29日 0112 1月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
2月26日 0210 2月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000
3月31日 0314 3月分給料 k - 1 90,000 円の 50%	人件費	45,000

【誤記更正】

4月30日 0412 4月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
5月29日 0512 5月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
6月30日 0617 6月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
7月31日 0713 7月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
8月9日 0803 ユザワヤ吉祥寺店 ステンレスハサミ 80%	事務費	1,170

8月31日 0814 8月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
9月30日 0914 9月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
10月30日 1011 10月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
11月30日 1113 11月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
12月28日 1214 12月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
1月29日 0112 1月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
2月26日 0210 2月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725
3月31日 0314 3月分給料 k - 1 90,000 円の 35.25%	人件費	31,725

(5) 1 議員

【誤記控除】

4月3日 ガス 45% * 1 / 2	事務所費	7,099
4月24日 suikaチャージ	調査研究費	2,000
4月27日 インターネット接続料・ケーブルTV料 1 / 2	事務費	10,048
4月30日 賃貸料 45% * 1 / 2	事務所費	29,345
5月2日 ガソリン 1 / 2	調査研究費	2,679
5月3日 suikaチャージ	調査研究費	1,000
5月11日 交通費 (5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	3,220
5月16日 交通費 (5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	1,010
5月20日 交通費 (5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	1,460
5月25日 携帯電話 1 / 2	事務費	4,854
5月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料 1 / 2	事務費	14,228
5月27日	調査研究費	3,000

suika チャージ		
5月28日 交通費(5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	1,430
5月31日 交通費(5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	980
6月1日 賃貸料45%*1/2	事務所費	58,689
6月1日 育成研究会	研修費	5,000
6月10日 電気代45%*1/2	事務所費	1,627
6月10日 電話代1/2	事務費	2,142
6月16日 suika チャージ	調査研究費	1,000
6月23日 suika チャージ	調査研究費	5,000
6月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1/2	事務費	10,048
7月7日 suika チャージ	調査研究費	2,000
7月20日 交通費(7月分交通費記録簿参照)	調査研究費	9,010
7月23日 携帯電話1/2	事務費	5,447
7月27日 インターネット接続料・ケーブルTV料1/2	事務費	14,228
7月31日 suika チャージ	人件費	5,000
8月11日 電気料金45%*1/2	事務所費	4,928
8月11日 水道・下水道料45%*1/2	事務所費	4,965
8月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1/2	事務費	10,048
8月29日 suika チャージ	調査研究費	1,000
9月2日 suika チャージ	調査研究費	3,000
9月2日 交通費(9月分交通費記録簿参照)	調査研究費	7,310
9月4日 suika チャージ	調査研究費	10,000

9月21日 suika チャージ	調査研究費	5,000
9月26日 suika チャージ	調査研究費	2,000
9月28日 インターネット接続料・ケーブルTV料1 / 2	事務費	14,228
10月5日 suika チャージ	調査研究費	10,000
10月9日 交通費(10月分交通費記録簿参照)	調査研究費	8,480
10月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1 / 2	事務費	10,048
11月2日 賃貸料45% * 1 / 2	事務所費	58,689
11月9日 suika チャージ	調査研究費	10,000
11月14日 suika チャージ	調査研究費	10,000
11月14日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	2,310
11月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1 / 2	事務費	14,228
12月1日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	8,480
12月9日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	7,340
12月14日 suika チャージ	調査研究費	10,000
12月16日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	13,420
12月26日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	5,970
12月28日 インターネット接続料・ケーブルTV料1 / 2	事務費	10,048
1月5日 交通費(1月分交通費記録簿参照)	調査研究費	3,920
1月21日 交通費(1月分交通費記録簿参照)	調査研究費	3,300
1月25日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	4,650
1月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1 / 2	事務費	14,349
1月26日 交通費(1月分交通費記録簿参照)	調査研究費	2,490

1月30日 suikaチャージ	調査研究費	1,000
1月30日 交通費(1月分交通費記録簿参照)	調査研究費	10,760
2月1日 賃貸料45%*1/2	事務所費	58,689
2月1日 交通費(2月分交通費記録簿参照)	調査研究費	950
2月6日 suikaチャージ	調査研究費	10,000
2月7日 交通費(2月分交通費記録簿参照)	調査研究費	3,860
2月9日 交通費(2月分交通費記録簿参照)	調査研究費	6,180
2月16日 suikaチャージ	調査研究費	10,000
2月18日 交通費(2月分交通費記録簿参照)	調査研究費	4,100
2月24日 交通費(2月分交通費記録簿参照)	調査研究費	7,900
2月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1/2	事務費	10,169
3月6日 交通費(3月分交通費記録簿参照)	調査研究費	3,660
3月13日 交通費(3月分交通費記録簿参照)	調査研究費	10,400
3月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料1/2	事務費	14,349
3月31日 会派視察費	調査研究費	79,315
累計		2,039,391

【誤記更正】

4月3日 ガス45%*1/2	事務所費	7,098
4月24日 suikaチャージ 75%	調査研究費	1,500
4月27日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,371
4月30日 賃貸料45%*1/2	事務所費	29,344
5月2日 ガソリン1/2	調査研究費	2,678

5月3日 suikaチャージ 75%	調査研究費	750
5月11日 交通費(5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	2,510
5月25日 携帯電話1/2	事務費	4,853
5月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,461
5月27日 suikaチャージ 75%	調査研究費	2,250
5月29日 交通費(5月分交通費記録簿参照)	調査研究費	1,430
6月1日 賃貸料(2ヶ月)45%*1/2	事務所費	58,688
6月1日 育成研究会 1/2	研修費	2,500
6月10日 電気代45%*1/2	事務所費	1,626
6月10日 電話代1/2	事務費	2,141
6月16日 suikaチャージ 75%	調査研究費	750
6月23日 suikaチャージ 75%	調査研究費	3,750
6月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,371
7月7日 suikaチャージ 75%	調査研究費	1,500
7月20日 交通費(7月分交通費記録簿参照)	調査研究費	7,590
7月23日 携帯電話1/2	事務費	5,400
7月27日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,461
7月31日 suikaチャージ 75%	調査研究費	3,750
8月11日 電気料金45%*1/2	事務所費	4,927
8月11日 水道・下水道料45%*1/2	事務所費	4,964
8月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,371
8月29日 suikaチャージ 75%	調査研究費	750

9月2日 suikaチャージ 75%	調査研究費	2,250
9月2日 交通費(9月分交通費記録簿参照)	調査研究費	6,510
9月4日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
9月21日 suikaチャージ 75%	調査研究費	3,750
9月26日 suikaチャージ 75%	調査研究費	1,500
9月28日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,461
10月5日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
10月9日 交通費(10月分交通費記録簿参照)	調査研究費	7,490
10月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,371
11月2日 賃貸料(2ヶ月)45%*1/2	事務所費	58,688
11月9日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
11月14日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
11月14日 交通費(11月分交通費記録簿参照)	調査研究費	1,420
11月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,461
12月14日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
12月28日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,371
1月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,582
1月30日 suikaチャージ 75%	調査研究費	750
2月1日 賃貸料(2ヶ月)45%*1/2	事務所費	58,688
2月6日 suikaチャージ 75%	調査研究費	7,500
2月16日 suikaチャージ 75%	調査研究費	6,000
2月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	7,492

3月26日 インターネット接続料・ケーブルTV料(1本)1/2	事務費	9,582
3月31日 会派視察費	調査研究費	71,767
累計		2,004,741

(6) m議員

【誤記控除】

10月4日 JOMO ガソリン	調査研究費	1,000
10月31日 交通費記録簿	研修費	3,890
3月19日 日本政策センター「地方議員ネット」ネット情報年会費	資料購入費	3,000

【誤記更正】

10月4日 JOMO ガソリン 1/2	調査研究費	500
10月31日 交通費記録簿	研修費	3,694
3月19日 日本政策センター「地方議員ネット」ネット情報年会費 1/2	資料購入費	1,500

(7) n議員

【誤記控除】

4月30日 政務調査交通費	研修費	4,130
8月31日 政務調査交通費	研修費	3,050
10月27日 北朝鮮拉致被害支援施策資料・杉並交流協会	調査研究費	1,000

(8) o議員

【誤記控除】

12月25日 21 自由民主党全国女性議員政策研究会CD	資料購入費	8,220
---------------------------------	-------	-------

【誤記更正】

12月25日 21 自由民主党全国女性議員政策研究会CD 1/2	資料購入費	4,110
-------------------------------------	-------	-------

(9) q 議員

【誤記控除】

4月22日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,762
5月22日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	3,971
6月17日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	3,490
7月29日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,723
8月29日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,802
9月26日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,825
10月27日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,481
11月26日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	3,881
12月25日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,472
1月27日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	1,678
1月27日 はがき印刷代 振込	広報費	12,745
2月25日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	2,034
3月26日 携帯電話通話料 2 2分1	事務費	1,951

(10) r 議員

【誤記控除】

4月27日 J-COM 3・4月分 1/2	事務費	5,228
8月31日 今井印刷 長3封筒2000枚印刷	広報費	22,050
11月30日	広報費	22,050

今井印刷 長3封筒 2000枚印刷		
-------------------	--	--

【誤記更正】

4月27日 J-COM 4月分 1/2	事務費	2,614
------------------------	-----	-------

(11) s 議員

【誤記控除】

4月14日 4月分ガス代 1 / 4	事務所費	4,137
4月22日 3~4月分水道料 1 / 4	事務所費	6,825
4月30日 4月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,991
4月30日 4月分事務所電力費(エアコン) 1 / 4	事務所費	3,149
5月18日 5月分ガス代 1 / 4	事務所費	3,125
5月29日 5月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,925
5月29日 5月分事務所電力費(エアコン) 1 / 4	事務所費	2,771
6月12日 6月分ガス代 1 / 4	事務所費	2,021
6月22日 5~6月分水道料 1 / 4	事務所費	7,703
6月29日 6月分事務所電力費(エアコン) 1 / 4	事務所費	2,654
6月29日 6月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,444
7月14日 7月分ガス代 1 / 4	事務所費	2,050
7月30日 7月分事務所電力費(エアコン) 1 / 4	事務所費	3,135
7月30日 7月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,673
8月14日 8月分ガス代 1 / 4	事務所費	1,641
8月24日 7~8月分事務所上下水道料 1 / 4	事務所費	7,909
8月31日 8月分事務所電力費(エアコン) 1 / 4	事務所費	3,770

8月31日 8月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,854
9月14日 9月分ガス代 1 / 4	事務所費	1,570
9月30日 9月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,478
9月30日 9月分事務所電力費 (エアコン) 1 / 4	事務所費	3,084
10月22日 10月分ガス代 1 / 4	事務所費	2,431
10月22日 9~10月分水道料 1 / 4	事務所費	8,343
10月30日 10月分事務所電力費 (エアコン) 1 / 4	事務所費	2,740
10月30日 10月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,808
11月24日 11月分ガス代 1 / 4	事務所費	2,582
11月30日 11月分事務所電力費 (エアコン) 1 / 4	事務所費	2,561
11月30日 11月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	2,488
12月21日 12月分ガス代 (東京ガス) 1 / 4	事務所費	3,152
12月22日 11~12月分上下水道代 1 / 4	事務所費	7,606
12月29日 12月分事務所電力費 (エアコン) 1 / 4	事務所費	2,874
12月29日 12月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	3,077
1月25日 1月分ガス代 (東京ガス) 1 / 4	事務所費	4,209
1月29日 1月分事務所電灯費 1 / 4	事務所費	3,373
1月29日 1月分事務所電力費 (エアコン) 1 / 4	事務所費	4,011
2月22日 2月分ガス代 (東京ガス) 1 / 4	事務所費	3,792
2月24日 1~2月分上下水道代 1 / 4	事務所費	7,508
2月26日 2月分事務所電灯料 1 / 4	事務所費	3,156
2月26日 2月分事務所電力費 1 / 4	事務所費	3,020

3月23日 3月分ガス代（東京ガス）1 / 4	事務所費	3,904
3月30日 3月分事務所電灯料 1 / 4	事務所費	2,584
3月30日 3月分事務所電力費（エアコン）1 / 4	事務所費	2,867

【誤記更正】

4月14日 4月分ガス代 * 23.9%	事務所費	3,955
4月22日 3～4月分水道料 * 23.9%	事務所費	6,524
4月30日 4月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,859
4月30日 4月分事務所電力費（エアコン） * 23.9%	事務所費	3,010
5月18日 5月分ガス代 * 23.9%	事務所費	2,987
5月29日 5月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,797
5月29日 5月分事務所電力費（エアコン） * 23.9%	事務所費	2,649
6月12日 6月分ガス代 * 23.9%	事務所費	1,932
6月22日 5～6月分水道料 * 23.9%	事務所費	7,364
6月29日 6月分事務所電力費（エアコン） * 23.9%	事務所費	2,537
6月29日 6月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,336
7月14日 7月分ガス代 * 23.9%	事務所費	1,960
7月30日 7月分事務所電力費（エアコン） * 23.9%	事務所費	2,997
7月30日 7月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,556
8月14日 8月分ガス代 * 23.9%	事務所費	1,568
8月24日 7～8月分事務所上下水道料 * 23.9%	事務所費	7,561
8月31日 8月分事務所電力費（エアコン） * 23.9%	事務所費	3,604
8月31日 8月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,728

9月14日 9月分ガス代 * 23.9%	事務所費	1,500
9月30日 9月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,368
9月30日 9月分事務所電力費 (エアコン) * 23.9%	事務所費	2,949
10月22日 10月分ガス代 * 23.9%	事務所費	2,324
10月22日 9~10月分水道料 * 23.9%	事務所費	7,976
10月30日 10月分事務所電力費 (エアコン) * 23.9%	事務所費	2,620
10月30日 10月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,684
11月24日 11月分ガス代 * 23.9%	事務所費	2,468
11月30日 11月分事務所電力費 (エアコン) * 23.9%	事務所費	2,448
11月30日 11月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,378
12月21日 12月分ガス代 (東京ガス) * 23.9%	事務所費	3,014
12月22日 11~12月分上下水道代 * 23.9%	事務所費	7,271
12月29日 12月分事務所電力費 (エアコン) * 23.9%	事務所費	2,747
12月29日 12月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	2,941
1月25日 1月分ガス代 (東京ガス) * 23.9%	事務所費	4,024
1月29日 1月分事務所電灯費 * 23.9%	事務所費	3,225
1月29日 1月分事務所電力費 (エアコン) * 23.9%	事務所費	3,834
2月22日 2月分ガス代 (東京ガス) * 23.9%	事務所費	3,625
2月24日 1~2月分上下水道代 * 23.9%	事務所費	7,177
2月26日 2月分事務所電灯料 * 23.9%	事務所費	3,017
2月26日 2月分事務所電力費 * 23.9%	事務所費	2,887
3月23日 3月分ガス代 * 23.9%	事務所費	3,732

3月30日 3月分事務所電灯料*23.9%	事務所費	2,470
3月30日 3月分事務所電力費(エアコン)*23.9%	事務所費	2,741

(12) t 議員

【誤記控除】

12月26日 補助員 当月分	人件費	29,000
12月28日 事務イスの購入(50%) (有)慈光	事務費	5,000

【誤記更正】

12月26日 補助員 当月分 (4日分80%含む)	人件費	25,200
12月28日 事務イスの購入(50%) (有)慈光	事務費	2,500

(13) v 議員

【誤記控除】

3月5日 新聞購読費1月分 朝日新聞	調査研究費	3,925
-----------------------	-------	-------

【誤記更正】

3月5日 新聞購読費1月分 朝日新聞	資料購入費	3,925
-----------------------	-------	-------

(14) w 議員

【誤記控除】

5月19日 会議茶菓代 4名/珈里亜	調査研究費	1,860
7月31日 交通費 タクシー代・7月分	調査研究費	23,550
9月30日 交通費 タクシー代・9月分	調査研究費	10,700
11月28日 事務用品代 インク×3 写真用紙×1/カマのキヨ	事務費	20,150
11月28日	事務費	673

事務用品代 プリンター用紙-/西友荻窪店		
12月24日 トウキョウガス料金 1/6 (10月分)	事務所費	100
3月26日 新聞購読 日経ヴェリタス 52週分	資料購入費	23,400

【誤記更正】

7月31日 交通費 タクシー代・7月分	調査研究費	22,410
9月30日 交通費 タクシー代・9月分	調査研究費	9,700
11月28日 事務用品代 インク×3 写真用紙×1/加村のキヨ 90%	事務費	18,135
11月28日 事務用品代 プリンター用紙-/西友荻窪店 90%	事務費	605
3月26日 新聞購読 日経ヴェリタス 26週分	資料購入費	11,700

(15) x 議員

【誤記控除】

7月31日 区政報告案内印刷費 四国堂	広報費	31,447
3月31日 通信費携帯電話代 (3月分・50%) NTTドコモ	事務費	2,594

【誤記更正】

7月31日 区政報告案内印刷費 四国堂 90%	広報費	28,302
3月31日 通信費携帯電話代 (3月分・50%) NTTドコモ	事務費	2,324

(16) y 議員

【誤記控除】

8月12日 モバイル通信、接続料ウィルコム (80%) 6月	事務費	3,111
8月20日 スイカチャージ料 (75%)	調査研究費	9,600
11月3日 ガソリン代 (50%)	調査研究費	3,196

【誤記更正】

8月20日 スイカチャージ料(75%)	調査研究費	3,750
11月3日 ガソリン代(50%)	調査研究費	2,204

(17) O会派

【誤記控除】

4月24日 アルバイト代(4月分、)	人件費	28,500
5月25日 アルバイト代(5月分、)	人件費	30,500
5月25日 ホームページ利用料(区議団、区議6名分)2分の1	事務費	220,710
6月25日 アルバイト代(6月分、)	人件費	68,500
7月24日 アルバイト代(7月分、)	人件費	30,500
8月25日 アルバイト代(8月分、)	人件費	60,500
9月25日 アルバイト代(9月分、)	人件費	76,500
10月23日 アルバイト代(10月分、)	人件費	53,000
11月24日 アルバイト代(11月分、)	人件費	55,000
12月25日 アルバイト代(12月分、)	人件費	45,000
1月25日 アルバイト代(1月分、)	人件費	36,500
2月25日 アルバイト代(2月分、)	人件費	26,500
2月25日 減税自治体構想アンケート幟旗80%	広報費	63,546
3月25日 アルバイト代(3月分、)	人件費	18,000

【誤記更正】

4月24日 アルバイト代(4月分、)2分の1	人件費	14,250
5月25日	人件費	15,250

アルバイト代(5月分、)2分の1		
5月25日 ホームページ利用料(区議団、区議6名分)2分の1	事務費	220,605
6月25日 アルバイト代(6月分、)2分の1	人件費	34,250
7月24日 アルバイト代(7月分、)2分の1	人件費	15,250
8月25日 アルバイト代(8月分、)2分の1	人件費	30,250
9月25日 アルバイト代(9月分、)2分の1	人件費	38,250
10月23日 アルバイト代(10月分、)2分の1	人件費	26,500
11月24日 アルバイト代(11月分、)2分の1	人件費	27,500
12月25日 アルバイト代(12月分、)2分の1	人件費	22,500
1月25日 アルバイト代(1月分、)2分の1	人件費	18,250
2月25日 アルバイト代(2月分、)2分の1	人件費	13,250
2月25日 減税自治体構想アンケート幟旗80%	広報費	63,504
3月25日 アルバイト代(3月分、)2分の1	人件費	9,000

(18) D議員

【誤記控除】

5月7日 書籍代「学会会報」年間購読(H21.6~H22.5) to 学会	資料購入費	4,000
1月28日 書籍代「ジャパニスト」年間購読(NO5~NO8) to ジャパニスト株式会社	資料購入費	2,800
3月29日 ガス料(3月) to 東京ガス*1/10	事務所費	761

【誤記更正】

5月7日 書籍代「学会会報」年間購読(H21.6~H22.5) to 学会 1/2	資料購入費	2,000
--	-------	-------

(19) E 議員

【誤記控除】

12月24日 封筒印刷代(奥村印刷)	事務費	35,000
-----------------------	-----	--------

【誤記更正】

12月24日 封筒印刷代(奥村印刷) 75%	事務費	26,250
---------------------------	-----	--------

(20) P 会派

【誤記控除】

1月13日 「市民がつくる政策調査会」2010年度会員会費/ 特定非営利活動法人市民がつくる政策調査会	研修費	10,000
1月31日 市民と議員の条例づくり交流会議2010年会費/ 市民と議員の条例づくり交流会議	研修費	5,000

【誤記更正】

1月13日 「市民がつくる政策調査会」2010年度会員会費/ 特定非営利活動法人市民がつくる政策調査会 1/2	研修費	5,000
1月31日 市民と議員の条例づくり交流会議2010年会費/ 市民と議員の条例づくり交流会議 1/2	研修費	2,500

(21) F 議員

【誤記控除】

12月30日 会費:2010年分:開かれた議会をめざす会	研修費	3,000
1月20日 3315-2155 自宅FAX付機。'10年1月分。引落し支払 3割計上 ¥3,675*0.3。NTTへ	事務費	1,102

【誤記更正】

12月30日 会費：2010年分：開かれた議会をめざす会：3,000×5 割計上に	研修費	1,500
1月20日 3315-2155 自宅FAX付機。'10年1月分。引落し支払 3割計上 ¥2,566*0.3。NTTへ	事務費	769

(22) G議員

【誤記控除】

2月19日 東京新聞(2010年4月~9月分)	資料購入費	15,300
----------------------------	-------	--------

(23) Y会派

【誤記控除】

4月1日 沖縄タイムス2・3月分	資料購入費	9,650
4月22日 家賃振り込み料金	事務所費	420
4月22日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
4月27日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	11,922
4月27日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	15,424
5月26日 家賃振り込み料金	事務所費	420
5月26日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
6月12日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	9,895
6月26日 家賃振り込み料金	事務所費	420
6月25日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
7月1日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	11,066
7月27日 家賃振り込み料金	事務所費	420
7月27日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262

8月11日 アスクール(封筒代)	広報費	11,940
8月11日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	9,591
8月11日 印刷用紙・インク代(理想科学)	広報費	31,363
8月25日 家賃振り込み料金	事務所費	420
8月25日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
9月25日 家賃振り込み料金	事務所費	420
8月25日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
9月25日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	55,334
9月30日 賃金・7日分	人件費	29,500
10月23日 ポール修理代 三共企画 K使用ポール1本	広報費	1,720
10月26日 家賃振り込み料金	事務所費	420
10月26日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
10月31日 賃金・6日分	人件費	31,500
11月26日 家賃振り込み料金	事務所費	420
11月26日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
12月23日 印刷用紙(理想科学)	広報費	12,789
12月24日 家賃振り込み料金	事務所費	420
12月24日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262
12月29日 賃金・11日分	人件費	61,000
1月8日 印刷用紙(理想科学)	広報費	9,591
1月26日 家賃振り込み料金	事務所費	420
1月26日 HP運営サポート費振り込み料金	広報費	262

3月1日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	7,869
3月1日 「官製三部作」出版記念会・会費	調査研究費	6,000
3月1日 家賃振り込み料金	事務所費	420
3月1日 HP 運営サポート費振り込み料金	広報費	262
3月3日 事務所パソコン・プリンターリース代 1/2 計上	事務費	7,434
3月15日 印刷用紙代(理想科学)	広報費	9,591
3月25日 家賃振り込み料金	事務所費	420
3月25日 HP 運営サポート費振り込み料金	広報費	262
3月31日 賃金・5日分	人件費	27,000

【誤記更正】

4月1日 沖縄タイムス3月分	資料購入費	4,910
4月22日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
4月22日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
4月27日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	10,729
4月27日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	13,881
5月26日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
5月26日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
6月12日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	8,905
6月26日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
6月25日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
7月1日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	9,959
7月27日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210

7月27日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
8月11日 アスクール(封筒代) 90%	広報費	10,746
8月11日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	8,631
8月11日 印刷用紙・インク代(理想科学) 90%	広報費	28,226
8月25日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
8月25日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
9月25日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
9月25日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
9月25日 印刷用紙代(理想科学) 90%	広報費	49,800
9月30日 賃金・7日分(2日間 90%)	人件費	28,850
10月23日 ポール修理代 三共企画 K使用ポール1本 1/2 計上	広報費	860
10月26日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
10月26日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
10月31日 賃金・6日分(3日間 90%)	人件費	29,850
11月26日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
11月26日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
12月23日 印刷用紙(理想科学) 90%	広報費	11,510
12月24日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
12月24日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
12月29日 賃金・11日分	人件費	50,000
1月8日 印刷用紙(理想科学) 90%	広報費	8,631
1月26日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210

1月26日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
3月1日 印刷用紙（理想科学） 90%	広報費	7,082
3月1日 「官製三部作」出版記念会・会費 二分の一計上	調査研究費	3,000
3月1日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
3月1日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
3月15日 印刷用紙（理想科学） 90%	広報費	8,631
3月25日 家賃振り込み料金 1/2 計上	事務所費	210
3月25日 HP 運営サポート費振り込み料金 1/2 計上	広報費	131
3月31日 賃金・5日分（2日間90%）	人件費	25,600